

令和元年度第2回袖ヶ浦市環境審議会

1 開催日時 令和元年7月10日（水）午前10時開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 出席委員

会長	工藤 智子	委員	太田 信之
副会長	梶山 雅司	委員	佐久間 隆文
委員	松戸 滋	委員	古賀 悠子
委員	土井 学	委員	藤井 正己
委員	塩谷 保幸	委員	黒澤 智子
委員	吉田 良子	委員	川原 理恵子
委員	小島 直子	委員	猿渡 由枝

4 出席職員

環境経済部長	分目 浩	環境管理課主査	河口 真慶
環境経済部次長	苅米 幹隆	環境管理課主査	小堺 健一郎
環境管理課副参事	齋藤 智宏		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

6 議題

- (1) 袖ヶ浦市環境基本計画年次報告について
- (2) 袖ヶ浦市環境基本計画の現行施策の評価について
- (3) (仮称) 第2次袖ヶ浦市環境基本計画の骨子案について
- (4) その他

7 議事

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 環境経済部長あいさつ
- (4) 議題
- (5) 閉会

進行：定刻となりましたので、ただいまから袖ヶ浦市環境審議会を開催します。本環境審議会は「袖ヶ浦市附属機関等の会議に関する要綱」に基づき、会議を公開することになります。また、会議録作成のため録音をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

また、本日は、委員の皆様、全員出席でございます。従いまして、袖ヶ浦市環境審議会規則第5条第2項の規定により、定足数に達しているため、本日の会議は成立していることをご報告させていただきます。

それでは、会議の開催に当たり、工藤会長よりご挨拶を頂きたいと思います。

～ 会長挨拶 ～

進行：ありがとうございました。

続きまして、分目環境経済部長よりご挨拶を申し上げます。

～ 部長挨拶 ～

議事に入る前に、配布資料の確認をさせていただきます。

～ 会議資料の確認 ～

それでは、環境審議会規則第5条第1項の規定により、これより工藤会長に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長：それでは、規則により議長を務めさせて頂きます。

早速、議題に入りたいと思います。本日の議題は、（1）袖ヶ浦市環境基本計画年次報告について、（2）袖ヶ浦市環境基本計画の現行施策の評価について、（3）第2次袖ヶ浦市環境基本計画の骨子案について、（4）その他となっております。

それでは、議題（1）袖ヶ浦市環境基本計画年次報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局：議題（1）について説明

議長：ただいま、議題（1）について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問などがある方は挙手をお願いします。藤井委員。

藤井委員：10ページの「光化学オキシダント」について、4段落目「こうした汚染物質の発生源である臨海部の工場等におけるばい煙発生施

設については、協定を締結してより厳しい規制を行っています。」の2行は、なぜ「光化学オキシダント」の項目に入っているか、この文章は、大気汚染全般に関わることではないでしょうか、主要因が工場にあるかのように読み取れてしまうと思います。

事務局：光化学スモッグ注意報が発令された際には、協定締結工場等にばい煙発生量の抑制を要請するといったこともあるため記載しています。

議長：光化学オキシダントが高くなったときには、協定締結工場にこういった協力をいただいている、ということを言いたかったかと思いますが、この表現では読み取りにくい部分もあるかと思うので、表現を変えてもらえば良いかと思います。藤井委員いかがですか。

藤井委員：そのように思います。

議長：事務局もよろしいですか。

事務局：分かりました。

議長：藤井委員からご指摘のあった行の上2行の「大気汚染問題は、自動車の利用や野焼きといった個人レベルの問題から、市町村・県・国といった広範囲で対策を講じていかなければならぬ問題があります。」という表現について、自動車の利用や野焼きの表現は、大気汚染全般にかかることで、特に野焼きはPM2.5にかかることですので、こここの表現は見直してもらいたいと思います。

事務局：分かりました。

議長：そのほかにご質問などはありますか。

～ 質疑なし ～

ご質問などはないようですので、議題（1）については終了します。続きまして、議題（2）袖ヶ浦市環境基本計画の現行施策の評価について、事務局から説明をお願いします。

事務局：議題（2）について説明

議長：ただいま、議題（2）について、事務局から説明がありました。この件について、ご質問・ご意見などある方は挙手をお願いします。

太田委員：現行施策評価等一覧表の5-1「ポイ捨て、不法投棄を徹底して監視する」について、「郵便局との連携による情報収集」というのがあり、今後は「市職員全員による監視に統合」とありますが、具体的にはどういうことでしょうか。

事務局：現行計画を平成15年度に策定した後に、郵便局員が不法投棄を発見した場合報告してもらうという協定を締結しましたが、業務で忙しく機能していないということもあって、たくさんの目で見るとい

う考えで「市職員全員による監視に統合」としています。

不法投棄に関しては廃棄物対策課、ポイ捨てに関しては環境管理課が所管しています。全庁的なファイルがあり、市職員の通勤途中や、土木や税務関係で外出した際に不法投棄やポイ捨てを発見した場合に、場所などの情報を記録し、担当課で確認を行い、対処するようになっています。

議長：太田委員よろしいでしょうか。

太田委員：重要な取り組みだと思うので、今後ともよろしくお願ひします。

議長：藤井委員。

藤井委員：現行施策評価等一覧表の公共交通の部分に関して、「2-2 交通による大気汚染、騒音・振動を解消する」や「7-1 自家用車依存を軽減する交通整備を進める」などの取組方針が挙げられていますが、高齢者の運転ミスによる事故が多く、運転免許の自主返納の動きが盛んになっており、公共交通への依存度は上がっていくと思いますが、市の他部署と連携して施策を進めているといったことはあるのでしょうか。

議長：事務局から回答をお願いします。

事務局：公共交通全般に関しては、企画課が所管しています。また、高齢者等に関しては、福祉部の高齢者支援課が高齢者福祉計画を策定しており、この中で高齢者などの移動支援について現在検討しています。平川地区で地域のNPO法人が高齢者を病院や買い物に連れて行くような活動を行っており、そのような先進的な取り組みを参考にし、福祉施策において検討中です。

次期環境基本計画の施策において、自家用車依存を減らし、排ガスを減らすことなどを盛り込むかについては、今後検討していくたいと考えています。

議長：藤井委員よろしいでしょうか。

藤井委員：ありがとうございました。

議長：佐久間委員。

佐久間委員：現行施策評価等一覧表の「今後の方針」の欄で、完了と廃止が一括りになっていますが、完了と廃止は別物のように思います。一括りにした理由は何かあるのでしょうか。

議長：事務局お願ひします。

事務局：次期計画の取り扱いに関して、完了と廃止はどちらも掲載しないという考え方のもとでこのような取り扱いにしています。

佐久間委員：次期計画への掲載をしないということでこうなっているという

ことでしょうか。

事務局：その通りです。

議長：「完了・廃止」と書いてあるので、誤解が生じるのかと思います。
「完了（又は廃止）」のように書いてあれば、分かりやすかったかと思いますが、事務局の説明でよろしいでしょうか。

佐久間委員：問題ありません。

議長：梶山委員。

梶山委員：施策の評価の欄について、Bは「実施中（概ね完了）」となっていますが、大気や水質の測定に関しては、基準を満たしているから完了ということではなく、毎年継続して実施しており、現状のA、B、C、Dの標記だけでは表現しきれていないと思うので、しっかりと継続して実施していることが分かるように表記を検討してはどうでしょうか。

議長：具体的には表のどの部分になりますか。

梶山委員：2ページの「2-1 ダイオキシン類を含む有害化学物質に対する監視の継続」とありますが、毎年各事業所へのばい煙立入調査を行っていますし、公共水域では小櫃川の基準値を全て満足しているが、満足しているからやめるということではないと思います。毎年行っているということを、追記するように検討すると良いかと思います。

議長：どうしても評価A、B、C、Dだと一律の表現になってしまい、Aでもないし、Bでもないというところだと思いますが、事務局のお考えはありますか。

事務局：表記の方法としては、評価書「4 評価の基準」に関して書き方を変えるか、表の「事務局評価」の理由の欄にそれぞれ追記するか、になると思いますが、書き方を検討させていただきます。

議長：梶山委員。

梶山委員：「概ね」とあると、せっかく監視を実施しているのに、公表した際に実施していないと思われてしまうのではないかでしょうか。

議長：実施しているのに、Bとすると実施していないように見えるのはどうか、ということだと思います。事務局いかがでしょうか。

事務局：ご意見を参考に検討します。

議長：Aの表現を変えて、BをAにするという方法もあると思いますが、検討をお願いします。

そのほかにご質問などはありますか。

～ 質疑なし ～

ご質問などはないようですので、議題（2）については終了しま

す。続きまして、議題（3）（仮称）第2次袖ヶ浦市環境基本計画の骨子案について、事務局から説明をお願いします。

事務局：議題（3）について説明

議長：ただいま、議題（3）について、事務局から説明がありましたが、この議題は、今回の審議会における一番の肝となりますので、新しい計画をどう作っていくのかという骨子案について、なるべく多くの委員の方の意見を伺っていきたいと思います。この件について、ご質問などある方は挙手をお願いします。太田委員。

太田委員：現行の計画期間が令和4年度までとなっていますが、次期環境基本計画の期間との整合をどのように図るのでしょうか。

議長：事務局お願いします。

事務局：現行の計画期間は、総合計画と合わせ、次期環境基本計画を前倒しすると考えています。

議長：太田委員。

太田委員：環境配慮指針は、誰に向けて、どのようなことをするのでしょうか。

議長：事務局お願いします。

事務局：市民、事業者、市の役割を、それぞれ記載したいと考えています。次期計画でどのような内容を記載するかについてはこれから検討していくことになります。市によっては各基本施策ごとに各主体の役割を定めているものもありますが、本市では全ての施策を網羅した上で、各主体に求められる役割というものを設定することを考えています。

また、自然環境、生活環境の面から優れている点、問題点などの特性を踏まえて、各主体が配慮すべき事項について検討していきたいと考えています。

議長：太田委員よろしいでしょうか。

太田委員：ありがとうございました。

議長：梶山委員。

梶山委員：26ページの「3分野を横断するテーマの設定、分野横断的に施策を展開」の中で「災害時等における環境問題への対応」という記載がありますが、どのような内容を検討していますか。

議長：事務局お願いします。

事務局：災害が発生した後の対応や、災害の予防的な側面の両方を検討したいと考えています。

議長：梶山委員、よろしいですか。

梶山委員：ホームページなどでハザードマップを公開していると思いますが、高齢者などなかなか閲覧ができない方にもきちんと周知できるようにし、防災無線が聞き取れなかつたときのために問い合わせ先が分かるように各家庭への紙媒体の配布など、何か起きたときに、速やかに避難などができるように施策を検討していただきたいと思います。

議長：そのほかに何かありますでしょうか。できるだけ皆さんのご意見を伺いたいと思います。地元の塩谷委員、何かありますか。

塩谷委員：産業廃棄物処理施設の問題が近隣の市原市や君津市では発生しています。水質に関する施策は近隣市とも連携をとって進めていただきたいと考えています。有害鳥獣対策に関して、市内でもかなり被害が出てきています。行政だけではなく、地域の協議会や農協などと情報交換等を密にしながら引き続き対策を進めていただきたいと思います。

議長：有害鳥獣についてですが、土井委員、何かありますか。

土井委員：袖ヶ浦市だけでは対応しきれないと思うので、連携をとって進めていっていただきたいです。

議長：吉田委員、何かありますか。

吉田委員：意見として、最近ではペットボトル等の問題が話題になっていますが、マイボトルの使用に関して市の広報等でもっとPRしてはどうかと思っています。

議長：公募委員の方にも伺いたいと思います。猿渡委員、何かありますか。

猿渡委員：母親の立場から、子どもでもごみの仕分けが簡単にできるやり方を考えてほしいと思います。

議長：川原委員、何かありますか。

川原委員：学校で焼却場の施設見学など行っていると思いますが、その資料を家庭に持ち帰って親が見ることで知識が増えることもあると思います。子どもを通じた働きかけも市の環境に対する意識を高める一助になりますので、積極的にお願いしたいと思います。

議長：黒澤委員お願いします。

黒澤委員：自宅前の線路沿いに不法投棄が多く、クリーンセンターに電話して張り紙をしてもらってから、回収までに2、3週間くらいかかることが多いようですが、だいたいどのくらいで回収にくるものなのでしょうか。

事務局：投棄されてからすぐに回収してしまうと、投棄者にすぐに回収さ

れる場所だという認識をもたれてしまい、繰り返し投棄されるようになったという例もあり、一定の期間をおいて回収しています。逆の考えで、ゴミがあるとそこに捨てられてしまうこともあるので、期間を設けています。

議長：黒澤委員。

黒澤委員：野焼きに関しても、広域農道で視界を遮られることがあるので、注意喚起をもっとやっていただきたいと感じています。

議長：藤井委員、何かありますか。

藤井委員：温室効果ガスの削減について、庁舎の電気使用量が増えているということですが、太陽光発電や蓄電池導入の動きはあるのでしょうか。

議長：事務局お願いします。

事務局：公共施設への再生可能エネルギー導入のガイドラインに基づいて、庁舎の建て替えなど、大規模改修の際は太陽光の導入を検討し、改修の予定がある施設に対して、再生可能エネルギー導入の情報提供を環境部門として行っていくこととしています。

議長：藤井委員よろしいですか。

藤井委員：結構です。

議長：古賀委員よろしくお願ひします。

古賀委員：市の公共施設でのP C B保管に関して目標値などはあるのでしょうか。

議長：担当課が違うと思うので、分かる範囲の中で、事務局お願ひします。

事務局：市内での保管状況については、いくつかの施設で適切に保管し、毎年県への報告を行っているという状況です。具体的に今後どう処理していくかということについては、情報を持ち合わせておりません。

議長：古賀委員よろしいですか。

古賀委員：ありがとうございました。

議長：佐久間委員、何かありますか。

佐久間委員：分野を横断する5つのテーマについて、分野が何を指しているのかが分かりづらかったと思います。

議長：26ページの「分野を横断するテーマ」などの「分野」というのは、前に出てくる1から5の分野と同じものなのかということになるかという質問だと思いますが、事務局お願ひします。

事務局：骨子案の3ページに出てくる自然環境、生活環境、地球環境、循

環型社会の構築、環境意識と行動の5つの分野が、13ページの基本目標につながっていて、この5つの分野を基本分野として骨子案の中で捉えております。

議長：佐久間委員、よろしいでしょうか。

佐久間委員：ありがとうございました。より良い計画ができるように、話をしたいと思います。

議長：松戸委員、何かありますか。

松戸委員：プラスチックの問題に関する動きなどについては触れた方が良いと思います。戻りますが、資料1の29ページの環境指標の実行計画におけるCO₂排出量について、単に評価を「×」とするだけではなく、理由の説明や今後の対応などを詳しく表記することで、市民や事業所への説得力が増すのではないかと思っています。

議長：事務局お願いします。

事務局：記載内容については、検討したいと思います。

議長：そのほかにご質問などはありますか。

～ 質疑なし ～

ご質問などはないようですので、議題（3）については終了します。続きまして、議題（4）「その他」ということでありますが、事務局から何かありますか。

事務局：次回の審議会は、10月中旬を予定していますので、ご協力をお願いいたします。

議長：ただいま、議題（4）について、事務局から説明がありました。この件について、ご質問などある方は挙手をお願いします。

～ 質疑なし ～

ご質問などはないようですので、議題（4）については終了します。

以上をもちまして、議事を終了し、議長の任を解かせていただきます。委員の皆様には、ご協力をいただきありがとうございました。

進行：会長におかれましては、議事進行ありがとうございました。また委員の皆さまにおかれましては、活発なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

以上で環境審議会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

以上

袖ヶ浦市環境審議会

会議次第

日時 令和元年7月10日（水）

午前10時から

場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 環境経済部長あいさつ

4 議題

（1）袖ヶ浦市環境基本計画年次報告について

（2）袖ヶ浦市環境基本計画の現行施策の評価について

（3）（仮称）第2次袖ヶ浦市環境基本計画の骨子案について

（4）その他

5 閉会

環 境 基 本 計 画
年 次 報 告 書

令 和 元 年 度 版
(平成30年度の取組)

袖 ケ 浦 市

目 次

1. 環境基本計画年次報告書（環境レポート）の趣旨	1
2. 環境基本計画の概要	2
(1) 計画の目的	2
(2) 計画の期間	2
(3) 計画の対象範囲	2
(4) 袖ヶ浦市が目指す望ましい環境像と取組方針	3
3. 袖ヶ浦市の概況	
(1) 人口・面積等	4
(2) 袖ヶ浦市の環境の課題と取組	5
4. 環境施策の推進状況	
(1) 自然環境・みどり	6
(2) 大気環境(有害化学物質)	9
(3) 河川・水環境	15
(4) 景観	19
(5) 環境美化・ごみ問題	21
(6) 放射能	26
(7) エネルギーと地球温暖化(地球環境問題)	27
(8) 環境教育・市民意識	30
(9) 協働・パートナーシップ	32
5. 評価及び公表	34

資料 取組指標の算定方法及び経年変化

1. 環境基本計画年次報告書（環境レポート）の趣旨

袖ヶ浦市では、平成11年に制定した袖ヶ浦市環境条例第8条に基づき、袖ヶ浦市総合計画に示す本市の将来像を、環境面から実現していくため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、環境基本計画を平成14年度に策定しました。

環境基本計画は、環境保全の観点において最も基本となる計画であり、その実効性を確保していくためには、計画の進行管理が重要です。

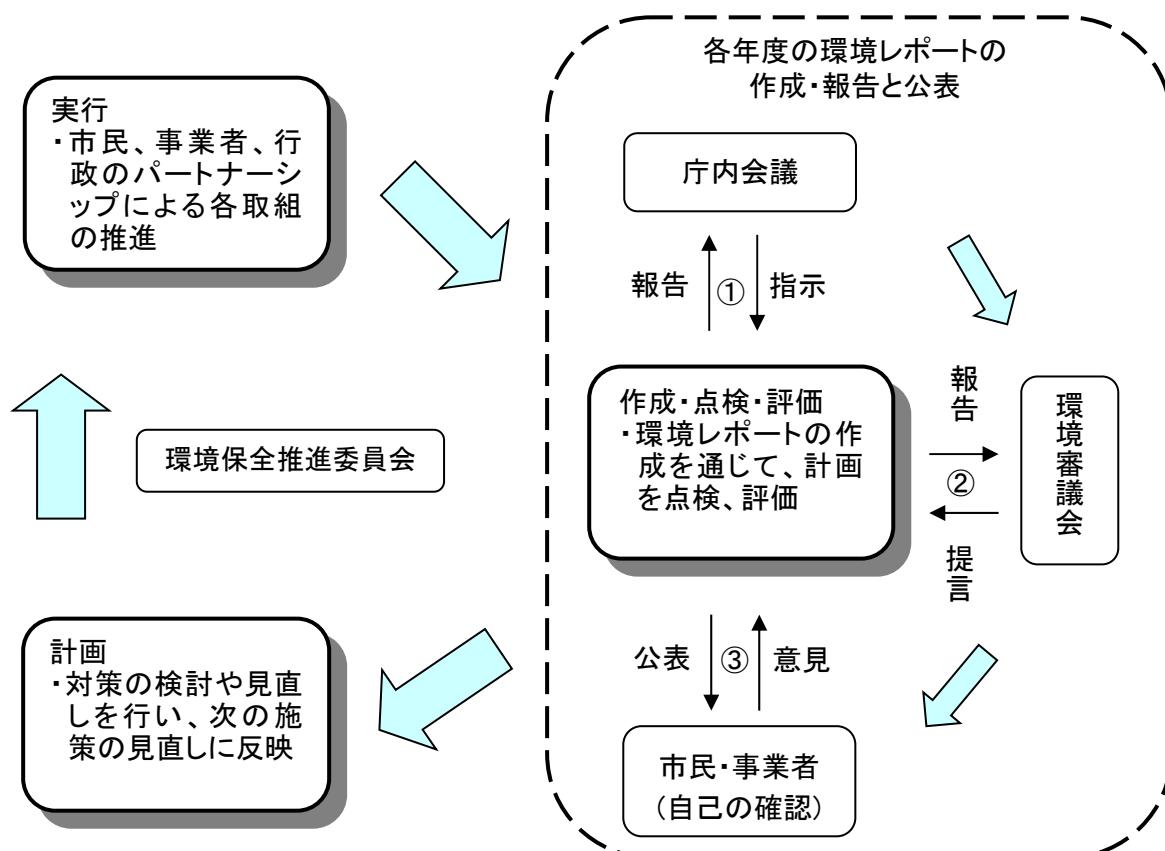
そのため、目標や指標を効果的に活用するとともに、各推進組織により本計画の進行管理を行うこととなっています。

この環境基本計画年次報告書（環境レポート）は、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について、点検・評価し、その結果を公表することにより、市民・事業者と情報を共有するとともに、次年度以降の取り組みや、計画の見直し検討につなげるものです。

なお、報告書の形式については、本計画の策定時において、市民・事業者等で構成されていた環境市民会議の意見を反映しました。

この報告書は、平成30年度の取組について取りまとめたものです。

環境基本計画の進行管理の仕組



2. 環境基本計画の概要

(1) 計画の目的

環境基本計画は、長期的な目標のもと、市民、事業者及び行政が協働して、環境分野全般にわたって総合的かつ計画的に取組を推進していくことにより、自然と共生した持続可能な社会を築き、本市の環境をより良いものとして将来の世代に引き継ぐとともに、市民の健康で豊かな生活を実現することを目的としています。

(2) 計画の期間

環境問題への取組は長期的な視点に立つことが重要です。したがって、本計画の計画期間は、2003年度から2022年度までの20年間としています。

ただし、具体的な施策については5年間程度を目安として定め、社会情勢の変化や計画の進捗状況などを踏まえて、概ね5年ごとに計画を見直すこととしています。

(3) 計画の対象範囲

計画の対象とする地理的範囲は、本市全体としますが、環境問題は広域的に関係し合っていることから、周辺地域の環境や地球環境も考慮したものとなっています。

対象とする環境の範囲は以下に示すものを基本とし、それに関する私たち人間の諸活動を含むものとしています。

自然環境	自然的要素に関わる環境	・緑 ・地形、地質 ・景観	・水環境 ・動植物
生活環境	生活環境要素の状況とこれに対する生活からの負荷に関わる環境、日常生活に関わる環境	・大気 ・悪臭 ・廃棄物 ・放射能	・水質 ・騒音 ・交通
地球環境	地域からの配慮が必要な地球規模での環境問題	・地球温暖化 ・オゾン層破壊	・酸性雨

(4) 袖ヶ浦市が目指す望ましい環境像と取組方針

環境保全の取組は長期にわたって持続的に実施することが重要であり、また市民のライフスタイルや社会経済システムの変革も含めて進めていく必要があります。

そのような観点から、9つの環境項目を設定し、それぞれの項目に対して、将来的に目指していく「望ましい環境像」と取組方針を以下のとおり定めています。

環境の項目	望ましい環境像	取組方針
1 自然環境・みどり	ホタルやカブトムシの生息する豊かな環境が残るまち	1-1 今ある自然環境をできるだけ残す 1-2 農地がもつ動植物の生息地としての機能を保全する 1-3 生物の生育環境と緑を育てる
2 大気環境 (有害化学物質)	澄んだひかりかがやく空をあおぎ、おいしい空気がするまち	2-1 大気環境・有害物質の監視を継続する 2-2 交通による大気汚染、騒音・振動を解消する 2-3 悪臭対策を進める
3 河川・水環境	安心してのめる水、清らかな小櫃川の流れ、釣りや水あそびのできる水辺のあるまち	3-1 水循環への負荷を減らす 3-2 河川、ため池など水環境とのふれあいを確保する
4 景観	富士山のみえる田園風景が残るまち。	4-1 袖ヶ浦らしい景観を残す 4-2 袖ヶ浦の景観資源を発見する
5 環境美化・ごみ問題	ポイ捨て、不法投棄を許さないまち 市民一人ひとりがごみ出しのルールをまもり、ごみの減量化につとめるまち	5-1 ポイ捨て、不法投棄を徹底して監視する 5-2 ポイ捨て、不法投棄しづらい環境をつくる 5-3 リデュース、リユース、リサイクル、リフューズによりごみを減らす
6 放射能	放射能の心配がない安心して暮らせるまち	6-1 放射能汚染の監視をする 6-2 放射能汚染の低減を図る
7 エネルギーと地球温暖化 (地球環境問題)	市民、事業者、市が、日々の生活、業務のなかで、地球温暖化など環境を考えたライフスタイル、事業活動の選択をするまち	7-1 自家用車依存を軽減する交通整備を進める 7-2 地球温暖化を意識したエネルギー利用を進める 7-3 環境を考えたライフスタイルの選択をする
8 環境教育・市民意識	市民一人ひとりが、環境に対して高い意識をもち、環境を考えたライフスタイルの選択をするまち	8-1 未来を担う子どもたちへの環境教育を進め る 8-2 大人が環境について学び、行動する機会を確 保する
9 協働・パートナーシップ	公共の担い手として、市民が積極的に活動するまち 企業・小売業・消費者・市が協力、協働するパートナーシップがあるまち	9-1 市民、事業者、行政の協働、コミュニケーションの機会を確保する 9-2 市民、事業者の活動を支援する

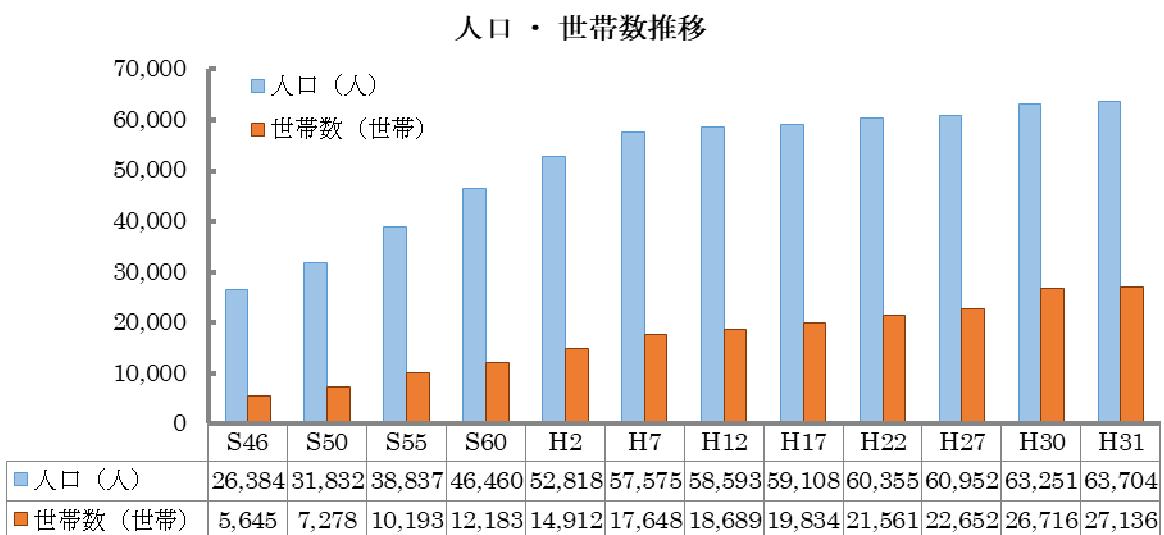
3. 袖ヶ浦市の概況

(1) 人口・面積等

人 口	平成31年4月1日現在	国勢調査(平成27年10月1日)
	63,704人 男 32,179人 女 31,525人	60,952人 男 30,660人 女 30,292人
世 帯 数	27,136世帯	22,652世帯
産 業 別 人 口 (平成27年国勢調査)	第1次産業 1,304人 (4.4%) 第2次産業 8,095人 (27.4%) 第3次産業 19,150人 (64.9%) 分類不能 985人 (3.3%)	
地 势	面 積 94.93 km ² 周 囲 84.5 km 海岸線 28.7 km 広ぼう 東西 14.0 km、南北 13.5 km	
市役所の位置	東経 139度57分27秒 北緯 35度25分36秒	
平和都市宣言	平成2年6月15日採択、同年12月10日宣言	
環境保全都市宣言	平成3年3月15日採択、同年6月14日宣言	
姉妹都市	イタジライ市(ブラジル連邦共和国 サンタカタリーナ州) 昭和54年1月31日締結	

人口・世帯数推移

※S46は10月末日現在、H30及びH31は4月1日現在の人口
※それ以外は国勢調査による人口



(2) 袖ヶ浦市の環境の課題と取組

本市では、古くから、農林水産業を中心に入々の生活が営まれてきましたが、昭和40年代後半の高度経済成長期に入ると、臨海部が日本を代表する重化学コンビナートである京葉臨海工業地帯の一部となり、産業経済活動が飛躍的に発展しました。この過程で大気や水の汚染などによる生活環境の悪化、宅地開発などによる身近な自然の改変、貴重な動植物の消失などが問題となりました。

市では、主要工場との公害防止のための協定締結や環境条例、各種法律による公害防止対策を強く進めるとともに袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例などを制定し、開発に伴う自然環境の悪化の防止に努めてきました。その結果、産業活動に伴う環境問題の解決や自然環境の保護について、一定の成果を収めました。

その一方、人口の増加に伴って市北西部を中心に都市化が進行し、生活様式の変化、消費活動の拡大が進んだ結果、近年の環境問題は、自動車の排ガス、生活排水による水質汚濁、ごみの排出量の増大、化石燃料の消費による温室効果ガスの排出など、生活による環境への負荷が大きくなっています。

大気環境について言えば、公害対策や排気ガス対策が進んだ反面、自動車の数は大幅に増えています。その結果、自動車の利用や産業活動により発生する大気汚染物質や、それらが環境中で化学反応を起こすことにより発生する光化学スモッグといった課題が現在も残っています。そして産業活動のために利用される化学物質が人間の健康及び自然環境へ与える影響についても常に注意していく必要があります。

また、水環境への負荷についてみると、工業排水の対策のほか、家庭からの生活排水についても、下水道等の整備や合併処理浄化槽の普及などにより改善されています。

しかしながら、東京湾の水質の汚濁が未だ見られることから、引き続き、市民、事業者、行政が協力して取り組んでいく必要があります。

さらに、海岸の埋立てや開発行為による自然環境の変化、休耕田の荒廃や人と自然との関わりの変化による在来の動植物の減少や、外来種をはじめとした有害鳥獣の増加などが、私たちの身近な環境問題となっています。その原因は、開発・過度の土地利用・汚染等の人類の活動に伴う直接的な影響だけでなく、里山の荒廃など人類の活動の縮小や生活スタイルの変化によるところが少なくありません。

一方で、ごみの不法投棄やポイ捨て、ごみ出しルールの無視や自家焼却、近隣騒音や犬の糞の放置など、個人の良識に係る環境問題も見逃すことができません。

これらのこと認識し、行政、事業者、市民一人ひとりが、社会の在り方、自らのライフスタイルを見直し、望ましい環境像の実現を目指して、良識ある行動をとっていくことが必要です。

4. 環境施策の推進状況

環境基本計画には「取組指標」が示されていますが、計画策定時のアンケート調査から設定した値など毎年度の評価に適さない指標があります。このようなことから、本報告書では、環境市民会議の意見を反映して、平成20年度に設定した環境項目ごとの「環境指標」によって評価しています。

また、環境指標以外で、参考とすべきものとして「その他指標の推移」を掲載しています。

評価は、環境基準があるものは、それを達成していれば「○」、達成していなければ「×」とし、環境基準がないものは、基準年度と比較して良くなっているれば「○」悪くなっているれば「×」、変化がほとんど無ければ「△」を表示しています。

また、市民意識調査は、平成30年度の値が無いため「—」を表示しています。

(1) 自然環境・みどり

～ホタルやカブトムシの生息する豊かな環境が残るまち～

袖ヶ浦の姿が大きく変わったのは、ここ半世紀程度のことであり、それまでは、小櫃川の砂州から小櫃川沿いに広がる肥沃な水田、内陸部（特に段丘上部）の畠地、海岸部の干潟というのがまちの姿でした。

昭和41年から、京葉臨海工業地帯の一翼を担う形で、臨海部の埋め立てがはじまったのに呼応し、昭和44年から昭和46年に掛けて、臨海部工業地帯及び都心部への通勤者の居住地として、福王台、蔵波台、長浦駅前の住宅地造成が始まりました。

埋立地の造成と工場の立地、住宅地の造成が進む中で、臨海部の工業地帯、内房線に沿った住宅地、水田地帯と里山風景という現在のまちの姿が形作られてきました。

平成3年には、市制が施行され、平成7年に館山自動車道の供用、平成9年に東京湾アクアラインの供用、平成25年に圏央道の供用が始まり、また、平成23年からは、袖ヶ浦駅海側の宅地造成が始まり、本市の現在の姿となっています。

この項目の取組状況等で、特に変化が大きいものとしては、(P.7)「水と緑の里整備」におけるボランティアは、1回当たりの平均参加人数が31名と昨年を超える参加者でした。(P.7)「アライグマ等外来生物の駆除」では、ワナを増やしたことなどから、アライグマ・ハクビシン合計駆除数が、本計画を改訂した平成25年度以降最多の261頭でした。

また、(P.8)「生垣設置補助件数」は、平成26年度以前は、ほぼ毎年度10件以上の申請がありましたが、近年は減少傾向にあり、平成30年度は0件でした。これは、市民の生活スタイルや住宅用地の形態の変化などにより、生垣の設置を行わない家庭が増えていることから、平成30年度をもって補助金の交付を終了しました。

(1)-1 今ある自然環境をできるだけ残す

○概ね5年間で実施する施策 ●中・長期的に検討する施策	平成30年度取組状況
○水と緑の里整備	(環境管理課) ・蔵波小鳥の森の維持管理に努めた。 ・椎の森工業団地内自然環境保全緑地について 造成緑地草刈委託 17,126 m ² (環境保全緑地分 600 m ² 含む。) ボランティア募集、軽作業の実施(月2回) 作業回数20回 参加者616名 平均約31人/回
○公共施設における緑地の適正管理	(都市整備課) 公園・緑地を適正に管理し、緑の保全に努めた。 (環境管理課) 水と緑の里について、除草委託のほかボランティアによる除草作業などを行った。
○保存樹木等指定拡充と助成制度の見直し	(環境管理課) 新規指定無し 【参考】H30年度末指定状況 指定樹木 185本 指定樹林 9.7ha
○アライグマ等外来生物の駆除	(農林振興課・環境管理課) アライグマ・ハクビシン合計駆除数 261頭
●ボランティアを活用した里山の保全、整備の検討	(環境管理課) 椎の森自然環境保全緑地について、ボランティアを募集し、協働による下草刈等の軽作業月2回を目途に実施。 延べ20回 616人参加 平均約31人/回

(1)-2 農地が持つ動植物の生息地としての機能を保全する

○概ね5年間で実施する施策 ●中・長期的に検討する施策	平成30年度取組状況
○農村環境計画に基づく事業実施	(農林振興課) ・県営経営体育成基盤整備事業(武田川下流地区) 事業年度H24～H34 受益面積120ha H30事業内容-区画整理27.9ha ・県営経営体育成基盤整備事業(浮戸川上流Ⅲ期地区) 事業年度H25～H32 受益面積54ha H30事業内容-区画整理52.1ha
○農業担い手の育成	(農林振興課) 認定農業者制度(H30年度末159名) 新規・再認定 17名
○農地の多面的効果の啓発、広報	(農林振興課) 国、県からの広告物による啓発
●遊休農地、荒廃農地の調査	(農業委員会事務局・農地利用最適化推進委員・農林振興課) 農地利用状況調査を実施

(1)-3 生物の生息環境と緑を育てる

○概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
○緑のネットワークづくり基本構想の推進	(都市整備課 他) 各担当課にて、広域農道のフラワーライン化、農村公園整備等の拠点づくりを進めている。
○都市公園の整備	(都市整備課) 袖ヶ浦駅海側地区4号公園他1公園を供用開始し、1公園を拡張した。(計1,392 m ² 増)
○新たな開発地等における緑地保全協定の締結	(環境管理課) 緑化協定 三者協定 70社 二者協定 119社 面積 186 ha
○生垣設置奨励補助制度の普及	(環境管理課) 補助件数 0件 金額 0円 平成30年度末で事業廃止
○水と緑の里整備	(環境管理課) ・蔵波小鳥の森の維持管理に努めた。 ・椎の森工業団地内自然環境保全緑地について 造成緑地草刈委託 17,126 m ² (環境保全緑地分 600 m ² 含む。) ボランティア募集、軽作業の実施(月2回) 作業回数 20回 参加者 616名 平均約31名/回

環境指標					
環境指標	指標の算定方法等	評価方法	基準値 基準年 (H17)	H30	評価
緑が多いと感じる市民の割合	市民意識調査	基準年 より増	78.6 %	81.8 % (H31.4)	—
保存樹林面積	緑の保全及び推進に関する条例に規定する保存樹林	基準年 より増	11.7 ha	9.7 ha	×
保存樹木指定数	緑の保全及び推進に関する条例に規定する保存樹木	基準年 より増	161本	185本	○
市民一人当たりの都市公園面積	都市計画区域内の市民ひとり当たりの都市公園面積	基準年 より増	12.9 m ²	12.8 m ²	△

備考：市民一人当たりの都市公園面積は、評価が「△」となっています。これは都市公園の面積は増加しているものの、人口の増加率がこの面積を上回っているため、面積が0.1 m²減少しています。

その他の指標の推移

指 標	指標の算定方法等	基準年 (H17)	H29	H30
緑地保全協定による緑地面積	三者協定＋二者協定	173 ha	186 ha	186 ha
生垣設置補助件数	補助件数　補助金額	22 件 768 千円	1 件 10 千円	0 件 0 円
自然環境保全緑地ボランティア参加者数 ボランティア参加者数	ボランティア参加者数：作業回数及び延べ人数	339 人 19 回	470 人 17 回	616 人 20 回
森林機能強化対策事業 (下刈り・枝打ち・間伐等) 補助対象事業面積	下刈り・枝打ち・伐倒・間伐集積　面積	2.94 ha	0.35 ha	0.35 ha
農地・水・環境保全向上 対策活動事業採択地区数	採択地区数	8 地区 590 ha (H19)	14 地区 873 ha	16 地区 954.3 ha
認定農業者数	認定農業者数 (新規・再認定登録者)	65 名 (新規認定 3 名)	158 名 (新規・再認定 26 名)	159 名 (新規・再認定 17 名)

（2）大気環境（有害化学物質）

～澄んだひかりかがやく空をあおぎ、おいしい空気がすえるまち～

本市では、市内 10 か所に設置した測定局で、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の大気汚染物質を常時監視しています。

これら 3 物質の推移を見ると、全国で公害が問題化した昭和 40 年代初頭に比べると、その後、全国的な取組や市内事業者の協力により、現在では大幅に改善しています。

この項目の傾向として、観測を行っている大気汚染物質のほとんどは、長年にわたり環境基準を達成し、緩やかに減少しているか、ほぼ横ばいとなっています。ただし、(P. 13) 光化学スモッグの原因となる「光化学オキシダント」については、環境基準を達成した観測局はなく、平成 30 年度は光化学スモッグ注意報が 5 日（5 回）発令されており、大気の観測項目で唯一、評価が「×」でした。

● 二酸化硫黄 (S O₂)

硫黄酸化物 (S O x) の代表的な成分で、石油や石炭を燃焼させると含有する硫黄分が空気中の酸素と化合して発生します。

排出規制の強化や低硫黄燃料の使用を進めてきた結果、環境基準を達成しており、近年は低濃度の状態が続いています。

● 二酸化窒素 (N O₂)

窒素酸化物 (N O x) の代表的な成分で、燃焼時に燃料中の窒素や空気中の窒素が酸素と化合して発生します。

主な発生源は工場や自動車ですが、都市部ではビルなどで使用する小型ボイラーや家庭の厨房からの総排出量も無視できないものになっています。

市内では、自動車の往来が盛んな福王台測定局が他の測定局に比べて高い値となっていますが、環境基準を達成しています。

● 光化学オキシダント (O x)

光化学オキシダント (O x) は、窒素酸化物と炭化水素などが太陽からの紫外線を受けることで光化学反応を起こし生成される物質で、夏季に日射が強く、高温・無風などの条件が重なり、光化学オキシダント濃度が一定値を超えたときに光化学スモッグ注意報が発令されます。

昭和40年代後半に比べると注意報の発令回数はかなり改善していますが、平成30年度においても光化学オキシダントは、市内一般測定局の平均で313時間基準値を超過し、光化学スモッグ注意報が5日（5回）発令されています。

大気汚染問題は、自動車の利用や野焼きといった個人レベルの問題から、市町村・県・国といった広範囲で対策を講じていかなければならない問題があります。

こうした汚染原因物質の発生源である臨海部の工場等におけるばい煙発生施設については、協定を締結してより厳しい規制を行っています。

● 一酸化炭素 (C O)

一酸化炭素 (C O) は、炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生するもので、自動車が主な発生源となっています。市内では、館山道及び国道16号の2か所の自動車排出ガス測定局で測定しており、環境基準を達成しています。

● 浮遊粒子状物質 (S P M)・微小粒子状物質 (P M 2. 5)

浮遊粒子状物質 (S P M) は、大気中の浮遊粉じんのうち粒径が10ミクロン以下のものを指し、工場や自動車の排出ガスのほか、土壤の舞い上がりなどの自然現象によっても発生します。市内では減少傾向にあり、全測定局において環境基準を達成しています。

また、微小粒子状物質 (P M 2. 5) について、平成30年度は、市内2か所で測定しており、環境基準を達成しています。

(2)－1 大気環境・有害物質の監視を継続する

○概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
○自家焼却・野焼きの廃止指導の徹底と監視パトロール体制の強化	(廃棄物対策課) ・広報紙による啓発 ・苦情対応時に指導を行う。 ・残土埋立て・不法投棄パトロール時に合わせて監視(週6日)
○大気汚染物質に対する監視の継続と市民への情報提供	(環境管理課) 光化学オキシダント濃度の監視体制と注意報の発令 平成30年度発令回数 5回 市民生活安全メールによる配信実施
○ダイオキシン類を含む有害化学物質に対する監視の継続と市民への情報提供	(環境管理課) 有害大気汚染物質モニタリング調査として、ダイオキシン類年4回(2か所)、ベンゼン年12回(1か所)について測定している。また、県においてベンゼン等を年12回(1か所)測定し、併せて結果を公表している。(いずれも環境基準達成)
○事業所等における有害化学物質の管理徹底の推進	(環境管理課) P R T R 法による指導の他、環境保全に関する協定事業所から年間計画書等の提出を求め、指導している。
○発生源施設に対する立ち入り調査の実施	(環境管理課) 5事業所5施設について立入調査を実施、不適合施設は無かった。
○公害防止施設の設置指導	(環境管理課) 環境保全条例及び環境保全に関する協定に基づく事前協議により指導を行った。(条例1件、三者協定1件、二者協定22件)
○農薬の一斉空中散布の適正な実施の指導	(農林振興課) 市植物防疫協会が実施 広報紙及び広報無線により周知、全域ラジコンヘリの使用、市職員の立会い(7/7～7/18、7/22実施) (散布面積 685.30 ha)
○農業用廃プラスチック処理対策の推進	(農林振興課) 農業用マルチ・ハウス用ビニール等の回収処理 塩化ビニール、ポリエチレン 34.23 t

(2)-2 交通による大気汚染、騒音・振動を解消する

○概ね5年間で実施する施策 ●中・長期的に検討する施策	平成30年度取組状況
○低公害車の普及推進(公用車の採用等)	(管財契約課) 公用車の購入又は更新に際し、低排出ガス車を採用した。 平成17年規制50%低減車3台、平成19年規制75%低減車2台、平成22年規制10%低減車1台を購入した。
○アイドリングストップ運動の推進	(環境管理課) 千葉県からの広告物により啓発した。 【参考掲載】 H20年度に31施設42か所に看板(独立柱)を設置、17施設40か所に簡易看板を設置した。
○植樹帯の設置又は設置要請	(環境管理課) 緑地保存協定の締結 椎の森工業団地隣接緑地の管理
○歩行者、自転車利用者が利用しやすい歩道、道路の整備	(土木管理課) 歩行帯整備L=120m
○バリアフリーを考慮した歩道の整備	(土木建設課) 【参考掲載】 計画したバリアフリー化は、平成27年度までに完了した。
○地域公共交通システムの導入と運営	(企画課) 交通空白地域における移動手段を確保するため、地域住民・NPO等が主体となって運営する地域支え合いの仕組みについて支援する。 平川いきいきサポート 提供会員数20名 利用会員数55名
●新たな歩道、自転車道整備の検討	(土木建設課) 袖ヶ浦市道路網整備計画2020を策定中

(2)-3 悪臭対策を進める

○概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
○環境の保全に関する協定に基づく監視と指導の継続、徹底	(環境管理課) 環境の保全に関する協定締結事業所8事業所の11地点で調査実施し超過地点は無かった。
○家畜糞尿処理施設の導入促進、支援	(農林振興課) 家畜排泄物法対象農家 38 整備済み 36 整備しない 2

環境指標					
環境指標	指標の算定方法等	評価方法	基準値 基準年 (H17)	H30	評価
空気・水のきれ いさに満足して いる市民の割合	市民意識調査	基準年 より増	44.7 %	62.7 % (H31.4)	—
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値 が0.04 ppm以下かつ 1時間値0.1 ppm以下	環境 基準	0.04 ppm	一般測定局平均 0.002 福王台(自排) 0.002	○
二酸化窒素	1時間値の1日平均値 が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内、 またはそれ以下	環境 基準	0.06 ppm	一般測定局平均 0.008 福王台(自排) 0.012 大曾根(自排) 0.011	○
光化学 オキシダント	1時間値が 0.06 ppm以下	環境 基準	0.06 ppm	基準超過時間 313時間 (平均) 一般測定局 昼間平均 0.032 注意報等発令日数 5日	×
一酸化炭素	連続8時間1時間値平 均が20 ppm以下かつ1 時間値の1日平均値が 10 ppm以下	環境 基準	10 ppm	福王台(自排) 0.1 大曾根(自排) 0.3	○
浮遊粒子状物質	連続24時間1時間値 の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下かつ1時間 値0.20 mg/m ³ 以下	環境 基準	0.10 mg/m ³	一般測定局平均 0.016 福王台(自排) 0.016 大曾根(自排) 0.018	○
ベンゼン	年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下	環境 基準	0.003 mg/m ³	長浦 0.0018 横田 0.001	○
ダイオキシン類	1年平均値0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	環境 基準	0.6 pg-TEQ/m ³	長浦 0.019 横田 0.018	○

その他の指標の推移

指 標	指標の算定方法等	基準年(H17)	H29	H30
大気発生源立入り調査件数及び超過件数	立入り調査件数及び超過件数	1/10	0/5	0/5
公用車における低公害車の導入台数(低排出ガス車含む。)	低公害車の導入台数(低排出ガス車含む。)	15 台	95 台	93 台
循環バス・市内バス利用者数	循環バス・市内バス利用者数(年間合計)	のぞみ野長浦線 51,051 人 平岡線 48,498 人 馬来田線 74,279 人 ガウラ号 3,729 人 計 177,557 人	のぞみ野長浦線 49,180 人 平岡線 34,480 人 馬来田線 51,098 人 代宿袖ヶ浦 BT 34,558 人 計 169,316 人	のぞみ野長浦線 49,329 人 平岡線 40,829 人 馬来田線 52,905 人 代宿袖ヶ浦 BT 33,882 人 計 176,945 人
駅別鉄道乗者数	駅別鉄道乗者数(駅別・1日当たり平均値)	長浦駅 6,726 人 袖ヶ浦駅 3,872 人 横田駅 303 人 東横田駅 181 人	長浦駅 6,036 人 袖ヶ浦駅 5,058 人 横田駅 196 人 東横田 (発表無し)	— (7月公表予定)
公害苦情受付件数(大気・悪臭・騒音振動)	大気・悪臭・騒音振動、苦情受付件数	大気 47 悪臭 23 騒音 10 振動 2	大気 8 悪臭 12 騒音 7 振動 2	大気 6 悪臭 22 騒音 16 振動 2

(3) 河川・水環境

～安心してのめる水、清らかな小櫃川の流れ、 釣りや水あそびのできる水辺のあるまち～

本市の水道水源は、その70%が市内最大の河川である小櫃川からの取水であり、残りが地下水からの取水によるものです。

市内の河川の水質をみると、最大の河川である小櫃川は、比較的良好な水質を維持しており、水道水利用に適するような「きれい」(BOD 3 mg/L以下)な水です。

一方で、中小河川の蔵波川では、生活排水の影響と思われる汚濁がみられ、「ややよごれている」(BOD 3 mg/L～5 mg/L)状態です。

しかしながら、公共下水道事業をはじめ、農業集落排水事業や合併浄化槽の普及による生活排水対策、また家畜糞尿処理施設の導入促進などによって、かつてみられた「非常によごれている」(BOD 10 mg/L超)状態は現在ではみられなくなっています。

海域では、C類型（市東部）で環境基準を達成していますが、より基準の厳しいB類型（市西部）では環境基準が未達成となっています。

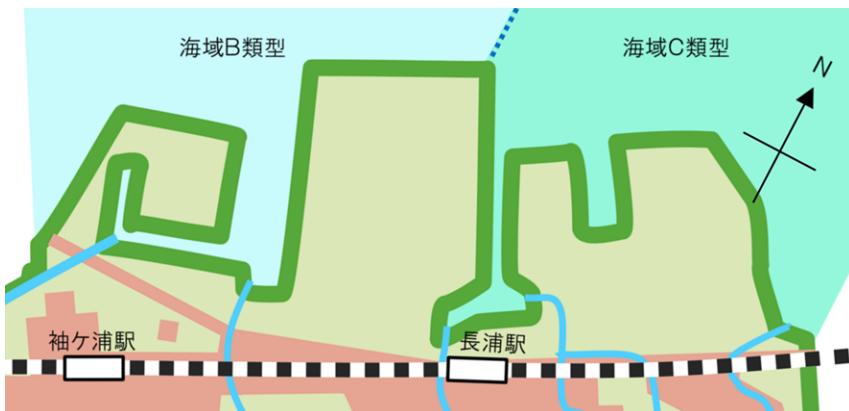
東京湾は環境基準の達成率が低いことから、流域の21自治体が総量規制地域に指定され、COD、窒素、りんについて削減計画に基づいた対策が取られています。

また、一定規模以上の事業所について、協定を締結してより厳しい規制を行うとともに、立入り調査により協定値の遵守状況の確認・指導を実施しています。今後も流域自治体が一体となった取組を進めが必要です。

この項目の取組状況で、変化の大きいものは、特にありません。

(P. 18) 環境指標の評価で、海域のC類型では環境基準を満たしていますが、B類型では環境基準を満たしていないため、評価は昨年に引き続き「×」となっています。

水質の改善に向けて、沿岸自治体により広域的な浄化対策を進めています。



●小櫃川水質データ

調査地点名	年度	調査回数	生物化学的酸素要求量 (B O D)						
			単位 : mg/L						
			環境基準	測定結果		平均値	適合率		
小櫃橋	平成15年度	12	3.0	1.2	～	3.0	2.0	92%	2.3
	平成16年度	12		0.8	～	2.3	1.6	100%	2.0
	平成17年度	12		0.9	～	2.8	1.7	100%	1.8
	平成18年度	12		0.9	～	3.5	1.7	92%	2.1
	平成19年度	12		1.1	～	3.8	1.9	92%	2.1
	平成20年度	12		0.7	～	6.6	1.9	92%	2.0
	平成21年度	12		1.1	～	2.8	1.6	100%	1.8
	平成22年度	12		0.6	～	2.8	1.5	100%	1.5
	平成23年度	12		0.6	～	2.3	1.4	100%	1.7
	平成24年度	12		0.6	～	1.9	1.4	100%	1.7
	平成25年度	12		0.8	～	2.1	1.5	100%	1.7
	平成26年度	12		0.6	～	3.1	1.6	92%	2.1
	平成27年度	12		0.7	～	1.8	1.2	100%	1.2
	平成28年度	12		0.8	～	2.2	1.5	100%	1.5
	平成29年度	12		0.8	～	2.2	1.5	100%	2.1
	平成30年度	12		0.6	～	4.2	1.8	100%	2.0
宮川橋	平成15年度	12	3.0	0.8	～	2.1	1.4	100%	1.5
	平成16年度	12		0.5	～	2.5	1.3	100%	1.4
	平成17年度	12		0.7	～	3.1	1.6	92%	1.9
	平成18年度	12		0.9	～	3.5	1.6	92%	1.7
	平成19年度	12		0.7	～	1.7	1.2	100%	1.3
	平成20年度	12		0.7	～	3.1	1.2	92%	1.4
	平成21年度	12		0.8	～	1.7	1.4	100%	1.5
	平成22年度	12		0.7	～	2.5	1.4	100%	1.4
	平成23年度	12		0.5	～	1.4	1.0	100%	1.2
	平成24年度	12		0.7	～	1.8	1.2	100%	1.4
	平成25年度	12		<0.5	～	1.8	1.1	100%	1.1
	平成26年度	12		<0.5	～	1.6	1.0	100%	1.1
	平成27年度	12		<0.5	～	1.4	1.0	100%	1.0
	平成28年度	12		0.6	～	1.9	1.2	100%	1.7
	平成29年度	12		0.8	～	2.2	1.5	100%	1.7
	平成30年度	12		0.6	～	1.5	1.1	100%	1.3

●公共下水道・農業集落排水事業の状況

(H31.3.31現在)

農業集落排水事業		公共下水道事業供用開始区域(集排除く。)	
供用開始3地区の区域内 定住人口	4,419人	行政区域内人口(住基登)	63,704人
水洗化定住人口	3,454人	使用開始区域内人口	42,978人
		普及率	68.5%
		水洗化人口	41,612人
		水洗化率	96.7%

(3)-1 水循環への負荷を減らす

○概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
○汚水適正処理構想に基づく 事業実施	(下水対策課) 平成27年度に見直した「汚水適正処理構想」に基づき、公共下水道整備を進めている。また、農業集落排水については計画区域の整備を完了している。
○公共下水道、農業集落排水の 整備、普及率向上	(下水対策課) 【農業集落排水】 東部地区：90%・松川地区：88%・平岡地区：69% 未接続者宅への訪問等により協力依頼を行った。平岡地区については、平成24年度から順次供用開始した。 【公共下水】 普及率 68.5% (農業集落排水松川地区含む。) 処理人口 43,652人
○公共下水道、農業集落排水へ 接続のための助成制度	(下水対策課) ・助成金 0件 (対象世帯無し) 汲取り便所から下水道へ改造 3万円／槽 し尿浄化槽から下水道へ改造 2万円／槽 ・貸付金 (無利子) 1件 店舗 1件 1,000千円 ・平岡地区利子補給 H30 5件
○生活排水の負荷についての 周知	(下水対策課) 広報紙及びイベント開催時に啓発
○事業者への排水適正管理の 指導	(環境管理課) 事前協議制度の中で指導 発生源の立入調査を実施 22事業所調査 超過無し
○浄化槽の保守点検、清掃など の適正な維持管理の指導	(下水対策課) 補助する合併浄化槽設置時の指導及び広報紙による周知
○県と協力した地下水汚染調 査の継続	(環境管理課) 市内2か所で実施 (異常無し)
○大寺浄水場や小櫃川の見学 会の実施	(水道局) 【参考掲載】 水道局の直接の事業実施ではないため、H29の見直しの際に施策から削除した。
○受水槽の清掃等設置者への 適正な維持管理の推進	(水道局) 給水申請時に「簡易専用水道のてびき」に基づき、説明して いる。

(3)－2 河川、ため池など水環境とのふれあいを確保する

○概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
○農業用ため池周辺の環境整備 (光福堰・藤井堰・野里堰)	(農林振興課) 草刈や植栽管理などの維持管理を地元に委託し良好な環境保持を図った。

環境指標		指標の算定方法等	評価方法	基準値 基準年(H17)	H30	評価
環境指標						
空気・水のきれいさに満足している市民の割合	市民意識調査	基準年より増		44.7 %	62.7 % (H31.4)	—
農業集落排水普及率・水洗化率	農業集落排水普及率・水洗化率	基準年より増		普及率 4.4 % (2,671人) 水洗化率 75.0 % (2,002人)	普及率 6.9 % (4,419人) 水洗化率 78.2 % (3,454人)	○
公共下水道、普及率・水洗化率(松川地区含む。)	公共下水道、普及率・水洗化率	基準年より増		普及率 67.7 % 水洗化率 92.0 %	普及率 68.5 % 水洗化率 96.7 %	○
小櫃川	環境基準 BOD75%値	環境基準	BOD 3 mg/L	宮川橋 1.3 mg/L 小櫃橋 2.0 mg/L		○
海域	環境基準 COD75%値 B類型 C類型	環境基準	B類型 3.0 mg/L C類型 8.0 mg/L	B類型 5.6 mg/L C類型 6.9 mg/L		×
						○

その他の指標の推移

指標	指標の算定方法等	基準年(H17)	H29	H30
排水発生源立入り調査件数及び超過件数	立入り調査件数及び超過件数	1/27	1/22	0/22
合併処理浄化槽・生活廃水処理施設設置補助件数	年間設置件数 (年間補助件数)	合併 94(59)、 生活排水 2	合併 128 (55) 生活排水 2	合併 120 (27) 生活排水 2
汚水処理率	(公下+農集排) 水洗化人口+合併浄化槽人口／人口	70.1 %	89.8 %	89.8 %
公害苦情受付件数 (水質)	公害苦情受付件数 (水質)	水質 10	水質 2	水質 4
中小河川	BOD75 % 値 (12 河川・19 地点の最小値 : 最大値)	最小 1.7 mg/L (久保田川:不渡堰) 最大 3.8 mg/L (松川:砂子田)	最小 1.3 mg/L (鎧水川:槍水橋) 最大 4.9 mg/L (蔵波川:上蔵波)	最小 1.2 mg/L (久保田川:不渡堰) 最大 5.0 mg/L (蔵波川:上蔵波)

(4) 景観

～富士山のみえる田園風景が残るまち～

本市の景観は、臨海部の工業的な世界と、それとは対象的な田園、自然空間との共存に特徴づけられ、富士山とアクアラインの見える田園風景はその特徴の一つといえます。

また、長浦駅前、蔵波台、福王台などの住宅地も、今では公園をはじめとする豊かな緑が快適な住環境を醸成し、その街並みは市街地を代表する都市景観となっています。これらの景観を保全していくためには、市街地における建築物の調和や緑地の保全と緑化の推進をはかるとともに、本市の景観の主要な構成要素である里山や丘陵地に残る森林、坂戸の森などの社寺林の保全などを進めていくことが求められます。しかし、これらの景観資源を保全していく上で、ごみの不法投棄や、管理の担い手不足によるササ・竹の繁茂による質の低下といった問題が顕在化しています。

この項目では、(P. 20) その他の指標の推移のうち、放置自転車の撤去数が、平成27年度の43台と比較すると、29年度は11台、30年度は5台と、大幅に減少しています。これは袖ヶ浦駅及び長浦駅周囲がきれいに整備されたことで、自転車を放置しづらい環境ができたものと考えられます。

(4)-1 袖ヶ浦らしい景観を残す

○概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
○景観としての農業環境の保全	(農林振興課) 多面的機能支払交付金事業 16組織が活動 平川東部・浮戸川上流・百目木・上泉永吉・大鳥居・坂戸市場・野里・宮田・大曾根勝・山中・中下・上宿・堂谷・成蔵・神納・小路
○農村公園、フラワーラインの景観維持	(農林振興課) 神納花の15会・飯富・下新田・三ツ作・大曾根・勝・岩井の7地区のボランティアによりフラワーライン(袖ヶ浦高校～岩井地先まで約5km)の種まきをし(春はコスモス、秋はポピー)、また、年2回浮戸川沿いの草刈を実施した。(延長8,660m)
○自然散策コースの整備、案内板の設置	(環境管理課) 「蔵波小鳥の森」、「椎の森自然環境保全緑地」について、地元やボランティアと協力して維持管理に努めた。
○現状で利用可能な制度(保存樹林等補助金制度、生垣設置奨励制度)についての周知の徹底	(環境管理課) 広報紙、ホームページ等で周知した。
○県広告物条例の適用	(都市整備課) 市職員による毎月2回の除去作業及び、市が委任したボランティアによる除去作業を随時実施した。アクアラインマラソンの実施時期に合わせ、集中除去を行った。

○景観計画の運用	(都市整備課) 【参考掲載】 H25 景観計画及び景観条例を策定、H26 運用を開始した。 H30 の点検評価の結果から、本市の景観が良好なものとなるよう景観計画の一部変更を実施した。
----------	---

(4)－2 袖ヶ浦の景観資源を発見する

○概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
○本市の景観資源の対外的なアピール	(都市整備課) 景観まちづくり賞の実施や、景観まちづくりの取り組みについてまとめた景観まちだよりを各自治会へ回覧した。
○景観計画の運用	(都市整備課) 景観まちづくり賞を表彰し、HPや広報で紹介し景観形成の啓発を行った。大竹地区において、景観まちあるきを実施し、市民が誇れる袖ヶ浦らしい景観について理解を深めた。

環境指標					
環境指標	指標の算定方法等	評価方法	基準値 基準年(H17)	H30	評価
まちがきれいだと感じる市民の割合	市民意識調査	基準年 より増	31.2 %	63.8 % (H31.4)	—

その他の指標の推移

指標	指標の算定方法等	基準年(H17)	H29	H30
農地・水・環境保全向上対策活動事業採択地区数(再掲)	採択地区数	8地区(H19) 590ha	14地区 873.0ha	16地区 954.3ha
違反広告物簡易除却数	違反広告物撤去枚数	1,339枚	825枚	616枚
放置自転車撤去数	公共の場所に放置している自転車の撤去数	78台	11台	5台

(5) 環境美化・ごみ問題

～ポイ捨て、不法投棄を許さないまち。 市民一人ひとりが
ごみ出しのルールをまもり、ごみの減量化につとめるまち～

●一般廃棄物

本市の廃棄物は、市の定めた一般廃棄物処理基本計画及び実施計画に基づきクリーンセンターで中間処理(破碎・選別等)を行っています。

一方、ごみの中間処理(焼却)を君津地域共同で行うため君津地域広域廃棄物処理事業として、4市と民間3社が出資する第3セクター「株かずさクリーンシステム(KCS)」を平成10年12月に設立し、平成14年4月から第1期工場の稼動に合わせ、ごみ処理を一部委託しています。また、平成17年度末には第2期工場が完成し、平成18年4月からは資源ごみを除くごみ全量を委託処理することになり、クリーンセンターでの焼却は停止いたしました。

ごみ発生量の推移（単位：トン）

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
可燃ごみ	15,674	15,999	16,346	16,638	16,736	16,976	16,914	17,134
粗大ごみ等	4,158	4,045	4,590	2,407	2,422	2,333	2,293	2,370
資源ごみ回収	2,400	2,434	2,620	2,611	2,469	2,306	2,205	2,140
合計	22,232	22,478	23,556	21,656	21,627	21,615	21,412	21,644

●ごみの減量化及び資源化

近年の消費経済の発展と物流機構の発達により、私たちの生活は大変豊かになりました。しかしながら、使い捨て商品や過剰包装の氾濫による資源の浪費、ごみ量の増大がごみ処理施設の不足と相まって大きな社会問題となっています。

最近では、無駄を省き限りある資源を大切に使おうという議論が盛んに行われ、各地で様々な減量化・資源化のための施策が行われています。

本市の条例では、市だけでなく市民、事業者が参加した幅広い対策の推進と、三者それぞれの責務と義務が規定されているほか、開発事業に関して事前協議制を取り入れています。

H30 再資源化量

(単位：トン)

区分	センター	自治会	団体	合計
紙・布類	603. 68	985. 43	719. 13	2, 308. 24
カン・金属類	398. 97	79. 81	21. 33	500. 11
ビン・ガラス類	162. 79	186. 67	5. 97	355. 43
ペットボトル	50. 01	107. 89	—	157. 90
ペットボトルキャップ	—	6. 67	0. 12	6. 79
廃食用油	—	7. 10	—	7. 10
使用済小型家電	39. 05	—	—	39. 05
小計	1, 254. 50	1, 373. 57	746. 55	3, 374. 62
溶融スラグ	1, 653. 86	—	—	1, 653. 86
メタル	378. 27	—	—	378. 27
小計	2, 032. 13	—	—	2, 032. 13
合計	3, 286. 63	1, 373. 57	746. 55	5, 406. 75

この項目の取組では、(P. 22)「不法投棄監視員、土砂対策指導員、環境美化推進員による定期的な監視の継続、強化」において、不法投棄の異常報告件数は、平成30年度が60件となり、昨年度に引き続き多い状況ですが、ごみのポイ捨ての回収量は減少しています。

(P. 23)「各種イベント開催時における環境美化、ポイ捨て防止の啓発キャンペーン実施」において、道路脇に新たに大型看板を4枚設置し、市内を通行する方々に対し啓発を行っています。

(P. 23)「リサイクル情報提供システムによるリサイクル製品の紹介」は、平成27年度の利用実績がなく、同年度で事業を廃止し、また、「廃食油の石けんづくり支援の継続」については、該当団体が解散したことから、平成27年度で事業を廃止しています。

(5)-1 ポイ捨て、不法投棄を徹底して監視する

○概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
○不法投棄監視員、土砂対策指導員、環境美化推進員による定期的な監視の継続、強化	<p>(廃棄物対策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区2名計10名の不法投棄監視員によるパトロール及び実施結果の報告書提出 1回/月 異常報告件数/定期報告件数 60/120 ・土砂対策等指導員として警察OB2名を臨時雇用し、残土埋立て・不法投棄パトロールを6回／週実施 (環境管理課) ・各地区2名(長浦地区4名) 計12名の推進員による3回/月 パトロール 報告書提出 1回/月 報告書を基にシルバー人材センターに処理委託 36回 1.39トンを回収

○悪質な不法投棄、ポイ捨てに対する罰則の適用	(廃棄物対策課・環境管理課) 平成30年度は悪質な不法投棄やポイ捨てはなかったため、罰則の適用は無かった。
○各種イベント開催時における環境美化、ポイ捨て防止の啓発キャンペーン実施	(環境管理課) 広報紙に「ポイ捨てはやめよう」の記事掲載、啓発看板配布50枚、大型看板設置4枚 ポイ捨て防止啓発活動 袖ヶ浦駅周辺 参加者57名 長浦駅周辺 参加者40名

(5)-2 ポイ捨て、不法投棄しづらい環境をつくる

○概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
○市内一斉清掃の実施	(環境管理課) 2回/年(5/27、10/7)実施 参加者30,000人 回収ごみ63.98トン
○臨海地区清掃の実施	(環境管理課) 4回/年(6/21、9/19、11/14、2/14)実施 実施機関：市、港湾事務所、事業所 回収ごみ 5.01トン
○花いっぱい運動推進	(環境管理課) ボランティア団体への花の種子配布 5団体 1回/年
○雑草対策事業、雑草対策協議会を通じた宅地の雑草対策の推進	(環境管理課) ・草刈機の貸出し 65件 104台 ・雑草地の所有者に草刈り依頼の文書を隨時送付 149件

(5)-3 リデュース、リユース、リサイクル、リフューズによりごみを減らす

○概ね5年間で実施する施策 ●中・長期的に検討する施策	平成30年度取組状況
○多量排出事業者への減量化の促進	(廃棄物対策課) ・事前協議制度による指導 ・環境の保全に関する協定に基づく年間計画書の提出 ・個別対応による指導
○ごみの発生抑制のための意識啓発	(廃棄物対策課) ・施設見学時、イベント開催時及び広報紙による啓発 ・ごみ発生量(t/年) 可燃ごみ17,134t 不燃ごみ2,370t 資源物2,140t 合計21,644t ・センターでの焼却停止、全量かずさクリーンシステムで焼却(H18)
○リサイクル情報提供システムによるリサイクル製品の紹介	(廃棄物対策課) 平成27年度末で事業廃止
○廃食油の石けんづくり支援の継続	(廃棄物対策課) 平成27年度末で事業廃止
○事業主として建設リサイクル、廃棄物の適正処理を進める	(学校教育課) ・主としてPTA活動による資源回収の実施。 ・児童会や生徒会によるリサイクル運動の実施。

	<ul style="list-style-type: none"> ・給食残渣を堆肥化し、リサイクル利用を図った。 (廃棄物対策課) ・クリーンセンターで資源化、資源物搬出実績 1,378 t
○現ごみ処理の有料制(指定ごみ袋制)の見直し	<p>(廃棄物対策課) 【参考掲載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検証・検討を実施 ・平成25年10月粗大ごみ有料化実施
○現資源回収制の見直し	<p>(廃棄物対策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内114自治会において実施 回収実績 1,394 t
○生ごみ肥料化容器補助制度の実施	<p>(廃棄物対策課) 現状維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助件数 生ごみ肥料化容器 4基 ・機械式生ごみ処理機 8基
○粗大ごみ処理の有料化の検討	<p>(廃棄物対策課)</p> <p>平成25年10月1日より実施</p>
○学校給食の生ごみ、公共施設の落葉等の堆肥化およびその活用	<p>(給食センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食調理時の野菜くず、給食の食べ残しを回収し堆肥化を行っている。72.1 t
●公共施設等で発生する剪定材等のコンポスト化検討	<p>(廃棄物対策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝粉碎機を市民に貸し出し 63件 4,242 kg

環境指標

環境指標	指標の算定方法等	評価方法	基準値 基準年(H17)	H30	評価
まちがきれいだと感じる市民の割合	市民意識調査	基準年より増	31.2%	63.8% (H31.4)	—
リサイクルを実践している市民の割合	市民意識調査	基準年より増	82.5%	83.9% (H31.4)	—
ごみ収集量(可燃・不燃・粗大)	ごみ収集量 (可燃・不燃・粗大)	基準年より減	可燃 17,572 t 不燃・粗大 5,605 t 合計 23,177 t	可燃 17,134 t 不燃・粗大 2,370 t 合計 19,504 t	○
市民一人当たりごみ発生量(家庭系・事業系)	(家庭系・事業系)/人口/日数	基準年より減	家庭系 可燃 11,419 t 粗大 4,485 t 719 g/日/人	家庭系 可燃 12,133 t 粗大 2,213 t 617 g/日/人	○
			事業系 可燃 6,153 t 不燃 1,120 t 329 g/日/人	事業系 可燃 5,011 t 不燃 157 t 222 g/日/人	

その他の指標の推移

指 標	指標の算定方法等	基準年(H17)	H29	H30
市内一斉清掃におけるごみ収集量	市内一斉清掃(2回/年)におけるごみ収集量	90.46 t /2回/年	66.68 t /2回/年	63.98 t /2回/年
臨海清掃におけるごみ収集量	臨海清掃(4回/年)におけるごみ収集量	6.85 t /4回/年	5.83 t /4回/年	5.01 t /4回/年
ごみ指定袋販売量	ごみ指定袋(可燃・不燃)販売量(20・30・40 L合計枚数)	可燃 3,275,500枚 不燃 262,100枚 合計 3,537,600枚	可燃 3,669,500枚 不燃 264,000枚 合計 3,933,500枚	可燃 3,905,000枚 不燃 283,000枚 合計 4,188,000枚
自治会における資源回収実績	自治会における資源回収実績(年間合計値)	1,879.17 t	1,441.49 t	1,373.57 t
資源回収活動における回収実績	資源回収活動における回収実績(年間合計値)	1,151.06 t	763.87 t	746.55 t
生ごみ肥料化容器等購入設置実績	生ごみ肥料化容器等購入設置実績(種類別積算値)	コンポスト19 機械式 41	コンポスト8 機械式 5	コンポスト4 機械式 8
剪定枝粉碎機貸出件数	剪定枝粉碎機貸出件数	40件 1,202 kg (H19)	42件 2,031 kg	63件 4,242 kg
不法投棄監視員異常報告件数	異常報告件数/報告件数	17/120	61/119	60/120
環境美化推進員の報告に基づく回収量	回収ごみ重量/シルバー委託件数	13.3 t/36回	1.68 t/36回	1.39 t/36回
放置自転車撤去数	公共の場所に放置している自転車の撤去数	78台	11台	5台
クリーンセンターにおける資源化率	リサイクル量/総受け入れ量	30.3 %	25.0 %	25.6 %
給食残渣リサイクル量	給食残渣リサイクル量	76.0 t (H19)	76.9 t	72.1 t

(6) 放射能

～放射能の心配がない安心して暮らせるまち～

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が被災し、大量の放射性物質が放出されました。放射性物質による環境の汚染と、これに伴う人の健康への影響を速やかに低減することが課題となっています。

小学校や公園などの公共施設での空間放射線量の測定、農畜産物に含まれる放射性物質の測定を実施していますが、いずれも基準値以下となっています。

この項目の取組状況で変更のあった点は、「大気中放射線量の監視の継続と市民への情報提供」において実施している放射線量の測定について、平成24年度以降、除染対象となる0.23マイクロシーベルト／時を下回っていることから、平成28年度において、測定箇所・測定頻度の見直しを行ったことです。

見直しの結果、現在は測定箇所を22か所から10か所とし、測定頻度を毎月から隔月としています。

(6)-1 放射能汚染の監視をする

○概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
○大気中放射線量の監視の継続と市民への情報提供	(環境管理課) 小学校及び公園の合計10か所において年6回測定し、結果を公表している。(いずれも0.23マイクロシーベルト／時以下)
○農畜産物に含まれる放射性物質の測定と市民への情報提供	(農林振興課) 市内農産物の放射性物質検査の申請受付2品目、4検体異常無し

(6)-2 放射能汚染の低減を図る

○概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
○ガイドラインによる除染の実施	(環境管理課) 市内の公共施設において除染の基準となる0.23マイクロシーベルト／時以上の空間放射線量は検出されなかった。

(7) エネルギーと地球温暖化(地球環境問題)

～市民、事業者、市が、日々の生活、業務のなかで

地球温暖化など環境を考えたライフスタイル、事業活動の選択をするまち～

私たちの生活は、大量生産、大量消費を前提とした社会経済システムのもとで発展をとげてきたと言えます。その結果、私たちの生活は物質的に非常に豊かになり、便利さも高まってきました。

こうした「便利さ」は、資源の面から見ると大量生産、大量消費による資源の濫用とごみの増大、エネルギーの面から見ると使用量の増大を引き起こしてきています。

平成28年度（2016年度）の日本のエネルギー起源の温室効果ガスの総排出量は13億700万トン（二酸化炭素（CO₂）換算）でした。省エネ等によるエネルギー消費量の減少とともに、太陽光発電等の導入拡大や原発再稼働などによりエネルギーの国内供給量に占める非化石燃料の割合の増加等のため、前年度比で1.2%減少しました。

この項目の取組状況で（P.28）「府内の地球温暖化対策実行計画の推進」におけるCO₂排出量は、第四次計画の基準年度（H27）比+3.39%【暫定値】で増加しています。府内の温室効果ガス排出要因の80%以上を占める電気使用量は、平成27年度に比べ平成30年度は約5.53%【暫定値】増加しています。理由として、夏の高温、冬の低温による電気の使用に伴うものと推測します。

(7)-1 自家用車依存を軽減する交通整備を進める

○概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
○バス事業者への利便性向上の要請（料金、便数、運行時間帯、路線等）	（企画課） 利用状況に応じたルートの見直しやダイヤの改正をバス事業者に要望し、利便性の向上に努めている。 高速バスについては、平成30年7月から、渋谷線が開始され、利便性が向上した。
○公共交通の利用促進に関する情報の提供（関係機関、市民、市）	（企画課） 市ホームページ、広報紙、回覧板等で、路線図や時刻表等の情報を提供した。 路線バスの新たな利用者の掘り起こしに向け、バスの乗り方教室の開催や無料お試し乗車を実施した。
○自転車駐車場の管理運営	（都市整備課） 適正な維持管理により、利用者の利便性向上に努めた。
○信号機、道路標示等の交通安全施設の充実	（土木管理課） ・警告表示付きポストコーンの設置 6基 ・防護柵等の設置 73m ・案内標識 2基 ・路面標示 2か所 ・反射鏡の設置 12基

○バリアフリーを考慮した歩道の整備	(土木管理課) 平成 19 年度以降は、あんしん歩行エリア等道路特定交通安全施設整備事業の中に位置付け整備を図っている。 【参考掲載】 計画したバリアフリー化は、平成 27 年度までに完了した。
○地域公共交通システムの導入と運営	(企画課) 交通空白地域における移動手段を確保するため、地域住民・NPO 等が主体となって運営する地域支え合いの仕組みを支援した。 ・平川いきいきサポート 提供会員数 20 名、利用会員数 55 名

(7)－2 地球温暖化を意識したエネルギー利用を進める

○概ね 5 年間で実施する施策	平成 30 年度取組状況
○庁内の地球温暖化対策実行計画の推進	(環境管理課) 燃料の使用量削減、節電、節水等に努めた。 温室効果ガス排出量 10,488,323.2 kg-CO ₂ (基準比+3.39 %) 【暫定値】
○地球温暖化に関する情報提供、意識改革	(環境管理課) 「袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画」の取組結果を公表、広報紙への記事掲載実施。
○省エネに関する情報発信、意識啓発	(環境管理課) 省エネポスターを掲示した。庁舎にグリーンカーテンを設置するとともに、講習会、ゴーヤの苗等の配布、緑のカーテンコンテストを実施して意識啓発を図った。
○低公害車の導入促進	(管財契約課) 公用車の購入又は更新に際し、燃費基準達成車を採用した。 平成 27 年度燃費基準 25% 向上達成車 2 台、平成 27 年度燃費基準 5% 向上達成車 4 台を導入した。
○太陽熱利用、太陽光発電などの新エネルギー設備及び家庭用燃料電池等の省エネルギー設備の導入促進	(環境管理課) 補助金を交付することで設備導入の促進を図った。 ・太陽光発電システム設置補助金 24 件 ・燃料電池システム設置補助金 56 件 ・定置用リチウム蓄電システム 28 件
○新エネルギー設備及び省エネルギー設備補助制度導入促進	(環境管理課) 県の補助事業を活用して補助制度を実施している。 ・太陽光発電システム設備補助を継続実施（平成 20 年度から） ・燃料電池システム設置補助を継続実施（平成 25 年度から） ・定置用リチウム蓄電システム設置補助を継続実施（平成 27 年度から）
○緑のカーテンづくりの促進	(環境管理課) 庁舎にグリーンカーテンを設置するとともに、講習会・ゴーヤ苗の配布、コンテストを実施して意識啓発を図った。

(7)-3 環境を考えたライフスタイルの選択をする

○概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
○日常業務や公共事業において、環境影響の配慮	<p>(秘書広報課) 「広報そでがうら」は古紙配合率70%の再生紙とエコマーク認定の大麦系インク「SOYINK」を使用している。 (全庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の印刷物についても出来る限り古紙配合率の高い再生紙を指定し、コピー用紙は再生紙を購入。 クールビズ・ウォームビズの実施。

環境指標					
環境指標	指標の算定方法等	評価方法	基準値 基準年(H17)	H30	評価
省エネに取り組んでいる市民の割合	市民意識調査	基準年より増	85.4%	84.0% (H31.4)	—
実行計画におけるCO ₂ 排出量	市役所における事業活動からの排出量	基準年度(H27)より減	10,144,250.0 (kg-CO ₂) (H27)	10,488,323.2 (kg-CO ₂) 【暫定値】	×

その他の指標の推移

指標	指標の算定方法等	基準年(H17)	H29	H30
省エネ・再エネ設備設置補助件数	助成件数	太陽光発電 32件 (H20)	太陽光発電 19件 燃料電池 71件 リチウムイオン蓄電池 20件	太陽光発電 24件 燃料電池 56件 リチウムイオン蓄電池 28件
駅別鉄道乗車人数(駅別・1日当たり平均値)	駅別鉄道乗車人数(駅別・1日当たり平均値)	長浦駅 6,726人 袖ヶ浦駅 3,872人 横田駅 303人 合計 10,901人	長浦駅 6,036人 袖ヶ浦駅 5,058人 横田駅 196人 合計 11,290人	— (7月公表予定)
駐輪場利用台数	年間駐輪場利用台数(長浦駅南北口・北口+袖ヶ浦駅前第1・第2北口+横田駅前+バスターミナル)	長浦駅 南口 350,821台 北口 39,819台 袖ヶ浦駅前(南口) 第1 161,133台 第2 66,378台 横田駅前 13,460台 合計 631,609台	長浦駅 南口 249,321台 北口 49,720台 袖ヶ浦駅南口 第1 131,562台 第2 42,537台 袖ヶ浦駅北口 61,724台 横田駅前 16,497台 バスターミナル 56,816台 合計 608,117台	長浦駅 南口 240,491台 北口 57,596台 袖ヶ浦駅南口 第1 129,514台 第2 39,125台 袖ヶ浦駅北口 83,366台 横田駅前 14,400台 バスターミナル 58,734台 合計 623,226台

(8) 環境教育・市民意識

～市民一人ひとりが、環境に対して高い意識をもち、 環境を考えたライフスタイルの選択をするまち～

今日の複雑な環境問題に対応していくためには、市民一人ひとりが人間と環境とのかかわりについて関心を持ち、環境問題を解決するための知識や技能を身につけて、環境を考えた積極的な行動を取ることが必要であり、そのために環境学習が必要となっています。

この項目の取組状況では、(P. 30)「農村公園での農業体験の推進」では、引き続き多くの参加を得ています。

この項目には、評価基準とする明確な環境指標がないことから、その他の指標の推移のみの掲載とします。

(8)-1 未来を担う子供たちへの環境教育を進める

○概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
○農村公園での農業体験の推進	(学校教育課) ・ひらおかの里（農村公園）を利用して、田植え、稻刈り、お飾りづくり等の体験学習を実施した。 (農林振興課) ・田んぼの学校参加者 1,880名 ・農作業体験参加者 2,030名
○水と緑の里整備などにおいて自然とふれあい親しみ様々な体験ができる場の整備・保存	(環境管理課) ・蔵波小鳥の森では、維持管理の委託により、しいのもりでは、ボランティアとの協働により整備を行い、自然にふれあえる場となっている。 ・しいのもりでは、自然散策会のほか、つる籠作り講習会などを行った。
○子供環境教室の実施	(学校教育課) ・東京ガスやエコシステム千葉、三井化学などの企業による出前授業を活用した環境教育を実施した。 ・自然観察会を実施した。
○こどもエコクラブの普及、推進	(環境管理課) リーフレットによる啓発を行った。
○学校教育における環境教育体験学習の実施	(学校教育課) ・6月から10月にかけて、小学校5年生、中学校2年生を対象に、県内外の自然の中での「体験活動」を実施した。 ・ホタルを飼育し、休耕田に放流した。 ・小櫃川河畔に造成されたビオトープを活用した環境教育を実施した。 ・奉仕作業で地域のごみ拾いを実施した。 ・小中学校でグリーンカーテンを作成した。
○学校での環境教育に関する補助教材の提供	(環境管理課) 「袖ヶ浦の環境」を作成し、ホームページで公表した。

○米作りや野菜作り、里山の保全等を取り入れた環境教育、環境講座の実施	<p>(学校教育課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひらおかの里（農村公園）を利用して、田植え、稻刈り等の体験学習を実施した。 <p>(農林振興課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業体験「田んぼの学校」1,880名 <p>(農業センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野菜栽培講習会、同ステップアップ講座を実施した。 <p>(環境管理課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民会館主催「子どもチャレンジ教室」に協力し、椎の森にてイベントを実施した。
------------------------------------	---

(8)-2 大人が環境について学び、行動する機会を確保する

○概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
○環境情報の提供や指導者の育成を図るための環境学習講座の開催	<p>(環境管理課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習講座を実施（4回 延べ89名参加） ・自然散策会の開催（1回目20名、2回目12名） <p>(廃棄物対策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員出前講座 2回実施 延べ44名参加
○広報等を利用した環境問題に関する情報の継続的提供	<p>(環境管理課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月の環境月間に環境特集を掲載するとともに、適宜広報紙に掲載した。
○環境教育に関する人材ネットワーク、人材派遣窓口の検討	<p>(生涯学習課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員出前講座 2回実施 延べ42名参加 <p>(学校教育課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験活動推進事業におけるボランティアの参加 ・学校別に学校支援ボランティアによる環境整備の活動
○公民館、図書館、郷土博物館など公共教育施設を通じた環境教育活動の推進	<p>(郷土博物館)</p> <ul style="list-style-type: none"> フィールドアドベンチャー3回実施 66名参加 <p>(市民会館)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第6回女性セミナー「CO2CO2（コツコツ）スマート出前講座ふろしきはエコ！～地球温暖化防止活動に活かす日本古来の布～」13名参加 <p>(長浦公民館)</p> <p>環境講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「山野貝塚を知って身近な環境を考える」などの講演やエコプロ2018の見学 全3回実施、延べ35名参加 ・第1回ながら雑学塾「地震と防災気象情報」 24名参加 ・第5回ながら雑学塾「楽しく美味しくエコクッキング」 13名参加
○インターネットを活用した情報提供	<p>(環境管理課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然散策会や環境学習講座などを実施においては、市のホームページ等で参加者募集の案内をした。

その他の指標の推移

指 標	指標の算定方法等	基準年（H17）	H29	H30
環境部門以外における環境関連講座等参加者数	環境関連講座等参加者数(年間合計値)	長浦公民館 237名/7回 博物館 40名/6回	長浦公民館 125名/6回 平川・平岡公民館合同 11名/1回 平川公民館 10名/1回	市民会館 13名/1回 長浦公民館 72名/5回 平岡公民館 10名/1回
自然散策会・環境学習講座参加者数	自然散策会・環境学習講座参加者数(年間合計値)	140人/5回	153人/6回	121人/6回

(9) 協働・パートナーシップ

～公共の担い手として、市民が積極的に活動するまち。

企業・小売業・消費者・行政が協力、協働するパートナーシップがあるまち～

袖ヶ浦の環境を保全し、まちづくりを進めていくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、協力していくことが不可欠であることは言うまでもありません。しかしながら、企業は商品をつくるだけ、小売業は販売するだけ、消費者は買って使用するだけといった構図から脱却するのは容易ではなく、そのための仕組づくりを模索していく必要があります。

この項目の取組状況では、(P. 32)「企業、小売業、消費者、行政のコミュニケーションの場、ネットワークの構築」では、平成29年度からそでがらマルシェやガウラフェスタを開催し、食の魅力などを発信しています。

(9)-1

市民、事業者、行政の協働、コミュニケーションの機会を確保する

○概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
○企業、小売業、消費者、行政のコミュニケーションの場、ネットワークの構築	<p>(商工観光課) 平成29年度に引き続き「食の魅力」をテーマに農業・商業・工業・観光業の産業間連携による「ガウラフェスタ」を開催し、まちのにぎわい創出と地域産業の活性化を図った。</p> <p>また、袖ヶ浦市産業振興懇談会において事業者、産業団体、市民及び市が一体となって産業振興施策を推進するため、産業間の連携及び情報共有を図った。</p> <p>(農林振興課) ゆりの里来場者 312,689人（4月～3月）</p>
○活動したい人と活動とを結びつける、情報ネットワークの構築	<p>(市民活動支援課) 市民活動情報サイト及びその登録について周知を図るとともに、情報の発信、閲覧の促進に努めた。</p>

(9)-2 市民、事業者の活動を支援する

○概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
○広報、市ホームページなどを通じたNPO等の情報発信支援	(市民活動支援課) 市民活動情報サイト及びその登録について周知を図るとともに、情報の発信、閲覧の促進に努めた。
○活動企画・運営に関して学習する機会の提供などNPO組織化の支援	(市民活動支援課) まちづくり講演会（NPO講座）の開催及び協働事業提案制度を活用して、団体等の活動の支援に努めた。 ファシリテーション、企画・チラシづくり等の実践的なスキルを習得するステップアップ講座の開催により学習機会を提供し、人材の育成に努めた。
○市民、事業者を主体とする協議会での環境イベントの開催	(環境管理課) 【参考掲載】 平成24年度から平成26年度まで、市民、事業者を主体とする「環境イベント協議会」主催による環境イベントを開催した。平成26年度末に協議会は解散した。
○公園、緑地管理における市民参加、自治体組織等の参加	(都市整備課) 一部の公園等では、維持管理について、自治会からの協力を受けています。また、維持管理のみではなく、草花の植栽を行い、より美しい公園の整備に取り組んでいる自治会もある。

その他の指標の推移

指 標	指標の算定方法等	基準年(H17)	H29	H30
環境分野におけるNPO等団体数	環境分野におけるNPO等団体数	6団体	6団体（NPO法人4、環境保全活動団体2）	6団体（NPO法人4、環境保全活動団体2）

5. 評価及び公表

平成30年度における本市の環境施策の推進状況は、全体的に計画に沿って実行されており、環境指標についても概ね達成されております。

しかしながら、光化学オキシダントや一部の水域において、依然として環境基準を達成しておらず、また、特定外来生物であるアライグマが年々増加傾向にあることや、市の施設からの温室効果ガスの排出が増加していることなどが、新たな課題となっております。

一方、近年は内房線駅周辺の整備に伴う放置自転車の減少による景観の向上や、駐輪場利用者の増加（＝自家用車に頼らない交通手段を選択する）など、良好な環境の整備が進められております。

なお、本報告書は、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について、点検・評価し、その結果を公表することにより、市民・事業者と情報を共有するとともに、次年度以降の取り組みや、計画の見直し検討につなげるものとし、公表につきましては、市ホームページへの掲載といたします。

指標	担当課	算定方法等	頻度	H30	H29	H28	H27	H26	H25	H24	H23	H22	H21	
1.自然環境・みどり	緑が多いと感じる市民の割合	企画課 市民意識調査 アンケート	1回/3年	81.8% (H31.4)				79.3%			77.1%			
	保存樹林面積	環境管理課 緑の保全及び推進に関する条例に規程する保存樹林面積	毎年	97,757m ²	97,757m ²	98,424m ²	98,424m ²	98,658m ²	109,210m ²	109,279m ²	109,279m ²	109,279m ²		
	保存樹木指定数	環境管理課 緑の保全及び推進に関する条例に規程する保存樹木本数	毎年	185本	186本	192本	192本	192本	199本	201本	201本	202本	202本	
	市民一人当たり都市公園面積	都市整備課 都市公園面積／人口	毎年	12.8m ²	12.9m ²	13.0m ²	13.0m ²	13.0m ²	13.0m ²	13.1m ²	13.1m ²	13.0m ²	12.8m ²	
	緑地保全協定による緑地面積	環境管理課 二者協定＋三者協定面積	毎年	186ha(2者119社、3者70社)	186ha(2者119社、3者70社)	187ha(2者118社、3者71社)	187ha(2者116社、3者73社)	181ha(2者115社、3者73社)	182ha(2者115社、3者73社)	182ha(2者115社、3者72社)	182ha(2者115社、3者72社)	182ha(2者115社、3者73)	184ha(2者115・3者73)	
	生垣設置補助件数	環境管理課 補助件数 補助金額	毎年	0件 0円	1件 10千円	3件 122千円	3件 132千円	10件 382.5千円	12件 440千円	5件 228千円	16件 656千円	10件 334千円	12件 444千円	
	自然環境保全緑地ボランティア参加者数	環境管理課 ボランティア参加者数：作業回数及び延べ人数	毎年	616人・20回	470人・17回	583人・20回	496人・18回	415人・17回	346人・15回	573人・23回	460人・19回	480人・22回	405人・21回	
	森林機能強化対策事業(下刈り・枝打ち・間伐等)補助対象事業面積	農林振興課 下刈り・枝打ち・伐倒・間伐集積 面積	毎年	0.35ha(下刈り0.35ha)	0.35ha(下刈り0.35ha)	1.29ha(下刈り0.95ha、枝打ち0.17ha、間伐0.35ha)	1.3ha(下刈り0.95ha、枝打ち0.17ha、間伐0.35ha)	0.85ha(造林0.5ha、下刈り0.29ha、枝打ち0.06ha)	2.37ha(造林0.10ha、下刈り0.57ha、枝打ち0.60ha、間伐1.10ha)	3.33ha(下刈り0.57ha、枝打ち0.35ha間伐2.41ha)	4.59ha(造林0.15・枝打ち1.44・間伐3.00)	2.68ha(下刈り0.00・枝打ち1.38・伐倒1.30)	2.43ha(下刈り0.25・枝打ち0.98・伐倒1.2・間伐集積0)	
	農地・水・環境保全向上対策活動事業採択地区数	農林振興課 採択地区数・面積	毎年	16地区(954.3ha)	14地区(873.0ha)	14地区(873.0ha)	13地区(827.0ha)	13地区(934.3ha)	13地区(928.4ha)	11地区(814.7ha)	11地区(814.7ha)	11地区(814.7ha)	11地区(814.7ha)	
	認定農業者数	農林振興課 認定農業者数	毎年	159名(新規・再認定17名)	158名(新規・再認定26名)	157名(新規・再認定36名)	154名(新規・再認定19名)	135名(新規・再認定39名)	127名(新規・再認定21名)	121名(新規・再認定26名)	121名(新規・再認定18名)	122名(新規認定22名)	114名(新規認定23名)	
	特定外来生物駆除実績	環境管理課 外来種(アライグマ・ハクビシン)駆除数	毎年	アライグマ197 ハクビシン64	アライグマ125 ハクビシン52	アライグマ73 ハクビシン61	アライグマ75 ハクビシン78	アライグマ93 ハクビシン105	アライグマ54 ハクビシン78	アライグマ18 ハクビシン33	アライグマ22 ハクビシン24			
	空気・水のきれいさに満足している市民の割合	企画課 市民意識調査 アンケート	1回/3年	62.7% (H31.4)				61.3%			56.8%			
2.大気環境(有害化学物質)	大気環境測定データ	環境管理課	項目	評価方法	基準値	算定方法								
	・環境基準適合状況 二酸化硫黄(SO2)、二酸化窒素(NO2)、光化学オキシダント(OX)、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質(SPM)、光化学スマog注意報発令日数		二酸化硫黄	環境基準	0.04ppm	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下かつ1時間値0.1ppm以下	一般局平均 0.002 福王台(自排) 0.002	一般局平均 0.002 福王台(自排) 0.002	一般局平均 0.002 福王台(自排) 0.002	一般局平均 0.001 福王台(自排) 0.002	一般局平均 0.002 福王台(自排) 0.002	一般局平均 0.002 福王台(自排) 0.002	一般局平均 0.002 福王台(自排) 0.002	
	・ベンゼン、ダイオキシン類		二酸化窒素	環境基準	0.06ppm	1時間値が0.06ppm以下	一般局平均 0.008 福王台(自排) 0.012 大曾根(自排) 0.011	一般局平均 0.009 福王台(自排) 0.013 大曾根(自排) 0.009	一般局平均 0.009 福王台(自排) 0.014 大曾根(自排) 0.011	一般局平均 0.010 福王台(自排) 0.015 大曾根(自排) 0.011	一般局平均 0.011 福王台(自排) 0.016 大曾根(自排) 0.009(参考値)	一般局平均 0.011 福王台(自排) 0.016 大曾根(自排) 0.012	一般局平均 0.011 福王台(自排) 0.017 大曾根(自排) 0.012	
	環境基準適合状況		光化学オキシダント	環境基準	0.06ppm	1時間値が0.06ppm以下	基準超過時間(平均)313 一般局屋間平均 0.032 注意報等発令日数 5日	基準超過時間(平均)307 一般局屋間平均 0.034 注意報等発令日数 8日	基準超過時間(平均)330 一般局屋間平均 0.032 注意報等発令日数 1日	基準超過時間(平均)338 一般局屋間平均 0.033 注意報等発令日数 4日	基準超過時間(平均)335 一般局屋間平均 0.033 注意報等発令日数 6日	基準超過時間(平均)335 一般局屋間平均 0.031 注意報等発令日数 5日	基準超過時間(平均)303 一般局屋間平均 0.029 注意報等発令日数 10日	
	大気発生源立入り調査件数及び超過件数		一酸化炭素	環境基準	10ppm	連続8時間1時間値平均が20ppm以下かつ1時間値の1日平均値が10ppm以下	福王台(自排) 0.1 大曾根(自排) 0.3	福王台(自排) 0.2 大曾根(自排) 0.3	福王台(自排) 0.2 大曾根(自排) 0.3	福王台(自排) 0.3 大曾根(自排) 0.6	福王台(自排) 0.3 大曾根(自排) 0.4	福王台(自排) 0.3 大曾根(自排) 0.4	福王台(自排) 0.3 大曾根(自排) 0.3	
	公用車における低公害車の導入台数(低排出ガス車含む)		浮遊粒子状物質	環境基準	0.10mg/m ³	連続24時間1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下かつ1時間値0.20mg/m ³ 以下	一般局平均 0.016 福王台(自排) 0.016 大曾根(自排) 0.018	一般局平均 0.015 福王台(自排) 0.015 大曾根(自排) 0.017	一般局平均 0.018 福王台(自排) 0.016 大曾根(自排) 0.018	一般局平均 0.019 福王台(自排) 0.017 大曾根(自排) 0.020	一般局平均 0.017 福王台(自排) 0.020 大曾根(自排) 0.037	一般局平均 0.020 福王台(自排) 0.020 大曾根(自排) 0.032	一般局平均 0.020 福王台(自排) 0.024 大曾根(自排) 0.033	
	循環バス・市内バス利用者数		ベンゼン	環境基準	0.003mg/m ³	年平均値が0.003mg/m ³ /m ³ 以下	長浦 0.0018 横田 0.001	長浦 0.0016 横田 0.0097	長浦 0.0014 横田 0.0010	長浦 0.0017 横田 0.0094	長浦 0.0020 横田 0.0013	長浦 0.0026 横田 0.0014	長浦 0.0027 横田 0.0013	長浦 0.0019 横田 0.0011
	駅別鉄道乗降者数		ダイオキシン類	環境基準	0.6pg/TEQ/m ³	1年平均値0.6pg-TEQ/m ³ 以下	長浦 0.019 横田 0.018	長浦 0.033 横田 0.02	長浦 0.029 横田 0.027	長浦 0.12 横田 0.018	長浦 0.39 横田 0.033	長浦 0.19 横田 0.031	長浦 0.14 横田 0.024	長浦 0.11 横田 0.067
	大気発生源立入り調査件数及び超過件数	環境管理課	立入り調査件数及び超過件数	毎年	0/5	0/5	0/5	0/5	0/5	0/6	0/7	0/10	0/8	
	公用車における低公害車の導入台数(低排出ガス車含む)	管財契約課	低公害車の導入台数(低排出ガス車含む)	毎年	93台	95台	70台	70台	66台	58台	55台	54台	51台	
	循環バス・市内バス利用者数	企画課	循環バス・市内バス利用者数(年間合計)	毎年	のぞみ野長浦線 49,329人 平岡線 40,829人 馬来田線 52,905人 代宿袖ヶ浦BT 33,882人 デマンドタクシー 廃止 計 176,945人	のぞみ野長浦線 49,180人 平岡線 34,480人 馬来田線 55,157人 代宿袖ヶ浦BT 34,558人 デマンドタクシー 廃止 計 169,316人	のぞみ野長浦線 48,968人 平岡線 33,609人 馬来田線 55,198人 代宿袖ヶ浦BT 34,818人 デマンドタクシー 廃止 計 172,552人	のぞみ野長浦線 45,960人 平岡線 33,238人 馬来田線 56,698人 代宿袖ヶ浦BT 34,855人 デマンドタクシー 廃止 計 170,751人	のぞみ野長浦線 44,831人 平岡線 32,853人 馬来田線 57,449人 代宿袖ヶ浦BT 35,118人 デマンドタクシー 廃止 計 183,145人	のぞみ野長浦線 50,834人 平岡線 35,524人 馬来田線 60,335人 代宿袖ヶ浦BT 36,452人 デマンドタクシー 廃止 計 189,640人	のぞみ野長浦線 50,749人 平岡線 39,519人 馬来田線 61,877人 代宿袖ヶ浦BT 35,965人 デマンドタクシー 1,908人 計 190,302人	のぞみ野長浦線 51,781人 平岡線 43,938人 馬来田線 61,172人 代宿袖ヶ浦BT 31,979人 デマンドタクシー 1,605人 計 183,883人	のぞみ野長浦線 59,080人 平岡線 43,938人 馬来田線 61,451人 代宿袖ヶ浦BT 36,172人 デマンドタクシー 1,883人 計 176,351人	
	駅別鉄道乗降者数	企画課	駅別鉄道乗降者数(駅別・1日当り平均値)	毎年	— (7月公表予定)	長浦駅6,036 袖ヶ浦駅5,058 横田駅200 東横田(発表なし)	長浦駅6,088 袖ヶ浦駅4,873 横田駅200 東横田(発表なし)	長浦駅6,164 袖ヶ浦駅4,719 横田駅212 東横田(発表なし)	長浦駅6,301 袖ヶ浦駅4,588 横田駅230 東横田(発表なし)	長浦駅6,369 袖ヶ浦駅4,606 横田駅226 東横田(発表なし)	長浦駅6,363 袖ヶ浦駅3,914 横田駅227 東横田駅(発表なし)	長浦駅6,613 袖ヶ浦駅3,842 横田駅236 東横田駅(発表なし)		
	公害苦情受付件数(大気・悪臭・騒音振動)	環境管理課	大気・悪臭・騒音振動・苦情受付件数	毎年	大気 6 悪臭 22 騒音 16 振動 2	大気 8 悪臭 12 騒音 7 振動 2	大気 5 悪臭 9 騒音 9 振動 1	大気 6 悪臭 10 騒音 6 振動 2	大気 24 悪臭 8 騒音 9 振動 1	大気 18 悪臭 13 騒音 4 振動 1	大気 25 悪臭 5 騒音 4 振動 1	大気 6 悪臭 3 騒音 12 振動 1	大気 15 悪臭 4 騒音 2 振動 1	
2.大気環境(有害化学物質)	道路交通騒音測定データ	環境管理課	道路	基準値	算定方法									
			R16											
			R409											

指標	担当課	算定方法等	頻度	H30	H29	H28	H27	H26	H25	H24	H23	H22	H21	
3.河川・水環境	空気・水のきれいさに満足している市民の割合(再掲)	企画課 市民意識調査 アンケート	1回／3年	62.7% (H31.4)				61.3%			56.8%			
	農業集落排水普及率・水洗化率	下水対策課 農業集落排水普及率・水洗化率	毎年	普及率 6.9% (4,419人) 水洗化率 78.2% (3,454人)	普及率 7.2% (4,537人) 水洗化率 77.4% (3,511人)	普及率 7.3% (4,431人) 水洗化率 75.9% (3,458人)	普及率 7.1% (4,007人) 水洗化率 73.4% (2,940人)	普及率 6.5% (3,407人) 水洗化率 70.8% (2,616人)	普及率 6.0% (3,696人) 水洗化率 64.4% (2,239人)	普及率 5.6% (3,476人) 水洗化率 64.4% (2,039人)	普及率 4.0% (2,418人) 水洗化率 84.3% (2,039人)	普及率 4.0% (2,460人) 水洗化率 83.8% (2,062人)	普及率 4.1% (2,486人) 水洗化率 83.1% (2,067人)	
	公共下水道・普及率・水洗化率	下水対策課 公共下水道・普及率・水洗化率、(松川地区含む)	毎年	普及率 68.5% 水洗化率 96.7%	普及率 68.3% 水洗化率 96.4%	普及率 68.0% 水洗化率 96.3%	普及率 68.2% 水洗化率 96.2%	普及率 68.4% 水洗化率 96.1%	普及率 68.6% 水洗化率 95.8%	普及率 68.3% 水洗化率 95.5%	普及率 68.5% 水洗化率 95.1%	普及率 68.4% 水洗化率 94.7%	普及率 68.2% 水洗化率 94.0%	
	水質環境測定データ(BOD COD)	環境管理課	項目 基準値 算定方法	小櫃川 環境基準 BOD75%水質値 B-COD ・小櫃川(環境基準BOD) ・中小河川(環境基準BOD参考値) ・海域(環境基準COD)	宮川橋 1.3 小櫃橋 2.0	宮川橋 1.7 小櫃橋 2.1	宮川橋 1.7 小櫃橋 1.5	宮川橋 1.0 小櫃橋 2.1	宮川橋 1.1 小櫃橋 1.7	宮川橋 1.4 小櫃橋 1.7	宮川橋 1.2 小櫃橋 1.9	宮川橋 1.4 小櫃橋 1.8	宮川橋 1.5 小櫃橋 1.8	
	・海域(環境基準COD)		海域 COD75%水質値 C-D COD ・海域(環境基準COD)	B類型 5.6 C類型 6.9	B類型 4.0 C類型 3.9	B類型 4.1 C類型 3.7	B類型 6.1 C類型 6.8	B類型 6.7 C類型 7.3	B類型 4.6 C類型 5.0	B類型 5.3 C類型 4.8	B類型 4.7 C類型 4.9	B類型 4.6 C類型 4.9	B類型 4.7 C類型 6.0	
	B類型(12地点の最小値:最大値)		(久保田川:不渡堰)1.2 (蔵波川:上蔵波)5.0	(檜水川:檜水橋)1.3 (蔵波川:上蔵波)4.9	(久保田川:久保田橋付近、不渡堰)1.2 (笠上川:笠上)4.6	(久保田川:不渡堰)0.8 (浮戸川:飯富橋)2.7	(久保田川:不渡堰)1.1 (浮戸川:飯富橋)3.6	(久保田川:不渡堰)1.0 (浮戸川:飯富橋)6.8	(久保田川:不渡堰、常盤川:常盤橋)1.0 (笠上川:笠上)3.7	(久保田川:常盤橋)1.1 (浮戸川:飯富橋)3.9	(境川:シーハイツ)1.1 (浮戸川:飯富橋)4.0	(境川:シーハイツ)1.2 (松川:砂子田)3.9	(境川:シーハイツ)1.2 (松川:砂子田)3.9	
排水発生源立入り調査件数及び超過件数	環境管理課	立入り調査件数及び超過件数	毎年	0/22	1/22	1/22	0/22	0/22	0/21	1/21	1/22	1/23	2/20	
合併処理浄化槽・生活廃水処理施設設置補助件数	下水対策課	年間設置申請件数(年間補助件数)	毎年	合併 120(27) 生活排水 2	合併 128(25) 生活排水 1	合併 108(14) 生活排水 1	合併 139(22) 生活排水 2	合併 118(28) 生活排水 1	合併 118(38) 生活排水 2	合併 128(54) 生活排水 2	合併 132(80) 生活排水 3	合併 108(75) 生活排水(1)	合併 109(70) 生活排水(4)	
汚水処理率	下水対策課	(公下+農集排)水洗化人口+合併浄化槽人口/人口	毎年	89.8% 公下41,612 農排3,454 合併12,242人 人口63,704	89.8% 公下41,051 農排3,458 合併12,245人 人口63,251	89.9% 公下40,246 農排3,333 合併12,407人 人口62,390	89.5% 公下40,012 農排2,940 合併12,303人 人口62,147	89.5% 公下39,986 農排2,616 合併11,831人 人口61,928	87.8% 公下39,922 農排2,616 合併11,831人 人口61,905	74.8% 公下39,406 農排2,239 合併1,771*2.50人 人口61,559	73.6% 公下39,093 農排2,039 合併1,643*2.52人 人口61,481	72.7% 公下38,904 農排2,062 合併1,511*2.47人 人口61,463	72.5% 公下38,572 農排2,067 合併1,403*2.57人 人口61,010	
公害苦情受付件数(水質)	環境管理課	公害苦情受付件数(水質)	毎年	水質 4	水質 2	水質 5	水質 4	水質 6	水質 4	水質 5	水質 2	水質 1	水質 2	
し尿等受け入れ処理量	廃棄物対策課	浄化槽汚泥・生し尿	毎年	浄化槽9,837kl し尿1,375kl	浄化槽9,746kl し尿1,432kl	浄化槽10,104kl し尿1,538kl	浄化槽9,671kl し尿1,395kl	浄化槽10,078kl し尿1,308kl	浄化槽9,776kl し尿1,541kl					
4.景観	まちがきれいだと感じる市民の割合	企画課 市民意識調査 アンケート	1回／3年	63.8% (H31.4)				45.50%			40.3%			
	農地・水・環境保全向上対策活動事業採択地区数(再掲)	農林振興課 採択地区数・面積	毎年	16地区(954.3ha)	14地区(873.0ha)	14地区(873.0ha)	13地区(827.0ha)	13地区(827.0ha)	13地区(934.3ha)	13地区 (928.4ha)	11地区(814.7ha)	11地区(814.7ha)	11地区(814.7ha)	
	違法広告物簡易除却数	都市整備課 違法広告物の撤去枚数	毎年	616枚	825枚	399枚	507枚	313枚	625枚	687枚	2,216枚	4,486枚	1,990枚	
	放置自転車撤去数	市民活動支援課 公共の場所に放置している自転車の撤去数	毎年	5台	11台	8台	43台	32台	61台	105台	43台	71台	89台	
5.環境美化・ごみ問題	まちがきれいだと感じる市民の割合(再掲)	企画課 市民意識調査 アンケート	1回／3年	63.8% (H31.4)				45.5%			40.3%			
	リサイクルを実践している市民の割合	企画課 市民意識調査 アンケート	1回／3年	83.9% (H31.4)				85.7%			82.7%			
	ごみ収集量(可燃・不燃・粗大)	廃棄物対策課 ごみ収集量(可燃・不燃・粗大)	毎年	19,504t 可燃:17,134t 粗大:2,370t	19,207t 可燃:16,914t 粗大:2,293t	19,309t 可燃:16,976t 粗大:2,333t	19,158t 可燃:16,736t 粗大:2,422t	19,104t 可燃:16,638t 粗大:2,466t	20,936t 可燃:16,346t 粗大:4,590t	20,044t 可燃:15,999t 粗大:4,045t	19,832t 可燃:15,674t 粗大:4,158t	20,085t 可燃:15,521t 粗大:4,564t	20,066t 可燃:15,776t 粗大:4,290t	
	市民一人当たりごみ発生量(家庭系・事業系)	廃棄物対策課 (家庭系・事業系)／人口／日数	毎年	家庭系 可燃 12,133t 粗大 2,213t 617g/日/人	家庭系 可燃 11,948t 粗大 2,123t 609g/日/人	家庭系 可燃 11,935t 粗大 2,136t 618g/日/人	家庭系 可燃 11,904t 粗大 2,208t 620g/日/人	家庭系 可燃 11,740t 粗大 2,213t 617g/日/人	家庭系 可燃 11,493t 粗大 3,827t 601g/日/人	家庭系 可燃 11,223t 粗大 3,818t 669g/日/人	家庭系 可燃 11,037t 粗大 3,827t 662g/日/人	家庭系 可燃 10,996t 粗大 4,080t 672g/日/人	家庭系 可燃 11,146t 粗大 3,771t 667g/日/人	
	市内一斉清掃におけるごみ収集量	環境管理課 市内一斉清掃(2回／年)におけるごみ収集量	毎年	63.98t/2回/年	66.68t/2回/年	73.16t/2回/年	63.40t/2回/年	66.08t/2回/年	69.04t/2回/年	78.31t/2回/年	93.58t/2回/年	75.9t/2回/年	85.4t/2回/年	
	臨海清掃におけるごみ収集量	環境管理課 臨海清掃(4回／年)におけるごみ収集量	毎年	5.01t/4回/年	5.83t/4回/年	4.82t/4回/年	5.56t/4回/年	4.67t/4回/年	5.42t/4回/年	6.32t/4回/年	6.41t/4回/年	7.38t/4回/年	6.95t/4回/年	
	ごみ指定袋販売量	廃棄物対策課 ごみ指定袋(可燃・不燃)販売量(20・30・40合計枚数)	毎年	可燃 3,905千枚 不燃 283千枚	可燃 3,669.5千枚 不燃 264千枚	可燃 3,722.5千枚 不燃 251千枚	可燃 3,583千枚 不燃 252千枚	可燃 3,234.5千枚 不燃 265千枚	可燃 3,706千枚 不燃 344千枚	可燃 3,529千枚 不燃 228千枚	可燃 3,224千枚 不燃 235千枚	可燃 3,428.5千枚 不燃 232千枚	可燃 3,319千枚 不燃 227.5千枚	
	自治会における資源回収実績	廃棄物対策課 自治会における資源回収実績(年間合計値)	毎年	1373.57t	1441.49t	1540.76t	1708.22t	1790.9t	1,813t	1,705t	1,691.94t	1,776.9t	1,808.9t	
	資源回収活動における回収実績	廃棄物対策課 資源回収活動における回収実績(年間合計値)	毎年	746.55t	763.87t	765.098t	761t	821t	807t	729t	708.436t	724.0t	773.1t	
	生ごみ肥料化容器等購入設置実績	廃棄物対策課 生ごみ肥料化容器等購入設置実績(種類別積算値)	毎年	コンポスト4、機械式8	コンポスト8、機械式5	コンポスト5、機械式15	コンポスト17、機械式12	コンポスト15、機械式5	コンポスト23、機械式9	コンポスト23、機械式8	コンポスト25、機械式12	コンポスト26、機械式10	コンポスト22、機械式19	
	マイバッグ利用推進運動協力店件数	廃棄物対策課 マイバッグ利用推進運動協力店件数	毎年							制度廃止	5店舗	5店舗	5店舗	
	レジ袋辞退カード回収枚数	廃棄物対策課 レジ袋辞退カード回収枚数	毎年							制度廃止	221枚	80枚	134枚	
	剪定枝粉碎機貸出件数	廃棄物対策課 剪定枝粉碎機貸出件数	毎年	63件 4,424kg	42件 2,031kg	49件 4,216kg	59件 2,590kg	74件 5,958kg	42件 3,260kg	28件 1,198kg	33件 2,455kg	28件 1,030kg	33件 1,920kg	
	不法投棄監視員異常報告件数	廃棄物対策課 異常報告件数／報告件数	毎年	60/120	61/119	26/120	37/115	42/120	37/109	69/120	23/120	9/120	7/120	
	環境美化推進員の報告に基づく回収量	環境管理課 回収ごみ重量／シルバー委託件数	毎年	1.39t／36回	1.68t／36回	2.03t／36回	2.53t／36回	3.39t／36回	3.6t／36回	3.61t／36回	5.74t／36回	6.11t／36回	6.98t／36回	
	クリーンセンターにおける資源化率	廃棄物対策課 リサイクル量／総受け入れ量	毎年	25.60%	25.0%	27.6%	26.0%	28.9%	30.0%	30.0%	2			

指標	担当課	算定方法等	頻度	H30	H29	H28	H27	H26	H25	H24	H23	H22	H21
6.放射能	空間放射線量測定値(最高値)	環境管理課 測定箇所数／測定回数／測定最高値(マイクロシーベルト／時) 学校・公園等における地上0.5m、1.0mの年間の最高値	H27まで 毎月、 H28から 隔月	10か所／6回／0.10(マイクロシーベルト／時)	10箇所／6回／0.10(マイクロシーベルト／時)	10箇所／7回／0.10(マイクロシーベルト／時)	22箇所／12回／0.12(マイクロシーベルト／時)	22箇所／12回／0.11(マイクロシーベルト／時)	22箇所／12回／0.11(マイクロシーベルト／時)	22箇所／12回／0.14(マイクロシーベルト／時)	22箇所／10回／0.24(マイクロシーベルト／時)		
7.エネルギーと 地球温暖化 (地球環境問題)	省エネに取り組んでいる市民の割合	企画課 市民意識調査 アンケート	1回／3年	84% (H31.4)				87.10%			91.5%		
	実行計画におけるCO2排出量	環境管理課 市役所における事業活動からの排出量	毎年	第四次実行計画策定。比較基準H27年度排出量10,144,250.0kg-CO2。H29年度排出量10,488,323.2kg-CO2(基準比+3.39%)【暫定値】	第四次実行計画策定。比較基準H27年度排出量10,144,250.0kg-CO2。H29年度排出量10,373,994.3kg-CO2(基準比+2.26%)	第三次実行計画策定。比較基準H22年度排出量9,097,619.4kg-CO2。H28年度排出量8,421,308.2kg-CO2(基準比-7.43%)	第三次実行計画策定。比較基準H22年度排出量9,097,619.4kg-CO2。H27年度排出量8,051,736.8kg-CO2(基準比-11.50%)	第三次実行計画策定。比較基準H22年度排出量9,097,619.4kg-CO2。H25年度排出量8,202,584.4kg-CO2(基準比-9.84%)	第三次実行計画策定。比較基準H22年度排出量9,097,619.4kg-CO2。H24年度排出量8,425,927.2kg-CO2(-7.38%)	第三次実行計画策定。比較基準H22年度排出量9,097,619.4kg-CO2。H24年度排出量8,425,927.2kg-CO2(-9.03%)	6,709,430.3kgCO2(-37.07%) ※健康づくり支援センターを含め、係数変更がなかった場合 9,689,019.1kgCO2(-0.07%)	7,311,513.9kgCO2(-31.42%) ※健康づくり支援センターを含め、係数変更がなかった場合 10,654,397.1kgCO2(-1.60%)	9,662,679kgCO2(-3.37%) ※健康づくり支援センターを含めた場合 10,491,492.6kgCO2(-1.06%)
	省エネ・再エネ設備設置補助件数	環境管理課 太陽光発電はH20、燃料電池はH25、リチウムイオン蓄電池はH27、それぞれ補助を開始した。	毎年	太陽光発電 24件 燃料電池 56件 リチウムイオン蓄電池 28件	太陽光発電 19件 燃料電池 71件 リチウムイオン蓄電池 20件	太陽光発電 83件 燃料電池 77件 リチウムイオン蓄電池 20件	太陽光発電 111件 燃料電池 65件 リチウムイオン蓄電池 24件	太陽光発電 120件 燃料電池 19件	太陽光発電 106件 燃料電池 17件	太陽光発電 155件	太陽光発電 63件	太陽光発電 35件	太陽光発電 33件
	駅別鉄道乗降者数(再掲)	企画課 駅別鉄道乗降者数(駅別・1日当り平均値)	毎年	— (7月公表予定)	長浦駅6,036 袖ヶ浦駅5,058 横田駅196 東横田(発表なし)	長浦駅6,088 袖ヶ浦駅4,873 横田駅200 東横田(発表なし)	長浦駅6,164 袖ヶ浦駅4,719 横田駅212 東横田(発表なし)	長浦駅6,167 袖ヶ浦駅4,588 横田駅230 東横田(発表なし)	長浦駅6,301 袖ヶ浦駅4,538 横田駅231 東横田(発表なし)	長浦駅6,369 袖ヶ浦駅4,606 横田駅226 東横田 -	長浦駅6,363 袖ヶ浦駅3,914 横田駅 221 東横田 -	長浦駅6,452 袖ヶ浦駅3,842 横田駅 227 東横田駅 -	長浦駅6,613 袖ヶ浦駅3,891 横田駅 236 東横田駅 -
8.環境教育・市民意識	自転車駐車場利用台数	都市整備課 年間自転車駐車場利用台数(長浦駅南口・北口+袖ヶ浦駅南口第1・第2・北口+横田駅前+バスターインナル)	毎年	長浦駅南口 240,491台 北口 57,596台 袖ヶ浦駅南口第1 129,514台 第2 39,125台 袖ヶ浦駅北口 83,366台 横田駅前 14,400台 バスターインナル 58,734台 合 計 623,226台	長浦駅北口 249,321台 北口 49,720台 袖ヶ浦駅南口第1 131,562台 第2 42,537台 袖ヶ浦駅北口 61,724台 横田駅前 16,497台 バスターインナル 56,816台 合 計 608,117台	長浦駅南口 226,359台 北口 41,289台 袖ヶ浦駅南口第1 127,427台 第2 42,136台 袖ヶ浦駅北口 47,968台 横田駅前 39,197台 バスターインナル 44,519台 合 計 544,884台	長浦駅南口 248,448台 北口 40,946台 袖ヶ浦駅第1 117,815台 第2 46,501台 袖ヶ浦駅北口 39,197台 横田駅前 41,135台 バスターインナル 49,952台 合 計 559,134台	長浦駅南口 265,143台 北口 62,305台 袖ヶ浦駅第1 141,446台 第2 51,790台 袖ヶ浦駅北口 41,135台 横田駅前 30,562台 バスターインナル 51,710台 合 計 625,013台	長浦駅南口 274,755台 北口 48,840台 袖ヶ浦駅第1 173,361台 第2 75,652台 袖ヶ浦駅北口 41,135台 横田駅前 30,562台 バスターインナル 51,563台 合 計 654,733台	長浦駅南口 281,705台 北口 46,060台 袖ヶ浦駅第1 147,083台 第2 73,716台 横田駅前 20,189台 バスターインナル 42,998台 合 計 622,459台	長浦駅南口 296,483台 北口 46,551台 袖ヶ浦駅前第1 178,439台 第2 72,221台 横田駅前 20,189台 バスターインナル 43,951台 合 計 598,535台	長浦駅南口 272,722台 北口 37,966台 袖ヶ浦駅前第1 156,528台 第2 70,160台 横田駅前 18,749台 バスターインナル 45,333台 合 計 637,866台	長浦駅南口 305,816台 北口 37,966台 袖ヶ浦駅前第1 154,968台 第2 75,103台 横田駅前 18,682台 バスターインナル 45,333台 合 計 637,866台
	環境部門以外における環境関連講座等参加者数	公民館 郷土博物館 環境関連講座等参加者数(年間合計値)	毎年	市民会館 13名／1回 長浦公民館 72名／5回 平岡公民館 10名／1回	市民会館 24名／1回 長浦公民館 144名／6回 根形公民館 25名／2回 平岡公民館 8名／1回 郷土博物館 60名／4回	平川公民館 20名／1回 長浦公民館 145名／6回 根形公民館 11名／1回 郷土博物館 52名／3回	平川公民館 34名／1回 長浦公民館 128名／6回 根形公民館 18名／1回 郷土博物館 105名／4回	平川公民館 31名／1回 長浦公民館 130名／6回 根形公民館 11名／2回 郷土博物館 96名／4回	市民会館 22名／1回 長浦公民館 156名／7回 平岡公民館 25名／2回 郷土博物館 102名／4回	市民会館 27名／1回 長浦公民館 85名／6回 平岡公民館 6名／1回 郷土博物館 91名／5回	長浦公民館 82名／6回 根形公民館 53名／1回 平岡公民館 16名／1回 郷土博物館 102名／4回	長浦公民館 86名／6回 博物館 101名／5回	長浦公民館 86名／6回 博物館 101名／5回
9.協働・パートナーシップ	自然散策会・環境学習参加者数	環境管理課 自然散策会・環境学習参加者数(年間合計値)	毎年	140人／6回	153人／6回	169人／6回	105人／6回	140人／6回	144人／6回	90人／5回	147人／5回	123人／5回	95人／3回
	環境分野におけるNPO等団体数	市民活動支援課 環境分野におけるNPO等団体数	毎年	6団体(NPO法人4、環境保全活動団体2)	6団体(NPO法人4、環境保全活動団体2)	6団体(NPO法人4、環境保全活動団体2)	6団体(NPO法人4、環境保全活動団体2)	6団体(NPO法人4、環境保全活動団体2)	9団体(NPO法人4、環境保全活動団体5)	9団体(NPO法人4、環境保全活動団体5)	9団体	9団体	9団体

袖ヶ浦市環境基本計画の現行施策の評価書

1 目的

(仮称) 第2次袖ヶ浦市環境基本計画の策定(以下「次期計画」という)において、現状の課題として反映するため、現計画(平成15年策定、平成25年改定)のうち、「市の施策」の実施状況について評価を行うものです。

2 実施時期

平成31年1月22日から同年2月12日まで

3 回答内容

現計画の「市の施策」について、それぞれの施策に係わる課等が施策ごとに4段階評価(A、B、C、D)を行いました。

4 評価の基準

評価については、各課等が回答した「担当課評価」と、環境管理課において評価した「事務局評価」の2つの評価を記載しました。

それぞれの評価段階は次のとおり

- A・・・回答時点において既に実施済み
- B・・・回答時点において実施中であり、概ね完了しているもの
- C・・・回答時点において実施中であるが、未完了となる見込みのもの
- D・・・回答時点において未実施のもの
- ー・・・(担当課評価のみ) 複数の課をまたぎ、一律の評価ができないもの

また、「～の検討」などの施策において、担当課評価において「D」かつ次期計画において施策を継続しないとする施策については、事務局評価において、「検討の結果、事業に着手しない」とこととし、評価を「A」とした上で次期計画から除外します。

5 評価結果

別紙の通り

全体を通して、A評価及びB評価を合わせると全体の86.9%であり、現計画における市の施策は概ね実施されたものと考えられます。

施策の評価以外の記述の解説については次のとおり。

(1) 継続の要否

担当課から施策の評価と同時に、施策を次期計画で継続するか意見を聴取し、評価と同様に事務局の考えを記載しています。

(2) (仮称) 第2次環境基本計画における取扱い

施策の評価や継続の要否及び取組状況等から、事務局において今後の方針として「継続」「変更」「完了・廃止」「統合」のいずれかを示しており、併せてその理由を記載しております。

(詳細は「7 (仮称) 第2次環境基本計画における取扱い」の項目で説明)

(3) 参考：平成30年度推進状況調査結果

参考として施策ごとに平成30年度における実施内容を掲載しています。

6 評価ごとの今後の取扱い（次期計画への掲載等）の考え方

(1) A評価 約19.3%【28施策（145施策中）】

条例の制定など、完結したものについては廃止とし、次期計画から除外するが、達成後、一定の質で維持すべきものについては、次期計画においては表現を改めた上で掲載するものとする。

(2) B評価 約67.6%【98施策（145施策中）】

基本的に次期計画においても継続とするが、社会情勢等の変化により担当課が廃止としたものについては、内容を精査した上で判断する。

(3) C評価 約7.6%【11施策（145施策中）】

Bと同様に、基本的に次期計画においても継続とするが、社会情勢等の変化や達成の見込みが著しく薄く、担当課が廃止としたものについては、内容を精査した上で判断する

(4) D評価 約5.5%【8施策（145施策中）】

社会情勢等の変化により実施が不要なものとして評価されたものについては廃止とし、施策は必要であるが、人員や費用などの実施環境が整備されていないものについては実現の可能性を考慮した上で判断する。

7 (仮称) 第2次環境基本計画における取扱い

評価に基づき、次期計画における継続・廃止等の取扱いの考えを示しました。

また、継続以外の評価については理由を記載しています。

(1) 「継続」 約67.6%【98施策（145施策中）】

現計画と同様に施策を継続します。

(2) 「変更」 約5.5%【8施策（145施策中）】

施策の名称、表現等を変更した上で次期計画に継続します。

(3) 「完了・廃止」 約17.9%【26施策（145施策中）】

目的が達成できたもの、制度が廃止されたもの、実現性に乏しいものや時勢の変化などにより不要となった施策は次期計画から削除します。

(4) 「統合」 約9.0%【13施策（145施策中）】

施策の考えは継続するが、関連する他の施策と総合的に実施すべきもの。

取組方針	市の施策	実施状況(事業評価) A 実施済 B 実施中(概ね完了) C 実施中(未完了) D 未実施		事務局評価の理由	継続の要否	(仮称)第2次環境基本計画における取扱い			参考:平成30年度推進状況調査結果			
		施策の評価										
1-1 今ある自然ができるだけ残す	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)		担当課	事務局	今後の方針	理由		参考:平成30年度推進状況調査結果
	水と緑の里整備	環境管理課	B	B	蔵波小鳥の森の維持管理実施 椎の森工業団地内自然環境保全緑地の整備実施		○	○	継続			蔵波小鳥の森の維持管理に努めた。 椎の森工業団地内自然環境保全緑地について ・造成緑地草刈委託 17,126m ² (環境保全緑地分600m ² 含む) ・ボランティア募集、軽作業の実施。 作業回数20回 参加者616名 平均約31名／回
	施設の整備や改修時における生物の生息環境への配慮	関係各課	-	D	庁内における体制の確立に至っていないため				統合	公共施設に対する総合的な環境配慮の施策として統合する		
	公共事業における環境配慮のしくみづくり	関係各課	-	C	庁内における体制の確立に至っていないため				統合	公共施設に対する総合的な環境配慮の施策として統合する		
	公共施設における緑地の適正管理	関係各課	-	B	椎の森工業団地2期地区公共緑地維持管理実施 公園・緑地の管理実施 椎の森自然環境保全緑地の取得及び維持管理実施		○	○	継続			(都市整備課)公園・緑地を適正に管理し、緑の保全に努めた。 (環境管理課)自然環境保全緑地としてH18年度に土地開発公社保有地を取得 (蔵波1,533m ² +久保田4,600m ²)
	保存樹木等指定拡充と助成制度の見直し	環境管理課	C	C	開発等により保存樹木等は減少傾向にあり、拡充は困難であるため		○	○	変更	拡充は困難なため、適正に維持することを目的とする		指定樹木 185本 指定樹林 9.7ha
	アライグマ等外来生物の駆除	環境管理課 農林振興課	B	B	環境管理課:B 農林振興課:B アライグマ・ハクビシンの駆除を実施		○	○	継続			アライグマ・ハクビシン合計駆除数 261頭
	中・長期的に検討する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)		担当課	事務局	今後の方針	理由		参考:平成30年度推進状況調査結果
	ボランティアを活用した里山の保全、整備の検討	環境管理課 農林振興課	-	B	環境管理課:B 農林振興課:B 椎の森工業団地内自然環境保全緑地の整備実施		○	○	継続			(環境管理課) ・椎の森工業団地内自然環境保全緑地について、ボランティアを募集し、協働による下草刈等の軽作業を月2回実施 延べ20回 616人参加
	ビオトープ(動植物の生息環境)マップの検討	環境管理課	D	D	生物の生息域調査、保護等については市内全域にわたる実地調査が必要であり、費用、人員等の理由により着手が困難であるため				統合	生物多様性に係る施策として統合する		
	生物多様性に係る地域連携保全活動計画の作成	環境管理課	D	D	生物の生息域調査、保護等については市内全域にわたる実地調査が必要であり、費用、人員等の理由により着手が困難であるため		○	○	変更	生物多様性に係る施策として変更する		
1-2 農地が持つ動植物の生息地としての機能を保全する	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)		担当課	事務局	今後の方針	理由		参考:平成30年度推進状況調査結果
	農村環境計画に基づく事業実施	農林振興課	B	B	・県営経営体育成基盤整備事業(武田川下流地区) ・県営経営体育成基盤整備事業実施(浮戸川上流Ⅲ期地区)		○	○	継続			・県営経営体育成基盤整備事業(武田川下流地区) 事業年度H24～H34 受益面積120ha H30事業内容-区画整理27.9ha ・県営経営体育成基盤整備事業(浮戸川上流Ⅲ期地区)事業年度H25～H32 受益面積54ha H30事業内容-暗渠排水52.1ha
	農業担い手の育成	農林振興課	B	B	認定農業者制度の運用		○	○	継続			認定農業者制度(30年度末159名) 新規・再認定 17名
	農地の多面的効果の啓発、広報	農林振興課 環境管理課	B	B	国・県からの広告物による啓発を実施		○	○	継続			国、県からの広告物による啓発
	中・長期的に検討する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)		担当課	事務局	今後の方針	理由		参考:平成30年度推進状況調査結果
	遊休農地、荒廃農地の調査	農林振興課 農業委員会	-	B	農林振興課:B 農業委員会:B 農地利用状況調査を実施		○	○	継続			(農業委員会事務局・農地利用最適化推進委員・農林振興課) 農地利用状況調査を実施
	遊休農地の市民農園、学校農園としての利用促進	農林振興課 農業委員会	-	B	農林振興課:B 農業委員会:該当事業無し 野菜栽培講習会の実施		○	○	継続			(農業センター) 「野菜栽培講習会、同ステップアップ講座の実施」については、取り組み方針8-1の「米作りや野菜作り、里山の保全等を取り入れた環境教育、環境講座の実施」へ移動

取組方針	市の施策	実施状況(事業評価) A 実施済 B 実施中(概ね完了) C 実施中(未完了) D 未実施		事務局評価の理由	継続の要否	(仮称)第2次環境基本計画における取扱い			参考:平成30年度推進状況調査結果	
		施策の評価								
1-3 生物の生育環境と 緑を育てる	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	緑のネットワークづくり基本構想の推進	都市整備課ほか	-	B	広域能動的のフローラライン化の実施 農村公園整備等の拠点づくりの実施	○	○	継続		各担当課にて、広域農道のフローライン化、農村公園整備等の拠点づくりを進めている。
	緑の基本計画の推進(緑地面積、緑化率の調査、公表)	都市整備課	D	D	現在の「緑の基本計画」は平成22年で終了しており、今後、令和2年以降に改正を予定している。	○	○	継続		
	都市公園の整備	都市整備課	B	B	公園の供用を順次開始		○	継続	担当課では令和2年度にすべての公園整備が完了するため廃止との考えであるが、本計画の策定年度において完了していないため、継続とした。また、整備には維持も含まれると考えるため	袖ヶ浦駅海側地区4号公園他1公園の供用開始及び1公園の拡張をした。(計1,392m ² 増)
	新たな開発地等における緑地保全協定の締結	環境管理課	B	B	緑化協定・緑地保存協定の締結	○	○	継続		(環境管理課) ・緑化協定新規締結 無し ・H30年度末協定締結数 第三者協定 70社 二者協定 119社 面積 186ha
	生垣設置奨励補助制度の普及	環境管理課	A	A	平成31年3月 要綱廃止			完了・廃止	制度廃止のため	(環境管理課) 補助件数 0件 金額 0円
	水と緑の里整備	環境管理課	B	B	蔵波小鳥の森の維持管理実施 椎の森工業団地内自然環境保全緑地の整備実施	○	○	継続		(環境管理課) 取組方針1-1 ○水と緑の里整備 と同様
1-3 生物の生育環境と 緑を育てる	中・長期的に検討する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	生垣設置奨励補助制度の拡充	環境管理課	A	A	平成31年3月 要綱廃止			完了・廃止	制度廃止のため	
	動植物の生息環境の創出、再生のあり方についての検討	環境管理課	A	A	生物の生息域調査、保護等については市内全域にわたる実地調査が必要であり、費用、人員等の理由により着手はできないと結論付けた。			統合	生物多様性に係る施策として統合する	
	緩衝緑地を視野に入れた、遊歩道、サイクリングロードの検討	都市整備課	D	A	検討の結果、サイクリングロード等を緩衝緑地内へ整備することは、取組方針である「1-3生物の生育環境と緑を育てる」に沿わない施策であると結論付けた。			完了・廃止	検討の結果による	
	生物多様性に係る地域連携保全活動計画の作成	環境管理課	D	D	生物の生息域調査、保護等については市内全域にわたる実地調査が必要であり、費用、人員等の理由により着手が困難であるため	○	○	変更	他の生物多様性に係る施策と統合し、総合的な生物多様性に係る計画について検討する。	
2-1 大気環境・有害物質の監視を継続する	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	自家焼却・野焼きの廃止指導の徹底と監視パトロール体制の強化	廃棄物対策課	B	B	広報誌に等による啓発を実施 苦情発生時に随時対応 パトロールによる監視の実施	○	○	継続		・広報紙による啓発 ・苦情対応時に指導を行う ・残土埋立て・不法投棄パトロール時に合わせて監視(週6日)
	大気汚染物質に対する監視の継続と市民への情報提供	環境管理課	B	B	光化学スモッグ監視体制の運用	○	○	継続		(環境管理課) 光化学オキシダント濃度の監視体制と注意報の発令 平成30年度発令回数 5回 市民生活安全メールによる配信実施
	PRTR等を活用した有害化学物質に関する情報収集、情報提供の推進	環境管理課	B	B	PRTR法の届出状況の把握	○	○	継続		(環境管理課) PRTR法の施行により、事業者は毎年法に定める有害化学物質について、排出量・移動量を国に届出 市内の届出事業者について千葉県が管理について指導をしている。
	ダイオキシン類を含む有害化学物質に対する監視の継続と市民への情報提供	環境管理課	B	B	定期調査の実施	○	○	継続		(環境管理課) 有害大気汚染物質モニタリング調査として、ダイオキシン類年4回(2か所)、ベンゼン年12回(1か所)について測定している。また県においてベンゼン等を年12回(1か所)測定し、併せて結果を公表している。(いずれも環境基準達成)
	事業所等における有害化学物質の管理徹底の推進	環境管理課	B	B	PRTR法の届出状況の把握	○	○	継続		(環境管理課) PRTR法による指導の他、環境保全に関する協定事業所から年間計画書等の提出を求め、指導している。
	公共施設におけるホルムアルデヒド等の化学物質含有建材の使用抑制	関係各課	-	B	シックハウス対策に係る技術的基準の遵守			完了・廃止	技術的基準が確立されているため(建築基準法施行令)	シックハウス対策に係る技術的基準を遵守している。
	発生源施設に対する立ち入り調査の実施	環境管理課	B	B	環境保全協定に基づく立入調査の実施	○	○	継続		(環境管理課) 5事業所5施設について立ち入り調査を実施、不適合施設は無かった。
	公害防止施設の設置指導	環境管理課	B	B	環境条例または環境保全協定に基づく事前協議の実施	○	○	継続		環境保全条例及び環境保全に関する協定に基づく事前協議により指導を行った。条例1件、2者協定22件、3者協定1件
	農薬の一斉空中散布の適正な実施の指導	農林振興課	A	A	市植物防疫協会が実施する際、市職員の立会	○	○	継続		市植物防疫協会が実施 広報紙及び広報無線により周知、全域ラジコンヘリの使用、市職員の立会い(7/7~18、7/22実施)(散布面積 685.30ha)
	農業用廃プラスチック処理対策の推進	農林振興課	B	B	回収処理を実施	○	○	継続		農業用マルチ・ハウス用ビニール等の回収処理 塩化ビニール、ポリエチレン 34.23t
	中・長期的に検討する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	ダイオキシン類をはじめとした有害化学物質に関する条例制定の検討	環境管理課	A	A	現行法令により十分に対応できるため			完了・廃止	現行法令により対応	

取組方針	市の施策	実施状況(事業評価) A 実施済 B 実施中(概ね完了) C 実施中(未完了) D 未実施	事務局評価の理由	継続の要否	(仮称)第2次環境基本計画における取扱い		参考:平成30年度推進状況調査結果
					施策の評価		
	事故発生時等、有害化学物質に関する危機管理システムづくりの検討(協定締結等)	環境管理課	B B 地域防災計画及び危機管理対応マニュアルに位置付け		完了・廃止	地域防災計画及び危機管理対応マニュアル位置づけ対応	

取組方針	市の施策	実施状況(事業評価) A 実施済 B 実施中(概ね完了) C 実施中(未完了) D 未実施				事務局評価の理由	継続の要否	(仮称)第2次環境基本計画における取扱い	参考:平成30年度推進状況調査結果	
		施策の評価								
2-2 交通による大気汚染、騒音・振動を解消する	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	低公害車の普及促進(公用車の採用等)	管財契約課 環境管理課	C	C	管財契約課:C 各課が購入する車両において低公害車が選択されているが、府舎内の共通仕様としていないことから、すべての公用車が低公害車とはなっていない。	○	○	継続		公用車の購入又は更新に際し、低排出ガス車を採用した。平成17年規制50%低減車3台、平成19年規制75%低減2台、平成22年規制10%低減1台を導入した。
	アイドリングストップ運動の推進	環境管理課	B	B	千葉県広告物により啓発を実施	○	○	継続		(環境管理課) 千葉県からの広告物による啓発 H20年度に31施設42か所に看板(独立柱)を設置、17施設40か所に簡易看板を設置した。
	植樹帯の設置又は設置要請	環境管理課 都市整備課	-	B	環境管理課:B 都市整備課:該当事業無し 緑地保存協定の締結 椎の森工業団地隣接緑地の管理を実施	○	○	継続		緑地保存協定の締結 椎の森工業団地隣接緑地の管理
	歩行者、自転車利用者が利用しやすい歩道、道路の整備	土木管理課 土木建設課	-	B	土木管理課:B 隨時整備 土木建設課:C 三箇横田線施工中	○	○	継続		歩行帯整備L=120m
	バリアフリーを考慮した歩道の整備	土木建設課	B	B	袖ヶ浦市交通バリアフリー基本構想による整備を実施	○	○	継続		「袖ヶ浦市交通バリアフリー基本構想」における重点整備地区内において、「特定交通安全施設等整備計画」に基づき、歩行空間のバリアフリー化整備を実施。 JR長浦駅北口線他の歩道のバリアフリー化整備完了(H26) JR袖ヶ浦駅、自由通路の工事完了(H27)
	地域公共交通システムの導入と運営	企画課	B	B	地域内の移動手段確保	○	○	変更	地域内の移動手段確保に向けた仕組みの確保、支援等	交通空白地域における移動手段を確保するため、地域住民・NPO等が主体となって運営する地域支え合いの仕組みについて支援します。 ・平川いきいきサポート 提供会員数20名 利用会員数55名
	中・長期的に検討する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	新たな歩道、自転車道整備の検討	土木建設課	C	C	袖ヶ浦市道路網整備計画2020を策定中	○	○	継続		袖ヶ浦市道路網整備計画2020を策定中
2-3 悪臭対策を進める	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	環境の保全に関する協定に基づく監視と指導の継続、徹底	環境管理課	B	B	環境の保全に関する協定に基づく監視指導を実施	○	○	継続		(環境管理課) 環境の保全に関する協定締結事業所8事業所の11地点で調査実施し超過地点は無かった
	周辺市民と農業従事者のコミュニケーション、相互理解の推進	環境管理課 農林振興課	-	B	環境管理課:C 農林振興課:B 農業由来の公害苦情において、都度対応し、相互理解に努めているが、依然として苦情は発生している。	○	○	継続		
	低悪臭農業に対する情報の収集、提供	環境管理課 農林振興課	B	B	環境管理課:B 農林振興課:B 積極的な収集は行っていないが、情報を入手した場合は提供することとしている。	○	○	継続		
	家畜糞尿処理施設の導入促進、支援	農林振興課	B	B	家畜排泄物法対象農家 38 整備済み36件 整備しない2件についても悪臭防止対策を図っている	○	○	継続		家畜排泄物法対象農家 38 整備済み36 整備しない2

取組方針	市の施策	実施状況(事業評価) A 実施済 B 実施中(概ね完了) C 実施中(未完了) D 未実施		事務局評価の理由	継続の要否	(仮称)第2次環境基本計画における取扱い			参考:平成30年度推進状況調査結果			
		施策の評価										
3-1 水循環への負荷を減らす	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)		担当課	事務局	今後の方針	理由		参考:平成30年度推進状況調査結果
	汚水適正処理構想に基づく事業実施	下水対策課	B	B	平成27年度に見直した「汚水適正処理構想」に基づき、公共下水道整備を進めている。また、農業集落排水については整備を完了している。		○	○	継続			平成27年度に見直した「汚水適正処理構想」に基づき、公共下水道整備を進めている。また、農業集落排水については整備を完了している。
	公共下水道、農業集落排水の整備、普及率向上	下水対策課	B	B	未接続者宅への訪問等により協力依頼等の実施		○	○	継続			普及率 68.5% (農業集落排水松川地区含む) 処理人口 43,652人 東部地区:90%・松川地区:88%・平岡地区:69% 水洗化人口の精査実施 1回/年 未接続者宅への訪問等により協力依頼 平岡地区については、平成24年から順次供用開始
	公共下水道、農業集落排水へ接続推進のための助成制度	下水対策課	B	B	制度を運用し、随時対応		○	○	継続			・助成金 0件(対象世帯無し) 汲取り便所から下水道へ改造 3万円/槽 し尿浄化槽から下水道へ改造 2万円/槽 ・賃付金(無利子) 1件店舗 1件 1,000千円 ・平岡地区利子補給H30 5件
	生活排水の負荷についての周知	下水対策課	B	B	広報紙及びイベント開催時に啓発		○	○	継続			広報紙及びイベント開催時に啓発
	事業者への排水適正管理の指導	環境管理課	B	B	環境条例または環境保全協定の基づく事前協議等において指導立入調査の実施		○	○	継続			事前協議制度の中で指導 発生源の立入調査を実施 22事業所調査 超過無し
	浄化槽の保守点検、清掃などの適正な維持管理の指導	下水対策課	B	B	補助する合併浄化槽設置時の指導及び広報紙による周知		○	○	継続			補助する合併浄化槽設置時の指導及び広報紙による周知
	大寺浄水場や小櫃川の見学会の実施	環境管理課 水道局	A	A	(事業移管)				完了・廃止	事業移管のため		(水道事業移管により調査対象外)
	小櫃川などの水質改善のための様々な手法の研究	環境管理課	B	B	市では専門的な知識が不足しているため、国・県等からの情報を把握するよう努めている。				完了・廃止	市による主体的な研究は実施しないため		
	小櫃川などの水質改善のための市民活動の支援	環境管理課	B	B	協働事業による支援の実施		○	○	継続			(市民活動支援課・環境委管理課)ホタルの生息環境を整備する市民団体への支援を実施した
	県と協力した地下水汚染調査の継続	環境管理課	B	B	県と協力し毎年度調査を実施		○	○	継続			(環境管理課) 市内2か所で実施(異常なし)
	受水槽の清掃等設置者への適正な維持管理の推進	水道局	A	A	(事業移管)				完了・廃止	事業移管のため		給水申請時に「簡易専用水道のてびき」に基づき、説明している
	中・長期的に検討する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)		担当課	事務局	今後の方針	理由		参考:平成30年度推進状況調査結果
3-2 河川、ため池など水環境とのふれあいを確保する	公共施設における中水利用施設、雨水貯留施設の検討	関係各課	-	A	農林振興課:A				統合	公共施設に対する総合的な環境配慮の施策として統合する		
	公共施設における水源涵養を考慮した排水施設導入の検討	関係各課	-	A	農林振興課:A				統合	公共施設に対する総合的な環境配慮の施策として統合する		
	市民による水生生物調査、水質調査会の実施	環境管理課	B	B	市による積極的な募集は行っておらず、希望のある団体を対象としている		○	○	継続			
	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)		担当課	事務局	今後の方針	理由		参考:平成30年度推進状況調査結果
	農業用ため池周辺の環境整備(光福堰、藤井堰、野里堰)	農林振興課	B	B	光福堰、藤井・野里堰の草刈や植栽管理などの維持管理		○	○	継続			光福堰、藤井・野里堰の草刈や植栽管理などの維持管理を地元に委託し良好な環境保持を図った
3-3 生物多様性の保全と活性化	環境護岸を取り入れた整備	土木建設課	D	D	カゴマットやコンクリート板柵による修繕工事を実施し、緑化ブロック等は使用していないため。				完了・廃止	実施しないため		
	中・長期的に検討する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)		担当課	事務局	今後の方針	理由		参考:平成30年度推進状況調査結果
	湧水などの親水資源にかかる市内散歩コースの検討	環境管理課	D	D	生物の生息域調査、保護等については市内全域にわたる実地調査が必要であり、費用、人員等の理由により着手が困難であるため				統合	生物多様性に係る施策として統合する		
	ヨシ、ガマの植栽などの様々な河川浄化手法の検討	環境管理課 土木建設課	D	A	河川浄化手法の検討は行っていないため。 ⇒検討の結果、河川浄化手法は取り入れないこととした。				完了・廃止	検討の結果による		

取組方針	市の施策	実施状況(事業評価) A 実施済 B 実施中(概ね完了) C 実施中(未完了) D 未実施				事務局評価の理由	継続の要否	(仮称)第2次環境基本計画における取扱い				参考:平成30年度推進状況調査結果			
		施策の評価													
4-1 袖ヶ浦らしい景観を残す	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)				担当課	事務局	今後の方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果		
	景観としての農業環境の保全	農林振興課	B	B	多面的機能支払交付金事業実施				○	○	継続				
	農村公園、フラワーラインの景観維持	農林振興課	B	B	ボランティアによる種まき及び沿線の草刈りを実施				○	○	継続				
	自然散策コースの整備、案内板の設置	環境管理課	B	B	水と緑の里での散策道整備等の実施				○	○	継続				
	現状で利用可能な制度(保存樹林等補助金制度、生垣設置奨励制度)についての周知の徹底	環境管理課	B	B	広報誌等により周知を実施				○	○	継続				
	県屋外広告物条例の適用	都市整備課	B	B	市職員やボランティアによる除去作業の実施				○	○	継続				
	景観条例の制定	都市整備課	A	A	平成26年4月1日 条例施行						完了・廃止	条例施行			
	中・長期的に検討する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)				担当課	事務局	今後の方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果		
	新規基盤整備において景観を阻害する電柱、電線対策の推進	都市整備課	C	B	海側地区の裏配線、海側地区の茶色の電柱、駅前線の無電柱化など				○		完了・廃止	これまでの対策により一定の成果が得られたため			
4-2 袖ヶ浦の景観資源を発見する	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)				担当課	事務局	今後の方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果		
	本市の景観資源の対外的なアピール	都市整備課	B	B	景観まちづくり賞の実施 景観まちだよりの回覧				○	○	継続				
	景観条例の制定(景観資源の調査、整理)	都市整備課	A	A	平成26年4月1日 条例施行						完了・廃止	条例施行			
5-1 ポイ捨て、不法投棄を徹底して監視する	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)				担当課	事務局	今後の方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果		
	不法投棄監視員、土砂対策指導員、環境美化推進員による定期的な監視の継続、強化	環境管理課 廃棄物対策課	B	B	環境管理課:B 廃棄物対策課:B 各役員により定期的なパトロールを実施				○	○	継続				
	郵便局との連携による情報収集	廃棄物対策課	B	B	郵便局との覚書の締結				○		統合	市職員全員による監視に統合			
	市職員全員による監視	廃棄物対策課 関係各課	B	B	廃棄物対策課:B 市職員によるパトロールを実施				○	○	継続				
	悪質な不法投棄、ポイ捨てに対する罰則の適用	環境管理課 廃棄物対策課	B	B	環境管理課:B 廃棄物対策課:B 罰則を適用すべき事例はないが監視、調査を継続				○	○	継続				
	環境美化推進員の活動を広く報告	環境管理課	B	B	広報誌による報告を実施				○	○	継続				
	各種イベント開催時における環境美化、ポイ捨て防止の啓発キャンペーン実施	環境管理課	B	B	大型看板の設置 ポイ捨て防止啓発活動の実施				○	○	継続				
	中・長期的に検討する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)				担当課	事務局	今後の方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果		
	インターネットを通じた窓口情報の提供	秘書広報課 環境管理課 廃棄物対策課	-	A	秘書広報課:A(各担当課において情報を発信するシステムを構築した) 環境管理課:B 廃棄物対策課:B						完了・廃止	必要な情報を隨時発信できる体制が整ったため			

取組方針	市の施策	実施状況(事業評価) A 実施済 B 実施中(概ね完了) C 実施中(未完了) D 未実施		事務局評価の理由	継続の要否	(仮称)第2次環境基本計画における取扱い			参考:平成30年度推進状況調査結果			
		施策の評価										
5-2 ポイ捨て、不法投棄 しづらい環境をつく る	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、そ の他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)		担当課	事務局	今後の 方針	(仮称)第2次環境基本計画における取扱い		参考:平成30年度推進状況調査結果
	市内一斉清掃の実施	環境管理課	B	B	年2回実施		○	○	継続			(環境管理課) 2回／年(5/27、10/7)実施 参加者30,000人 回収ごみ63.98トン
	臨海地区清掃の実施	環境管理課 土木管理課	B	B	環境管理課:B 土木管理課:B 年4回実施		○	○	継続			(環境管理課) 4回／年(6/21、9/19、11/14、2/14)実施 実施機関: 市、港湾事務所、事業所 回収ごみ 5.01トン
	花いっぱい運動推進	環境管理課	B	B	ボランティア団体への花の種子配布		○	○	継続			①ボランティア団体への花の種子配布 5団体 1回／年
	雑草対策事業、雑草対策協議会を を通じた宅地の雑草対策の推進による 空き地等の雑草対策の推進	環境管理課	B	B	協議会廃止に伴う名称変更あり 草刈り機の貸し出しを実施		○	○	変更	名称を変更し、継続する		草刈機の貸出し65件 104台 雑草地の所有者に草刈り依頼の文書を送付 149通
	景観まちづくり賞の実施	都市整備課	B	B	景観まちづくり賞の目的は環境美化の点もありますが、 良好な景観形成に資する取組みを表彰し、そのような取 組みが全市的に広がることを目指しています。このため、 本施策については景観の取組み方針としたほうがよい		○	○	継続			景観まちづくり賞を表彰し、HPや広報で紹介し景観形成の啓発を行った。
	中・長期的に検討する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、そ の他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)		担当課	事務局	今後の 方針	理由		参考:平成30年度推進状況調査結果
	飲料容器のデポジット制度導入の 研究	廃棄物対策課 商工観光課	-	A	酒類の瓶については既にデポジット制度が導入されてい るため。				完了・ 廃止	研究の必要性はないため		
5-3 リデュース、リユース、リサイクル、リ フューズによりごみ を減らす	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、そ の他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)		担当課	事務局	今後の 方針	理由		参考:平成30年度推進状況調査結果
	多量排出事業者への減量化の促 進	廃棄物対策課	B	B	環境保全協定等により指導を実施		○	○	継続			①事前協議制度による指導 ②環境の保全に関する協定に基づく年間計画書の提出 ③個別対応による指導
	ごみの発生抑制のための意識啓発	廃棄物対策課	B	B	ごみ処理施設の施設見学受け入れ、広報誌による啓発 の実施		○	○	継続			・施設見学時、イベント開催時及び広報紙による啓発 ・ごみ発生量(t/年) 可燃ごみ17,134t 不燃ごみ2,370t 資源物2,140t 合計 21,644t ・センターでの焼却停止、全量かずさクリーンシステムで焼却(H18)
	リサイクル情報提供システムによる リサイクル製品の紹介	廃棄物対策課	A	A	平成28年3月31日 要領廃止				完了・ 廃止	制度廃止のため		平成27年度末で事業廃止
	廃食油の石けんづくり支援の継続	廃棄物対策課	A	A	平成28年3月31日 要領廃止				完了・ 廃止	制度廃止のため		平成27年度末で事業廃止
	事業主として建設リサイクル、廃棄 物の適正処理を進める	廃棄物対策課 関係各課	-	B	PTA活動による自然改修の実施 クリーンセンターでの分別資源化の実施		○	○	継続			主としてPTA活動による資源回収の実施。児童会や生徒会によるリサイクル運 動の実施。給食残渣を堆肥化し、リサイクル利用を図った。(学校教育課) 実施している。(郷土博物館) クリーンセンターで資源化資源物搬出実績 1,378t(廃棄物対策課)
	現ごみ処理の有料制(指定ごみ袋 制)の見直し	廃棄物対策課	C	C	検証・検討を実施したが見直しには至っていない		○	○	継続			検証・検討を実施。
	現資源回収制の見直し	廃棄物対策課	A	A	検証・検討の結果、現資源回収制度は広く市民に浸透し ており、一定の効果を得ているため、今後も継続して実施		○	○	継続			市内114自治会において実施。 回収実績 1,394トン
	現コンポスト容器補助制度の見直 し⇒生ごみ肥料化容器助成制度の 実施	廃棄物対策課	B	B	施策名変更 検証・検討を実施したが見直しには至っていない 補助制度については継続して運用している		○	○	変更	施策名変更し、見直しではなく制度を継続して実施する。		現状維持 補助件数 生ごみ肥料化容器 4基 機械式生ゴミ処理機 8基
	粗大ごみ処理の有料化	廃棄物対策課	A	A	平成25年10月 制度開始		○	○	継続			平成25年10月1日から実施
	学校給食の生ごみ、公共施設の落 葉等の堆肥化およびその活用	学校給食センター 関係各課	A	A	学校給食センター:A 給食調理時の野菜くず、給食の食べ残しを回収し、たい 肥化を実施		○	○	継続			給食調理時の野菜くず、給食の食べ残しを回収し堆肥化を行っている。 72.1t
	中・長期的に検討する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、そ の他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)		担当課	事務局	今後の 方針	理由		参考:平成30年度推進状況調査結果
	飲料容器のデポジット制度導入の 研究	廃棄物対策課 商工観光課	-	A	酒類の瓶については既にデポジット制度が導入されてい るため。				完了・ 廃止	研究の必要性はないため		
	公共施設等で発生する剪定材等の コンポスト化検討	廃棄物対策課 関係各課	-	B	土木管理課: 剪定材の処理先としてチップ化による処理 を行う業者を選定している。				完了・ 廃止	市自らによるコンポスト化は、法令上実施が困難であるため		剪定枝粉碎機を市民に貸し出し 63件 4,242kg

取組方針	市の施策	実施状況(事業評価) A 実施済 B 実施中(概ね完了) C 実施中(未完了) D 未実施				事務局評価の理由	継続の要否	(仮称)第2次環境基本計画における取扱い	参考:平成30年度推進状況調査結果		
		施策の評価									
6-1 放射能汚染の監視をする	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)		担当課	事務局	今後の方針	理由	
	大気中放射線量の監視の継続と市民への情報提供	環境管理課 関係各課	B	B	環境管理課:B		○	○	継続	(環境管理課) 小学校及び公園の合計10か所にて年6回測定し、結果を公表している。(いずれも0.23マイクロシーベルト／時以下)	
	農畜産物に含まれる放射能物質の測定と市民への情報提供	農林振興課	B	B	測定を実施し、ホームページ等にて情報提供を実施		○	○	継続	2品目 4検体	
6-2 放射能汚染の低減を図る	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)		担当課	事務局	今後の方針	理由	
	ガイドラインによる除染の実施	環境管理課 関係各課	A	A	環境管理課:A 除染を実施した結果、除染の基準となる0.23マイクロシーベルトを上回る施設はないため、完了				完了・廃止	(環境管理課) 市内公共施設の864か所で空間放射線量を測定したが、除染の基準となる0.23マイクロシーベルト／時以上の施設はなかった。	
7-1 自家用車依存を軽減する交通整備を進める	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)		担当課	事務局	今後の方針	理由	
	バス事業者への利便性向上の要請(料金、便数、運行時間帯、路線等)	企画課	B	B	利用状況に応じたルートの見直し等の要望を実施		○	○	継続	利用状況に応じたルートの見直しやダイヤの改正をバス事業者に要望し、利便性の向上に努めている。 高速バスについては、平成30年7月から、渋谷線が開始され、利便性が向上した。	
	公共交通の利用促進に関する情報の提供(関係機関、市民、市)	企画課	B	B	公共交通マップや市ホームページ、広報紙、回覧板等で路線図や時刻表等の情報を提供した。 路線バスの新たな利用者の掘り起こしに向け、バスの乗り方教室の開催や無料お試し乗車を実施した。		○	○	継続	公共交通マップや市ホームページ、広報紙、回覧板等で路線図や時刻表等の情報を提供した。 路線バスの新たな利用者の掘り起こしに向け、バスの乗り方教室の開催や無料お試し乗車を実施した。	
	袖ヶ浦駅海側自転車駐車場の整備	都市整備課	A	A	袖ヶ浦駅海側地区への自転車駐車場整備は完了し、自転車駐車場は現在、充足しており、今後においても不足することはないと考えられるため。				完了・廃止	計画した整備が完了したため	
	信号機、道路標示等の交通安全施設の充実	市民活動支援課	A	A	信号機等の規制に関する設置については、県公安委員会となるため廃止願いたい。また、道路標識については、道路管理者が設定することから担当課名を変更願いたい。				完了・廃止	警告表示付きポストコーンの設置 6基 防護柵等の設置 73m 案内標識 2基 路面標示 2か所 反射鏡の設置 12基	
	パリアフリーを考慮した歩道の整備	土木管理課 土木建設課	-	B	土木管理課:D(該当事業無し) 土木建設課:B		○	○	継続	平成19年度以降は、あんしん歩行エリア等道路特定交通安全施設整備事業の中に位置付け整備を図っている。	
	地域公共交通システムの導入と運営	企画課	B	B	地域内の移動手段確保		○	○	変更	地域内の移動手段確保に向けた仕組みの確保、支援等	
	中・長期的に検討する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)		担当課	事務局	今後の方針	理由	
	自転車道、遊歩道マップの作成	環境管理課	D	D	生物の生息域調査、保護等については市内全域にわたる実地調査が必要であり、費用、人員等の理由により着手が困難であるため				統合	生物多様性に係る施策として統合する	
7-2 地球温暖化を意識したエネルギー利用を進める	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)		担当課	事務局	今後の方針	理由	
	府内の地球温暖化対策実行計画の推進	環境管理課	B	B	燃料の使用量削減、節電、節水等に努めており、また、これら啓発、周知を行っている		○	○	継続	燃料の使用量削減、節電、節水等に努めた 温室効果ガス排出量10,488,323kg-CO2(基準比+3.39%) ※暫定値	
	地球温暖化対策の行動指針の検討	環境管理課	B	B	随時検討		○	○	継続		
	地球温暖化に関する情報提供、意識改革	環境管理課	B	B	「袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画」の取組結果の公表		○	○	継続	(環境管理課) 「袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画」の取組結果を公表し、市民の温暖化防止への喚起を促す。	
	省エネに関する情報発信、意識啓発	環境管理課	B	B	省エネポスターの掲示 グリーンカーテンの実践や講習の実施		○	○	継続	(環境管理課) 省エネポスターを掲示した 庁舎にグリーンカーテンを設置するとともに、講習会・ゴーヤ苗の配布、コンテストを実施して意識啓発を図った。	
	公共施設への新エネルギー及び省エネルギー設備の導入	関係各課	B	B	館内照明器具のLED化等(市民会館)		○	○	継続		
	低公害燃費車の導入促進	管財契約課 環境管理課	C	C	管財契約課:C 各課が購入する車両において低公害車が選択されているが、府舎内の共通仕様としていないことから、すべての公用車が低公害車とはなっていない。		○	○	変更	名称を変更し、継続する	
	太陽熱利用、太陽光発電などの新エネルギー設備及び家庭用燃料電池等の省エネルギー設備の導入促進	環境管理課	B	B	住宅用省エネルギー設備設置補助金制度の運用		○	○	継続	(環境管理課) 太陽光発電システム設置補助金 平成30年度補助 24件 燃料電池システム設置補助金 平成30年度補助 56件 定置用リチウム蓄電システム 平成30年度補助 28件	
	新エネルギー設備及び省エネルギー設備補助制度導入促進	環境管理課	B	B	太陽光発電に加え、燃料電池システム、定置用リチウム蓄電システムを補助金交付の対象とした		○	○	継続	(環境管理課) 太陽光発電システム、燃料電池システム、定置用リチウム蓄電システム設置補助を継続して実施。	
	環境家計簿の促進	環境管理課	B	B	家庭からのCO2排出抑制として、キャンペーンの広報やHEMSの設置を促進している。		○	○	継続	(環境管理課) 該当なし	

取組方針	市の施策	実施状況(事業評価) A 実施済 B 実施中(概ね完了) C 実施中(未完了) D 未実施	事務局評価の理由	継続の要否	(仮称)第2次環境基本計画における取扱い			参考:平成30年度推進状況調査結果
					施策の評価			
	緑のカーテンづくりの促進	環境管理課	B B	○ ○	継続		(環境管理課) 庁舎にグリーンカーテンを設置するとともに、講習会・ゴーヤ苗の配布、コンテストを実施して意識啓発を図っている。	

取組方針	市の施策	実施状況(事業評価)		事務局評価の理由	継続の要否	(仮称)第2次環境基本計画における取扱い			参考:平成30年度推進状況調査結果	
		A 実施済	B 実施中(概ね完了)			施策の評価				
7-3 環境を考えたライフスタイルの選択をする	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	環境に配慮した製品に関する情報提供	環境管理課	C	C	物品の調達は各担当課に一任されているため、現在は積極的な情報提供は行っていない。	○	○	継続		
	公共施設における間伐材利用製品の導入、再生型栓の採用により熱帶材を使わないなど環境への配慮	関係各課	-	C	庁内における体制の確立に至っていないため			統合	公共施設に対する総合的な環境配慮の施策として統合する	
	日常業務や公共事業において、環境影響の配慮	関係各課	-	C	庁内における体制の確立に至っていないため			統合	公共施設に対する総合的な環境配慮の施策として統合する	
	中・長期的に検討する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	公共施設における中水利用検討	関係各課	-	A	農林振興課:A			統合	公共施設に対する総合的な環境配慮の施策として統合する	
8-1 未来を担う子供たちへの環境教育を進める	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	農村公園での農業体験の推進	環境管理課 農林振興課 学校教育課	B	B	農林振興課:B 学校教育課:B ひらおかの里において体験学習を実施	○	○	継続		ひらおかの里(農村公園)を利用して、田植え、稲刈り、お飾りづくり等の体験学習を実施。(学校教育課) 田んぼの学校参加者 1,880名農作業体験参加者 2,030名(農林振興課)
	水と緑の里整備などにおいて自然とふれあい親しみ様々な体験ができる場の整備・保存	環境管理課ほか	B	B	ボランティアとの協働により整備を行い、自然散策会の開催や、里山会の活動の場になっている	○	○	継続		ボランティアとの協働により整備を行い、自然散策会の開催や、里山会の活動の場になっている
	親子や地域全体を対象とした大気測定などの環境調査活動、水辺観察会など環境について体験学習する機会の企画・提供	環境管理課	B	B	市による積極的な募集は行っておらず、希望のある団体を対象としている。	○	○	継続		
	子ども環境教室の実施	環境管理課 学校教育課	B	B	企業による出前授業を活用した環境教育の実施 ホタル観察会の実施	○	○	継続		東京ガスやエコシステム千葉、三井化学などの企業による出前授業を活用した環境教育の実施。 自然観察会の実施。
	こどもエコクラブの普及、推進	環境管理課	B	B	リーフレットによる啓発を実施	○	○	継続		(環境管理課) リーフレットによる啓蒙登録0件
	学校教育における環境教育体験学習の実施	環境管理課 学校教育課	B	B	ホタルの放流、グリーンカーテンの実践	○	○	継続		6月から10月にかけて、小学校5年生、中学校3年生を対象に、県内外の自然の中での「体験活動」を実施。ホタルを飼育し、休耕田に放流。 小櫃川河畔に造成されたビオトープを活用した環境教育を実施。 奉仕作業で地域のごみ拾いを実施。小中学校でグリーンカーテンを作成。
	学校での環境教育に関する補助教材の提供	環境管理課	B	B	「袖ヶ浦の環境」の配布(~H28) 「袖ヶ浦の環境」データの提供(H29~)	○	○	継続		「袖ヶ浦の環境の」印刷を取りやめ、データを提供
	米作りや野菜作り、里山の保全等を探り入れた環境教育、環境講座の実施	環境管理課 農林振興課 学校教育課	B	B	環境管理課:B 農林振興課:B 学校教育課:B ひらおかの里において体験学習を実施	○	○	継続		ひらおかの里(農村公園)を利用して、田植え、稲刈り等の体験学習を実施。(学校教育課) 農業体験「田んぼの学校」(農林振興課) 野菜栽培講習会、同ステップアップ講座の実施(農業センター) 市民会館主催「子どもチャレンジ教室」に協力し、椎の森にてイベント実施。
8-2 大人が環境について学び、行動する機会を確保する	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	環境情報の提供や指導者の育成を図るための環境学習講座の開催	環境管理課	B	B	職員出前講座を随時実施 環境学習講座、自然散策会を定期的に開催	○	○	継続		(廃棄物対策課)職員出前講座 2回 (環境管理課)環境学習講座を開催(4回 述べ89名参加) 自然散策会の開催(1回目20名、2回目12名)
	広報等を利用した環境問題に関する情報の継続的提供	環境管理課	B	B	6月の環境月間を中心に、環境に関する記事を随時掲載	○	○	継続		(環境管理課) 6月の環境月間に環境特集を掲載するとともに適宜広報誌に掲載
	「散策マップ」の改訂、市内環境散歩コースの整備	環境管理課	C	C	生物の生息域調査、保護等については市内全域にわたる実地調査が必要であり、費用、人員等の理由により着手が困難であるため			統合	生物多様性に係る施策として統合する	
	親子や地域全体を対象とした大気測定などの環境調査活動、水辺観察会など環境について体験学習する機会の企画、提供	環境管理課	C	C	市による積極的な募集は行っておらず、希望のある団体を対象としているため	○	○	継続		
	環境教育に関する人材ネットワーク、人材派遣窓口の検討	環境管理課 生涯学習課 郷土博物館	B	B	生涯学習課:B 郷土博物館:B 体験活動推進事業におけるボランティアの参加等	○	○	継続		体験活動推進事業におけるボランティアの参加。 学校別に学校支援ボランティアによる環境整備の活動。(学校教育課) 生涯学習課で行っている出前講座を活用している。(郷土博物館) 職員出前講座 講座数 2講座・「袖ヶ浦の環境について」・「ごみの減量化・資源化への取り組み」 開講数 2回(生涯学習課)
	公民館、図書館、郷土博物館など公共教育施設を通じた環境教育活動の推進	生涯学習課 郷土博物館 市民会館・公民館	B	B	環境講座等の実施	○	○	継続		<市民会館>第6回女性セミナー「CO2CO2(ゴコツ)スマート出前講座 ふろしきはエコ!」13名参加 <長浦公民館>環境講座「山野貝塚を知って身近な環境を考える」などの講演やエコプロ2018の見学、全3回実施、延べ35名参加第1回ながらうら稚学塾「地震と防災気象情報」(講師:銚子地方気象台職員 24名参加第5回ながらうら稚学塾「楽しく美味しくエコクッキング」13名参加
	インターネットを活用した情報提供	秘書広報課 環境管理課	-	B	秘書広報課:A(各担当課において情報を発信するシステムを構築した) 環境管理課:B			完了・廃止	必要な情報を隨時発信できる体制が整ったため	自然散策会や環境学習講座などを開催し、市のホームページ等で参加者募集の案内をした。
8-2 大人が環境について学び、行動する機会を確保する	中・長期的に検討する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	郷土博物館の自然分野、環境分野の充実	郷土博物館	B	B	万葉植物園の常設展示 生き物の展示、ふれあいをテーマとしたイベントの開催など	○	○	継続		

取組方針	市の施策	実施状況(事業評価) A 実施済 B 実施中(概ね完了) C 実施中(未完了) D 未実施				事務局評価の理由	継続の要否	(仮称)第2次環境基本計画における取扱い	参考:平成30年度推進状況調査結果	
		施策の評価								
9-1 市民、事業者、行政の協働、コミュニケーションの機会を確保する	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	企業、小売業、消費者、行政のコミュニケーションの場、ネットワークの構築	環境管理課 商工観光課	B	B	農業・商業・工業・観光業の産業間連携によるイベントの開催、ゆりの里の運営等	○	○	継続		(商工観光課)H29年度に引き続き「食の魅力」をテーマに農業・商業・工業・観光業の産業間連携による「ガウラフェスタ」を開催。また、袖ヶ浦市産業振興懇談会において事業者、産業団体、市民及び市が一体となって産業振興施策を推進するため、産業間の連携及び情報共有を図った。 (農林振興課)ゆりの里来場者 312,689人(4月～3月)
	活動したい人と活動とを結びつける、情報ネットワークの構築	環境管理課 市民活動支援課	A	A	「ガウラナビ」開設に伴い事業完了。なお、概ね5年間にサイト改修等の計画あり。	○	○	継続		ゆりの里来場者 312,689人(4月～3月)
9-2 市民、事業者の活動を支援する	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	広報、市ホームページなどを通じたNPO等の情報発信支援	秘書広報課 市民活動支援課 環境管理課	A	A	秘書広報課:A(各担当課において情報を発信するシステムを構築した) 市民活動支援課:B			完了・廃止	必要な情報を隨時発信できる体制が整ったため	市民活動情報サイト及びその登録について周知を図るとともに、情報の発信、閲覧の促進に努めた。
	活動企画・運営に関して学習する機会の提供などNPO組織化の支援	市民活動支援課 環境管理課	B	B	市民活動支援課:A(H28まちづくり講座「ステップアップ講座」を開設。継続実施を予定) 環境管理課:B	○	○	継続		まちづくり講演会(NPO講座)の開催及び協働事業提案制度を活用して、団体等の活動の支援に努めた。ファシリテーション、企画・チラシづくり等の実践的なスキルを獲得するステップアップ講座の開催により学習機会を提供し、人材の育成に努めた。
	市民、事業者を主体とする協議会での環境イベントの開催	環境管理課	A	A	平成27年3月25日 袖ヶ浦市環境イベント協議会解散			完了・廃止	環境イベント協議会解散によりイベントは終了した	環境イベントはH26年度を最後に終了した。
	公園、緑地管理における市民参加、自治体組織等の参加	都市整備課	C	B	自治会に対して都度申し伝えを行っている	○	○	継続		一部の公園等では、維持管理について、自治会に協力を頼いている。また、維持管理のみではなく、草花の植栽を行い、より美しい公園の整備に取り組んでいる自治会もある。
				A	20	28	継続	98	67.59	
				B	83	98	変更	8	5.52	
				C	10	11	完了・廃止	26	17.93	
				D	9	8	統合	13	8.97	
				-	23	0	新規	0	0.00	
				合計	145	145	合計	145	100	

(仮称) 第2次袖ヶ浦市環境基本計画骨子案

※ 本計画の構成や内容については、施策の展開の方向等を検討する中で、柔軟に見直しを行います。

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

袖ヶ浦市（以下「本市」という。）では、平成11年に制定した袖ヶ浦市環境条例（平成11年条例第21号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、袖ヶ浦市環境基本計画を平成15年に策定しました。

その後、平成23年には、東日本大震災が発生し、震災に伴う原子力エネルギー対策の必要性や環境を取り巻く状況の変化に対応するため、中間見直しを実施し、平成25年に袖ヶ浦市環境基本計画（改訂版）（以下「前計画」という。）を策定しました。

前計画の計画期間が令和4年度に終了すること、また、改訂後のパリ協定や持続可能な開発目標（S D G s）の目標達成に向けた取組等の国際的な動向、気候変動適応法（平成30年法律第50号）の施行、第五次環境基本計画、地球温暖化対策計画の策定等の国内の動向や、第三次千葉県環境基本計画の策定等の変化に合わせて計画を改訂し、先人が残してくれた豊かな自然環境を次世代に継承するとともに、環境に関する諸問題を計画的に解決していくことを目指し、令和2年度を初年度とする（仮称）第2次袖ヶ浦市環境基本計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、袖ヶ浦市環境条例第8条の規定に基づいて策定するものであり、本市における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。また、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第19条において、市町村はその区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するよう努めています。

なお、計画の策定に当たっては、各関係法令や、国・県の環境基本計画、地球温暖化対策計画等を踏まえるとともに、上位計画である袖ヶ浦市総合計画との整合を図っています。

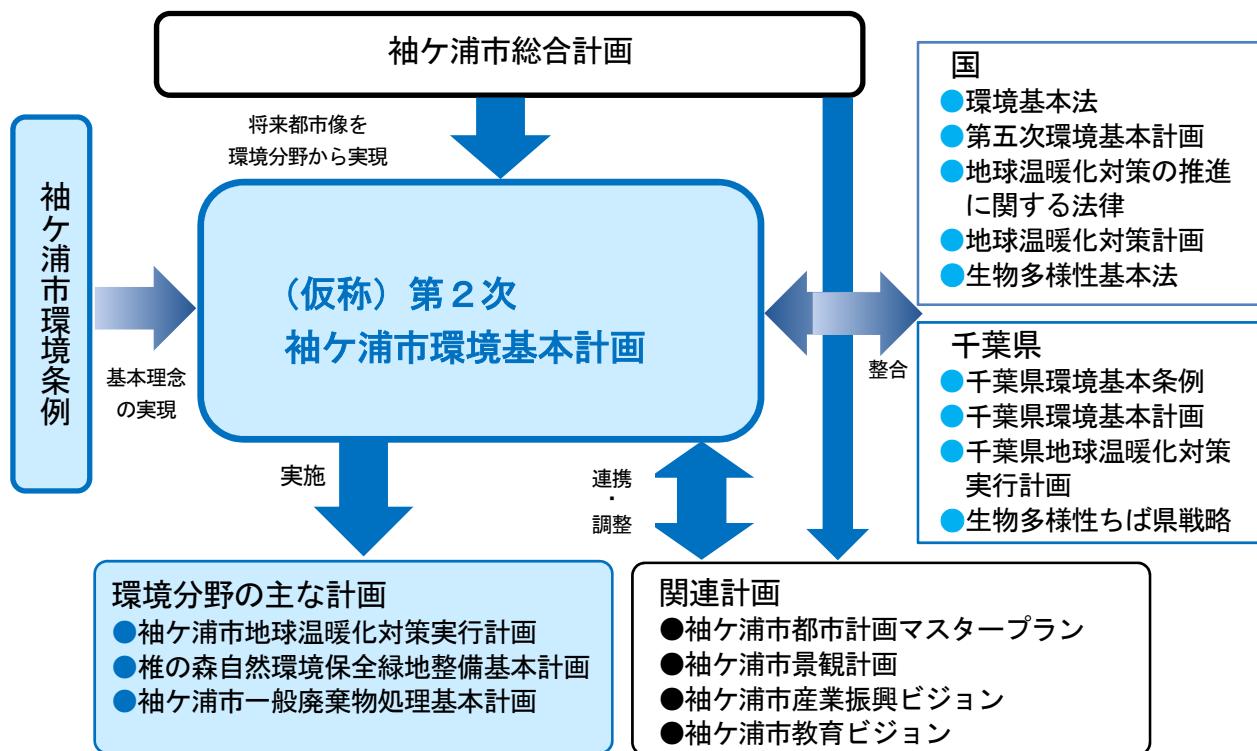


図 1-1 計画の位置付け

3 計画の対象範囲

本計画の対象地域は、市内全域とします。なお、今日の環境問題の中には廃棄物や放射能の問題、大気汚染や水質汚濁等の行政区域の枠を超えた広域的な対応を求められるものもあります。このような課題に対しては、本市の役割を明らかにし、国や千葉県、近隣自治体とも連携を図り、取組を進めていきます。

また、本計画の対象範囲は、自然環境、生活環境、地球環境、循環型社会の構築、環境意識と行動に分け、更にその分野に含まれる環境の範囲とします。



図 1-2 計画の対象範囲

4 計画期間

計画の期間は、令和2年度から令和13年度までの12年間とします。ただし、環境問題や社会経済の変化、科学技術の進展等が発生した場合は、適宜見直しを行います。

年 度 ＼ 項 目	令 和 西 暦	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
上位計画期間													
		次期袖ヶ浦市総合計画											
本計画期間													
前計画期間 (参考)		(仮称) 第2次袖ヶ浦市環境基本計画											
		袖ヶ浦市 環境基本計画(改訂版)											

図 1-3 計画期間

5 計画の構成

第1章 計画の基本的事項

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1 計画策定の趣旨 | 2 計画の位置付け | 3 計画の対象範囲 |
| 4 計画期間 | 5 計画の構成 | |

第2章 環境問題等に対する動向

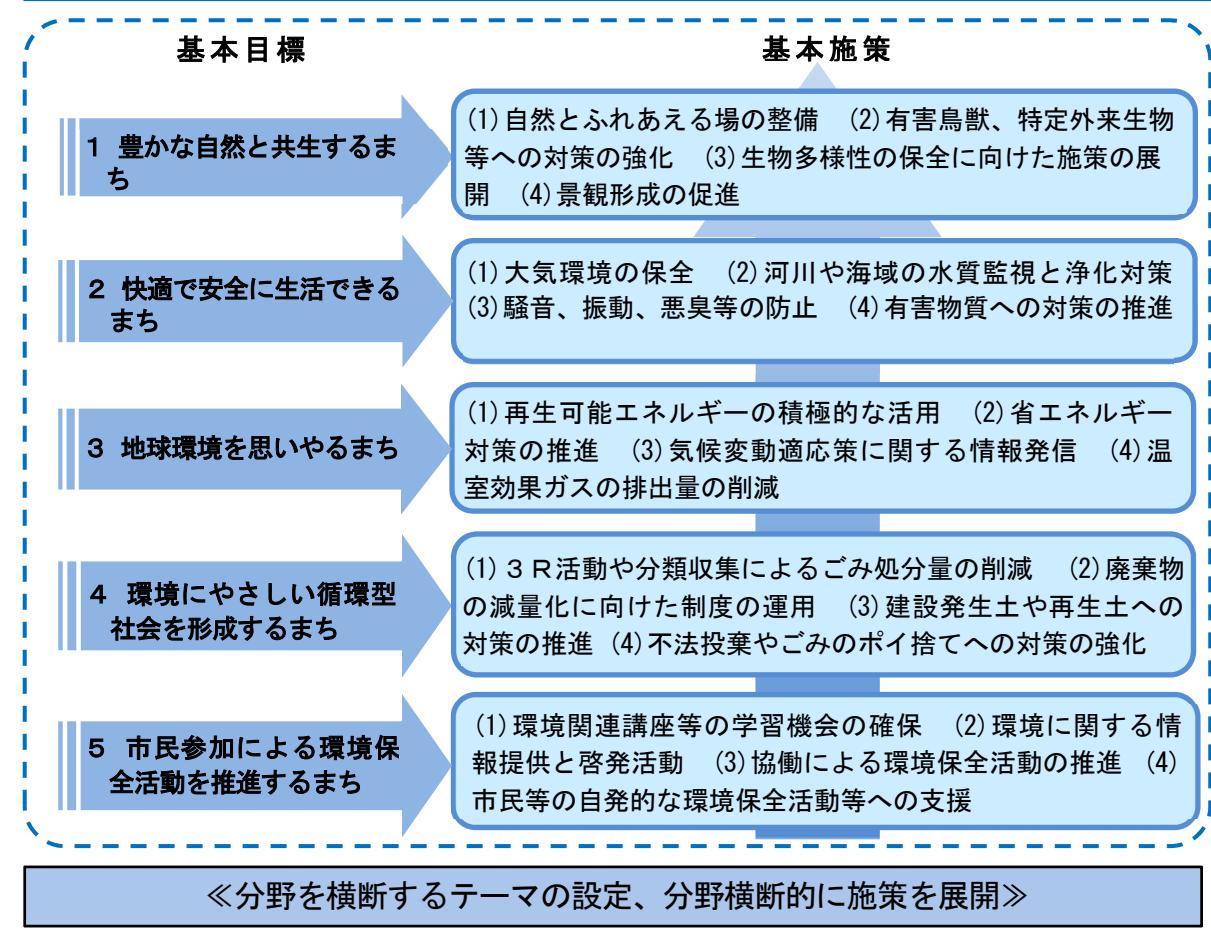
- | | | |
|----------|---------|-----------|
| 1 國際的な動向 | 2 国内の動向 | 3 袖ヶ浦市の動向 |
|----------|---------|-----------|

第3章 計画の目標

- 1 袖ヶ浦市が目指す環境像
例) みんなでつくる 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦
- 2 基本目標
- ・豊かな自然と共生するまち
 - ・快適で安全に生活できるまち
 - ・地球環境を思いやるまち
 - ・環境にやさしい循環型社会を形成するまち
 - ・市民参加による環境保全活動を推進するまち

第4章 目標の実現に向けた施策の展開の方向

例) みんなでつくる 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦



第5章 環境配慮指針

第6章 計画の推進

第2章 環境問題等に対する動向

1 國際的な動向

近年、地球環境問題や生物多様性の損失の問題等、全地球的な人間の生命をも脅かす問題が山積しています。このような地球規模にまで及ぶ環境問題に対して、全人類的な対応が必要であることが、国際的にも共有されています。

平成26年にはIPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書が公表され、温室効果ガス濃度の上昇により、地球の平均気温は、明治13年（1880年）から平成24年までの約130年間で0.85℃上昇したと考えられること、今世紀末までの世界平均気温の変化は0.3℃から4.8℃までの範囲に、海面水位の上昇は0.26mから0.82mまでの範囲に入る可能性が高いと予測されていること等が報告されています。

平成27年には持続可能な開発目標（SDGs）が、国連総会で採択され、持続可能な開発のための2030アジェンダに掲げられた平成28年から令和12年までの国際目標で17の目標とそれらに付随する169のターゲットで構成されており、環境・社会・経済の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。

また、平成9年に合意された、「京都議定書」に代わる新たな枠組みを構築するため、平成27年にフランス・パリで行われた気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、気候変動に関する令和2年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」は、55か国かつ世界の温室効果ガス排出量の55%以上の批准という2つの要件を満たし、平成28年に発行し、日本も同年11月に批准しています。このパリ協定の枠組みを受けて、中期目標として令和12年度の温室効果ガスの排出を平成25年度の水準から26%削減することが目標として定められました。

2 国内の動向

国では、こうした地球環境問題への対応を踏まえ、長期的・総合的な環境の保全に関する施策を推進するため、環境基本法（平成5年法律第91号）を制定するとともに、平成6年に同法の規定に基づく環境基本計画を策定しました。

環境基本計画は、その後見直しが行われ、平成24年に策定された第四次環境基本計画では、平成23年3月に発生した東日本大震災における教訓を踏まえ、環境行政の目標である「持続可能な社会」の姿を「低炭素」「循環型」「自然共生」の各分野で総合的に達成することに加え、その基盤となる

「安全」の確保が明示されました。その後、平成30年に策定された第五次環境基本計画では、これまでの「特定の環境分野に関する課題を直接的に解決するための分野別の重点施策を設定する」という考え方から「特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決し得る分野横断的な重点施策を設定する」という考え方が明示されています。

千葉県においても、環境問題に適切に対応し、県の豊かで美しい自然環境を将来に引き継いでいくとともに、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指していくため、5つの基本目標を掲げ、6つの政策分野と23の施策項目を設定する第三次千葉県環境基本計画が平成31年3月に策定され、国と連動した取り組みの総合的・計画的な推進を図っています。

3 袖ヶ浦市の動向

本市では、昭和40年代後半の高度経済成長期に入ると、臨海部が日本を代表する重化学コンビナートである京葉臨海工業地帯の一部となり、産業経済活動が飛躍的に発展しました。この過程で大気や水の汚染等による生活環境の悪化、宅地開発等による身近な自然の改変、貴重な動植物の消失等が問題となりました。

市では、工場との間で、公害防止のための協定締結や袖ヶ浦市環境条例、各種法律に基づき公害防止対策を進めるとともに、袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例等を制定し、開発に伴う自然環境の悪化の防止に努めてきました。その結果、産業活動に伴う環境問題の解決や自然環境の保護について、一定の成果を収めました。

その一方で、人口の増加に伴い、市北西部を中心に都市化が進行し、生活スタイルの変化等が進んだ結果、近年の環境問題は、自動車の排ガス、生活排水による水質汚濁、ごみの排出量の増大、温室効果ガスの排出等、生活による環境への負荷が大きくなっています。

大気環境では、自動車の利用や産業活動により発生する大気汚染物質や、それらが環境中で化学反応を起こすことにより発生する光化学スモッグといった課題も残っています。

水環境への負荷についても、東京湾の水質の汚濁が未だ見られることから、引き続き、市民、事業者、行政が協力して取り組んでいく必要があります。

さらに、海岸の埋立てや開発行為による自然環境の変化、休耕田の荒廃や人と自然との関わりの変化による在来の動植物の減少や、外来種をはじめとした有害鳥獣の増加等が、私たちの身近な環境問題となっています。ごみの不法投棄やポイ捨て、ごみ出しルールの無視や自家焼却、近隣騒音や犬の糞の放置等、個人の良識に係る環境問題も見逃すことができません。

これらのこと認識し、市民、事業者及び本市が、社会の在り方、自らのライフスタイルを見直し、目指す環境像の実現を目指して、良識ある行動をとっていくことが必要となります。

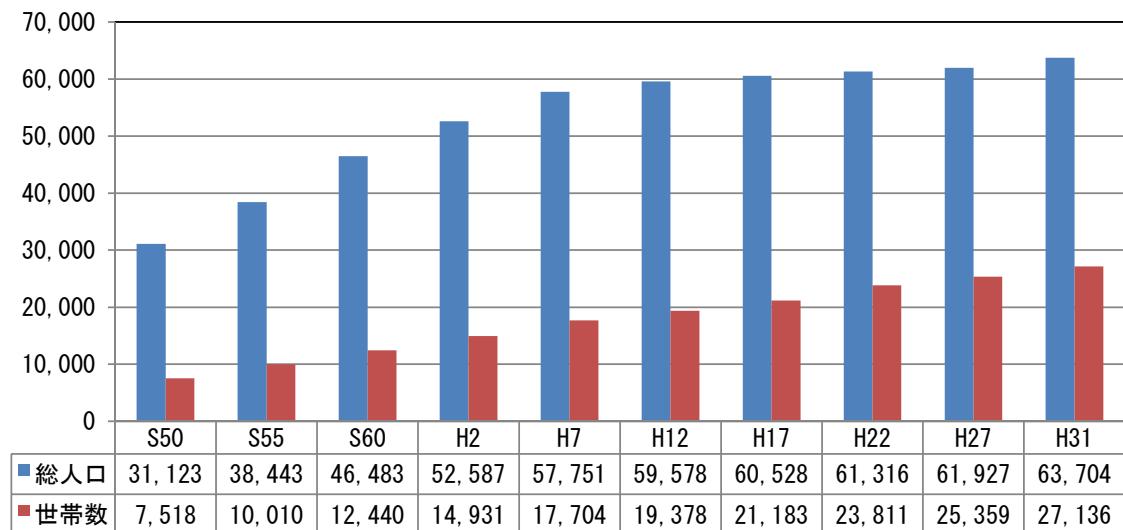
本市では、平成11年に制定した袖ヶ浦市環境条例に基づいて、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成15年に袖ヶ浦市環境基本計画を策定しました。その後、平成23年に東日本大震災が発生し、震災に伴う原子力エネルギー対策の必要性や環境を取り巻く状況の変化に対応するため、中間見直しを実施し、平成25年に袖ヶ浦市環境基本計画を改訂しました。

《袖ヶ浦市の社会条件の変化》

【人口】

本市は、千葉県の中西部、東京湾沿いのほぼ中央に位置しており、都心からは直線距離で35km、時間距離にして袖ヶ浦駅から東京駅まで約70分の位置にあります。平成9年に開通した東京湾アクアラインを経由する高速バスでは、羽田空港まで約25分、品川駅まで約45分、横浜駅まで約40分で結ばれており、東京都や神奈川県へのアクセスの利便性の良さ等から、人口が増加しています。

(人・世帯)



出典：袖ヶ浦市住民基本台帳

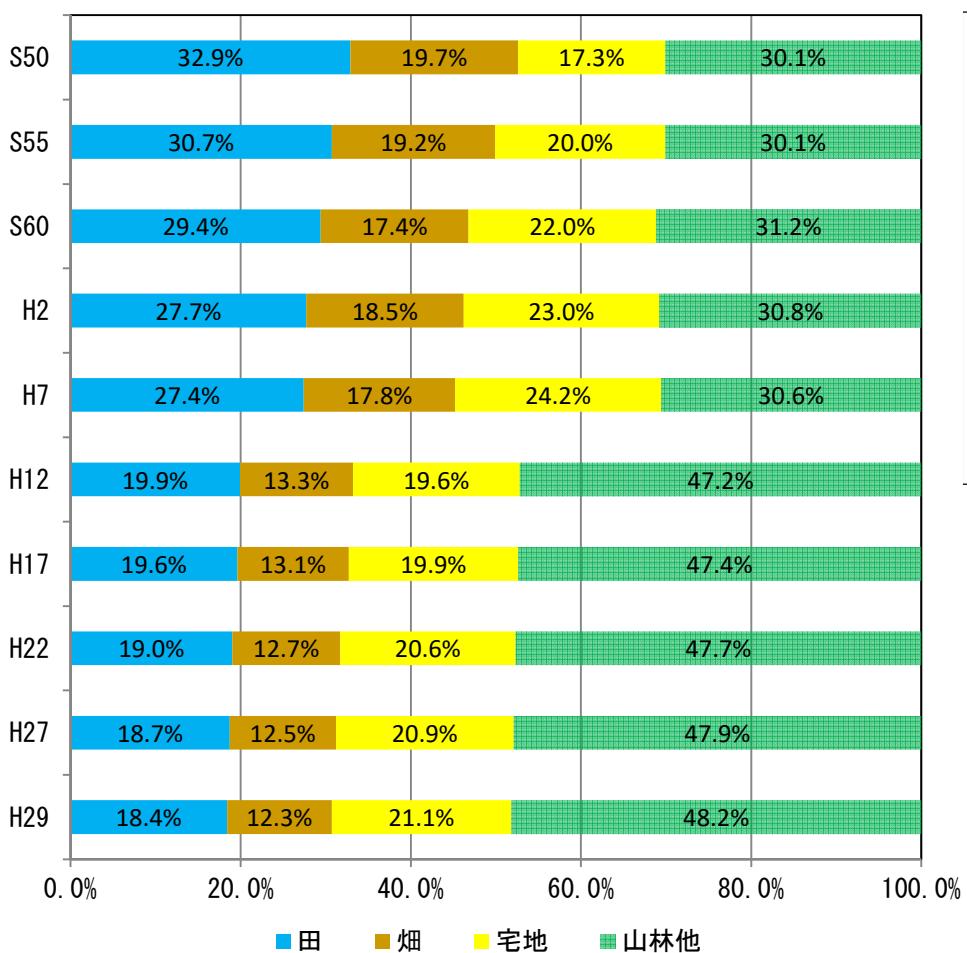
図 2-1 人口・世帯数の推移（各年4月1日現在：住民基本台帳人口）

【産業構造】

本市の産業は、かつて海苔養殖を主とした漁業と稲作を主とした農業が中心でしたが、昭和30年代に始まった京葉臨海工業地帯の造成に伴う企業進出等により、就業人口の増加とともに産業構造の変化に伴って就業構造も大きく変化しました。また、市の北側は首都圏整備法（昭和31年法律第83号）による近郊整備地帯であり、東京湾アクアライン及び同連絡道を軸として、館山自動車道、首都圏中央連絡自動車道の整備により利便性が高まり、市街地の形成は海側から丘陵部へと拡大しつつあります。

【土地利用】

本市の土地利用状況は、平成29年時点で、田畠が30.7%、宅地が21.1%、山林他48.2%（内訳：池沼0.1%、山林15.4%、原野0.6%、雑種地9.7%、その他22.4%）となっています。



注) 統計項目等の変更があったため、平成7年度と平成12年度の間に統計値の大きな違いが見られます。具体的な理由は以下の通りです。

- ・平成10年度以降は、非課税地の地積を加えている。
- ・平成10年度以降は、「その他」という項目が追加されている。

出典：千葉県統計年鑑

図 2-2 土地利用面積の推移

現計画以降の社会動向

年	国際的な動向	日本の動向	千葉県の動向	袖ヶ浦市の動向
平成 17 年 2005 年	・京都議定書発効 ・気候変動枠組条約第 11 回締約国会議 (COP11) 開催	・京都議定書目標達成計画閣議決定 ・環境省地方環境事務所の設置		
平成 18 年 2006 年	・気候変動枠組条約第 12 回締約国会議 (COP12) 開催 [毎年開催] ・生物多様性条約第 8 回締結国会議 (COP8) 開催 [2 年毎に開催]	・第三次環境基本計画閣議決定 ・容器包装リサイクル法改正	・千葉県地球温暖化防止計画改定 ・千葉県三番瀬再生計画（基本計画）策定	
平成 19 年 2007 年	・気候変動に関する政府間パネル IPCC 第四次評価報告書公表	・21世紀環境立国戦略閣議決定 ・第三次生物多様性国家戦略閣議決定	・千葉県環境学習基本方針策定	・一般廃棄物処理基本計画策定 ・第 2 次袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画
平成 20 年 2008 年	・京都議定書第一回約束期間開始 (~2012 年) ・G8 北海道洞爺湖サミット開催	・第二次循環型社会形成推進基本計画閣議決定 ・改正京都議定書目標計画閣議決定 ・地球温暖化対策推進法改正 ・生物多様性基本法公布 ・低炭素社会づくり行動計画閣議決定 ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律改正	・第二次千葉県環境基本計画策定 ・生物多様性ちば県戦略策定	
平成 21 年 2009 年	・アジア 3R 推進フォーラム設立	・地球温暖化対策推進法律施行令の一部改正		
平成 22 年 2010 年		・生物多様性国家戦略 2010 閣議決定 ・環境経済成長ビジョン公表 ・新成長戦略閣議決定 ・エネルギー基本計画改定 ・生物多様性地域連携促進法公布	・環境の保全に関する協定	・袖ヶ浦市総合計画 ・景観まちづくり基本計画策定
平成 23 年 2011 年		・環境教育促進法公布 ※東日本大震災・福島第一原発事故 ・環境影響評価法改正 ・電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法成立	・新エネルギー活用推進プロジェクトチーム設置 ・第 8 次千葉県廃棄物処理計画策定	・第 2 期袖ヶ浦市教育ビジョン策定
平成 24 年 2012 年	・京都議定書第一回約束期間終了	・放射性物質汚染対処措置法施行 ・第四次環境基本計画閣議決定 ・生物多様性国家戦略 2012-2020 閣議決定 ・再生可能エネルギーの全量買取制度開始 ・地球温暖化対策のための税導入	・千葉県地球温暖化防止計画の期間延長	・第 3 次袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画

年	国際的な動向	日本の動向	千葉県の動向	袖ヶ浦市の動向
平成 25 年 2013 年	・ハノイ 3R 宣言採択	・小型家電リサイクル法施行 ・第三次循環型社会形成推進基本計画閣議決定 ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律改正 ・地球温暖化対策推進法改正	・	・袖ヶ浦市環境基本計画（改訂版） ・景観計画
平成 26 年 2014 年	・気候変動に関する政府間パネル IPCC 第五次評価報告書公表	・第四次エネルギー基本計画策定 ・環境影響評価法改正		
平成 27 年 2015 年	・パリ協定採択 ・国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択		・千葉県地方創生「総合戦略」策定	・一般廃棄物処理基本計画策定 ・森林整備計画
平成 28 年 2016 年		・地球温暖化対策のための税導入最終税率へ引き上げ完了	・第 9 次千葉県廃棄物処理計画策定	・袖ヶ浦市情報化推進計画策定
平成 29 年 2017 年			・千葉県地域公害防止計画策定 ・第 12 次千葉県鳥獣保護管理事業計画策定 ・千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（改訂）	・袖ヶ浦市協働のまちづくり推進計画策定 ・第 4 次袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画
平成 30 年 2018 年		・第五次環境基本計画閣議決定 ・第四次循環型社会形成推進基本計画策定 ・第五次エネルギー基本計画策定 ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律改正	・千葉県災害廃棄物処理計画策定	
平成 31 年 令和元年 2019 年			・第三次千葉県環境基本計画策定	・地域防災計画（改訂）策定

第3章 計画の目標

1 袖ヶ浦市が目指す環境像

次期袖ヶ浦市総合計画では、「環境保全」と「廃棄物・リサイクル」の2項目について目指す姿を以下のように定めています。(予定)

項目	目指す姿
環境保全	市民の力により豊かな自然環境が保全されるとともに、地球にやさしい持続可能な社会が創りだされています。
廃棄物・リサイクル	ごみの減量化・資源化の促進や不法投棄の減少により、環境にやさしい循環型社会が形成されています。

次期袖ヶ浦市総合計画が目指す姿を環境面から実現していくため、本計画の環境像を以下のように定めます。

本市は、現在約6万3千人の人口を有する県内有数の工業都市であり、千葉県のほぼ中央に位置し東京湾に面しています。市内には、四季折々の花が楽しめる袖ヶ浦公園、東京湾アクアラインが望める袖ヶ浦海浜公園があります。また、内陸部には、小櫃川、浮戸川沿いの平野に広がる稲作地帯、平野の北側には台地があり、畠と集落、屋敷林が織りなす景観が広がります。北東部から東部及び西南部には様々な森林があり、多くの自然が残されています。

このすばらしい環境を袖ヶ浦市に住む一人ひとりが大切にし、未来を担う子ども達に伝えていかなければなりません。そして自然と共生する快適な生活環境を守り、創出していく必要があります。

本市の良好な環境づくりのために、市民、事業者及び本市が力を合せていく姿勢を誰にでも分かりやすく表した目標を「目指す環境像」として掲げます。

- 例1) みんなでつくる 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦
- 例2) 豊かな自然と産業を次世代へつなぐまち 袖ヶ浦

2 基本目標

「目指す環境像」を実現するために本市では様々な環境施策を実施します。

(1) 自然環境

本市は、良好な森林、農地、水辺、里山等の自然環境を有し、そこには多種多様な生物が生息しており、自然と人との共生を確保するまちづくりを目指します。

豊かな自然と共生するまち

(2) 生活環境

市民一人ひとりが快適で安全に暮らすため、大気環境、河川、水環境等を良好な状態に保ち、騒音等のない快適な生活環境の更なる向上や、安全に暮らせるまちづくりを目指します。

快適で安全に生活できるまち

(3) 地球環境

近年、特に深刻化している地球温暖化の問題を次の世代に課題を負わせることのないよう、喫急に取り組む必要があります。限りある資源やエネルギーを無駄使いせず、環境への負荷低減を意識した低炭素型の生活や事業活動を実践するまちづくりを目指します。

地球環境を思いやるまち

(4) 循環型社会の構築

環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築に取り組むとともに、ごみの資源化や廃棄物の適正処理の強化を促進するまちづくりを目指します。

環境にやさしい循環型社会を形成するまち

(5) 環境意識と行動

市民や事業者の自主的な取り組みが促進されるよう、環境に関する教育、啓発等を行うとともに、市民、事業者、市が協力して環境の保全に取り組むことができる社会を構築するまちづくりを目指します。

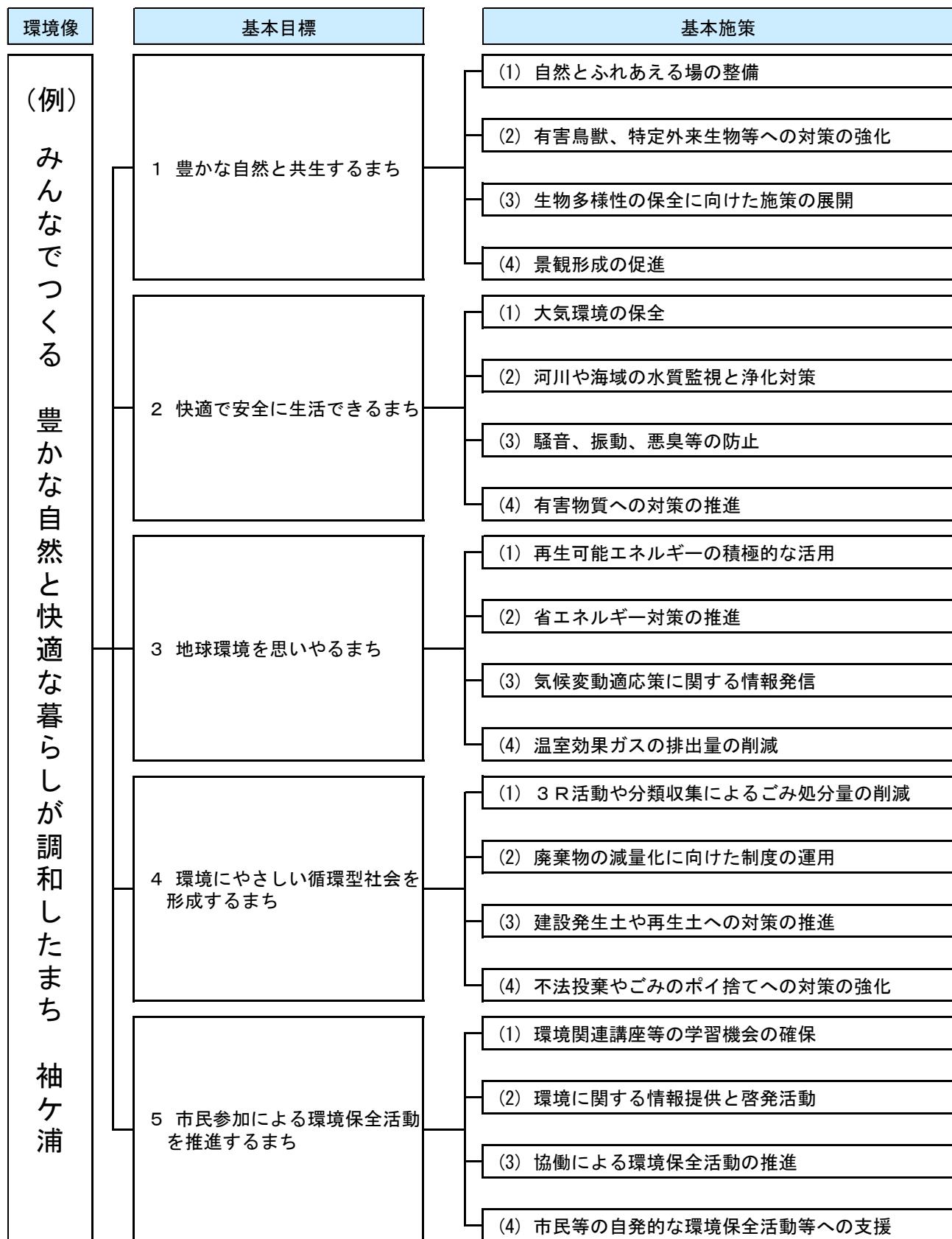
市民参加による環境保全活動を推進するまち

第4章 目標の実現に向けた施策の展開の方向

1 施策展開の基本的な考え方

前計画においては「特定の環境項目に関する課題を直接的に解決するための分野別の重点施策を設定する」という考え方に基づき、重点施策や各分野の施策を取りまとめていましたが、本計画においては、特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決することができる分野横断的な施策を開することとします。

環境像を実現するための取組



2 各分野の施策

1－(1) 自然とふれあえる場の整備

ア 現状と課題

- ・自然の風景地の保護だけではなく、そこに生息する野生生物の生息環境の保全等、生物多様性の保全の観点から、公園等の自然とふれあえる場の整備は重要です。
- ・近年、都市型の生活が増え、自然にふれ、親しむ機会が減ってきています。本市では、椎の森工業団地の整備における残地森林約21haを活用し、椎の森自然環境保全緑地として整備しており、今後も自然と触れ合う場として適切な管理や利用を進める必要があります。

イ 目標

ウ 施策の方向

エ 主な取組

1－(2) 有害鳥獣、特定外来生物等への対策の強化

ア 現状と課題

- ・イノシシ等の野生鳥獣の生息数の増加に伴い、農作物等の被害が深刻化しています。このため、防護柵の設置や耕作放棄地の解消等により、野生鳥獣が棲みにくい環境づくり等を総合的に推進し、人と野生生物が適切に共存する環境づくりを推進する必要があります。
- ・飼育していた動物の放棄等により生じた外来生物の増加は、生態系への影響だけではなく、農業や生活にも影響を生じさせています。特に、特定外来生物の数は、年々増加傾向にあり、新たな特定外来生物等の侵入防止や早期の防除対策が求められています。

イ 目標

ウ 施策の方向

エ 主な取組

1－(3) 生物多様性の保全に向けた施策の展開

ア 現状と課題

- ・市民が自然環境の豊かさを実感しながら未来に引き継いでくためには、地域の特性に応じた自然環境の保全や希少野生生物の保護、人の暮らしや生態系に被害を及ぼす野生生物の適正管理のみならず、その教育や啓発についても、施策の展開が必要となります。

イ 目標

ウ 施策の方向

エ 主な取組

1－(4) 景観形成の促進

ア 現状と課題

- ・長浦駅前、蔵波台、福王台等の住宅地は、公園をはじめとする豊かな緑が快適な住環境を醸成し、その街並みは市街地を代表する都市景観となっています。
- ・良好な景観を保全していくためには、建築物の調和や緑地の保全と緑化を図るとともに、本市の良好な景観の主要な構成要素である里山や坂戸の森等の社寺林の保全等を進めていくことが求められます。

イ 目標

ウ 施策の方向

エ 主な取組

2-(1) 大気環境の保全

ア 現状と課題

- ・本市では、市内10か所に設置している測定局で、光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)等の大気汚染物質を常時監視しています。中でも、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントは、環境基準を超過しています。これは、他の自治体においても同様であり、対策は困難な状況となっています。
- ・良好な大気環境を保全するため、引き続き、継続した監視を行い、環境を汚染する物質の排出者に対する指導や排出量を削減するための取組が必要です。

イ 目標

ウ 施策の方向

エ 主な取組

2-(2) 河川や海域の水質監視と浄化対策

ア 現状と課題

- ・市内の河川の水質は、蔵波川では、生活排水の影響と思われる汚濁がみられ、やや汚れている状態にあります。また、海域では、市西部について環境基準を満たしていないため、水質の改善に向けて、沿岸自治体により広域的な浄化対策が必要です。

イ 目標

ウ 施策の方向

エ 主な取組

2-(3) 騒音、振動、悪臭等の防止

ア 現状と課題

- ・騒音や振動は、同じ音や震えでも、人によって感じ方やその影響が大きく異なる等、心理的、感覚的な面をもっており、その対応に難しさがあります。また、工業、畜産業及び農業がともに盛んな本市では、多様な臭気発生源を有しており、悪臭苦情が例年多く寄せられています。

イ 目標

ウ 施策の方向

エ 主な取組

2-(4) 有害物質への対策の推進

ア 現状と課題

- ・私たちの日常は、様々な化学物質により成り立っています。そのような中、人間の生活のため、ダイオキシン類やポリ塩化ビフェニル等の有害な化学物質が意図的あるいは非意図的につくり出され、人の健康や自然の生態系が脅かされていることから、事業者による化学物質の管理の徹底を図るとともに、市民の化学物質に関する理解を促進し、化学物質によるリスクを低減することが必要です。
- ・本市においても多大な影響を受けた、原子力発電所の事故による放射性物質の影響についても、現在、空間放射線量は低い水準で落ち着いているものの、今後も監視を継続する必要があります。

イ 目標

ウ 施策の方向

エ 主な取組

3-(1) 再生可能エネルギーの積極的な活用

ア 現状と課題

- ・再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しないエネルギー源であり、地球温暖化対策の推進のため、積極的に活用していくことが必要です。
- ・再生可能エネルギーをめぐっては、発電コストが諸外国と比べて高いこと、気象の変化により出力が変動すること等も懸念され、国や県とも連携しながら、これらの課題等の解決に向けた検討を進めていく必要があります。

イ 目標

ウ 施策の方向

エ 主な取組

3-(2) 省エネルギー対策の推進

ア 現状と課題

- ・人為的な二酸化炭素の排出は、そのほとんどが電気、ガス、ガソリン等のエネルギーの消費に伴うものであり、二酸化炭素の排出量を削減するには、節電、省エネルギー性能の高い設備や機器の導入、住宅の高断熱化等により、エネルギーの消費効率を向上させる取組を実践すること等により、あらゆる主体でエネルギー消費を大幅に減少させる取組を進めていくことが必要となります。

イ 目標

ウ 施策の方向

エ 主な取組

3 - (3) 気候変動適応策に関する情報発信

ア 現状と課題

- ・気候変動に関する政府間パネルの第5次評価報告書によると、今後、温室効果ガスの排出量を抑制したとしても、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予測されています。
- ・温室効果ガスの排出量を抑制すること以外にも、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対する適応も同時に進めていく必要があります。
- ・気候変動による影響の予測には不確実性があること等を踏まえ、これらの情報を継続して把握するとともに、最新の科学的知見を収集し、庁内での共有や市民への情報発信を行う必要があります。

イ 目標

ウ 施策の方向

エ 主な取組

3 - (4) 温室効果ガスの排出量の削減

ア 現状と課題

- ・気候変動に関する政府間パネルの第5次評価報告書によると、地球温暖化は疑いの余地がなく進行しており、その主な原因は、人類の活動に伴い発生する二酸化炭素等の温室効果ガスの増加である可能性が極めて高いとされています。
- ・温室効果ガスの排出量を削減するためには、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの促進を更に進めるとともに、市民、事業者及び本市の全ての主体が、地球温暖化の問題は一刻の猶予もない状況であることを認識した上で、それぞれの役割を自覚し、相互に連携しながら行動していく必要があります。

イ 目標

ウ 施策の方向

エ 主な取組

4－(1) 3R活動や分類収集によるごみ処分量の削減

ア 現状と課題

- ・市民1人が1日に排出する家庭系ごみの量は、近年減少幅が横ばいの状況であり、今後においても3R活動を促進していく必要があります。
- ・近年、海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への悪影響が懸念されており、国際的にも関心が高まっていることから、プラスチックごみの発生抑制に取り組む必要があります。

イ 目標

ウ 施策の方向

エ 主な取組

4－(2) 廃棄物の減量化に向けた制度の運用

ア 現状と課題

- ・本市では、平成13年7月にごみ指定袋制度を開始し、また、平成25年10月には粗大ごみ有料化制度を開始しており、制度の開始前と比較してごみの排出量が減少しています。また、生ごみ処理機の購入に対する助成制度や、剪定枝をチップ化し再利用するための剪定枝粉碎機貸出事業を実施しています。3R活動や分別収集がより多くの市民に実践されるためには、これらの制度を継続して実施し、必要に応じて制度の見直し等を実施することが必要です。

イ 目標

ウ 施策の方向

エ 主な取組

4 – (3) 建設発生土や再生土への対策の推進

ア 現状と課題

- ・建設発生土については、汚染物質の混入や不適正な構造による埋立てを防止して安全な処理を実施していくため、県等の関係機関との連携により、更なる監視や事業者への指導等を図ることが必要です。なお、近年、土地を造成するための埋立資材として再生土が利用されることがあり、再生土についても汚染物質の混入等がないよう、監視をする必要があります。

イ 目標

ウ 施策の方向

エ 主な取組

4 – (4) 不法投棄やごみのポイ捨てへの対策の強化

ア 現状と課題

- ・本市では、小規模な不法投棄が依然として後を絶たないため、市民一人ひとりが廃棄物処理のルールをより一層遵守するとともに、引き続き市民、市民活動団体や他の自治体と連携して、不法投棄の監視・指導を強化していく必要があります。
- ・国道や県道においてごみのポイ捨てが依然として見受けられることから、道路管理者との連携を図り、清掃や啓発看板の設置を進める必要があります。

イ 目標

ウ 施策の方向

エ 主な取組

5－(1) 環境関連講座等の学習機会の確保

ア 現状と課題

- ・今日の複雑な環境問題に対応していくためには、市民一人ひとりが人と環境とのかかわりについて関心を持ち、環境問題を解決するための知識や技能を身につけて、環境を考えた積極的な行動を取ることが求められ、そのために環境学習が必要です。
- ・環境問題は、時代に応じて変化していくことから、学習内容は適宜見直していくことが必要です。また、全ての世代が環境問題を理解し、その解決のために自ら行動できるよう情報や学習の機会を提供することが必要となります。

イ 目標

ウ 施策の方向

エ 主な取組

5－(2) 環境に関する情報提供と啓発活動

ア 現状と課題

- ・市民や事業者がより良い環境づくりに関心を持ち、自主的に行動できるような環境情報の提供を進めていくことが重要となります。市では、環境調査等の調査結果を積極的に公表するとともに、イベント等を通して環境情報の提供等の啓発活動を継続して実施することが必要です。

イ 目標

ウ 施策の方向

エ 主な取組

5－(3) 協働による環境保全活動の推進

ア 現状と課題

- ・環境保全の取組は、それぞれが独立して行われるのではなく、各々が持つ人材や情報の交流、協働により、一層効果的なものとなることが期待されるため、各主体間のネットワークづくりを進めていくことが必要となります。

イ 目標

ウ 施策の方向

エ 主な取組

5－(4) 市民等の自発的な環境保全活動等への支援

ア 現状と課題

- ・袖ヶ浦市の環境を守り育てるためには、豊かな感受性を持ち、解決に向けた力を身につけた主体的に行動できる人材の育成が重要です。そのためには、環境学習等の一人ひとりが環境に対する意識を育む活動をより一層支援する必要があります。

イ 目標

ウ 施策の方向

エ 主な取組

3 分野を横断するテーマの設定、分野横断的に施策を展開

※ 「災害時等における環境問題への対応」等、分野を横断するテーマを設定し、その施策を記載します。

第5章 環境配慮指針

※ 環境配慮指針を記載します。

第6章 計画の推進

1 計画推進の基本的な考え方

本計画で示した施策や取組が実践され、本市の環境の保全と創造に継続的に寄与していくためには、施策の進展や取組の実施状況等について、その進捗を市民、事業者及び市がともに確認し合うことが必要不可欠です。

そこで、本計画の推進に向けて、本市は環境の状況や施策の実施状況について的確に把握し、計画の進捗状況の評価を行います。さらに、本計画の推進に当たっては、市民や事業者との連携・協働を進めます。

2 計画の推進体制

環境審議会は、専門的な立場から環境に関する施策の調査審議を行い、市に意見を述べます。

庁内会議は、環境に関する施策の総合的調整を行うとともに、計画の推進について、環境管理課に指示を行います。

環境管理課は、環境基本計画の推進等や、環境に関する本市の総合的な窓口を担当します。

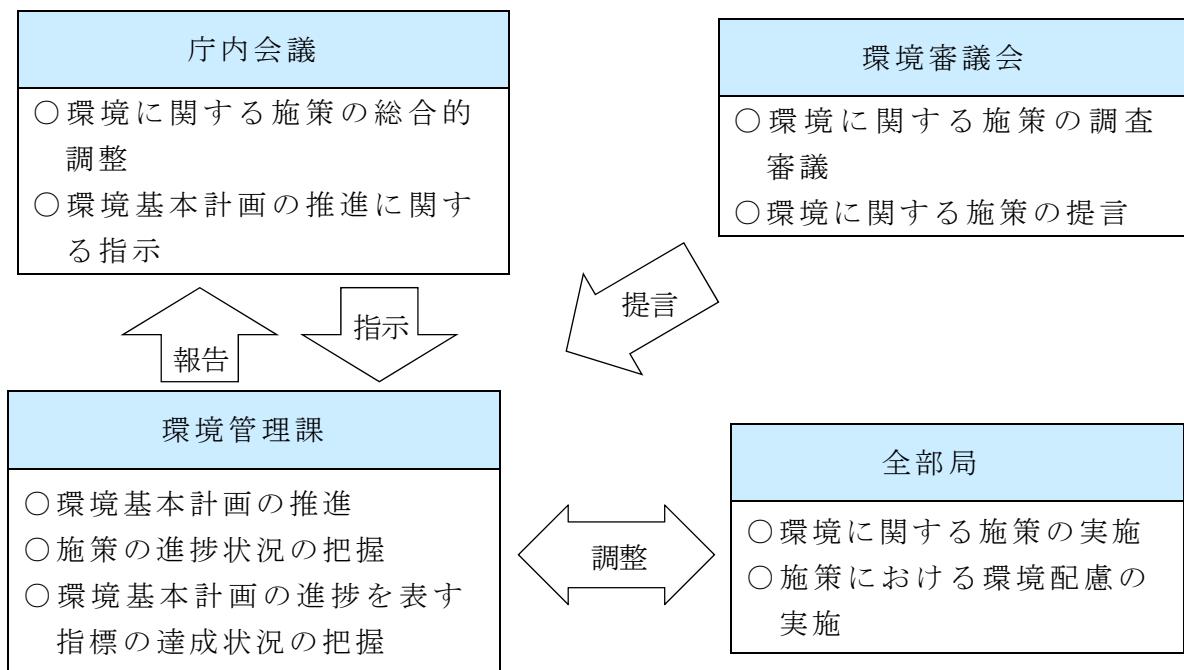


図 6-1 計画の推進体制

3 各主体に求められる役割

※ 「市民の役割」、「事業者の役割」、「本市の役割」を記載します。

4 計画の進行管理

この計画を着実に実行し、「目指す環境像」の実現に向けて実施する各取組として、環境関連施策の推進や市民や事業者の行動等について、その実効性を確保していくためには、計画の進行管理が最も重要です。

このため、目標や指標を効果的に活用するとともに、環境管理課により、本計画の進行管理を行います。

- 環境管理課は、年度ごとに、取組指標のうちアンケートを除く項目の指標値及びその他の環境指標状況、環境関連施策の実施状況について、庁内各課からの報告を取りまとめて、環境指標に係る評価を加えて環境レポートを作成します。
- 市民意識調査に係る指標値は、調査結果公表後に最初の作成する環境レポートへ掲載を行います。
- 作成された環境レポートは、①庁内会議や②環境審議会へ報告し、指示・提言を受けます。

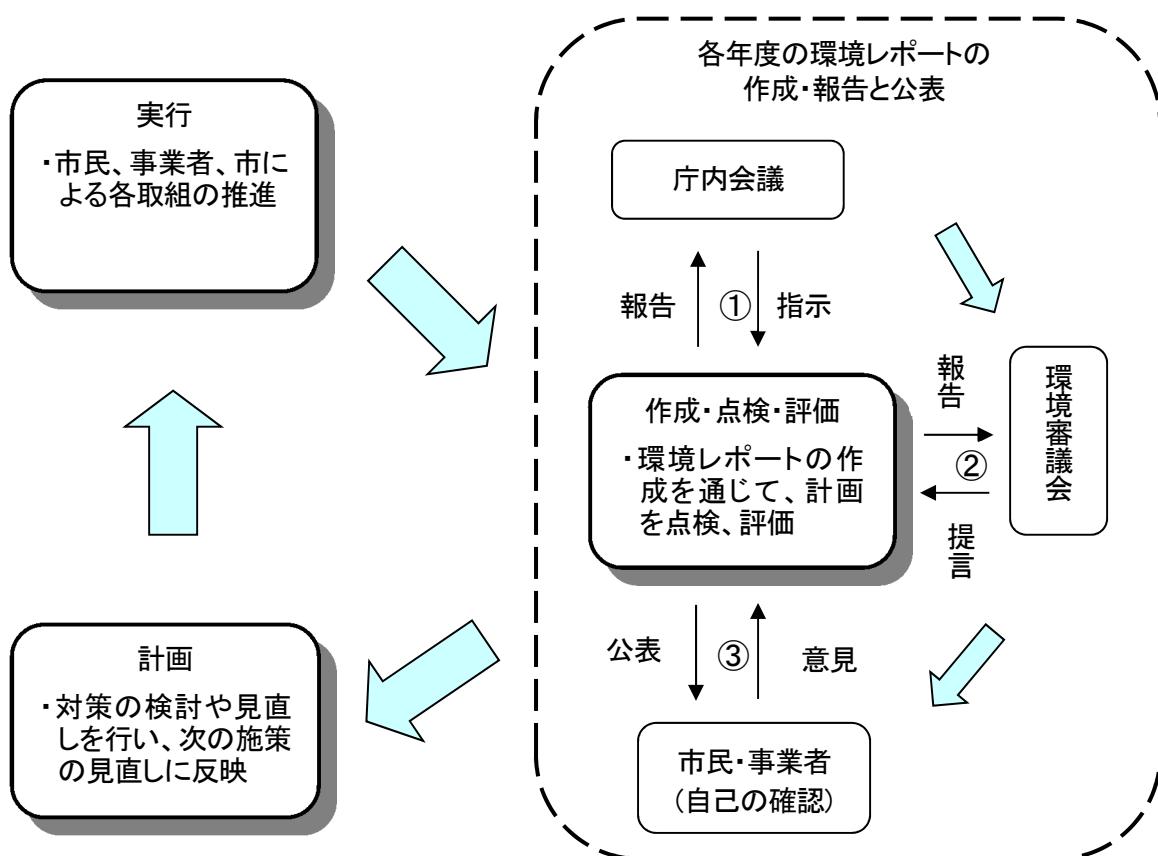


図 6-2 計画の進行管理の仕組

(仮称) 第2次袖ヶ浦市環境基本計画について

平成31年3月に作成した「(仮称) 第2次袖ヶ浦市環境基本計画策定方針」から、市民アンケートや庁内の関係各課への照会等における回答結果を踏まえ、骨子案を作成しました。

1 計画策定の方針

- ・市民への分かりやすさ
- ・できる限りコンパクトに

2 計画に取り込む項目（構成）

- ・計画の基本的事項（策定の趣旨、位置付け、対象範囲、期間、構成）
- ・環境問題等に対する動向
- ・市が目指す環境像と基本目標
- ・目標の実現に向けた施策の展開の方向
- ・環境配慮指針
- ・計画の推進

参考：袖ヶ浦市環境条例（抜粋）

（環境基本計画の策定）

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、袖ヶ浦市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ袖ヶ浦市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（市の施策の策定等に当たっての配慮）

第9条 市は、施策に関する計画の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全に十分配慮しなければならない。

千葉県環境基本計画

(抜粋)

平成31年3月

千葉県

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	2
第3節 計画期間.....	2
第4節 計画の構成.....	2
第2章 計画の目標.....	4
第1節 環境問題等に対する基本認識.....	4
第2節 目指す将来の姿.....	8
第3節 基本目標.....	8
第3章 施策展開の基本的な考え方.....	11
第1節 施策展開の基本的な考え方.....	11
第2節 分野を横断するテーマ.....	11
第4章 施策の展開方向.....	15
第1節 地球温暖化対策の推進.....	15
1 再生可能エネルギー等の活用.....	15
2 省エネルギーの促進.....	19
3 温暖化対策に資する都市・地域づくり等の促進.....	23
4 気候変動への適応.....	27
第2節 循環型社会の構築.....	30
1 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進.....	30
2 廃棄物等の適正処理の推進と不法投棄の防止.....	34
3 残土の適正管理.....	37
4 再生土への対策の推進.....	39
第3節 豊かな自然環境の保全と自然との共生.....	41
1 生物多様性の保全に向けた総合的施策の展開.....	41
2 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用.....	43
3 地域の特性に応じた環境の保全.....	45
第4節 野生生物の保護と適正管理.....	50
1 希少野生生物の保護・回復.....	50
2 特定外来生物の早期防除.....	53
3 有害鳥獣対策の強化.....	55

第5節 安全で安心な生活環境の保全	57
1 良好な大気環境の確保	57
2 良好な水環境の保全	61
3 良好な土壤環境・地盤環境の保全	68
4 騒音・振動・悪臭の防止	70
5 化学物質・放射性物質への対策	73
第6節 環境保全のための基盤的、横断的な施策の推進	76
1 環境学習の推進と環境保全活動の促進	76
2 環境保全の基盤となる施策の推進	80
3 環境と経済の好循環の創出	83
4 災害時等における環境問題への対応	87
第5章 計画の推進	90
第1節 計画の推進体制	90
第2節 各主体に求められる役割	91
第3節 計画の進行管理	101

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

本県では、1995年に制定した「千葉県環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「千葉県環境基本計画」を1996年に策定しました。

2008年には、地球温暖化防止や生物多様性保全など地球環境全体の持続性に関する問題への取組が緊急性を増し、その中で、県民、市民活動団体、事業者、行政機関等の具体的な行動と相互の連携・協働が一層求められるようになるなど、環境を取り巻く状況が大きく変化したことから、2018年度までを計画期間とする第二次「千葉県環境基本計画」（以下「第二次計画」という。）を策定しました。

さらに、東日本大震災に起因する新たな環境問題などに対応するため、2015年に第二次計画を一部見直しました。

これまでの取組により、大気環境や水環境に一定の改善が図られたほか、廃棄物の不法投棄が大幅に減少するなど、成果が見られました。

しかしながら、本県を取り巻く状況を見ると、環境基準未達成の光化学オキシダントへの対応、微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染の顕在化、閉鎖性水域の水質改善、外来生物、特定の鳥獣の著しい増加による農作物被害や生態系への影響、地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの排出量削減など、引き続き解決に向けて取り組んでいかなければならぬ課題が山積しています。

一方、国際情勢に目を転じると、2015年にSDGs（持続可能な開発目標）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」など、世界を巻き込む国際的合意が立て続けになされました。

国が2018年4月に策定した第五次環境基本計画では、これらの国際情勢に的確に対応するため、SDGsの考え方も活用し、複数の課題を統合的に解決していくことが重要であるとして、相互に連関しあう分野横断的な6つの重点戦略を設定し、「環境・経済・社会の統合的向上」を具体化することを目指しています。

そこで、本県における環境問題に適切に対応し、本県の豊かで美しい自然環境を将来に引き継いでいくとともに、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指していくために、第三次となる「千葉県環境基本計画」を策定しました。

第2節 計画の位置付け

本計画は、千葉県環境基本条例第9条に基づき策定する、環境分野における基本となる計画で、環境の保全に関する長期的な目標を定めるとともに、上位計画として、環境分野の個別計画等に施策の基本的方向を示し、諸施策を総合化・体系化することで、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る役割を担っています。

県の施策はもとより、県民、事業者、行政などの各主体が環境への負荷の低減を進めていくために求められる役割・行動指針を示し、共通認識の下、あらゆる主体が力を合わせて、本計画に掲げる「目指す将来の姿」を実現していくための指針となるものです。

千葉県環境基本条例第10条により、県は、施策に関する計画の策定や施策の実施に当たっては、環境の保全に十分配慮しなければならないこととしていることから、本計画を指針として県等が実施する施策や事業に環境の視点が一層組み込まれることを促すとともに、県の施策の有機的な連携を図り、総合的に環境の保全に関する施策を推進します。

第3節 計画期間

2019年度を初年度とし、2028年度を目標年次とする10ヵ年計画とします。

環境に関する新たな課題や、社会経済情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて適宜見直しを行います。

第4節 計画の構成

第1章では、「計画策定の趣旨」や「計画の位置付け」など、計画の基本的事項を示します。

第2章では、「環境問題等に対する基本認識」を示した上で、「目指す将来の姿」とその実現に向け、5つの「基本目標」を示します。

第3章では、「施策展開の基本的な考え方」、「分野を横断するテーマ」で、4つの分野横断的なテーマを設定し、第4章で示す6つの政策分野の全てにおいて、このテーマを踏まえて分野横断的に施策を展開することで、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指すことを示します。

第4章では、5つの基本目標の達成に向けて、6つの政策分野と23の施策項目を設定し、それぞれに「現況と課題」「目指す環境の姿」「主な取組」「計画の進捗を表す指標」を示します。

第5章では、「計画の推進体制」「各主体に求められる役割」「計画の進行管理」を示します。

環境基本計画の概要図

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨 2 計画の位置付け 3 計画期間：2019年度から2028年度までの10年間 4 計画の構成

第2章 計画の目標

環境問題等に対する基本認識

- 1 持続可能な社会に向けた環境・経済・社会的課題の同時解決
2 地球温暖化 3 循環型社会 4 自然環境 5 生活環境 6 環境を守り育てる人・ネットワーク

目指す将来の姿

みんなでつくる『恵み豊かで持続可能な千葉』

～ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境をみんなのちからで築き、次の世代に伝えていく～

基本目標

- 1 地球温暖化対策の推進 2 循環型社会の構築 3 豊かな自然環境の保全と自然との共生
4 野生生物の保護と適正管理 5 安全で安心な生活環境の保全

第3章 施策展開の 基本的な考え方

分野を横断する4つの
テーマを設定
分野横断的に施策を展開
↓
環境・経済・社会的課題
の同時解決

環境と経済の
好循環の創出

環境と調和のとれた
持続可能で魅力ある
地域づくり

健康で心の豊かさを
実感できる暮らしの実現

持続可能な社会を築く人・
ネットワークづくり

第4章 施策の展開方向

各分野に係る施策：6つの政策と23の施策

政策1 地球温暖化対策の推進

- 1 2 3 4
気候変動への適応
温暖化対策に資する都市・地域づくり等の促進
省エネルギーの促進
再生可能エネルギー等の活用

政策2 循環型社会の構築

- 1 2 3 4
再生土への対策の推進
残土の適正管理
廃棄物等の適正処理の推進と不法投棄の防止
3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

政策3 豊かな自然環境の保全と自然との共生

- 1 2 3
地域の特性に応じた環境の保全
自然公園等による優れた自然環境の保全と活用
生物多様性の保全に向けた総合的施策の展開

政策4 野生生物の保護と適正管理

- 1 2 3
有害鳥獣対策の強化
特定外来生物の早期防除
希少野生生物の保護・回復

政策5 安全で安心な生活環境の保全

- 1 2 3 4 5
良好な土壤環境・地盤環境の保全
良好な水環境の保全
良好な大気環境の確保
化学物質・放射性物質への対策
騒音・振動・悪臭の防止

政策6 環境保全のための基盤的、横断的な施策の推進

- 1 環境学習の推進と環境保全活動の促進 2 環境保全の基盤となる施策の推進
3 環境と経済の好循環の創出 4 災害時等における環境問題への対応

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進体制 2 各主体に求められる役割 3 計画の進行管理（指標を活用して、マネジメントサイクルに基づき毎年度実施）

第2章 計画の目標

第1節 環境問題等に対する基本認識

環境保全に係る様々な施策に取り組んできた結果、県内の大気・水環境は改善が図られてきました。しかし、環境基準未達成の光化学オキシダントへの対応、閉鎖性水域における水質改善、廃棄物の不法投棄や有害鳥獣等への対応などの身近な問題から、地球温暖化や生物多様性の減少などの地球規模の問題に至るまで、複雑で多様な環境問題を抱え、引き続き各分野における施策に取り組んでいく必要があります。

特に、地球温暖化は、気候変動による広範囲かつ長期的な影響により環境リスクを高め、人類の生存基盤や生物多様性を脅かす深刻な問題であり、早急な対策が求められます。

これらの環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動における環境負荷が自然の再生能力を超えてしまったことに起因するものであり、私たちは、環境問題の被害者になる一方で、自分自身が環境問題の原因をつくっています。

私たちが今認識しなくてはならないことは、環境問題と一人ひとりの行動が密接に関係していることを十分に理解した上で、環境負荷が自然の再生能力の範囲内に抑えられるよう、日常生活や事業活動を見直し、自ら率先して環境に配慮した行動を実践していかなければならないということです。

持続可能な社会を構築するため、行政はもとより、県民や事業者をはじめとする全ての主体がこの認識の下、積極的に環境保全に取り組む必要があります。

1 持続可能な社会に向けた環境・経済・社会的課題の同時解決

2015年9月の国連総会においてSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

SDGsは、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、17の目標と169のターゲットを設定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題について、統合的に取り組むことを掲げています。

また、2015年12月には、全ての国と地域が参加し、「パリ協定」が採決されました。この協定は、地球温暖化問題に人類全体で取り組む初めての枠組みであり、地球温暖化対策は、この協定をスタートに新たな段階に進みました。

このように、2015年には国際社会が持続可能な社会、脱炭素社会に向けて大きな一歩を踏み出しました。

2018年4月に策定された国の第五次環境基本計画では、これらの国際情勢への的確に対応した計画とすべきであるとの認識の下、SDGsの考え方も活用し、複数の課題を統合的に解決していくことが重要であるとしています。そのため、横断的な

6つの戦略を設定して、環境・経済・社会の課題の同時解決を目指すこととしています。また、SDGsの実現は、地域の課題解決にも直結するものであると考えられることから、SDGsの考え方を活用して地域における各種計画の改善に資するようなものにすることが必要であるとの認識を示しています。

千葉県では、現在、地域経済の縮小などの経済の課題、少子高齢化に伴う社会の課題などに直面し、これらの課題が複雑に絡み合っている状況にあります。

このような中、持続可能な社会を実現するためには、本県が持つポテンシャルを最大限活用しつつ、特定の施策が複数の異なる課題を解決できるよう、各分野が相互に連携しながら分野横断的に施策を展開することが重要です。

この考え方を踏まえ、環境政策についても、分野横断的に展開することにより、地域が直面する経済・社会的課題の同時解決を目指す必要があります。

2 地球温暖化

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書によると、世界の平均気温は、1880年から2012年の間に 0.85°C 上昇しており、特に最近30年間の北半球の気温は過去1400年間で最も高温であるとされています。本県においても、銚子地方気象台（銚子市）の観測データでは、年平均気温が100年当たり約 1.0°C 上昇しています。

IPCCの報告では、地球温暖化は疑いの余地がなく、その主な原因是、人類の活動に伴い発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの増加である可能性が極めて高いとされています。今後、更に気温が上昇した場合は、気候システムが地球規模で大幅に変化することにより、様々な分野で大きな影響をもたらすことが予測されています。

地球温暖化の問題に全世界の人々が一丸となって対応していくため、世界の全ての国と地域が参加する枠組みとして、「パリ協定」が2016年11月に発効しました。

国では、2016年5月に地球温暖化対策計画を策定し、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減するとともに、長期的目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すという目標を掲げています。

なお、国では、長期的目標の達成のためには、従来の取組の延長では実現が困難であり、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及などイノベーションによる解決を最大限に追求するとともに、国内投資を促し、国際競争力を高め、国民に広く知恵を求めつつ、長期的、戦略的な取組の中で大幅な排出削減を目指しています。また、電力部門では、低炭素化が課題となっており、発電施設の高効率化や二酸化炭素の排出量が大きい燃料の転換などが求められています。

本県における2013年度の温室効果ガス排出量は、7,798万9千t-CO₂となっており、1990年度と比較すると4.9%増加しています。そのような状況の中、県では、世界や国の動きを受けて、2016年9月に千葉県地球温暖化対策実行計画を策定し、2030年度の県内の温室効果ガス排出量を2013年度比で22%削減することを目指しています。

温室効果ガスの排出量を削減するためには、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの促進を更に進めるとともに、県民・企業・行政など全ての主体が、地球温暖化の問題は一刻の猶予もない状況であることを認識した上で、それぞれの役割を自覚し、相互に連携しながら行動していく必要があります。

また、温室効果ガスの排出抑制等を進めることも重要ですが、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対する適応も同時に進めていく必要があります。

3 循環型社会

持続可能な循環型社会を構築するためには、廃棄物の発生を抑制し、それでも廃棄物となったものは貴重な資源やエネルギー源として一層有効活用して、枯渇が懸念される天然資源の消費を抑制していかなければなりません。

一般廃棄物については、県民一人が1日に排出するごみの量は近年減少幅が縮小しており、一層の減量化、再資源化に向けた取組が必要です。特に、「3R（リデュース・リユース・リサイクル）」の中でも環境負荷を低減する効果が高い発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の「2R」を重点的に推進していく必要があります。

産業廃棄物については、事業者による排出抑制の取組が進められてきたことにより、排出量は減少傾向にありますが、高度経済成長期に集中的に整備された建築物やインフラ等の老朽化が進んでおり、今後、施設更新による排出量の増加が懸念されます。最終処分場用地の確保は依然として困難な状況にあることから、引き続き排出抑制、再資源化を促進し、最終処分量を減らす必要があります。

また、産業廃棄物の不法投棄は、周辺環境に深刻な影響を及ぼすため、県民・事業者・市町村などと連携し、監視を強化するとともに適正処理を推進し、不法投棄を根絶しなければなりません。

4 自然環境

本県には、緑豊かな房総丘陵、九十九里浜をはじめとした美しい海岸線、東京湾に残された貴重な干潟、様々な動植物が生息・生育する里山・里海など、豊かで多様な自然に恵まれており、県民のみならず、本県を訪れる多くの人に潤いと豊かさを与えています。

この豊かで美しい千葉の自然を未来に引き継いでいくため、自然環境を保全し、自然と共生を図る必要があります。

一方、本県の自然は、長い年月の中で生物多様性を育んできましたが、人間の手で持ち込まれた外来生物の影響により、自然環境が変化し、生物多様性の劣化も懸念されています。

また、社会環境の変化による捕獲の担い手の減少や耕作地の放棄、飼育していた動物の放棄などにより生じた外来生物や有害鳥獣の増加は、生態系への影響ばかりでなく、農業や生活環境にも問題を生じさせていることから、対策を一層強化する必要があります。

5 生活環境

私たちのまわりにある大気、水、土壤の環境汚染や地盤沈下、騒音などの環境問題も決して過去のものではありません。

かつて生じた激甚な大気汚染、水質汚濁、地盤沈下といった公害に対する対策は一定の成果を挙げ、中長期的には大気・水質の環境基準の達成状況はおおむね改善傾向にあり、地盤沈下もおおむね沈静化している状況にあります。

しかしながら、県内には、建築物中のアスベスト、重金属や揮発性有機化合物等による土壤汚染といった負の遺産があり、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM 2.5）への対応や閉鎖性水域における富栄養化対策、九十九里地域における地盤沈下、成田空港等に発着する航空機の騒音の問題等、地域的には、様々な課題が残されています。

これらの課題を解決し、県民の健康や生活環境を守り、良好な環境を将来に引き継ぐためには、継続的な環境監視、環境汚染の未然防止・環境改善に向けた排出者等に対する指導の実施や、生活における環境負荷の低減の啓発を進めることに加え、環境にやさしいライフスタイルの定着や、水生生物の生息・生育環境の保全など、様々な視点からの取組を進めていく必要があります。

6 環境を守り育てる人・ネットワーク

環境問題は、資源・エネルギー、経済、食料、人口など様々な課題が複雑に関連しており、問題の背景や原因を多面的・総合的に捉えることが重要です。地球温暖化問題を含め、循環型社会の構築や、豊かな自然・大気・水環境の保全、野生生物の保護と適正管理など、多岐にわたる環境問題を解決し、将来にわたって千葉県の環境を守り育てていくためには、環境に対する高い意識を持ち、解決に向けた力を身につけた、主体的に行動できる人材の育成が必要であり、その基盤となるのが環境学習です。

また、環境保全の活動は、それぞれで行うのではなく、県民、企業、行政など各主体の持つ特性を生かしながら連携・協働していくネットワークを築くことによって、最大限の効果を生み出すことが可能になります。このため、各主体の良好なパートナーシップによる環境保全活動も進めていく必要があります。

以上のような現状や課題認識の下、第3章において、分野横断的に取り組むべきテーマ、第4章において、千葉県における施策展開の方向性を明らかにするとともに、第5章において、各主体に求められる取組を示します。

第2節 目指す将来の姿

みんなでつくる 『恵み豊かで持続可能な千葉』

～ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を、
みんなのちからで築き、次の世代に伝えていく～

私たちのふるさと千葉県は、三方を海に囲まれ、温暖な気候の下、豊かで多様な自然に恵まれています。

私たちが、健康で文化的な生活を営む上で、健全で豊かな環境の恵みを享受することは欠くことのできないものです。

将来の世代もこの豊かな環境の恵みを享受できるよう、環境を保全し、県民のかげがえのない資産として、将来の世代に引き継いでいくことは、現在を生きる私たちの重要な責務です。

そこで最も重要なのが「持続可能性」です。持続可能な社会を構築するためには、環境への負荷を最小限にとどめつつ、環境と経済をともに向上させる必要があります。また、低炭素社会や天然資源の消費を抑制し、環境負荷を低減させる循環型社会を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との共生を図ることも必要です。

そこで本計画では、本県が持つ可能性を最大限に生かし、県民をはじめとする各主体の協力の下、『恵み豊かで持続可能な千葉』の実現を目指します。

第3節 基本目標

『目指す将来の姿』の実現に向け、次のとおり5つの基本目標を設定します。

1 地球温暖化対策の推進

県民、企業、行政など全ての主体が一体となって、温室効果ガスの排出量を削減し、地域レベルでの地球温暖化対策に取り組むことにより、持続可能な低炭素社会の実現を目指します。

地球温暖化は、県民、企業、行政などによる日々の活動全てが大きく関係しており、その影響は、未来にまで長く続きます。

家庭や事務所・店舗等においては、近年の温室効果ガス排出量の増加率が高いことから、県民一人ひとりのライフスタイルを見直す取組や、環境に配慮した事業活動等の取組を積極的に進めていくことが求められます。

本県の温室効果ガス排出量の約5割を占める製造業においては、各業界の自主的な行動計画に基づく取組を積極的に進め、責任を持って各自の目標を達成することが必要です。

県においては、地域における再生可能エネルギーの導入・活用や、省エネルギーの促進によるエネルギー消費を大幅に減少させる取組、低炭素な社会インフラの構築や、森林整備、都市緑化などの温暖化対策に資する地域環境の整備・改善など、全ての主体の温暖化対策の取組を推進するとともに、県自らが実施する事務・事業においても対策に取り組みます。

2 循環型社会の構築

廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物の循環的な利用や適正処理を推進することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の構築を目指します。

循環型社会を構築するためには、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物となつたものについては、できる限り再使用、再生利用及び熱回収といった適正な資源の循環的利用を推進する必要があります。そして、3Rに努めてもなお発生する廃棄物については、適正に処理することが必要です。

このため、県民、事業者、国、県、市町村等が協力して、3R、特に環境への負荷を低減する効果の高い2Rを重点的に推進するライフスタイルの普及や基盤づくりに取り組みます。また、最終処分量を減らすため、廃棄物の減量化や再資源化を促進します。さらに、事業者に対し廃棄物の適正処理の指導を徹底するとともに、不法投棄や不適正処理に対する監視指導を強化し、廃棄物の適正処理の推進に取り組みます。

3 豊かな自然環境の保全と自然との共生

本県の豊かな自然環境を保全し、人と自然との共生を図ります。自然環境がもたらす恵みを活用して、自然とふれあう場を確保します。

生物多様性の保全の観点からも重要な自然公園や自然環境保全地域等の本県の豊かな自然環境を引き続き保全していくとともに、県民・企業・行政など様々な主体が、環境の大切さを認識し、事業活動や日常生活などによる環境への負荷をできるだけ減少させるよう連携していくことで、自然との共生を図ります。

また、人と自然が調和・共存できるよう、地域の特性に応じて、森林や農地農村、湖沼・沿岸域の水環境など、人々の暮らしの中にある自然環境の保全・再生に努め、本県の豊かな自然を未来へ引き継いでいきます。

これらの地域の自然環境を活用し、自然とふれあう機会・場の確保を図ります。

4 野生生物の保護と適正管理

野生生物の種の保存を図るとともに、特定の鳥獣の著しい増加や生態系等への影響を及ぼす外来生物の侵入を防ぎ、生物多様性を保持します。人と野生動物とが適切に共存できる環境を目指します。

本県の豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくためには、生態系のバランスを崩さないように努めていく必要があることから、絶滅が危惧される希少な野生動植物の種の保存を図っていきます。

また、人間の生活と軋轢を生じさせている特定の鳥獣の著しい増加や生態系等への影響を及ぼす外来種の侵入を防ぎ、適正管理を行っていくことで、生物多様性を保持するとともに、人と野生動物とが適切に共存できる環境を目指します。

5 安全で安心な生活環境の保全

良好な大気・水環境や、騒音の少ない暮らしの確保を図ります。有害物質による人の健康への影響が生じない土壌環境の保全と、地下水の適正な利用により地盤環境の保全を図ります。

安全で安心な生活環境を保全するため、きれいな空気により健康的で快適な日常生活が営める大気環境を確保するとともに、騒音の少ない暮らしの確保を図ります。

また、河川・湖沼・海域では、水源としての利用や水産業の場などの利水目的に応じた水質を保全するとともに、県民の憩いの場や漁場として県民に豊かな恵みをもたらし、多様な生物が生息・生育することのできる水環境の保全・再生を図ります。

さらに、地下水、土壌については、有害物質による人の健康への影響が生じない環境の保全を図ります。あわせて、貴重な資源である地下水の適正な利用は継続しつつ、地盤沈下の沈静化を図ります。

第3章 施策展開の基本的な考え方

第1節 施策展開の基本的な考え方

第2章第1節の「1 持続可能な社会に向けた環境・経済・社会的課題の同時解決」で示したとおり、環境・経済・社会的課題が複雑に絡み合っている状況においては、環境政策についても、特定の施策が複数の異なる課題を解決するよう、分野横断的に施策を展開し、これらの課題の同時解決を目指すことが重要です。

例えば、再生可能エネルギーの導入促進の取組は、地域エネルギーの地産地消による「地域経済の活性化」、健全な物質循環による「持続可能な地域づくり」、環境への負荷低減による「低炭素な暮らしの実現」など、多面的な効果があり、このような多面的な効果を生かすように施策を展開していくことが重要です。

そのため、本計画では、持続可能な社会の構築という観点から

- 1 環境と経済の好循環の創出
- 2 環境と調和のとれた持続可能で魅力ある地域づくり
- 3 健康で心の豊かさを実感できる暮らしの実現
- 4 持続可能な社会を築く人・ネットワークづくり

の4つの分野横断的なテーマを設定し、第4章で記載した6つの政策分野の全てにおいて、このテーマを踏まえて分野横断的に施策を展開することで、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指します。

第2節 分野を横断するテーマ

1 環境と経済の好循環の創出

持続可能な社会の構築は、環境と経済のどちらかを犠牲にしては成り立ちません。環境と経済を一体的に捉え、これまでの環境への配慮を組み込んだ経済システムを築くといった視点に加え、環境保全を通じて経済に利益をもたらし、また、経済活動を通じて環境保全に寄与するというような、環境と経済を同時に向上させていくことが重要です。

世界が脱炭素社会に向かって大きく舵を切る中、環境技術や環境に配慮した製品に対する需要が拡大していくことが考えられ、本県には高い技術力・開発力を誇る企業が集積するなど、優位な資源が数多く存在していることから、環境に配慮した技術・製品の普及に向けた大きなチャンスとなることが期待できます。

この観点から、環境関連分野の新商品・新技術開発に向けた支援や環境に配慮した製品やサービスが選択される仕組みづくりなど、環境ビジネスの振興を図るための取組を推進し、グリーンな技術・製品・サービスの普及を目指します。

また、モノの点検・修繕・交換・再使用やシェアリングにより2Rの推進に寄与するビジネスや情報通信技術（ICT）等の科学技術を活用した環境ビジネスなど、

環境の保全に寄与する新たなビジネスモデルの普及を目指します。

さらに、地域経済が活性化するためには、地域資源等を持続可能な形で最大限活用し、その活用によってもたらされる利益を地域内で循環させることが重要です。そのため、太陽光・風力・水力などの地域エネルギー、バイオマス資源、豊かな自然環境や観光資源などを適切に活用する産業や地域が主体となって進める取組などを支援します。

企業がグリーンな製品・サービスを拡大するためには、こうした製品等に対する需要を拡大することが重要であることから、県が率先してグリーン購入・環境配慮契約に取り組むとともに、企業や個人などが環境の保全に寄与する製品やサービスを積極的に選択するよう、普及啓発等を進めます。

これらの取組により、環境と経済をともに向上させ、環境と経済の好循環を創出していきます。

2 環境と調和のとれた持続可能で魅力ある地域づくり

本県は、都市地域、郊外部、工業地域、農山漁村地域などの多様な地域から構成されていますが、持続可能な地域を構築するためには、それぞれの地域の特性に応じた、ハード・ソフト両面において環境と調和のとれた地域づくりを目指すことが重要です。

低炭素で健全な物質・生命の循環を実現し、気候変動による影響にも強く、自然と共生した環境にやさしい地域づくりは、それぞれの地域の価値や魅力を高め、人口減少などに起因する社会的な課題の解決につながることも期待されます。

そのため、低炭素な地域づくりにおいては、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの促進を図るとともに、二酸化炭素の吸収源となる森林等の整備・保全を推進します。また、都市の緑化を推進するとともに、低炭素な集約型都市づくりや交通流の円滑化を促進します。

適正な物質・生命の循環を実現する地域づくりでは、大気環境や河川・湖沼・海域などの水環境、土壤環境及び地盤環境を保全し、健全な大気循環・水循環の維持・回復を目指します。また、事業者に対する適正な処理の指導を徹底するなど廃棄物の適正処理を推進するとともに、産業廃棄物の不法投棄を根絶するため、監視や取締りの強化に努めます。

自然と共生した地域づくりでは、生物多様性の保全上重要な役割を果たす自然環境について保全・再生を図るとともに、生態系等への影響を及ぼす外来生物や野生鳥獣への対策を強化し、生物多様性を保持します。

気候変動に強い地域づくりでは、例えば、自然災害に対しては、最新の科学的知見や国の動向も注視しつつ、現在進めているハード対策と、各種ソフト対策を一体的・計画的に推進します。また、自然環境の影響を大きく受ける農業・畜産では、高温による生育障害や、家畜の生産性低下等を軽減するための技術の開発・普及に取り組むなど、気候変動にも対応できる産地づくりを目指します。

これらの取組を地域の特性に応じて進めることにより、環境と調和のとれた持続可能で魅力ある地域づくりを進めます。

3 健康で心の豊かさを実感できる暮らしの実現

私たちは、経済を発展させ、物質的・経済的な豊かさを追求してきた結果、多くの人が便利で快適な生活を送れるようになりました。

一方で、地球温暖化や生物多様性の損失など、環境問題が年々深刻な状況になり、環境リスクが高まる中で、私たちの安全・安心で、健康な暮らしを脅かされようとしています。環境問題は、広域化、複雑化しており、広い範囲において直接的あるいは間接的に健康被害をもたらすことも考えられます。

環境は人の健康を支える基盤であり、私たちが、健康で心の豊かさを実感できる暮らしを営む上で、健全で豊かな環境の恵みを享受することは欠くことのできないものです。

この豊かな環境の恵みを将来にわたって維持するためには、これまでの物質的な豊かさや時間的な効率を優先する生活を見直して、質の高い生活を求めながらも、私たちの暮らしを環境に配慮したものに転換していく必要があります。

そのため、県民一人ひとりが資源循環型のライフスタイルへ転換することを目指し、レジ袋や食べ残しなどの食品ごみ、使い捨て容器の削減など、日常生活ができる多様な3R行動の実践を提案するとともに、低炭素なライフスタイルに向けて、家庭を対象とした省エネ設備の導入促進や、省エネ性能の高い住宅である長期優良住宅の普及啓発を促進していきます。

また、自然環境を保全し、自然と共生するためのライフスタイルに転換していくため、県内外の多くの人々が、千葉の豊かな自然に安全かつ快適に親しみ、自然の理解を深められるよう、自然公園等の快適な利用を促進するとともに、自然体験や環境保全活動の実践ができる環境学習の場や農林漁業体験など、多くの人が豊かな自然や農山漁村の魅力に直接ふれ合うことができる機会の提供を推進します。

さらに、アイドリング・ストップやエコドライブ等の呼びかけ、家庭でできる浄化対策の普及など、大気環境・水環境にやさしいライフスタイルに変えていくことを働きかけます。

これらの環境にやさしいライフスタイルづくりを進めることにより、健康で心の豊かさを実感できる暮らしの実現を目指します。

4 持続可能な社会を築く人・ネットワークづくり

持続可能な社会をつくっていくためには、私たち一人ひとりの環境保全に向けた自覚と行動が不可欠であり、環境と人との関わりについて正しい理解を持ち、自ら考え、主体的に行動できる人を育てることが必要です。

そのためには、子どもから大人までのあらゆる世代、家庭、学校、職場、地域など

あらゆる場における環境学習を推進するとともに、地域における環境学習の指導的役割を担う人材を育成・確保することが重要です。

環境学習は、環境と社会、経済とのつながりについて理解を深めるとともに、課題を発見し、解決する力や多様な視点を考察することによる多様性を受容する力を育むことにもつながり、環境を守り育てる人だけではなく、経済、社会的課題の解決に資する人づくりに寄与することも期待できます。

また、持続可能な社会をつくっていくためには、環境分野のみならず、あらゆる分野の取組や産業などにおいて、人材を継続的に育成・確保していくことも必要です。

しかし、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えるとともに、人口の地域的な偏在が加速し、地方の若年人口、生産年齢人口の減少が進んでおり、地域経済のみならず、環境保全の取組にも影響を与えています。例えば、有害鳥獣の増加に伴い、農作物等への被害や生態系への悪影響が深刻化していますが、これは、農業の担い手の減少による耕作放棄地の増加や捕獲の担い手の減少など、複数の要因が関連していると考えられています。

このため、本計画の各分野の施策を展開するに当たっては、持続可能な社会を築く人づくり、環境学習の担い手をはじめとする環境を保全していくために必要なあらゆる分野の人材の育成・確保が、持続可能な社会を実現していく上での基盤となるものであるとの認識に立ち、人材の育成・確保を積極的に推進していきます。

また、持続可能な社会に向けた取組は、それぞれが独立して行われるのではなく、各主体の人材や情報を交流させ、協働して実施することにより、より一層効果的なものとなることから、各主体間のネットワークづくりを促進します。

第4章 施策の展開方向

5つの基本目標の達成に向けて、6つの政策分野、23の施策項目を設定し、それぞれに「現況と課題」「目指す環境の姿」「主な取組」「計画の進捗を表す指標」を示します。

各分野の施策の推進に当たっては、第3章第2節で設定した分野を横断するテーマを踏まえて、分野横断的に展開します。

第1節 地球温暖化対策の推進

1 再生可能エネルギー等の活用

【現況と課題】

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しないエネルギー源であり、地球温暖化対策の推進のため、積極的に活用していくことが必要です。また、環境負荷の低減だけでなく、エネルギーの分散確保、地域経済の活性化などを図る上で重要な要素となっています。さらに、再生可能エネルギーは、2050年までの温室効果ガスの長期大幅削減に向け、主力電源化が期待され、温室効果ガスの排出を抜本的に削減し、脱炭素化すること、すなわち持続可能な成長・発展の切り札となっています。

固定価格買取制度による再生可能エネルギー発電設備の導入状況（資源エネルギー庁公表）では、本県の2018年3月末時点における再生可能エネルギー発電設備の出力が2,267.0MW、このうち太陽光発電設備の出力が2,138.3MWで、いずれも全国第3位となっています。

一方で、固定価格買取制度については、再生可能エネルギー導入量全体の約9割が太陽光発電という状況にあり、多数の未稼働案件の発生や国民負担の増大等の課題が指摘されたことから、2017年4月に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）等の一部を改正する法律が施行され、新たな事業計画認定制度や入札制度の導入等が実施されています。再生可能エネルギーをめぐっては、発電コストが諸外国と比べて高い、気象変化により出力が変動することへの対応が必要である、送電系統の対応が追い付いていない、自然破壊や地域社会との不調和が起きている等の課題や、既に導入されている電源についても将来的な再投資が滞るのではないかとの長期安定的な発電に対する懸念、地域との共生や、発電事業終了後の太陽光パネルが放置されるのではないかとの懸念もあります。再生可能エネルギーの導入拡大のためには、国、県、市町村が連携しながら、これらの課題等の解決に向けた検討を進めていく必要があります。

水素を利用して発電する燃料電池は、エネルギー効率が高く、省エネルギーと二酸化炭素排出削減に大きく寄与します。また、水素は利用時に二酸化炭素を排出しないため、再生可能エネルギーを利用して生産した水素は、二酸化炭素の排出がゼロのエネルギー源となります。

再生可能エネルギーによる水素の生産はコストや技術的な面で多くの課題があり、現在は普及段階にはありませんが、水素社会の構築を進めることで、二酸化炭素排出を大幅に削減する社会を早期に実現させることが期待されます。

【目指す環境の姿】

地域と共生したかたちで、家庭や事業者、地域において温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの導入拡大が進み、持続的に有効活用されています。

【主な取組】

(1) 再生可能エネルギーの導入促進

■家庭への導入促進

住宅用の太陽光発電設備や太陽熱利用システムなど家庭における再生可能エネルギーの導入・活用を促進していきます。

■地域（市町村・事業者等）への導入促進

市町村や事業者等による再生可能エネルギー等の導入等に関し、ワンストップ窓口による相談対応や情報提供を行うとともに、地域の特性に応じた再生可能エネルギー等の効果的な活用による地域振興を図るため、市町村と連携した再生可能エネルギー等の活用に向けた取組に対する支援を行います。

■海洋再生可能エネルギーの導入促進

本県沖の海域は、全国的にも洋上風力等海洋再生可能エネルギーのポテンシャルが高いとされていることから、漁業関係者や市町村等と連携し、海洋再生可能エネルギーの導入に向けた検討を進めます。

■バイオマス利活用の推進

県内に豊富に存在している家畜排せつ物、食品廃棄物、林地残材等の様々なバイオマスは、カーボンニュートラルという性質を有しており、燃焼させても長期的に見れば大気中の二酸化炭素を増加させないため、バイオマスの利活用を推進することは、地球温暖化対策として有効な取組です。化石燃料の代わりに発電燃料として利用する取組も行われており、こうしたバイオマスの利活用について事例を紹介することなどにより、バイオマスへの理解を深め、活用に取り組む機運の醸成を促進します。

■普及啓発

市町村・県民・事業者などに対し、再生可能エネルギーの導入に関する情報提供を行うとともに、千葉県地球温暖化防止活動推進センター及び千葉県地球温暖化防止活動推進員と連携し、普及啓発を行います。

■県自らの取組の推進

施設の新設、改修の際に再生可能エネルギーの導入を積極的に検討します。また、県有資産を活用した再生可能エネルギー事業を推進します。

(2) 水素社会の構築に向けた取組の推進

■水素の利活用に向けた環境づくり

水素社会の構築に向け、京葉臨海コンビナート等、千葉の特色を生かした水素の利活用に関する検討を進めるとともに、水素の有用性や安全性等に関する県民の理解を促進するための普及啓発を行います。

■燃料電池の普及促進

県が率先導入した燃料電池自動車（F C V）を活用して啓発を行うことにより、F C Vの普及を促進します。また、家庭用燃料電池（エネファーム）の導入を促進し、自立的普及を図ります。

【関連する個別計画】

○千葉県地球温暖化対策実行計画（2016年9月策定）

国において、2016年5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、国内で「温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比で26%削減すること」を決定しました。こうした動きにあわせ、本県においても地域から地球温暖化対策を進めるため、2030年度を目標とした「千葉県地球温暖化対策実行計画」を地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条の規定による「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として策定し、温室効果ガス排出削減に向けた取組をより一層推進することとしています。

○千葉県バイオマス活用推進計画（2011年7月策定）

バイオマス活用推進基本法に基づき、持続的な発展が可能な経済社会の実現に向けて、更なるバイオマスの活用の拡大を図るため、今後のバイオマス活用の推進方向と施策を示した計画です。

【計画の進捗を表す指標】

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
再生可能エネルギー導入量	10,864 TJ (2017年度)	21,500 TJ (2028年度)
発電設備導入量	2,267MW	4,000MW
太陽光発電による再生可能エネルギー導入量	8,969 TJ (2017年度)	15,000 TJ (2028年度)
発電設備導入量	2,138MW	3,600MW
太陽光発電以外の再生可能エネルギー※ ₁ 導入量	1,895 TJ (2017年度)	6,500 TJ (2028年度)
発電設備導入量	129MW	400MW

- 1 太陽光発電を除く、風力発電、中小水力発電、バイオマス発電等の再生可能エネルギー導入量をいいます。

2 省エネルギーの促進

【現況と課題】

本県における 1990 年度と 2013 年度の二酸化炭素排出量を部門別に比較すると、「産業部門」では 20.5% 減少しているものの、県民の生活に直接関わる事務所・店舗など「業務その他部門」では 97.4% 増、「家庭部門」では 61.0% 増と著しく増加しています。

人為的な二酸化炭素の排出は、そのほとんどが電気・ガス・ガソリン等のエネルギーの消費に伴うものであるため、二酸化炭素の排出量を削減するには、節電のほか、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入、住宅の高断熱化などエネルギーの消費効率を向上させる取組を実践していくこと等により、あらゆる主体でエネルギー消費を大幅に減少させる取組を進めていくことが必要となります。

家庭部門における二酸化炭素排出量の伸び率は、全国と比べても高く、環境に配慮したライフスタイルを定着させるため、県民一人ひとりの意識を高めていくことが必要です。なお、国においては、二酸化炭素の排出を減らす「次世代の暮らし方」として、「COOL CHOICE（賢い選択）」を推進する国民運動を展開しています。

また、事務所・店舗等については、延床面積の増加により、二酸化炭素排出量が増加しているため、省エネルギーの取組を支援し、着実に対策を進め、単位当たりのエネルギー消費量を削減していくことが重要です。

さらに、地球温暖化対策推進法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」によると、本県の一定規模以上の事業所から排出された二酸化炭素を含む温室効果ガスの排出量は、報告された事業所全体の 8.8%（2015 年度）を占めています。

大企業などの二酸化炭素を多く排出する事業者は、これまでの自主的な取組により一定の成果を上げているほか、国内外における事業活動全体での二酸化炭素排出削減という観点で取組を進めており、各業界の自主的な行動計画により、各々の目標達成に向けて、今後も、責任を持って省エネルギーの取組を進めることが重要です。

【目指す環境の姿】

全ての県民や事業者が温室効果ガスの排出削減のため、自ら積極的に省エネルギーに取り組んでいます。

【主な取組】

（1）家庭における取組の促進

■低炭素なライフスタイルの促進

日常生活における取組として、冷暖房時の室温の適正化を図る「クールビズ」・「ウォームビズ」の実践、レジ袋の使用削減、公共交通機関や自転車の利用、地産地消などの低炭素なライフスタイルを促します。

■省エネルギー性能の高い住宅の普及

省エネルギー性能の高い住宅である「長期優良住宅」の普及を促進とともに、住宅の高断熱化を促します。また、住宅の高断熱化や高効率設備の導入及び再生可能エネルギーの活用により年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及拡大を進めます。

■省エネルギー設備等の導入の促進

エネファームをはじめ、エネルギーの使用状況を表示して空調、照明等の機器が最適な運転となることを促すHEMS（家庭のエネルギー管理システム）や家庭用蓄電池などの省エネルギー設備等の導入を促進します。

■省エネ家電の買替え等の促進

家庭の消費電力量において、照明器具や冷蔵庫・エアコンが高い割合を占めていることから、照明のLED化や省エネルギー性能の高い家電製品への買替えを促進するための普及啓発を行います。

■千葉県地球温暖化防止活動推進センターとの連携による啓発

千葉県地球温暖化防止活動推進センター及び千葉県地球温暖化防止活動推進員と連携を図りながら、講師派遣制度等を通じて、省エネルギーに対する県民の意識を高め、実践を働きかけるなど普及啓発を行います。

（2）事業者における取組の促進

■一定規模以上の事業者による取組の促進

地球温暖化対策推進法に基づき一定規模以上の事業者に対し義務付けられている温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度を活用して、本県の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を把握し、施策に反映させます。また、2050年までの長期的な温室効果ガスの大幅削減に向け、各業界の自主的な行動計画に基づく排出量削減の取組状況、国や他都道府県の動向等を踏まえた上で、事業者による計画的な削減を図るための仕組みについても検討します。

■CO₂CO₂スマート宣言事業所登録制度による支援

省エネルギー等の地球温暖化対策に積極的に取り組む事業所を「CO₂CO₂（コツコツ）スマート宣言事業所」として登録し、各事業所の取組を広く紹介することにより、二酸化炭素排出量の削減に取り組む事業者を支援します。

■中小企業や事務所・店舗等による取組の促進

中小企業等における省エネルギーの取組を促進するため、国や関係機関と連携し、セミナーや講習会を開催するなど、省エネルギーに取り組むための支援を行います。また、エネルギーの使用状況を表示して空調、照明等の機器・設備について、最適な運転の支援を行うBEMS（ビルのエネルギー管

理システム) の普及啓発を行います。さらに、事務所・店舗等における高効率設備の導入及び再生可能エネルギーの活用により年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなるZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の普及啓発を行います。

■中小企業への融資による支援

中小企業等が行う地球温暖化防止や自動車環境対策などの取組に対して、千葉県中小企業振興資金(環境保全資金)により、必要な資金を融資します。

■環境マネジメントシステムの普及促進

温室効果ガスの排出量削減など、環境に配慮した事業活動を推進する仕組みとなる環境マネジメントシステム(IS014001、エコアクション21等)の普及を図ります。

(3) 自動車利用における取組の促進

■次世代自動車等の普及促進

燃料電池自動車や電気自動車などの次世代自動車や低公害車・低燃費車等、環境に配慮した自動車の導入の促進を図るため、県民への普及啓発を実施します。

■エコドライブの推進

自動車運転時の環境負荷低減に効果があり、誰でも取り組むことができるエコドライブについて、啓発活動等を行い、普及を推進します。

(4) 県自らの率先行動の推進

■「千葉県庁エコオフィスプラン」の推進

県の事業活動に伴う温室効果ガス排出の削減を、全庁を挙げて積極的に進めるため、県の事務事業に関する計画である「千葉県庁エコオフィスプラン」を推進します。

■施設・設備の省エネルギー化の推進

施設の新設、改築の際に省エネルギー化を積極的に検討します。また、公用車への次世代自動車や低燃費車の導入を進めています。

【関連する個別計画】

○千葉県地球温暖化対策実行計画(2016年9月策定)

国において、2016年5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、国内で「温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比で26%削減する」ことを決定しました。こうした動きにあわせ、本県においても地域から地球温暖化対策を進めるため、2030年度を目標とした「千葉県地球温暖化対策実行計画」を地球温暖化対策推進法第21条の規定による「地方公共団体実行計画(区域施策編)」として策定し、温室効果ガス排出削減に向けた取組をより一層推進することとしています。

○千葉県庁エコオフィスプラン～千葉県地球温暖化防止対策実行計画事務事業編
 (第3次)～(2013年3月策定)

地球温暖化対策推進法第21条の規定により、県自らの事務・事業による温室効果ガスの排出削減等に向けた取組を計画的に実行するための計画です。二酸化炭素排出量を2020年度までに2010年度に比べて8%削減することを目標としています。

【計画の進捗を表す指標】

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
家庭の世帯当たりエネルギー消費量	37.0GJ/世帯※1 (2013年度)	25.9GJ/世帯※1 (2030年度)
事務所・店舗等の延床面積 1m ² 当たりエネルギー消費量	1.78GJ/m ² ※1 (2013年度)	1.07GJ/m ² ※1 (2030年度)
製造業の生産量当たりエネルギー消費量※2	5.36PJ/指数※1 (2013年度)	4.82PJ/指数※1 (2030年度)
自動車1台当たり燃料消費量 ※3	30.7GJ/台 (2013年度)	22.9 GJ/台 (2030年度)
貨物自動車の輸送トンキロ 当たり燃料消費量※4	5.63GJ/トンキロ (2013年度)	4.17GJ/トンキロ (2030年度)
日常生活における取組状況（アンケート調査※5により実施している人の割合）		
節電に努める	81.0% (2018年度)	94% (2028年度)
冷暖房の設定温度を控えめにする	81.8% (2018年度)	90% (2028年度)
省エネルギー性能の高い家電製品を選ぶ	68.1% (2018年度)	80% (2028年度)
レジ袋（ポリ袋やビニール袋）をもらわない	69.5% (2018年度)	80% (2028年度)
車の運転時は、急発進・急加速をしない	68.3% (2018年度)	80% (2028年度)
ISO14001またはエコアクション21の認証取得事業件数	620件 (2017年度)	650件 (2028年度)

- 1 2016年12月以降、「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁作成）等について推計方法の変更などがあったため、千葉県地球温暖化対策実行計画策定期（2016年9月）の数値を再計算しています。
- 2 産業部門のエネルギー消費量を鉱工業生産指数（2013年度を100）で除したものです。低炭素社会実行計画参加企業を除いています。
- 3 運輸部門のうち旅客自動車の燃料消費量を旅客自動車保有台数で除したものです。
- 4 運輸部門のうち貨物自動車の燃料消費量を貨物自動車輸送トンキロで除したものです。
- 5 県政に関する世論調査です。

3 温暖化対策に資する都市・地域づくり等の促進

【現況と課題】

人口減少への対応という観点から、都市機能を集約立地させて持続可能な社会を構築していくことが必要とされており、住宅や商業施設を誘導して集約化したり、集約化する地域以外の立地を抑制する取組が求められています。

都市・地域の構造や交通システムは、建築物の床面積や交通量の増減等を通じて、中長期的に二酸化炭素排出量に影響を与え続けます。このため、コンパクトなまちづくりや交通環境の整備・改善は、低炭素化に資するものであり、温暖化対策の面からも、これらの取組を促進することが求められます。また、建築物・インフラの低炭素化も併せて進めが必要です。

さらに、森林及び都市やその周辺の緑地等は、県民の日常生活に身近な二酸化炭素の吸収源であるとともに、蒸散作用により気温の上昇を抑える効果があり、ヒートアイランド現象の緩和にも有効となるため、森林・緑地等を整備・保全していくことが必要です。

また、森林などの緑（グリーン）による二酸化炭素の吸収に対し、海洋の生物による二酸化炭素の吸収は「ブルーカーボン」と言われています。アマモ場に堆積したブルーカーボンは数千年後も堆積物として残存することが知られており、森林と同様に、藻場や干潟などの沿岸域の環境を保全・再生することは温暖化対策に有効な取組です。

温暖化対策を進める上で、市町村は、県民生活と密接な立場にあり、当該地域の自然的・社会的特性を把握しています。また、基礎自治体として、まちづくりの方向性を決める役割も担っており、その役割は重要です。

また、二酸化炭素以外の温室効果ガスとしてフロン類等があります。フロン類は、オゾン層破壊物質である「特定フロン」とオゾン層破壊物質ではない「代替フロン」に分類されます。特定フロンは地球のオゾン層の保護のため生産が規制され、代わりに代替フロンが用いられるようになりましたが、温室効果は代替フロンも大きいことから、温室効果の高いフロン類の適正な管理など、温暖化対策に資する取組を進めていく必要があります。

【目指す環境の姿】

コンパクトなまちづくりが実現するとともに、二酸化炭素の吸収源となる森林や緑地等の整備が進み、持続可能な低炭素社会が構築されています。

【主な取組】

(1) 温暖化対策に資するまちづくり・交通施策の推進

■コンパクトなまちづくりの促進

住宅及び医療施設、福祉施設、商業施設その他の居住に関連する施設の立地の適正化に関する計画の作成を市町村に促し、低炭素な集約型都市づくりを促進します。

■交通環境の整備・改善

道路整備等による交通流の円滑化や交通渋滞の緩和を図るとともに、高速道路ネットワークの効率的な活用と機能強化に努めます。

また、信号機の省エネルギー化を進めるとともに、公共交通機関の利用を促進するため、鉄道駅のバリアフリー化やノンステップバスの導入等を進めます。

(2) 二酸化炭素の吸収源対策

■森林の整備・保全対策の推進

森林経営計画の作成支援や、路網整備・高性能林業機械の導入による作業の集約化・低コスト化の促進により、計画的・効率的な森林整備を推進するとともに、企業や市民活動団体による森林の整備・保全活動を促進します。特に、県営林においては、県内の森林の模範として積極的な森林整備に取り組みます。また、新たに成立した森林経営管理法により、市町村は森林の経営管理の円滑化に努めるものとされたことから、県は市町村による森林経営管理を支援し、森林整備の促進を図ります。

■海の吸収源対策の推進

海洋における生物による二酸化炭素の吸収は「ブルーカーボン」と言われており、沿岸域などで海中の生物を増加させることは、二酸化炭素の海中や海底への固定にもつながっていくことから、東京湾の高水温化など漁場環境の変化に対応したノリ養殖業の振興や藻場・干潟の保全・再生の取組の支援などを行います。

■県産木材の利用促進

住宅への県産木材の使用を促進するなど、県産木材資源の活用を促進することで森林の保全を進めていきます。

■都市等の緑化推進

市町村と連携を図りながら、都市公園の整備等、都市の緑の保全・創出を進めます。また、事業者等に対して一定規模の緑化を求める協定を締結することなどにより、緑化を推進します。

(3) 地域における排出削減に向けた取組支援

■千葉県地球温暖化防止活動推進センターとの連携

県は、千葉県地球温暖化防止活動推進員を支援するための技能向上研修の実施や講師派遣制度の運用など、温暖化対策に関する普及啓発、広報活動、情報提供を行っている千葉県地球温暖化防止活動推進センターと連携を図りながら普及啓発活動を行います。

■市町村の取組支援

地球温暖化対策推進法に基づく市町村の実行計画等の策定や取組の推進の

ため、市町村に対して人材育成、技術的助言、情報提供などの支援を行います。

また、温暖化対策の優良事例の紹介などの情報提供を通じて公共施設への再生可能エネルギー導入を促進するとともに、地域の特性に応じた再生可能エネルギーの活用による地域振興策を支援します。

(4) フロン類対策の推進

■フロン類の適正な回収

業務用冷凍空調機器、カーエアコンなどに充填されたフロン類を適切に回収するため、フロン排出抑制法及び自動車リサイクル法に基づき、フロン類充填回収業者等の登録を促進します。

■事業者への指導

フロン排出抑制法及び自動車リサイクル法に基づき、業務用冷凍空調機器の管理者、フロン類充填回収業者等に対する立入検査を推進し、空調機器の適正な管理、フロン類の適正な回収等を指導します。

■啓発の実施

オゾン層保護対策推進月間（9月）に合わせて市町村にポスター、チラシを配付するほか、県ホームページで情報提供を行うなど、県民・事業者に対しフロン類の適正な回収、オゾン層保護の重要性について啓発を行います。

【関連する個別計画】

○特定間伐等の実施の促進に関する基本方針

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の規定により、千葉県内の森林の間伐又は造林で2020年度までの間に行われるものであって、種穂の採取の用に供する樹木の増殖以外のものの実施の促進に関する基本的な方針として、2013年9月に定めたものです。

○千葉県里山基本計画

本県では、里山の持つ多面的機能が持続的に發揮されるよう、千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例を制定し、県民参加による里山活動を促進する施策を展開してきました。第4次千葉県里山基本計画は、2018年度から2021年度までの4か年を計画期間として、これから里山活動の基本的な方針を定めたものです。

【計画の進捗を表す指標】

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
森林吸収源対策としての間伐 実施面積※ ₁	573ha/年 (2016 年度)	900ha/年 (2021 年度) ※ ₂
都市公園箇所数	6,974 箇所 (2016 年度)	7,040 箇所 (2025 年度)

- 1 森林整備事業（補助事業）や県有林事業、その他森林所有者の自主的な取組等を含めた1年間の間伐実施面積です。
- 2 2017年に策定した「千葉県農林水産業振興計画」における目標値で、新たな目標値が設定された場合は変更します。

4 気候変動への適応

【現況と課題】

気候変動に関する政府間パネル（I P C C）の第5次評価報告書によると、今後、できる限りの対策を講じ、温室効果ガスの排出量を抑制したとしても、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予測されています。温室効果ガスの排出の抑制等を進めることも重要ですが、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対する適応も同時に進めていく必要があります。

こうした状況の中、気候変動への適応を推進するため、気候変動適応に関する計画の策定や気候変動影響等に関する情報提供等の措置を講ずることを内容とする気候変動適応法が2018年12月に施行されたところです。

県では、2016年9月に策定した「千葉県地球温暖化対策実行計画」において、今後、県の適応策について計画的に取り組んでいくとしました。2018年3月には、同計画に基づき、千葉県における①農業・林業・水産業、②水資源・水循環、③自然生態系、④自然災害・沿岸域、⑤健康、⑥産業・経済活動、⑦県民生活・都市生活の各分野の気候変動の影響を整理した上で、関係する県の施策を抽出し、各施策における現時点の取組方針を整理した「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」を策定しました。

適応を進めていくには、あらかじめ気候変動とその影響の現状や将来のリスクを把握し、長期的な視点に立ち、社会、経済、環境システムの脆弱性を低減して、強靭性を確保していくことが重要です。気候変動による影響には不確実性があることを前提に、最新の情報を収集し、知見を蓄積しつつ、順応的な管理により柔軟に施策を見直していく必要があります。

また、適応は、行政だけでなく、県民や事業者も取り組む必要があります。県民は、地域で想定される気候変動の影響を前もって知り、備えることで、日々の生活を安全・快適に維持できます。事業者は、自社の事業活動を安定して維持でき、ビジネスチャンスにつなげられる可能性もあります。

【目指す環境の姿】

県が取り組んでいる各分野の施策において、気候変動影響への適応が組み込まれ、県民や事業者の取組も含め、効果的な適応が進められています。

【主な取組】

（1）気候変動による影響への計画的な適応

■各分野における適応策の組み込み

各分野における県の施策で気候変動による影響に備えることができるよう、「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」により、気候変動影響への適応の考え方を各施策に組み込み、適応策の推進に取り組みます。

<主な分野における適応の取組方針>

① 農業・林業・水産業

主な将来の影響として、米の品質低下などの水稻の生育への影響、病害虫による被害拡大、スギ人工林の脆弱性の増加、高水温化によるノリの価格が高い時期の生産量の減少などが懸念されており、これに対し、高温による生育障害等を軽減するための技術の開発・普及、病害虫の発生予察、間伐等の推進、ノリの高水温耐性品種の普及・開発等に取り組みます。

② 自然災害・沿岸域

主な将来の影響として、大雨事象の発生頻度（水害の発生リスク）の増加、高波・高潮のリスク増大及び砂浜の減少などの海岸侵食が予測されていますが、最新の科学的知見や国の動向を踏まえながら、当面は、社会资本総合整備計画に基づくハード対策の推進に取り組み、雨量情報等の継続的な把握に努めるとともに、必要に応じ、気候変動の影響も検討していきます。また、ソフト対策として、防災対策を推進していきます。

③ 健康

主な将来の影響として、熱ストレスによる死亡リスクの増加、熱中症患者の搬送者数の増加懸念などの影響が予測されており、熱中症対策について、救急、教育、健康福祉、仕事場・日常生活等の各場面において、予防・対処法の普及啓発、発生状況等に係る情報提供を行います。特に、熱中症に注意が必要な高齢者や子ども、暑さに慣れていない外国人への熱中症予防の普及啓発等の推進に取り組みます。

■気候変動の影響に係る情報の収集・共有等

気候変動による影響の予測には不確実性があることや気候変動影響に関する地域の情報が多くないことを踏まえ、これらの情報を継続して把握するとともに、最新の科学的知見を収集し、庁内での情報共有を図ります。

また、気候変動影響に関して蓄積された地域の情報や最新の科学的知見等を踏まえながら、各分野の施策を柔軟に見直していきます。

(2) 地域における適応策の促進

■県民・事業者への適切な情報提供

県は、県民や事業者がそれぞれ適応を進めることができるよう、気候変動及び適応に関する適切な情報提供を行い、気候変動への適応の重要性に対する関心・理解を深めます。

■市町村の取組の支援

気候変動適応法に基づく市町村の計画の策定や取組の推進を図るため、市町村に対して技術的助言、情報提供などの支援を行います。

【関連する個別計画】

○千葉県地球温暖化対策実行計画（2016年9月策定）

本県において、地域から地球温暖化対策を進めるため、2030年度を目標とした「千葉県地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガス排出削減に向けた取組をより一層推進することとしています。また、同計画において、県の適応策についても計画的に取り組みます。

○千葉県の気候変動影響と適応の取組方針（2018年3月策定）

千葉県地球温暖化対策実行計画に基づき適応を進めるため策定した方針で、21世紀末頃までの長期的な影響を意識しつつ、2030年度程度までの県施策の取組方針を示しています。なお、2019年2月に気候変動適応法第12条の規定による「地域気候変動適応計画」として位置付けています。

【計画の進捗を表す指標】

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
気候変動による影響への適応について知っている人の割合 (県政に関する世論調査)	〔参考〕国による調査 47.5% (2016年度)	100% (2028年度)
気候変動への適応に関する計画の策定市町村数	0市町村 (2018年度)	増加を目指します (2028年度)

第2節 循環型社会の構築

1 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

【現況と課題】

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成することを目指した循環型社会形成推進基本法が2000年に制定され、本県においても、県民や事業者、行政により廃棄物の排出抑制やリサイクル等の取組を進めてきたところです。

また、国は2018年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画を策定し、循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等に引き続き取り組むとともに、環境、経済、社会的側面を統合的に向上させていくことが必要としており、今後、3Rの推進など国内外における循環型社会の形成を推進する総合的な施策を実行していくこととしています。

こうした状況の中、本県の廃棄物の現況を2016年度の統計数値でみると、一般廃棄物のごみの総排出量は209万tとなっています。一人一日当たりの排出量は933gで、全国平均の942gとほぼ同様の水準となっており、2006年度以降は減少傾向で推移していますが、2010年度以降は減少幅が縮小傾向にあります。また、リサイクル率は22.7%であり、全国平均の20.4%と比較すると高い水準ですが、近年横ばいで推移している状況です。

一方、産業廃棄物の排出量は、1,970万tであり、減量化や再生利用を除いた最終処分量は28万tとなっています。2012年度以降、排出量は減少傾向にありますが、高度経済成長期に集中的に整備された公共インフラ等の老朽化が進んでいることから、今後、施設更新による産業廃棄物等の排出量の増加が懸念されます。

こうした中、最終処分場用地の確保は依然として困難な状況にあり、最終処分場の残余容量が不足することが懸念されるため、廃棄物の減量化や再資源化を進め、最終処分量を減らす必要があります。さらに、近年では海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への悪影響も懸念されており、国際的にも関心が高まっていることから、プラスチックごみの発生抑制に取り組む必要があります。

こうしたことから、今後も、県民・事業者・行政などの各主体が3R、特に環境への負荷を低減する効果の高い2R（リデュース、リユース）を重点的に推進することにより、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環に取り組み、循環型社会を構築していく必要があります。

【目指す環境の姿】

全ての県民や事業者が、廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用のための具体的行動に取り組んでいます。

【主な取組】

(1) 資源循環を推進するライフスタイルの普及

■ 3 R推進の普及啓発

3 Rに対する県民の意識を高めるため、「3 R推進月間」である10月を中心市町村と協力して啓発活動を実施するとともに、普及促進に係るイベントを開催し、広く県民に呼びかけていきます。また、普及啓発に当たっては、特に環境への負荷を低減する効果の高い2 Rを重点的に推進します。

■ ちばエコスタイルの推進

「ちばエコスタイル」は、2 Rを重点的に推進し、これまでの大量消費型から循環型へ、ライフスタイルの転換を目指す取組です。

「ちばエコスタイル」の実施によって、食べられるにもかかわらず捨てられている食品廃棄物の削減や、レジ袋や紙コップなどの使い捨て容器包装の減量化を促進します。

■ 各種リサイクル法等の普及啓発

容器包装や家電のリサイクルについて、消費者に対する普及啓発を行い、県民自らが資源循環を推進する意識の醸成を図ります。

■ プラスチックごみの削減

プラスチックによる海洋汚染を低減するため、国の動向を踏まえながら、本県においても、使い捨てプラスチック容器の使用削減やポイ捨てを防止するための普及啓発や海岸等の清掃活動の活性化等に取り組みます。

■ 環境学習による取組

資源循環を含めた多様な環境学習の機会の提供、環境学習の場の活用、指導者の育成に取り組むなど、環境学習を通じて資源循環の普及促進を図ります。

(2) 資源循環の推進に向けた基盤づくり

■ 一般廃棄物の減量化・資源化促進

一般廃棄物の減量化・資源化を促進するための具体的な施策や、先進的な自治体の取組について、一般廃棄物処理の事務を担う市町村に対し情報提供を行うことにより、減量化・資源化を促進します。

■ 事業系一般廃棄物の削減促進

ごみの約3割を占める事業系一般廃棄物について、排出実態等の調査を進めるとともに、市町村に対し先進事例などの情報提供を行うことにより、市町村と連携を図りながら、排出抑制や資源化を促進します。

■ 溶融スラグ等再生品の利用促進

ごみの再資源化や最終処分量の削減に有効である溶融スラグ等再生資材について、公共工事等による積極的な利用を図ります。

■リサイクルの推進

廃棄物を多量に排出する事業者に対して、発生抑制や再資源化に努めるよう指導を徹底するとともに、廃棄物処理業者等に対して、リサイクルに関する先進的な技術の普及促進に取り組みます。

また、事業者に建設リサイクル法や自動車リサイクル法等に基づく指導を徹底し、リサイクルの推進を図ります。

さらに、リサイクル製品の認定制度の導入などにより、リサイクル製品の利用促進を図ります。

■バイオマス利活用の拡大

県内に豊富に存在している家畜排せつ物、食品廃棄物、林地残材等の様々なバイオマスを有効活用するため、「千葉県バイオマス活用推進計画」に基づき、活用に必要な基盤の整備や原料利用の拡大（入口対策）、製品の利用促進（出口対策）、活用に係る調査研究及び普及、活用推進計画の推進体制の整備を柱に、食品廃棄物の飼料化の推進や、木質バイオマスの利用拡大の推進などを図ります。

■循環産業の振興方策の検討

関連団体と連携し、排出事業者と先進的なリサイクル技術を有する処理業者とのマッチングセミナーを実施するほか、循環産業の振興方策について検討します。

■資源循環に取り組む事業者の表彰

資源循環に取り組む事業者が正当に評価されるよう、表彰などを通じて県民にその取組を公表することにより、事業者の取組に対する意識を高めています。

【関連する個別計画】

○千葉県廃棄物処理計画（2016年3月策定）

廃棄物処理法に基づき、廃棄物の減量化や適正処理に関する基本的な事項などを定める計画です。

【計画の進捗を表す指標】

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
一般廃棄物の排出量	209 万 t (2016 年度)	181 万 t 以下 (2028 年度)
一人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	517 g (2016 年度)	440 g 以下 (2028 年度)
一般廃棄物の再生利用率	22.7% (2016 年度)	30%以上 (2028 年度)
一般廃棄物の最終処分量	15.4 万 t (2016 年度)	12 万 t 以下 (2028 年度)
産業廃棄物の排出量	1,970 万 t (2016 年度)	2,072 万 t 以下 (2028 年度)
産業廃棄物の再生利用率	51.9% (2016 年度)	61%以上 (2028 年度)
産業廃棄物の最終処分量	27.6 万 t (2016 年度)	29 万 t 以下 (2028 年度)
バイオマス資源の利用率	71% (2016 年度)	80%以上 (2028 年度)

2 廃棄物等の適正処理の推進と不法投棄の防止

【現況と課題】

循環型社会を構築するためには、3Rの推進が重要であることはもちろんのことですが、廃棄物の発生抑制や再資源化等に努めてもなお発生する廃棄物については、適正に処理する必要があります。

本県では、1999年度の産業廃棄物不法投棄の発生量は約18万tでした。このため、24時間・365日での監視指導体制の整備（1999年4月）、警察における環境犯罪課の設置（2002年4月）、県独自の「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」の制定等による規制の強化（2002年3月）などを実施した結果、2016年度の不法投棄量は約8,700tでピーク時（1999年度）の約20分の1と大幅に減少しました。

しかしながら、依然として、建設廃材をはじめとした産業廃棄物のゲリラ的な投棄があり、不要となった家電製品も多く捨てられています。

このように、小規模な不法投棄が依然として後を絶たないため、県民一人ひとりが廃棄物処理のルールをより一層遵守するとともに、引き続き県民及び市民活動団体、市町村と連携して、不法投棄の監視指導を強化していく必要があります。

また、廃棄物の不法投棄を未然に防止するためには、監視指導の強化だけでなく、適正処理を推進することも重要です。

そのためには、一般廃棄物に関しては市町村が、産業廃棄物に関しては排出事業者と処理業者が廃棄物の処理を適正に行うよう徹底を図る必要があります。廃棄物を処理するために必要な施設を確保するとともに、市町村等においては老朽化している処理施設の適切な更新や、広域処理体制の構築に向けた検討が課題となっています。

また、昨今、有害物質を含む使用済電気電子機器がその他の金属スクラップと混合されたもの（いわゆる雑品スクラップ）の保管場等において、環境保全措置が十分に講じられないまま保管又は処分が行われたことにより、火災が発生するなど生活環境上の支障が生じており、廃棄物の適正処理の推進とあわせ、こうした有害使用済機器の適正な管理が求められています。

加えて、自動車リサイクル法など各種法令に違反した行為が行われている、いわゆる「不法ヤード」を解消し、県民の安全・安心な生活の確保を図る必要があります。

【目指す環境の姿】

廃棄物が適正に処理され、廃棄物の不法投棄が根絶されています。

【主な取組】

（1）廃棄物等の適正処理の確保

■適正処理に向けた体制づくり

市町村が一般廃棄物の適正処理の推進を図る上で、地域の実情等を踏まえながら必要となる施設整備を行う際に、技術的助言や広域処理体制の構築に向けた調整を行います。

また、産業廃棄物の排出事業者に対して排出事業者責任に係る指導を行い、適正処理を推進するとともに、産業廃棄物の処理業者に処理基準の遵守を指導し、優良な処理業者の育成に努めます。

■適正処理のための仕組みづくり

不法投棄を防止し適正処理を推進するため、電子マニフェスト制度の普及促進に努めます。

建設廃棄物については、建設リサイクル法及び廃棄物処理法による情報を共有化し、発生から最終処分までの流れを一元管理することで、適正処理を推進します。

■廃棄物処理施設の整備

市町村において、低炭素社会の形成に配慮した計画的な施設整備が進められるよう、循環型社会形成推進交付金制度等の必要な情報の提供や助言を行います。

また、廃棄物の処理施設や最終処分場の設置に当たっては、地域住民等の十分な理解の下、周辺の環境保全に十分配慮し、施設の安全性・信頼性を確保するため、市町村に対して技術的な援助を行うとともに、事業者に必要な指導を行います。

■流入入する産業廃棄物対策

県内に流入する産業廃棄物について、最終処分場の残余容量を踏まえて流入抑制を図ります。また、県外に流出する産業廃棄物の実態を把握し、適正処理を推進します。

■適正処理困難物の処理対策

県内のポリ塩化ビフェニル廃棄物については、改訂した「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」により、それぞれの処理期限までに適正かつ安全に処理されるよう事業者を指導します。

アスベスト廃棄物については、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等を所掌する関係機関と連携し、適正かつ安全に処理されるよう事業者を指導します。

■有害使用済機器の適正処理

有害使用済機器の保管又は処分を業として行う事業者等に対し、廃棄物処理法に基づいた届出書の提出及び適正な保管及び処分を実施するよう指導します。

(2) 不法投棄の根絶

■廃棄物の不法投棄対策

排出事業者を対象とした立入検査を実施し、事業者の適正処理の指導に努めます。

また、残存している過去の不法投棄箇所については、引き続き、行為者などに対して廃棄物の撤去指導を行うとともに、住民の生活環境への支障が懸念される大規模な不法投棄箇所については、定期的に水質等の調査を行います。

さらに、24時間・365日体制の監視体制を基本として、市町村、県民、市民活動団体及び事業者等と連携した不法投棄に対する監視体制のネットワーク化を図り、きめ細やかな監視を行います。

■廃棄物等の適正処理に関する情報の発信

事業者団体等と連携した講習会や広報を通じ、法改正等の周知を行うなど適正処理に係る意識啓発に努めます。

(3) ヤードの適正化

■エンジン等の適正保管

自動車リサイクル法など各種法令に違反した行為が行われている、いわゆる不法ヤードの解消を図るために、警察等関係機関と連携してヤードへの立入りを実施します。

また、これまでに把握したヤードの実態を踏まえ、油等の地下浸透防止など条例に基づく義務履行の徹底を図ります。

【関連する個別計画】

○千葉県廃棄物処理計画（2016年3月策定）

廃棄物処理法に基づき、廃棄物の減量化や適正処理に関する基本的な事項などを定める計画です。

○千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（2017年3月改訂）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、千葉県内のポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を推進する計画です。

【計画の進捗を表す指標】

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
新たな不法投棄量 (投棄量10t以上の不法投棄箇所における投棄量の総量)	8,731t (2016年度)	新たな不法投棄量ゼロを目指します (早期実現)

3 残土の適正管理

【現況と課題】

県では、残土の埋立て等による土壤の汚染や土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため、「千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（残土条例）を1998年1月に施行し、また、その後の情勢から、埋立事業の規制及び土地所有者の義務の強化等について条例改正を行い、2003年10月から施行したところです。

建設現場で発生した残土そのものは、適正に処理されれば、有害なものではありませんが、地域住民の間には有害物質の混入等に対する不安が根強いことも事実です。

そのため、残土による埋立て事業においては、汚染物質の混入や不適正な構造による埋立てを防止して安全な処理を実施していくため、市町村等関係機関との連携により、更なる監視と事業者への指導、悪質な事業者への行政処分の徹底等を図ることが必要です。

また、埋立量そのものを減少させるため、建設残土の再利用が進められていますが、より広域的に需給を調整していくことが求められており、県境を越えた一層の取組が必要です。

【目指す環境の姿】

安全性を損なう残土による埋立ては行われていません。また、建設発生土の有効活用が、更に進められています。

【主な取組】

（1）悪質な事業者に対する監視指導の強化と残土条例の厳格な執行

■監視指導の強化と条例の厳格な執行

県内全体において強固な監視活動を行い、埋立て許可後の定期検査指導等を徹底し、指導に従わない事業者に対しては条例による行政処分のほか、特に悪質な事業者に対しては告発を行います。

（2）特定事業場の情報公開

■特定事業場の情報公開

県が許可した特定事業場に関する許可事業者名や事業場所在地、許可期間等の情報をホームページで公表します。

（3）市町村、関係機関と連携した、埋立ての適正化の推進

■市町村、関係機関との連携

残土条例、森林法、農地法、砂利採取法など関係する法令の所管部局の連絡調整や市町村と緊密な情報交換を行うため、担当連絡会議等を開催するとともに、関係法令所管部局合同のパトロールを行います。

(4) 建設発生土の有効利用等による不適正な建設発生土搬入の抑制

■発生の抑制及び再利用の促進

産業界と国・県・市町村の連携により、計画的に建設発生土の発生抑制・再利用を促進し、処分を目的とした埋立てを抑制します。特に、公共工事に伴い発生する建設発生土については、「千葉県建設リサイクル推進計画」に基づき、国・都道府県・市町村が建設発生土に関する情報を共有する建設発生土情報交換システムを活用し、工事間利用調整を図り、発生の抑制及び再利用を促進します。

【計画の進捗を表す指標】

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
無許可埋立面積	8,953 m ² (2017 年度)	無くします (早期実現)

4 再生土への対策の推進

【現況と課題】

近年、県内では、建設汚泥などの産業廃棄物を中間処理し、土地造成のための資材とした再生土による埋立てが増加しています。こうした再生土は、廃棄物にも土砂にも当たらないため、廃棄物処理法や県残土条例の適用を受けませんが、盛土の崩落や、周辺の農作物等に影響を与えた事例も生じています。

このような状況をうけ、災害の発生防止及び県民の生活環境の保全のため、2016年9月に「再生土等の埋立て等に係る行政指導指針」を策定し、再生土の埋立て等を行う者に対して、埋立てを行う前に計画書を提出することや、構造基準の順守などについて指導してきましたが、強制力のない行政指導であり、事業者から協力を得られないこともあることから、市町村や県民からは、より実効性を持った条例による規制を求める声がありました。

こうした背景の下、県民の生活の安全の確保を図るとともに、地域の生活環境の保全に資するため、2018年10月に「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例」を制定し、2019年4月1日から施行することとしました。

今後、再生土の埋立て等の適正化を図るため条例の厳格な運用を行うとともに、再生土と称した産業廃棄物や土砂等の不適正な埋立てに対して、廃棄物処理法や県残土条例に基づき引き続き適正に対処していく必要があります。

また、市町村や埋立てに関して関係法令を所管する機関と一層の連携を図る必要があります。

【目指す環境の姿】

県民の生活の安全と周辺の生活環境の保全に配慮された再生土の埋立て等が確保され、再生土の適正な利用が図られています。

【主な取組】

(1) 再生土条例の厳格な執行と監視指導の実施

■再生土条例と関係法令による厳格な対処

定期検査や立入検査において基準の遵守を指導し、崩落等の防止基準や環境影響の防止基準に反した埋立て等が行われた場合は、条例に基づき措置命令等の行政処分を行うほか、無届や行政処分に従わない事業者に対しては罰則の適用を視野に対応します。

また、立入検査等で産業廃棄物や土砂等の不適正な埋立て等のおそれが認められた場合には、廃棄物処理法又は県残土条例に基づき厳格に対処します。

(2) 市町村、関係機関と連携した対応

■市町村、関係機関との情報共有

森林法、農地法、建設業法など関係する法令の所管部局の連絡調整や、市町村と緊密に連携して対応するため、関係機関による連絡会議等を開催する

など、情報共有を行います。

【計画の進捗を表す指標】

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
無届埋立て件数	一 (2019年度) ※2020年6月頃判明	0件 (毎年度)

第3節 豊かな自然環境の保全と自然との共生

1 生物多様性の保全に向けた総合的施策の展開

【現況と課題】

千葉県の豊かな生物多様性は、暖温帯の温暖で湿潤な気候の下で人々の営みから生まれ出された独特な生態系を有しており、古来より人と自然との共生によって保たれてきました。

またそれと同時に、この豊かな自然環境は、私たちに地域の文化をはじめとする様々な恩恵をもたらしました。

県民がその豊かさを実感しながら未来に引き継いでいくためには、地域の特性に応じた自然環境の保全や希少野生生物の保護、人の暮らしや生態系に被害を及ぼす野生生物の適正管理、さらに教育・啓発についても、様々な主体と連携しながら、総合的な取組を進める必要があります。

【目指す環境の姿】

生物多様性の恵みが持続的に受けられるよう、多様な主体の連携の下で、地域の特性を踏まえた保全対策が進められています。

【主な取組】

(1) 多様な主体による生物多様性の保全

■多様な主体への連携の促進

千葉県生物多様性センターにおいて、県民、市民活動団体、事業者、教育機関、市町村等の多様な主体の連携・協働の中核となって、生物多様性に関する情報を一括管理し、広く情報提供するとともに、生物多様性の保全・再生に関わる調査研究・技術開発、教育普及・現場における調査指導等を行います。

■市町村による地域戦略策定への支援

生物多様性の保全に当たっては、社会全体で多様な主体による取組が必要であり、市町村が地域の特性を踏まえて生物多様性地域戦略を策定することが重要です。このため、策定のノウハウなどの情報提供、人的支援等、その活動を促進します。

■生物多様性に関する普及啓発

生物多様性の保全が重要であるにもかかわらず、社会的認知度が低いことから、生物多様性に関するシンポジウムの開催や「生物多様性ちばニュースレター」の配付等の広報活動により、普及啓発に努めます。

(2) 千葉県固有の生物多様性の保全

■自然環境の保全

原生的な優れた自然環境が残る自然公園等、人と自然の共生の中で育まれてきた里山・里海、人工的な都市環境の中にある緑地や水辺のそれぞれの地域の特性に応じて、生物多様性保全の取組を進めるとともに、それらを相互につなげるネットワークづくりを図ります。

<第4章第3節2、3 参照>

■野生生物の保護と適正管理

希少な野生生物の保護対策、特定外来生物等への対策、有害鳥獣対策を推進し、生物多様性を保全します。

<第4章第4節1～3 参照>

【関連する個別計画】

○生物多様性ちば県戦略（2008年3月策定）

生物多様性の保全・再生とその持続的利用について、総合的実践的対策を推進するために策定したもので、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略に位置付けられます。「生命（いのち）のにぎわいとつながりを子どもたちの未来へ」という理念の下に、50年後の目標達成を目指し、多様な主体による取組の基本的な方向と県の取組を示しています。

【計画の進捗を表す指標】

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
市町村における生物多様性地域戦略の策定	7市町村 (2017年度)	全市町村で策定 (2028年度)

2 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用

【現況と課題】

自然の風景地の保護ばかりではなく、そこに生息する野生生物の保護やそれらの生息環境の保全など、生物多様性の保全の観点から、自然公園等は重要な位置を占めています。

本県には、優れた自然の風景地の保護とその利用の増進を目的とした自然公園として、2つの国定公園（水郷筑波、南房総）と8つの県立自然公園があり、その総面積は28,537ha（2017年度）と県土の約5.5%を占めています。

また、千葉県自然環境保全条例に基づき、優れた天然林や希少な野生生物が生息・生育している区域、地域住民に親しまれてきた良好な自然環境などを自然環境保全地域等として、28箇所、1,956ha（2017年度）を指定しています。

今後も、自然公園、自然環境保全地域等をはじめとした、本県固有の優れた自然景観や貴重な動植物に人々がふれあい、その価値の認識と保全の重要性への理解を深め、適切な管理や利用を進めていくことが重要です。

【目指す環境の姿】

自然公園等の優れた自然環境を開発規制等により適切に保全しながら、人と自然のふれあいの場として利用しやすい施設などの環境整備が進められています。

【主な取組】

（1）自然公園等による優れた自然環境の保全

■自然公園による広域的な優れた自然環境の保全

自然公園の優れた自然環境の適切な保全を推進するため、自然公園法などの開発規制の内容について周知、指導などを徹底するとともに、各自然公園の自然環境や社会状況等の変化を踏まえ、自然公園の指定状況や公園計画の見直しを検討します。また、国や関係市町村、地域の団体などと連携し、各公園の特性に応じた維持管理を行います。

■自然環境保全地域等の保全

優れた天然林を有する森林や地形地質が特異である地域等を自然環境保全地域等に指定し、開発等の行為を規制するなど、保全に努めます。

また、新たな保全地域の指定に向けた調査や既指定地域の現況を確認するための調査を実施します。

（2）自然公園等を活用した自然とのふれあいの推進

■自然公園等の利用促進

自然公園指導員や自然保護指導員などと協力し、公園利用者のマナー向上に努めるとともに、公園利用者が自然の中でより快適に過ごせるよう公衆ト

イレ、案内板などの自然公園施設や自然歩道の整備、改修を計画的に進めます。

自然公園などの施設整備に当たっては、自然素材の活用により自然への負荷の軽減を図ります。

また、県内外の多くの人が、豊かな自然に親しみ、自然への理解を深められるよう、自然公園等の利用を促進します。

【計画の進捗を表す指標】

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
自然公園面積	10 地域 28,537ha (2017 年度)	維持します (2028 年度)
自然環境保全地域の面積	28 地域 1,956ha (2017 年度)	維持します (2028 年度)
自然公園ビジターセンター等利用者数	59 万人 (2017 年度)	維持します (2028 年度)

3 地域の特性に応じた環境の保全

【現況と課題】

本県の自然環境は、三方を海で囲まれ、高い山こそないものの、多様な地形・海流・気候が複雑に絡み合い、多様性に富んでいます。森林や農地は、県土面積約515,764haに対して、森林面積157,550ha、農地面積146,441ha（2015年度）となつており、洪水や土砂崩れを防ぐほか生物多様性を保全するなど、私たちの生活に様々な恵みをもたらしています。また、湖沼、河川は内陸地における貴重な水辺空間を形成し、さらに、沿岸域は豊かな漁場として重要であるほか、海水浴などのレクリエーションの場としても利用されています。こうした自然環境は、里山・里海として人々の暮らしを支え、地域の文化を育んできました。

一方で、高度経済成長期以降の都市化・工業化の進行により、都市地域では身近な緑地や水辺空間が限られる状況になっていますが、こうした都市空間においても、公園や道路並木、斜面林など貴重な緑の空間が確保されており、人々の暮らしに潤いを与えています。

このように地形や土地利用によって地域ごとの自然環境は多様であり、人々の生産活動の基盤や生活空間として、それぞれの特性に応じて、引き続き守り育っていくことが重要です。

【目指す環境の姿】

地域住民や農林水産業者、市民活動団体、企業など様々な主体が自発的に関わることにより、森林、農地、湖沼・沿岸域、都市環境の形成と保全が良好に図られ、多くの人々がこれらを積極的に活用し、親しむことにより、心豊かな暮らしを実現しています。

【主な取組】

（1）森林の保全

■適切な森林管理・整備の推進

森林組合等の林業事業体による計画的な間伐の実施や、里山条例に基づき、市民等が取り組む里山活動を支援するとともに、森林整備を担う人材の育成や森林經營管理法の適用等により市町村が取り組む森林整備を支援します。

■森林の持つ多面的機能の活用

「教育の森」や「県民の森」を活用し、環境学習、林業体験などの機会を県民に提供し、森林の持つ多面的な機能の利用を促進します。また、子どもたちが木材や木製品とのふれあいを通じて木材の良さや利用の意義を学ぶ「木育」を推進します。

■森林資源の利用

住宅や公共建築物等の木造化・木質化を促進し、県産木材の利用拡大を図ります。また、建築用材等としての利用が困難な低質材や林地残材等、未利用

の木質バイオマスのエネルギー利用の取組を促進します。

(2) 農地農村の保全と活用

■農地の保全と生産環境の維持

農地転用許可制度や農業振興地域制度の適正な運用を図り、農地の保全に努めるとともに、基盤整備を契機として、農業の担い手の育成や農地の利用集積を進め、耕作放棄地の解消・発生防止につなげます。

また、農業生産に影響を及ぼすスクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）等の外来生物の防除に努めます。

■「環境にやさしい農業」の推進

農業の生産性向上を図りつつ、環境への負荷を軽減するため、土着天敵の活用等農薬のみに頼らない防除技術の導入定着や家畜ふん堆肥の有効活用など化学合成農薬・化学肥料の低減に向けた取組を進めます。

また、環境保全や食品安全等の農業の持続可能性を確保するGAPの取組拡大を図るとともに、ちばエコ農業制度などにより農業者の取組を支援し、環境にやさしい農業を総合的に推進します。

■地域資源を活用した農山漁村の活性化

美しい景観や郷土料理など豊富な地域資源を有する農山漁村の魅力をPRするとともに、都市住民や国内外からの観光客等に、農林漁業体験を通じて地域住民と交流するグリーン・ブルーツーリズムを促進し、都市との交流による農山漁村の活性化を図ります。

■農村の多面的機能の維持・発揮

農業の持続的発展と農地・農村の持つ多面的機能の維持・発揮のため、農業用水路、ため池などの農業施設が有する生物多様性保全機能等に配慮した整備を推進するとともに、棚田や谷津田を保全・活用をすることを促進し、農業者等が行う農地・農業用施設の良好な保全と質的向上を図る活動を支援します。

(3) 湖沼の保全

■湖沼の保全

「湖沼水質保全計画」を着実に推進するとともに、「印旛沼流域水循環健全化計画」「手賀沼水循環回復行動計画」に基づき、県民、行政、企業、市民活動団体などの連携により、流域の健全な水循環の再生に取り組みます。親水性や生物多様性に配慮した整備を推進するとともに、その活用を促進します。

<第4章第5節2 良好的な水環境の保全 参照>

(4) 沿岸域の保全

■豊かな漁場の形成

本県沿岸の豊かな漁場は多様な生物を育み、貝類や海藻類の持つ水質浄化機能などを通じて沿岸域の環境を保全しています。この環境と不可分である沿岸域の漁業が安定して継続できるよう、魚礁の計画的設置による漁場の造成等と併せ、漁家経営の効率化や担い手の確保などによって支援します。

また、重要な水産対象種であり、水質浄化機能の高いアサリが、カイヤドリウミグモの寄生などの複合的な環境要因により減少しているため、漁業者とともにアサリ資源の増大を目指していきます。

■漁場環境の変化への的確な対応

水生生物の生息・生育の場である藻場の消失が近年確認されていることから、「千葉県農林水産業振興計画」に基づき、藻場消失の現状把握や原因推定を行い、漁業者等とともに藻場の再生に取組んでいきます。また、干潟を維持・再生するために漁業者や地域住民のグループの取り組む耕うんや客土など、水産の多面的機能を発揮させる活動を支援します。

■沿岸域の保全

全国有数の砂浜である九十九里浜を保全するため、養浜や松林の再生・保全を図るとともに、車両等の乗り入れ規制の周知徹底を図ります。

■都市と漁村の交流促進

ブルーツーリズム等による漁村の生活体験や潮干狩り、地引網、簎立などによる漁業体験を通じて、海の環境や漁業に対する理解・関心を高めます。

■生態系の保全

東京湾に残された貴重な干潟・浅海域が果たしている水質浄化、生物多様性保全機能を考慮し、三番瀬の再生やラムサール条約への登録促進等、生態系の保全に努めます。

(5) 都市における緑の空間、水辺空間の整備

①都市の緑の保全・創出

■都市公園の整備・再生

自然環境の保全に配慮して県立公園を整備・再生するとともに、市町村による都市公園の整備・再生等により公園の多機能化を促進します。

■「緑の基本計画」の策定支援

緑地の保全や緑化の推進を図るために、市町村が行う「緑の基本計画」の策定を支援します。

■特別緑地保全地区等の指定

市町村と連携しながら、特別緑地保全地区等を指定し、都市における貴重な緑の保全に努めます。

■多様な緑化技術の導入・普及等

屋上・壁面緑化にかかる多様な緑化技術の公共施設及びオフィス、住宅、集合住宅、大規模商業施設等における普及・促進や緑化協定制度による工場等における緑地整備などにより、都市部における緑地の確保に努めます。

■都市地域の農地の活用

生産緑地や市民農園などにより、都市部における農地の適正な保全と利用を図ります。

■市民緑地制度の推進

良好な都市環境の形成や緑化の推進を図るために、市町村と連携して市民緑地制度の導入を促進します。

■緑化意識の高揚

緑化意識の普及啓発を行うことにより、地域の緑化活動への積極的な参加を促します。

また、公園緑地を活用した観察会を開催するなど、自然と触れ合う機会の充実を図ります。

②水辺空間の形成

■潤いのある水辺空間の整備

河川の水質浄化を図るため、流入負荷の削減や自然浄化機能の回復を推進するとともに、多自然川づくりの実施により、河川が本来有している生物の生息・生育環境等の保全・創出を図ります。

■水辺空間の美化意識の啓発

県民の河川等の水辺空間に対する理解や関心を高めるために、啓発や美化活動を行うなど、河川愛護意識の醸成及び河川の美化の推進を図ります。

【関連する個別計画】

○ 千葉県農林水産業振興計画（2017年12月策定）

千葉県総合計画「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」を実現するための具体的な取組を示した計画で、力強い農林水産業の実現と農山漁村の活性化を図るため、「産業振興」と「地域振興」の二つを柱としています。

○ 千葉県有機農業推進計画（2015年1月策定）

有機農業の推進に関する法律に基づき、本県が策定した有機農業の推進に関する施策についての計画で、耕地面積に占める有機農業の取組面積を拡大させることなどを目標として掲げています。

【計画の進捗を表す指標】

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
森林整備面積※ ₁	974ha/年 (2016 年度)	1,600ha/年※ ₂ (2021 年度)
農用地面積	126,900ha (2015 年)	121,500ha 以上 (2025 年)
東京湾の環境基準達成率 (COD) 【再掲】	45.5% (2017 年度) [11 水域中 5 水域で 達成]	72.7% (2028 年度) [11 水域中 8 水域で 達成]
都市公園箇所数 【再掲】	6,974 箇所 (2016 年度)	7,040 箇所 (2025 年度)

- 1 間伐、植栽、下刈り等の 1 年間の実施面積であり、森林整備事業（補助事業）や県有林事業、その他森林所有者の自主的な取組等によるものを含みます。
- 2 2017 年に策定した「千葉県農林水産業振興計画」における目標値で、新たな目標値が設定された場合は変更します。

第4節 野生生物の保護と適正管理

1 希少野生生物の保護・回復

【現況と課題】

県では、野生生物の実態を把握し、その保全を広く県民に呼びかけるために、絶滅のおそれがある野生生物をリスト化した上で、千葉県レッドデータブックとして公表しています。

現在、公表しているレッドデータブックでは、消息不明・絶滅生物と最重要保護生物を、動物ではそれぞれ 72 種と 284 種、植物では 92 種と 233 種記載しており、その種類数はリストを見直す度に増加しています。

野生生物の絶滅や個体数減少の原因としては、湿地の埋立て・水質悪化、生育地周辺の森林伐採、里山の荒廃などの環境の変化や、外来生物や特定の鳥獣の著しい増加による生態系への影響が考えられますが、さらに、もともと希少な種であることから、盗掘・密猟も無視できない影響を及ぼしています。

そのため、これらの変化に対応して、生態系の保全、その構成要素である野生生物の保護・回復を図るとともに、人と自然との持続可能な新たな関係の構築を模索していく必要があります。

野生の鳥獣は、自然の中で他の生物を捕食・採食し、個体の生と死を繰り返しており、また、自然の傷病による鳥獣の死も生態系の重要な一要素となっています。

一方、人が持っている、鳥獣を敬い、命を大切にしたいという気持ちは、大切に引き継がれるべきものであります。

これらの考え方を踏まえ、傷病鳥獣の救護に当たっては、絶滅のおそれのある種の保全や傷病の発生原因の究明とその予防措置等、生物多様性の保全への貢献に重点を置いて対応していく必要があります。

【目指す環境の姿】

生態系を構成する野生生物の存続が確保され、生態系のバランスが保たれています。

人と野生生物とが共存する豊かな社会の形成に向けて、多くの県民や行政、企業、市民活動団体等が取り組んでいます。

【主な取組】

(1) 希少野生生物の保護・回復

■野生生物のモニタリングと評価

生命のにぎわい調査団等市民参加型の情報収集や、研究者による調査、その他生物情報の収集により、野生生物のモニタリングを行い、絶滅のおそれから生物種を評価したレッドデータブックやレッドリストの改訂を定期的に実施します。

■希少野生生物の保護・回復

絶滅が危惧されているミヤコタナゴ、シャープゲンゴロウモドキ、ヒメコマツなどの希少野生生物について、保護・回復に取り組みます。

また、希少種の保護や外来種対策等に関する仕組みづくりについて検討するとともに、市町村等の取組に対しても情報提供や人的支援を行います。

(2) 鳥獣保護意識の醸成

■鳥獣保護区の指定

野生鳥獣の生息状況等の調査を行うとともに、森林や集団渡来地など野生鳥獣の生息地として重要な区域を鳥獣保護区に指定して、多様な鳥獣の生息環境を保全します。

■傷病鳥獣救護の取組

傷病鳥獣の救護のため、野鳥病院の運営や救護ボランティア等の協力による保護体制の整備に努めます。

人獣共通感染症等の発生予防のため、野生鳥獣に対する正しい知識を持つもらうための情報発信を行います。

■鳥獣保護に関する普及啓発

探鳥会や愛鳥週間ポスターコンクール等の各種行事を通じて鳥獣保護思想の普及啓発に努めます。

また、広報媒体を利用して、鳥獣保護制度や鳥獣保護の現状について県民への周知に努めます。

【関連する個別計画】

○千葉県における希少野生生物の回復計画

千葉県において絶滅の危機にある生物のうち、希少性と緊急性から優先的に回復を図るべき種について、回復計画を策定しています。

- ・千葉県シャープゲンゴロウモドキ回復計画（2010年3月策定）
- ・千葉県ヒメコマツ回復計画（2010年3月策定）

○第12次鳥獣保護管理事業計画（2017年3月策定）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき、環境大臣が定める基本指針に則して知事が策定する鳥獣保護事業の実施に関する計画（2017年4月1日から2022年3月31日までの5年間）です。科学的知見に基づいた鳥獣の保護管理の実施や地域における鳥獣の保護管理に係わる人材の育成などを通じて、鳥獣による農林水産業等への被害を軽減し、人と鳥獣が共存できる豊かな自然環境を次世代に引き継ぐことを目的としています。

【計画の進捗を表す指標】

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
希少野生生物の保護回復 計画の策定	3 市町村 (2017 年度)	全市町村で策定 (2028 年度)
「生命のにぎわい調査団」の 団員からのモニタリング 件数	累計 95, 256 件 (2017 年度)	累計 205, 300 件 (2028 年度)

2 特定外来生物の早期防除

【現況と課題】

飼育していた動物の放棄などにより生じた、外来生物の増加は、生態系への影響ばかりでなく、農業や生活にも問題を生じさせています。

外来種の中でも在来種の生息を脅かすなど、生態系への被害を及ぼすおそれのある生物は外来生物法で特定外来生物に指定されており、県内では 43 種類が確認されています。その数は年々増加の傾向にあり、新たな特定外来生物等の侵入防止や侵入後の早期防除対策が求められます。

本県においては、人間によって持ち込まれたアカゲザル、キヨン、カミツキガメなどの特定外来生物による、生態系や農林業等への被害が著しいことから、個別の防除計画を作成し捕獲対策を講じていますが、これらの生物は繁殖力が強く駆除対策が追いついていない状況です。

また、植物では河川等の管理上支障となっているナガエツルノゲイトウ、アレチウリ、オオフサモ、オオキンケイギクについても、駆除を行っています。

【目指す環境の姿】

特定外来生物の侵入防止及び早期防除により、在来種の生息を脅かすことなく、生物多様性が確保されるとともに、人と野生生物が共存する豊かな社会が形成されています。

【主な取組】

(1) 外来生物の侵入防止と普及啓発

■外来生物のモニタリング

生命のにぎわい調査団による調査、外来生物リストの作成等を通して、本県における外来生物の侵入・定着・繁殖の状況を把握します。

■特定外来生物の防除体制の整備

特定外来生物については、種の特性、生息・生育場所の特性に応じて、効果的な防除対策を講じることができるよう、関係者間の情報共有・調整等を行います。

■新たな特定外来生物等の侵入への対応

新たな特定外来生物等の生態系や生活環境への影響が大きいおそれのある種の侵入について、国、市町村、関係者等と連携しながら、初期段階の水際対策を実施します。

■外来生物に関する普及啓発

外来生物問題の周知を図り、「入れない、捨てない、拡げない」の外来種被害予防三原則を始めとして、誰もが適切な行動を行えるよう、あらゆる機会を通じて普及啓発を実施します。

(2) 特定外来生物の防除

■県による特定外来生物の防除

情報収集、リスト作成、駆除、普及啓発等、総合的に特定外来生物の防除を実施します。

また、既に多くの特定外来生物が本県に侵入していることから、防除対策については、想定される被害の大きさ等から優先順位をつけ、根絶に向けて取り組みます。

防除の緊急性が高く、特に生態系への影響等が懸念されるアカゲザル（交雑種を含む）、アライグマ、キヨン、カミツキガメについては、外来生物法に基づく防除実施計画書により、計画的な防除を実施します。

また、効率的な捕獲の推進のため、専門的知見を活用して捕獲方法の開発等を行います。

■市町村等による特定外来生物の防除

特定外来生物が生息・生育する地域の市町村、市民活動団体等による防除が効果的であることから、情報提供や技術支援等により、これらの取組を支援します。

アライグマやキヨンの捕獲を進めるため、市町村による特定外来生物の防除を支援します。

【関連する個別計画】

○千葉県特定外来生物の防除実施計画

外来生物法に基づき、本県が策定した特定外来生物による被害の発生を防除するための防除実施計画です。

- ・千葉県特定外来生物（アカゲザル）防除実施計画（2012年3月改定）
- ・千葉県アライグマ防除実施計画（2008年7月制定）
- ・千葉県キヨン防除実施計画（2013年3月制定）
- ・千葉県におけるカミツキガメ防除実施計画書（2017年3月改定）

【計画の進捗を表す指標】

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
特定外来生物の捕獲数	アカゲザル 89頭 アライグマ 4,176頭 キヨン 3,475頭 カミツキガメ 1,429頭 (2017年度)	根絶に向けて 捕獲します (2028年度)

3 有害鳥獣対策の強化

【現況と課題】

イノシシ、ニホンジカ等の野生鳥獣の生息数の増加に伴い、農作物等の被害が深刻化しており、2017年度の野生鳥獣による農作物の被害金額は、約3億7,200万円と依然として高止まりしており、中でもイノシシによる被害金額は約1億8,900万円と鳥獣全体の被害の約半分を占めています。また、これら鳥獣の生息域が拡大していることに伴い生活被害も発生しています。

このため、防護柵の設置や捕獲による個体数の管理、耕作放棄地の解消等による野生獣が棲みにくい環境づくりなどを総合的に実施し、人と野生生物とが適切に共存する環境づくりを推進する必要があります。

また、狩猟免許所持者の高齢化が進んでおり、新たな担い手の確保・育成や、認定鳥獣捕獲等事業者などの多様な捕獲主体の参入が求められています。

【目指す環境の姿】

有害鳥獣の防護、捕獲、資源活用、生息環境管理の対策が、地域ぐるみで行われています。

有害鳥獣の適正な管理により、農林水産業等に被害のない、人と野生動物とが共存する豊かな社会が形成されています。

【主な取組】

(1) 有害鳥獣対策の総合的推進

「野生鳥獣対策本部」による「防護（被害防止）」、「捕獲」、「資源活用」、「生息環境管理」の4つの柱を総合的に推進し、イノシシなどの野生鳥獣による農作物等への被害防止に向けた地域の主体的な取組を支援します。

■ 4つのプロジェクト

・「防護プロジェクト」

防護柵の設置・管理、被害対策の中心的な役割を担う地域リーダーの育成

・「捕獲プロジェクト」

野生鳥獣の生息状況の把握や捕獲の実施・支援、捕獲の担い手の育成・確保

・「資源活用プロジェクト」

捕獲したイノシシ・シカの肉などを地域資源として有効活用

・「生息環境管理プロジェクト」

野生鳥獣の棲み家となる耕作放棄地や竹林・森林の適正な管理

(2) 野生鳥獣の適正管理

■ 生息状況調査の実施

効果的かつ効率的な防護・捕獲のために、より精度の高い野生鳥獣の生息状況の把握や個体数推計を行います。

■県による捕獲の実施

特に被害が大きい指定管理鳥獣（イノシシ、ニホンジカ）については、生息域の拡大防止を目的に県による捕獲を実施します。

■市町村等による防護・捕獲への支援

市町村が実施する有害鳥獣の捕獲や農地等の周辺における防護柵の設置に対し支援します。

また、地域住民が捕獲者や行政と一体となって、ワナの設置や耕作放棄地の雑草の刈り払い等を行う地域ぐるみの取組を促進します。

（3）捕獲の担い手となる人材の確保・育成

■狩猟免許取得の推進

「新人ハンター入門セミナー」の開催や、狩猟免許取得促進事業補助金の交付等により、狩猟免許の取得を促進します。

■有害鳥獣捕獲員研修の開催

捕獲の担い手を確保、育成するため、捕獲技術向上のための研修会を実施します。

■鳥獣被害対策実施隊の設置

被害対策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊の設置を促進します。

【関連する個別計画】

○第12次鳥獣保護管理事業計画（2017年3月策定）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき、環境大臣が定める基本指針に則して知事が策定する鳥獣保護事業の実施に関する計画（2017年4月1日から2022年3月31日までの5年間）です。科学的知見に基づいた鳥獣の保護管理の実施や地域における鳥獣の保護管理に係わる人材の育成などを通じて、鳥獣による農林水産業等への被害を軽減し、人と鳥獣が共存できる豊かな自然環境を次世代に引き継ぐことを目的としています。

【計画の進捗を表す指標】

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
有害鳥獣の捕獲数	イノシシ 19,562頭 ニホンジカ 6,248頭 (2017年度)	被害状況を勘案しながら捕獲を進めます (2028年度)
有害鳥獣による農作物被害軽減	372百万円 (2017年度)	農作物被害額の減少を目指します (2028年度)

第5節 安全で安心な生活環境の保全

1 良好的な大気環境の確保

【現況と課題】

大気汚染は、燃料や廃棄物を燃やすことなどによって生じ、健康被害や農作物の生育障害などを引き起こす原因となります。その汚染物質の発生源は、工場や事業場などの固定発生源と自動車などの移動発生源に分けられます。

県では、固定発生源対策として、法・条例による規制や主要工場と締結した環境保全協定（旧公害防止協定）などにより汚染物質の排出削減に向けた取組を展開し、移動発生源対策として、法による自動車排出ガスの単体規制に加え、2003年から近隣都県と歩調を合わせた条例による運行規制などを実施しています。

こうした対策によって、本県の大気環境は改善の傾向にあり、二酸化窒素等の環境基準を達成し、県が独自に設定した「二酸化窒素に係る千葉県環境目標値」の達成率も向上しています。しかし、光化学オキシダントは、依然として全測定局で環境基準が達成されておらず、また、微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準も達成されていない測定局があることから、これらの大気汚染物質の原因物質である窒素酸化物や揮発性有機化合物の排出抑制を図る必要があります。

また、健康への影響が問題となっているアスベスト（石綿）については、今後、建材としてアスベストを使用した建築物等の解体等作業が増加していくことが見込まれており、飛散防止対策の徹底を図る必要があります。

さらに、「水銀に関する水俣条約」が発効したことにより 2018 年から規制対象となった水銀について、適切な対応を図っていく必要があります。

【目指す環境の姿】

事業活動からの影響が低減されるとともに、大気環境にやさしいライフスタイルが定着し、きれいな空気により、健康的で快適な日常生活が営まれています。

【主な取組】

（1）工場・事業場等に対する対策の徹底

■法・条例による規制

大気汚染防止法及び大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例（いわゆる上乗せ条例）によるばい煙の排出基準など各種規制を遵守するよう、立入検査などを通じて指導を徹底します。

また、吹付けアスベスト等を使用した建築物及び工作物の解体・改造等の作業（特定粉じん排出等作業）を行う事業者に対しては、大気汚染防止法に基づく作業基準を遵守するよう、立入検査などを通じて指導を徹底します。

■協定等による指導

環境保全協定や窒素酸化物対策に関する覚書により、法・条例よりも厳し

い窒素酸化物等の排出削減や粉じん対策等を指導します。また、工場が生産施設等を新設、増設、変更する場合は、地元市も含めてその計画内容を事前に協議し、必要な指導を行います。

さらに、千葉県窒素酸化物対策指導要綱及び千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱により、窒素酸化物の排出削減を指導します。

また、工場立地等の各種開発行為について、事前に審査し、環境保全のための必要な対策を講じるよう指導します。

■揮発性有機化合物の排出抑制指導

揮発性有機化合物を一定以上使用する事業者に対し、その排出及び飛散の抑制のための取組を更に推進します。

また、特に夏季においては、揮発性有機化合物の排出抑制に向けた取組の呼びかけや、立入検査による指導を重点的に実施します。

さらに、国の「大気環境配慮型SS認定制度」の周知により、ガソリンスタンドからの揮発性有機化合物の排出抑制の自主的取組を促進します。

(2) 自動車排出ガス対策の推進

■低公害車の普及促進

環境保全条例に基づき、県民及び事業者に電気自動車、燃料電池自動車を含む九都県市指定低公害車などの低公害車の積極的な導入を働きかけるとともに、一定台数以上の自動車を使用する事業者に対し、低公害車の導入を指導し、低公害車の普及を促進します。

また、低公害車を県公用車に率先導入するとともに、中小事業者による導入を支援します。

さらに、低公害車普及に向けた広報活動として、燃料電池自動車など環境にやさしい次世代自動車の展示や試乗会を実施します。

■自動車使用に伴う大気環境負荷低減

環境保全条例に基づき、一定規模以上の駐車場設置者に対し、アイドリング・ストップの周知を指導するとともに、一定台数以上の自動車を使用する事業者に対し、エコドライブの実践を指導し、自動車の使用に伴う大気環境負荷低減を図ります。

■ディーゼル車の運行規制

県では、ディーゼル条例を定め、粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車の運行を禁止しています。条例の遵守状況を確認するため、事業所への立入検査や路上検査等を実施し、不適合車の使用者又は運転者に対して改善を指導します。

(3) 大気環境等の監視

■大気汚染状況の監視

県内の大気汚染状況を的確に把握するため、大気環境常時監視測定局において常時監視を行います。監視に当たっては、大気情報管理システムにより、大気環境データのほか、大規模事業所の発生源排出データも毎時収集し、緊急時における迅速な対応を図ります。

■大気汚染緊急時対策の実施

光化学スモッグの発生により、人の健康や生活環境に被害が生じるおそれのある場合は、光化学スモッグ注意報等を発令するとともに、工場・事業場に緊急時の措置を講じるよう要請し、健康被害の防止に努めます。

■PM2.5の監視体制の整備

PM2.5の常時監視を行うとともに、測定機器を計画的に整備し、監視体制の充実を図ります。また、当日のPM2.5濃度が、高濃度になるおそれがあると判断される日は、市町村等を通じた広報、県ホームページへの掲載、テレビ、メールの配信等により、県民に注意を呼びかけます。

(4) 大気環境にやさしいライフスタイルへ向けた啓発

■大気環境にやさしいライフスタイルの啓発

二酸化窒素等の大気汚染物質がよどみやすい冬季を重点に、工場・事業場の排出抑制対策とあわせて、県民に揮発性有機化合物が少ない製品の使用、公共交通機関の利用や自動車使用時のアイドリング・ストップ、エコドライブ、「大気環境配慮型SS」の利用など、大気環境にやさしいライフスタイルの定着を呼びかけます。

【関連する個別計画】

○第2期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画

(2013年3月制定)

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第7条第1項及び第9条第1項の規定により策定されています。

自動車の交通量が集中している地域（本県では、野田市から市原市の県北西部16市が対象）において、削減に係る各種の対策を推進していくこと等により、2020年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標としています。

○千葉県自動車環境対策に係る基本方針（2012年3月策定）

「自動車公害対策」から「自動車環境対策」へと視点を広げ、自動車の使用に伴って排出される大気汚染物質や騒音の低減のため、関係機関が協働して取組を進める方向性を定めています。

【計画の進捗を表す指標】

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
光化学スモッグ注意報の年間発令日数	11.6 日 (2013～2017 年度の平均)	注意報発令日数の半減 (2024～2028 年度の平均)
浮遊粒子状物質の環境基準達成率 (一般局・自排局の合計)	100% (2017 年度)	100% (毎年度)
二酸化硫黄の環境基準達成率 (一般局・自排局の合計)	100% (2017 年度)	
一酸化炭素の環境基準達成率 (一般局・自排局の合計)	100% (2017 年度)	
二酸化窒素の環境基準達成率(一般局・自排局の合計)	100% (2017 年度)	
二酸化窒素の県環境目標値達成率 (一般局・自排局の合計)	89.4% (2017 年度)	100% (2028 年度)
微小粒子状物質の環境基準達成率 (一般局・自排局の合計)	92.3% (2017 年度)	
大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査の実施率	全施設数の 39% (2017 年度)	全施設数の 33%以上 (毎年度)
揮発性有機化合物の排出量※ ₁	10,801 t (2016 年度)	前年度より減少させます (毎年度)
エコドライブ実践事業者の割合※ ₂	91% (2016 年度)	100% (2028 年度)
低公害車を 40%以上導入している事業者の割合※ ₃	78.8% (2016 年度)	100% (2028 年度)

- 1 挥発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例に基づく自主的取組の届出排出量です。
- 2 県内で 30 台以上の自動車を使用している事業者が、環境に配慮した適正な運転（エコドライブ）を実施している割合です。
- 3 県内で 200 台以上の自動車を使用する事業者で、低公害車の導入率を達成している事業者の割合です。

2 良好的な水環境の保全

【現況と課題】

地球上の水の約97%は海水であり、残る淡水のうちで人間が比較的容易に生活用水に利用できる河川・湖沼水と地下水は、わずか0.8%に過ぎません。

水は、蒸発し、雲となり雪や雨となって地上に降り、川や湖沼または、地下水となって海に流れ込むという大きな循環を繰り返しています。

この水循環の中で、私たちは、日々の暮らしや農業や工業など生産活動のために水を使っていますが、このような人の活動によって、水量の減少や水質の汚濁が起これり、周辺の環境や水生生物などにも影響が及んでいます。

本県の河川・湖沼・海域等の公共用水域の水質は水質汚濁防止法等法令の整備・強化や下水道や農業集落排水の整備、合併処理浄化槽の設置促進等により、改善してきています。

しかし、印旛沼、手賀沼、東京湾など水の流動や交換の少ない閉鎖性水域では、富栄養化に起因する植物プランクトンの増殖による二次汚濁も見られ、環境基準の達成には至っていません。また、東京湾では植物プランクトンの異常増殖による赤潮や、海底の貧酸素化による青潮の発生が見られ、大規模な赤潮による悪臭や、青潮による水生生物のへい死など、生活環境へ影響を及ぼす事例が確認されています。

このため、印旛沼・手賀沼については「湖沼水質保全計画」を、東京湾については「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」を策定し、各種水質保全対策を総合的に講じています。

地下水については、事業活動の結果として地表から浸透した揮発性有機化合物等の化学物質や、肥料や家畜排せつ物等に起因すると考えられる硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等による汚染が問題になっています。

このため、県では水質汚濁防止法、千葉県環境保全条例に基づく地下水の水質監視、事業者指導、汚染確認地域での汚染機構解明調査・除去対策を実施するなど市町村と協力して対策に取り組んでいます。

また、豊かで潤いのある生活や環境の実現のため、水環境の保全・回復に対する県民の関心は高く、河川及びその流入先である湖沼、海域を含む流域全体の水環境を水質の面からだけでなく、水量、水生生物、水辺環境を含めて総合的に捉えて、健全な水循環の維持・回復や水環境の保全・創造を目指す地域に根ざした様々な取組も進められています。

【目指す環境の姿】

飲料水や工業・農業用水などの利用目的や水生生物が生息する場としてふさわしい水質が保たれています。また、憩いの場として心地よい水辺環境が形成され、多様な水生生物が育まれることにより、県民に豊かな恵みをもたらしてくれる水環境が確保されています。

【主な取組】

(1) 工場・事業場等に対する対策の徹底

■法・条例による規制

水質汚濁防止法及び水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例（いわゆる上乗せ条例）に基づく排水基準の遵守を、立入検査などを通じて徹底します。

■協定等による指導

環境保全協定により、法・条例よりも厳しい水質汚濁物質の排出削減の実施等を指導します。また、工場が生産施設等を新設、増設、変更する場合は、地元市も含めてその計画内容を事前に協議し、必要な指導を行います。

さらに、工場立地等の各種開発行為について、事前に審査し、環境保全のための必要な対策を講じるよう指導します。

(2) 生活排水対策の推進

■汚水処理施設の早期整備と持続可能な汚水処理システムの構築

県全域を対象とした総合的な汚水処理の構想である「全県域汚水適正処理構想」（1996年度策定、2016年度見直し）に基づき、地域の実情に合わせ、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの整備を効率的に進め、汚水処理施設の未普及地域の早期解消と長期に渡る持続可能な汚水処理システムの構築を目指します。

また、浄化槽については適正な維持管理に向け、保守点検や清掃、法定検査が確実に実施されるよう啓発等に努めます。

(3) 水質監視の実施

■公共用水域及び地下水の水質汚濁状況の監視

公共用水域の常時監視を実施し、環境基準の達成状況を確認するとともに、未達成水域では、その原因を検討し対策の推進を図ります。

地下水質については、定点観測・移動観測により、全県の地下水質の概況を調査し、地下水汚染が確認された地区については、継続的に監視します。

また、公共用水域及び地下水の水質測定結果はホームページ等で公表します。

(4) 印旛沼・手賀沼における水環境保全施策の推進

■湖沼水質保全計画等に基づく取組

印旛沼及び手賀沼についてそれぞれ策定している「湖沼水質保全計画」に基づき、生活系や産業系排水への対策等を総合的に推進するとともに、水質汚濁メカニズムの解明の調査研究等にも取り組みます。また、「印旛沼流域水循環健全化計画」及び「手賀沼水循環回復行動計画」に基づき、行政と住民、市民活動団体、事業者が連携・協働する総合的な水環境保全対策の取組を推

進します。

(5) 東京湾流入汚濁負荷削減対策の推進

■総量削減計画に基づく水質浄化の推進

「総量削減計画」に基づき、国及び一都三県で連携して、県民とともに化学的酸素要求量、窒素、りん負荷量の削減を進め、流入河川及び東京湾の水質浄化を推進します。

(6) 啓発事業の推進

■水質保全に向けた啓発と環境学習

市町村や市民活動団体と連携し、啓発イベントの実施やパンフレット等の配布などにより、家庭でできる浄化対策の普及等の水環境の保全に関する啓発を実施します。また、水環境の保全に向けた環境学習を学校への出前講座等により実施します。

(7) 水資源の有効利用

■節水・雑用水利用の促進

水が有限で貴重な資源であることについて、県民の理解を深め、節水を促進します。また、低水質でもよい用途（水洗トイレ洗浄水、散水等）に水を利用する場合は、生活排水や雨水などの再生利用や下水処理水の利用の促進を図ります。

(8) 水生生物の生息・生育環境の維持・回復を目指す施策の推進

■水生生物の生息・生育環境への影響に着目した水質指標の設定

新たに環境基準の生活環境項目として設定された「底層溶存酸素量」について、海域や湖沼における類型の当てはめに取り組みます。また、類型指定された水域については、常時監視により環境基準の達成状況の評価を行い、未達成水域では、その原因を明らかとし改善対策を推進します。

さらに、水生植物の保全・再生や親水利用の場を保全する観点から、生活環境に係る地域環境目標とされた「沿岸透明度」について、印旛沼及び手賀沼において、両沼の特性を踏まえて目標設定の検討を進めます。

■水環境中のマイクロプラスチックへの対応

水環境中のマイクロプラスチックについては、国におけるモニタリング手法の標準化の動向を踏まえ、モニタリングの実施について必要に応じ取り組みます。

■漁場環境の変化への的確な対応

水生生物の生息・生育の場である藻場の消失が近年確認されていることから、「千葉県農林水産業振興計画」に基づき、藻場消失の現状把握や原因推定を行い、漁業者等とともに藻場の再生に取り組んでいきます。また、干潟を維

持・再生するために漁業者や地域住民のグループの取り組む耕うんや客土など、水産の多面的機能を発揮させる活動を支援します。

東京湾における貧酸素水塊への対策として、「総量削減計画」に基づき、流入する汚濁負荷の削減に引き続き取り組みます。また、貧酸素水塊の分布調査を行うとともに、迅速な情報発信に努めます。

さらに、適正な水底土砂により深掘部を埋戻すことによって、漁場環境の向上を図ります。

(9) 地下水保全対策の推進

■地下水の汚染防止対策の推進

水質汚濁防止法及び千葉県環境保全条例に基づき、工場・事業場に対し、有害物質を含む污水の地下浸透の禁止、有害物質を使用又は貯蔵する施設の構造基準の遵守等の徹底を指導し、地下水汚染の未然防止に努めます。

また、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素による汚染について、地下水汚染状況調査等を実施し、汚染防止対策を推進します。

■地下水の汚染除去対策の推進

地下水汚染の状況及び汚染機構を調査するとともに、事業者が実施する除去対策への助言や、市町村が実施する除去対策への技術的・財政的支援を行います。

【関連する個別計画】

○印旛沼に係る湖沼水質保全計画（第7期）（2017年3月策定）

○手賀沼に係る湖沼水質保全計画（第7期）（2017年3月策定）

湖沼水質保全特別措置法では、環境大臣が特に水質保全に関する施策を総合的に講ずる必要があるとして指定した湖沼（指定湖沼）について、都道府県知事が「湖沼水質保全計画」を策定の上、下水道の整備等の各種事業、生活系や産業系の排水に対する規制等の施策を総合的・計画的に進めることとしています。印旛沼・手賀沼ともに1985年12月に指定湖沼となり、現在の計画は2020年度を目標年度とする第7期目となります。

○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画

（2017年6月策定）

水質汚濁防止法に基づき、東京湾の水質の改善を目指して、流入する汚濁負荷量を削減する対策を総合的に推進するための計画です。1980年に最初の計画が策定され、現在の計画は2019年度を目標年度とする第8期目となります。

○手賀沼水循環回復行動計画（2018年4月改定）

「かつて手賀沼とその流域にあった美しく豊かな環境の再生」及び「環境基準の達成」を2030年度の長期目標とし、県民、市民活動団体、事業者と行政が

連携・協働して、生活排水等の負荷削減の取組を更に強化とともに、雨水浸透の促進や多様な生物の生息空間の保全など、総合的な水環境保全の取組を推進するための計画です。2003 年度に最初の計画が策定され、2012 年度及び 2018 年度に見直しを行っております。

○印旛沼流域水循環健全化計画（2017 年 3 月改定）

「恵みの沼をふたたび」を基本理念に約 20 年後（2030 年）の印旛沼の再生を目指とした長期構想に基づき、流域住民や行政をはじめとする全ての関係者の役割分担を明確にした計画です。また、計画期間を 5 年ごとに区切り、各期で行動計画を策定することとしております。

○全県域污水適正処理構想（1996 年度策定、2016 年度見直し）

住みよいまち、きれいな水を未来に残すため、県全域を対象にした総合的な汚水処理の構想です。下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの整備手法から地域に適した手法を選択し、早期整備を推進することで、汚水処理人口普及率を中間目標年の 2024 年度末で 93.3%、更に最終目標では、100%まで引き上げることとしています。

【計画の進捗を表す指標】

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
河川の環境基準達成率（BOD） ※1	77.1% (2017年度) [70 水域中 54 水域で達成]	91.4% (2028年度) [70 水域中 64 水域で達成]
印旛沼の水質（COD）	13mg/L (2017年度) COD75%値※2)	5年ごとに策定する湖沼水質保全計画の水質目標値を達成しつつ、環境基準をできるだけ早期に達成します (2030年度) 〔参考〕第7期湖沼水質保全計画の水質目標値は現況 14mg/L(2015年度)に対し 13mg/L(2020年度) 環境基準 3mg/L 以下 : 75%値
手賀沼の水質（COD）	9.7mg/L (2017年度) COD75%値※2)	5年ごとに策定する湖沼水質保全計画の水質目標値を達成しつつ、環境基準をできるだけ早期に達成します (2030年度) 〔参考〕第7期湖沼水質保全計画の水質目標値は現況 9.3mg/L(2015年度)に対し 9.0mg/L(2020年度) 環境基準 5mg/L 以下 : 75%値
東京湾の環境基準達成率（COD）※1	45.5% (2017年度) [11 水域中 5 水域で達成]	72.7% (2028年度) [11 水域中 8 水域で達成]
県全域の汚水処理人口普及率 ※3	88.0% (2017年度)	93.3% (2024年度)

地下水の環境基準達成率※4	85.9% (2017年度) [参考]全国値 93.9% (2016年度)	全国値並みの 達成率を確保します (2028年度)
---------------	--	---------------------------------

- 1 環境基準達成率は、「環境基準を達成した水域数」／「環境基準が適用される水域数」です。
- 2 COD75%値は、CODの環境基準の達成評価を行う場合に用いる値で、年間のCODの測定値のすべてを値の小さい順に並べ、 $(0.75 \times n)$ 番目（nは年間の測定回数）に当たる値をもって75%値とします。 $(0.75 \times n)$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値とします。）
- 3 下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント等の汚水処理施設の整備人口を、各市町村の行政人口（住民基本台帳人口）に対する割合で表した指標です。
- 4 環境基準達成率は、「環境基準を達成した井戸本数」／「全調査井戸本数」です。

3 良好な土壤環境・地盤環境の保全

【現況と課題】

私たちの立つ大地は、大気や水とともに物質やエネルギーを循環させる役割を担うとともに、天然資源の保有、保水や地下水の形成、多種多様な生物の生態系の維持などの重要な役割も担っています。

このかけがえのない大地において、人の健康に影響を及ぼす土壤汚染や、生活環境への影響を及ぼす地盤沈下への対応は、重要な課題となっています。

土壤汚染については、過去に有害物質を使用していた工場の跡地や自然由来等における汚染事例が県内で数多く判明しています。汚染が判明した土地については、汚染土壤の飛散・流出や汚染された地下水の拡散などにより、周辺住民の健康に影響を及ぼすおそれがあるため、土壤汚染対策法に基づき適切に対応していく必要があります。

地盤沈下は、地下水の過剰採取や天然ガスかん水の採取などによって引き起こされ、建造物の傾斜等の直接被害や低地化による洪水時の浸水等の間接被害など、生活環境に様々な影響を与えます。

沈下はゆっくり進行するため、被害が大きくなるまで公害として認識されにくい反面、ひとたび被害が発生すると回復が困難であるという、他の公害とは異なる側面を持っています。

これまでの法・条例及び協定等による地下水及び天然ガスかん水の採取規制・指導等により、全体的には沈静化の傾向にあるものの、九十九里地域など一部の地域においてはいまだ沈下が継続しています。

【目指す環境の姿】

県の全ての地域で、安全で安心して暮らせる土壤環境・地盤環境が確保されています。

【主な取組】

(1) 土壤汚染対策の推進

■土壤汚染対策法に基づく土地所有者等への指導

土壤汚染対策法に基づき土地の所有者等が実施する調査により、環境省の定める基準に適合しないことが判明した土地については、要措置区域等として指定するとともに、必要に応じ土地所有者等に対して汚染の除去等の適切な措置を行うよう指導します。

■環境保全条例に基づく汚染対策の推進

千葉県環境保全条例に基づき、工場・事業場に対し、定期的な土壤調査など有害物質の適正管理に必要な措置の徹底を指導し、土壤汚染の未然防止に努めます。

(2) 地盤沈下対策の推進

■地盤沈下の状況監視

地盤沈下の状況を把握するため、精密水準測量により水準点の標高を観測し、地盤変動状況を監視します。また、地盤沈下の要因解析に資するため、観測井により地下水位及び地層収縮量を観測し、その状況を監視します。

また、地盤沈下の状況把握の結果はホームページ等で公表します。

■工場・事業場に対する揚水量の削減指導

工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律及び千葉県環境保全条例に基づき地下水採取を規制するとともに、環境保全協定に基づき千葉市から富津市に至る臨海工業地帯の地下水取水を可能な限り削減するよう指導します。

また、地盤沈下防止協定に基づき天然ガスかん水の地上排水量（かん水の揚水量からかん水を地下に戻す還元量を差引いた量）について削減を指導します。

■「液状化—流動化現象」のメカニズム解明

地震の振動により液状となった地盤が、地表に湧き出て流動する「液状化—流動化現象」による地盤沈下も確認されており、その発生メカニズム解明に必要な基礎資料である人工地層の地下水位を把握するため、観測井による地下水位の観測体制を整備します。

【計画の進捗を表す指標】

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
2 cm以上の地盤沈下面積	10.2k m ² (2016年度)	0k m ² (毎年度)

4 騒音・振動・悪臭の防止

【現況と課題】

騒音・振動・悪臭は公害苦情件数の中で大きな割合を占めるとともに、件数自体も近年高止まりの状況となっています。

これらの公害は感覚公害と呼ばれ、人によって感じ方やその影響が大きく異なるという難しさがあります。

騒音・振動・悪臭に関する事務については、現在、多くの権限が市町村に移譲されているところですが、これらの公害を防止し、身近な生活環境を保全していくためには、寄せられる様々な苦情に対し迅速かつ適切な対応を行うことが必要です。そのため、直接担当する市町村と県が情報交換を行うなど連携を図ることが重要となっています。

自動車は、産業活動や日常生活に広く使用され、走行量の多い幹線道路沿道の住宅地では自動車交通騒音が問題となっています。そのため、自動車本体からの騒音低減や関係機関による道路面や沿道環境の整備などの対策が進められています。

また、本県は成田空港が立地するとともに、羽田空港を発着する航空機などの飛行経路となっており、航空機騒音に対する苦情が全国的に見ても特に多い状況となっています。このため、関係機関と連携して監視体制の整備に努めるとともに、環境基準などへの適合状況を把握し、国等に対し必要な対策の実施を求めていく必要があります。

さらに、今後増加が見込まれる風力発電施設やヒートポンプなどの騒音発生源については、騒音問題が未然に防止できるよう国等の動向も踏まえながら、適切に対応する必要があります。

【目指す環境の姿】

騒音・振動や悪臭が低減され、県民が快適に暮らせる生活環境が実現しています。

【主な取組】

(1) 騒音・振動・悪臭対策の推進

■協定等による指導

環境保全協定、工場立地等各種開発行為の事前審査を通じて事業計画における問題点を整理し、事業者に対し、市町村と連携して騒音、振動、悪臭に関する必要な指導を行います。

■市町村職員に対する研修や技術指導などの実施

事業者指導や県民への対応を担う市町村職員を支援するため、機器操作などの技術指導や相談事例研究などの研修を行います。

■自動車交通騒音の常時監視

町村区域内の地点について計画的に自動車交通騒音を測定し、道路沿道における環境基準の達成状況を把握します。

■畜産農業に起因する悪臭の防止

共同利用の家畜排せつ物処理施設等に対し補助事業を実施するとともに、現地指導、講習会等により、家畜排せつ物の適正処理指導を行います。

(2) 航空機騒音対策の推進

■監視体制の強化

国の首都圏空港機能強化策に伴い、成田空港については、滑走路の増設・延伸や夜間飛行制限の変更などの機能強化策の実施が計画されていることから、成田国際空港株式会社、成田空港周辺市町など関係機関と連携して、環境基準の達成状況を把握するための監視体制を整備します。

羽田空港については、常時監視を行うとともに、新飛行経路の設定や発着枠の増加などが計画されていることから、情報収集に努めます。また、ルートの変更等が行われる場合には、必要に応じ、騒音の実態調査を行います。

下総飛行場については、常時監視と実態調査を行い、環境基準の達成状況を把握します。

■関係機関への改善要請

国等に対して、低騒音型航空機の導入促進などによる環境基準の早期達成を要請します。

【関連する個別計画】

○千葉県自動車環境対策に係る基本方針（2012年3月策定）

「自動車公害対策」から「自動車環境対策」へと視点を広げ、自動車の使用に伴って排出される大気汚染物質や騒音の低減のため、関係機関が協働して取組を進める方向性を定めています。

【計画の進捗を表す指標】

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
自動車騒音の環境基準達成率	91.3% (2016年度)	達成率を 向上させます (毎年度)
航空機騒音の環境基準達成率	成田空港周辺 58% 羽田空港周辺 100% 下総飛行場周辺 91% 木更津飛行場周辺 100% (2016年度)	成田空港周辺 達成率を向上させ ます（毎年度） 羽田空港周辺 100%（毎年度） 下総飛行場周辺 100%（2028年度） 木更津飛行場周辺 100%（毎年度）

騒音・振動・悪臭の苦情件数	1,746 件 (2016 年度)	減少させます (毎年度)
---------------	----------------------	-----------------

5 化学物質・放射性物質への対策

【現況と課題】

私たちの日常生活や事業活動において使用される様々な化学物質には、多くの有益性がある反面、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすものもあります。

このため、環境中に排出された場合に人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質の排出量や移動量を公表する「P R T R 制度」などを活用して、事業者による化学物質の管理の徹底を図るとともに、県民の化学物質に関する理解を促進し、社会全体で化学物質による環境リスクを低減していくことが必要です。

過去に大きな社会問題となったダイオキシン類については、各種対策の実施により排出量が年々減少していますが、引き続き排出の削減を進めていく必要があります。

また、身近な問題では、家庭用殺虫剤や農薬の過度な使用について、環境への影響を懸念する声もあることから、その使用の適正化が求められています。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本県でも空間放射線量率が比較的高い区域が発生するなど、様々な影響を受けました。

現在では、大気中の空間放射線量率は事故前と同程度にまで落ち着いており、公共用水域においても水質の放射性セシウムは検出されておりませんが、放射性物質による影響は長期に渡ることから、今後も監視を継続する必要があります。

県管理施設等の除染は、放射性物質汚染対処特措法に基づき実施をしてきたところですが、除染等の措置により生じた除去土壌については、国が処分に関する基準をいまだ定めておらず、一時保管が続いている状況にあります。

また、本県では、放射性物質濃度が 8,000Bq/kg を超える指定廃棄物についても一時保管が続いている状況であり、放射性物質を含む廃棄物への対応を継続する必要があります。

【目指す環境の姿】

化学物質の排出抑制及び適正な管理が行われるとともに、化学物質に関する情報の共有化が進んでいます。

環境中の放射性物質に対する県民の安全と安心が確保されています。

【主な取組】

(1) 化学物質による環境リスクの低減

■化学物質の自主的な管理の促進

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、P R T R 制度に基づき事業者から届出された環境への排出量等を集計・公表することにより、事業者の自主的な管理の改善を促進します。

また、事業者に対して排出状況や環境リスクの評価に応じた排出抑制対策を指導します。

■県民への情報提供

セミナーの開催や県ホームページにより、県民に対してわかりやすく化学物質の適正管理等の情報を提供します。

■化学物質の調査

ベンゼン等の環境リスクが高いと考えられる化学物質について、一般大気環境中の濃度を調査し、環境基準や環境省が定める指針値の達成状況を把握します。

■農薬等の適正使用の推進

農薬・殺虫剤・除草剤等の適正な使用を促進し、安全な農作物を消費者に提供するとともに、良好な生活環境を守ります。

また、県民や事業者への周知・啓発により、家庭や住宅地等で用いられる殺虫剤・除草剤などの適正な使用を促進します。

さらに、建築基準法で定める化学物質の使用規制の遵守を徹底すること等により、建築物におけるシックハウスの未然防止を図ります。

■ダイオキシン類対策の推進

ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設を設置している事業場について、立入検査などを通じて、排出ガス、排出水等の基準を遵守するよう指導を徹底します。

「千葉県ダイオキシン類常時監視計画」を毎年度策定し、一般大気環境、公共用水域、地下水、土壤中の濃度を測定し、環境基準の達成状況を把握します。

(2) 放射性物質による環境汚染への対応

■大気・公共用水域のモニタリング調査

県内7箇所のモニタリングポストで、大気環境中の空間放射線量率の常時測定を行い、公表します。また、サーベイメータによる空間放射線量率の定点測定のほか、市町村に対するサーベイメータの貸し出しなどを行います。

水環境の放射性物質については、国が行うモニタリング調査に協力していきます。また、必要に応じ県独自のモニタリング調査を行い公表していきます。

■除染により生じた除去土壤の処分に関する対応

除染等の措置により生じた除去土壤について、処分に関する基準を早急に策定するとともに、その最終処分場の確保に関する具体的な方向性を示すなど、国が責任を持って対処するよう働きかけます。

■放射性物質を含む廃棄物への対応

福島第一原子力発電所事故によって発生した放射性物質濃度が8,000Bq/kgを超える指定廃棄物の処理について、国の責任において安全・安心に処理さ

れるよう国に対して働きかけていくなど、処理の促進を図ります。

■放射性物質に関する情報提供

放射性物質による影響への県民の不安を軽減するため、インターネット等による県内の放射性物質に関する情報提供を行うとともに、放射能に関する総合電話窓口を設置し、県民からの相談受付を行います。

【計画の進捗を表す指標】

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
ベンゼン、トリクロロエチレン等の環境基準達成率	ベンゼン、トリクロロエチレン等(計4物質) 100% (2017年度)	100% (毎年度)
アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー等の指針値達成率	アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー等 (計9物質) 100% (2017年度)	100% (毎年度)
ダイオキシン類の環境基準達成率	ダイオキシン類 (一般大気環境 100%) (公共用 水域 水質 93.7%) (公共用 水域 底質、地下水、土壤 100%) (2017年度)	100% (毎年度)
有害化学物質の排出量 (P R T R 制度による届出排出量)	5,587 t (2016年度)	前年度より 減少させます (毎年度)

第6節 環境保全のための基盤的、横断的な施策の推進

1 環境学習の推進と環境保全活動の促進

【現況と課題】

現在の環境問題は、人間のあらゆる活動がもたらす環境への負荷が自然の持つ復元能力を上回っていることから生じています。環境を保全し、持続可能な社会を築くには、一人ひとりが、環境や環境問題に対する豊かな感受性を備え、環境に対する自らの責任と役割を自覚し、主体的に行動できるようになるための環境学習を推進するとともに、環境保全活動の機会を創出することが重要です。

環境学習については、2007年に改定した千葉県環境学習基本方針に基づき、学習教材の作成、指導者の養成や派遣、学習拠点の連携強化等により、学習内容と機会双方の充実を図ってきました。

しかし、環境問題は時代に応じて変化していくことから、学習内容は常時見直していくことが必要です。また、全ての世代が環境問題を理解し、解決のために自ら行動できるよう情報や学習の機会を提供していくことが必要です。さらに、2015年の国連総会で採択されたSDGsを掲げた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が示しているように、環境・経済・社会の諸課題は相互に影響を及ぼしあっており、その解決には県民全体の環境意識の醸成が重要です。

環境保全活動については、これまで、県主催の環境美化運動の実施や県民自らが行う活動への助成を行う等、多くの主体が参加できる機会を設け、市民活動団体、事業者、教育機関等とパートナーシップを構築し、各主体の連携による事業を実施してきました。

こうした取組により、環境保全活動への参加者は増加しましたが、一方で、環境について関心が低い人に対して、いかに参加のきっかけを作っていくかが課題といえます。時代の要請に合わせた柔軟な開催形態により、県民の関心と理解を深めていくことが必要です。

【目指す環境の姿】

持続可能な社会づくりに向けて、環境について深い知識を持つ人づくり、学んだ知識を広く伝えられる人づくり、環境のために個人においても協働においても行動を起こし、発展させられる人づくりが実現され、皆が環境保全活動に参加しています。

【主な取組】

(1) 環境学習の推進

■環境学習を推進する人材の育成と活用

環境学習・環境保全活動を進める環境学習指導者としての力を備えた人材を育成するためのプログラムを整備します。

特に、地球温暖化問題については、地域で普及啓発活動を行う千葉県地球

温暖化防止活動推進員の技能向上に係る研修を行い、県内各地で開催される講習会や研修会等に講師として派遣します。

■環境学習機会の提供

各主体と連携して、環境学習に取り組む団体の紹介等を通じて、様々な分野、地域や年齢など幅広い対象者が、身近なところで楽しく環境学習に取り組むことができる場や機会の充実を図り、多様な環境学習の機会を提供していきます。

また、県民が環境学習に関する情報をいつでも入手できるよう、各主体と協働して情報提供の体制を整備するとともに、環境学習をより充実させるため、プログラム・教材などの開発に取り組みます。

■環境学習の場の整備と活用

環境学習の拠点となる施設の整備拡充に努めるとともに、県有施設にとどまらない地域の学習拠点間の相互連携を促進します。

また、自然体験や環境保全活動の実践ができる環境学習の場として、干潟や里山などの活用を進めます。

■環境学習における連携・協働の推進

県民、市民活動団体、事業者・団体、教育機関、市町村、県など環境学習に取り組む各主体がより連携・協働して環境学習を推進できるよう、情報共有のシステムづくりなど、効果的な方策について各主体の意見を踏まえながら実施します。

■県の率先取組

新規採用職員研修などの場で職員に対する環境研修を実施することなどにより、職員一人ひとりが、それぞれの業務において、また生活者として家庭や地域で、環境に配慮した行動の実践者となるよう努めます。

■千葉県環境学習等行動計画の策定

環境学習については、これまで千葉県環境学習基本方針（1992年策定、2007年改定）に基づいて推進してきましたが、千葉県環境基本計画の改定や環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の改正、さらには国連総会で採択されたSDGsを掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の考え方などを踏まえながら、千葉県環境学習等行動計画を新たに策定し、更なる環境学習の推進に努めていきます。

（2）環境保全活動の促進

■環境保全活動を促進する人材の育成

地域で環境保全活動を牽引するリーダーや、連携・協働を推進するコーディネーター等を育成するとともに、次世代を担う児童・生徒が、環境問題を自らの課題として理解し、主体的に判断し行動できるよう育成します。

■環境保全活動の参加機会の創出

時代の要請に合わせた開催形態で、多くの主体が環境保全活動に参加できる機会を増やします。

■環境保全活動の支援制度の整備

県民の環境保全活動への支援制度の整備・活用に努めます。また、環境保全活動の場や機会の提供に係る情報を提供します。

■各主体の連携・協働によるイベントの実施

各主体の相互理解と連携・協働による環境保全活動の実施を促進するためには、環境保全に取り組む多様な主体が集まるイベントを開催するなど、異なる立場の人々が交流し、情報を交換できる機会を提供します。

また、市民活動団体等との良好なパートナーシップを構築する中で、次世代の環境保全活動の担い手となる新しい世代を取り込んでいきます。

■環境保全活動に対する表彰等

「千葉県環境功労者知事感謝状」など、環境の保全活動に顕著な功績のあった個人や団体を表彰し、その活動内容を県民に広く紹介することにより、環境保全活動に対する県民の関心と理解を深め、活動の広がりを図ります。

(3) 環境情報の提供

■積極的な環境情報の提供

県の調査測定した環境データなどの環境情報を積極的に公開します。

また、本県の環境の現況や環境保全に関する施策の取組状況を「千葉県環境白書」に取りまとめて公表するほか、パンフレット等の各種刊行物やホームページにより、正確でわかりやすく情報提供します。

さらに、環境研究センターが行っている調査研究の成果を、広報誌やインターネット等を活用して広く分かりやすく発信するとともに、施設の公開や見学者の受け入れなど、県民がより深く学べるように、研究機関の特徴を生かした情報提供も行います。

【関連する個別計画】

○千葉県環境学習基本方針（2007年9月策定）

環境学習の推進を図っていく上で基本的な考え方とその方向を定めたもので、持続可能な社会づくりに向けて、豊かな感受性を育み、問題解決力を身につけ、主体的に行動できる人づくりを目指しています。

【計画の進捗を表す指標】

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
県が主催・共催する環境学習に関する行事の参加者数	24,590人 (2017年度)	25,000人 (毎年度)
日常生活活動の中で、環境に配慮して行動を心掛けている人の割合	79.7% (2018年度)	90.0% (2028年度)

2 環境保全の基盤となる施策の推進

【現況と課題】

○環境影響評価制度

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、大規模な事業の内容を決めるに当たって、環境の保全の観点を踏まえてよりよい事業を作り上げていこうという制度です。手続きの中で、住民や行政機関などの意見も聴きながら、あらかじめ事業者が自ら、調査・予測・評価を行った上で環境保全措置の検討を行います。

本制度では、道路建設、河川工事、発電所設置、工業団地や宅地の造成など、環境への影響が大きいおそれのある、一定の規模以上の事業を対象に、環境影響評価の手続きの実施を義務付けています。

環境影響評価法に基づき、統一的な環境影響評価制度が確立していますが、本県では千葉県環境影響評価条例により、法の対象とならない種類・規模の事業を対象事業に加えるとともに、法の対象事業も含めて、事後調査報告書の作成や県民等の意見を聴く機会の拡充など、独自の手続を追加しています。

県では、環境アセスメント制度の的確な運用に努めているところですが、事業特性や地域の実情などを踏まえながら、より効率的・効果的に対応していくことが重要となっています。

○調査研究体制

千葉県では、環境の試験研究機関として環境研究センターを設置し、時代の要請に応えながら、多様化・複雑化する環境問題を解決するための調査研究に取り組んできました。

東日本大震災時に生じた本県への環境影響への対応についても、環境研究センターに過去から集積されている知見や技術を役立ててきたところです。

今後、首都直下型の地震が想定されること、また、環境影響が懸念される大規模な事業が計画されていることから、更なる新たな知見や技術を取り入れ、効果的に課題を解決できるように調査研究体制を一層充実させることが求められています。

また、得られた成果や培ってきた技術等を、市町村等に広く還元することも重要です。

○ちば環境再生基金

ちば環境再生基金は、2002年度から、ふるさと千葉の自然の保全と再生に取り組む環境保全活動への助成金として活用されています。

今後も、ちば環境再生基金の設置を継続し、これまで以上に県民一人ひとりに基金の存在と基金による助成事業を知ってもらい、さらには、県民自身が積極的に「自然環境の保全と再生」や「循環型社会の形成」の活動に関わっていく仕組みを構築していくことが重要です。

【目指す環境の姿】

県内で実施される規模の大きい事業が、環境への影響を適切に回避・低減し、環境の保全に配慮したものとなっています。

調査研究の成果や技術が活用され、環境をめぐる様々な課題の解決が進められています。

ちば環境再生基金が有効に活用され、各主体が協働で自然環境の保全・再生、循環型社会づくりを推進しています。

【主な取組】

(1) 環境影響評価制度の充実

■環境影響評価制度の的確な運用

事業による環境への影響の回避・低減を図るために、調査・予測・評価、環境保全措置の検討、工事着手後の調査などが確実に行われるよう運用します。

また、環境影響評価の充実を図るために、審査に必要な科学的知見の集積を図るとともに、県民・事業者への情報提供を行います。

■環境影響評価手続への参加促進

環境影響評価手続への県民等の参加を促進するため、より分かりやすい環境影響評価方法書等の作成を事業者に指導するとともに、意見提出におけるインターネットの活用に努めます。

■環境影響評価に係る審査の充実

事業特性や地域の実情を踏まえながら、地域環境の保全の視点はもとより、地球温暖化対策等、事業を取り巻く状況を踏まえ、適切な審査を行うよう努めます。

(2) 調査研究体制の充実

■環境研究センターの機能強化

環境保全の基盤となる調査研究や技術支援などを効果的に行うため、組織体制の見直しや施設の再整備の検討を進め、機能強化を図ります。

また、課題を解決する技術力を向上させるため、国等が行う技術研修への職員の積極的な参加、他の研究機関との交流の促進などを通じ、新たな知見や技術を取り入れ、人材の育成を図ります。

■行政課題を解決する調査研究の推進

施策展開に必要な調査業務を着実に進めるとともに、県や市町村の抱える行政課題の解決に向けて必要に応じて他機関と連携し新たな調査研究に取り組みます。

調査研究については、進捗状況を毎年評価し必要に応じて見直しを図ります。

■技術支援等の充実

市町村等への技術支援や事業者への技術指導を行うとともに、環境保全業務を担当する市町村職員等への技術研修を行うなど、環境研究センターが保有する知見や技術を広く活用します。

(3) ちば環境再生基金の充実と活用

■ちば環境再生基金の設置と運営

引き続き、(一財) 千葉県環境財団に「ちば環境再生基金」を設置し、学識経験者等で構成する「ちば環境再生推進委員会」が基金を適正に運用し、基金による事業を公正かつ適切に実施します。

■啓発・募金活動の推進

環境イベント、広報誌、インターネット等の媒体を活用するとともに、県民、市民活動団体や事業者の協力を得ながら、環境問題への関心を高める広報活動と募金活動を実施します。

■各種助成事業による環境の保全・再生の推進

地域住民や市町村が自ら又は協働によって行う環境保全活動等に対し、事業費の助成等の支援を行い、生活環境の改善や自然環境の保全・再生を推進します。

また、各種助成は、時代の要請に合わせ、申請者が利用しやすいように、必要に応じて制度を見直します。

【計画の進捗を表す指標】

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
ちば環境再生基金による助成事業の実施件数	64 件 (2017 年度)	累計 700 件 (2019～2028 年度)

3 環境と経済の好循環の創出

【現況と課題】

現在、環境面では、地球温暖化など一刻の猶予もない問題を抱えています。一方、経済面においても、少子高齢化に伴う経済活動の停滞が懸念されるなど、環境・経済の両面で大きな課題を抱えています。

環境保全は、環境制約の中で経済を持続的に発展させるための基盤となるものであり、このような状況においては、環境と経済の課題を別々に取り組むのではなく、環境と経済を一体的に捉え、複数の課題を統合的に解決し、環境と経済を同時に向上させていくことが重要です。

県民・事業者・行政など、各主体の自主的、積極的な環境保全の行動が経済の課題を解決するとともに経済を発展させ、経済が活性化することによって環境保全も促進され、環境の意識が更に高まるというように、環境と経済の好循環を創出することが必要です。

このためには、環境保全とともに経済の活性化にも資する産業が発展していかなければなりません。環境負荷を低減し、資源循環による持続可能な社会を実現させる製品・サービスを提供する環境産業や、環境と親和性が高い農林水産業や観光産業などの育成・振興が必要です。

また、地域資源の活用によって利益がもたらされ、その利益が地域内で循環することで経済効果が増大される地産地消への取組も大切です。再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消による地域振興の支援など、新エネルギー関連産業の振興を図る必要があります。

県民・事業者が自主的、積極的な環境再生に寄与する活動を行うことも大切です。ESG投資が世界の潮流となる中、環境に配慮する企業が評価され、事業者はこれまで以上に環境を重視することになっています。活動による環境負荷の低減のみならず、環境に寄与する設備や製品、サービスの積極的な選択に結びつき、経済の活性化にも結びついていきます。

【目指す環境の姿】

各主体が需給両面で積極的に環境に配慮した行動を実践しており、その行動が経済を活性化させ、経済の活性化によって環境保全も促進されるというように、環境と経済の間の好循環を創出しています。

【主な取組】

(1) 環境関連産業の振興

①循環産業の活性化

■循環産業の振興方策の検討（再掲）

関連団体と連携し、排出事業者と先進的なリサイクル技術を有する処理業者とのマッチングセミナーを実施するほか、循環産業の振興方策について検討します。

■先進的なリサイクル技術の普及促進

産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの促進を、より一層確実なものとするため、先進的なリサイクル技術の普及促進に向けた研修会等を開催します。

■バイオマス利活用の推進

千葉県バイオマス活用推進計画に基づき、活用に必要な基礎の整備や原料利用の拡大（入口対策）、製品の利用促進（出口対策）、活用に係る調査研究及び普及、活用推進計画の推進体制の整備を柱に、食品廃棄物の飼料化の推進や、木質バイオマスの利用拡大の推進などを図ります。

■2R推進型ビジネスモデルの促進

モノの点検・修繕・交換・再使用やシェアリングなど、資源生産性の向上を図る上で重要な3Rの中でも、特に2Rを推進する新たなビジネスモデルの普及を促進していきます。

②中小企業等の事業展開への支援

■ちば中小企業元気づくり基金事業

中小企業による新たなビジネスモデルの構築や、研究開発能力を高めながら技術力を向上させるため、「ちば中小企業元気づくり基金事業」を活用して、県内中小企業による環境関連分野の新商品・新技術開発や販路開拓等を支援します。

■産学官連携・企業間連携の促進

環境関連産業における新事業創出の促進を図るため、産学官連携や企業間連携による技術開発・新製品開発等を推進するコーディネーターを配置し、企業連携等による技術開発や事業化に向けた支援を行います。

（2）環境と調和した産業の振興

①環境に配慮した農林水産業の推進

■「環境にやさしい農業」の推進（再掲）

農業の生産性向上を図りつつ、環境への負荷を軽減するため、土着天敵の活用等農薬のみに頼らない防除技術の導入定着や家畜ふん堆肥の有効活用など化学合成農薬・化学肥料の低減に向けた取組を進めます。

また、環境保全や食品安全等の農業の持続可能性を確保するGAPの取組拡大を図るとともに、ちばエコ農業制度などにより農業者の取組を支援し、環境にやさしい農業を総合的に推進します。

■耕畜連携の推進

家畜排せつ物を有効活用するため、耕種農家と畜産農家の連携を推進し、堆肥の水田等への施用など、新たな利用拡大を図ります。

②自然を活用した観光産業の振興

■グリーン・ブルーツーリズムの推進

多種多様な農林水産物、美しい景観、郷土料理、伝統文化など豊富な地域資源や、首都圏にありながら豊かな自然環境に恵まれた本県の立地優位性を最大限に活用したグリーン・ブルーツーリズムを推進し、訪れる人の環境保全の意識向上を図るとともに、農山漁村の活性化を図ります。

■房総ジビエなど有害鳥獣の有効利用促進

有害鳥獣の資源活用として、飲食店と連携したフェアを実施するなど、捕獲されたイノシシやシカの肉を新たな観光資源「房総ジビエ」として普及させ、地域活性化を図ります。

(3) 新エネルギーの推進

■再生可能エネルギー産業の振興

家庭への再生可能エネルギー導入の促進、事業者等による再生可能エネルギーの導入に関し、ワンストップ窓口による相談対応や情報提供、地域と連携した再生可能エネルギー等の活用に向けた取組に対する支援を行うことにより、再生可能エネルギー関連産業の振興を図ります。また、全国的にポテンシャルが高いとされる海洋再生エネルギーについて、漁業関係者や市町村等と連携し、導入に向けた検討を進めます。

■水素社会の構築に向けた取組の推進

水素社会の構築に向けて、県内企業等で構成される「千葉県水素エネルギー関連産業振興プラットフォーム」等を活用しつつ、京葉臨海コンビナート等、千葉の特色を生かした水素の利活用の検討を進めます。

(4) 環境再生に寄与する活動の促進

①企業における自主的環境保全活動の推進

■CO₂スマート宣言事業所登録制度による支援（再掲）

省エネルギー等の地球温暖化対策に積極的に取り組む事業所を「CO₂ CO₂（コツコツ）スマート宣言事業所」として登録し、各事業所の取組を広く紹介することにより、二酸化炭素排出量の削減に取り組む事業者を支援します。

■中小企業への融資による支援（再掲）

中小企業等が行う地球温暖化防止や自動車環境対策などの取組に対して、「千葉県中小企業振興資金（環境保全資金）」により、必要な資金を融資します。

■環境マネジメントシステムの普及促進（再掲）

温室効果ガスの排出量削減など、環境に配慮した事業活動を推進する仕組みとなる環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21等）

の普及を図ります。

②消費者の意識啓発

■グリーン購入の普及促進

製品やサービスを購入する際に、環境への負荷が少ないものを購入する「グリーン購入」を普及促進し、環境に寄与する製品やサービスの積極的な選択を図ります。

■消費者市民社会の進展に向けた消費者教育の推進

一人ひとりの消費活動が、現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼし得るものであることを理解し、持続可能な社会づくりを考慮した消費行動につなげていくため、関係部局が相互に連携して、環境教育や食育などの消費者教育を進めます。

【計画の進捗を表す指標】

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
最終エネルギー消費量当たり 県内総生産	22.5 百万円/TJ (2015 年度) [参考] 県内総生産 194,470 億円 最終エネルギー消費量 865,443TJ (2015 年度)	増加させます (2028 年度)
バイオマス資源の利用率 【再掲】	71% (2016 年度)	80%以上 (2028 年度)
再生可能エネルギー導入量 【再掲】	10,864T J (2017 年度)	21,500T J (2028 年度)
発電設備導入量	2,267MW	4,000MW
事務所・店舗等の延床面積 1 m ² 当たりエネルギー消費量 【再掲】	1.78GJ/m ² _{※1} (2013 年度)	1.07GJ/m ² _{※1} (2030 年度)
製造業の生産量当たりエネルギー消費量 _{※2} 【再掲】	5.36PJ/指數 _{※1} (2013 年度)	4.82PJ/指數 _{※1} (2030 年度)

- 1 2016年12月以降、「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁作成)等について推計方法の変更などがあったため、千葉県地球温暖化対策実行計画策定期（2016年9月）の数値を再計算しています。
- 2 産業部門のエネルギー消費量を鉱工業生産指数（2013 年度を 100）で除したものです。低炭素社会実行計画参加企業を除いています。

4 災害時等における環境問題への対応

【現況と課題】

本県では、過去に東日本大震災での地震・津波被害や風水害などの大規模災害により大きな被害がもたらされてきました。また、南関東地域では、今後30年の間に首都直下地震が70%程度の確率で発生すると予測されます。さらには、地球温暖化などの影響により、台風が強大化するとともに、局地的な集中豪雨の頻度が増大すると予測され、風水害や土砂災害が増大することが懸念されます。

災害発生時には、様々な種類の廃棄物が一度に大量に発生することから、早期の復旧・復興のためには、災害廃棄物をいかに円滑かつ迅速に処理するかが重要です。

そのため、県では2018年3月に千葉県災害廃棄物処理計画を策定し、非常災害時における廃棄物処理等に係る県の基本的な考え方や役割を示しました。大規模災害発生時の混乱の中でも、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理が図られるよう、具体的なマニュアル等を作成し事前に備えるとともに、大規模災害発生時における、国、県、市町村、民間団体との相互協力体制を進めが必要です。

また、災害廃棄物は一般廃棄物であり、実際に処理する主体は市町村等であることから、災害廃棄物対策指針（環境省）を踏まえた「市町村災害廃棄物処理計画」の策定を促進していく必要があります。

一方、災害時の有害物質飛散・漏えい対策も重要です。災害時にはアスベストを含む建築材料を使用した建物等が倒壊・破壊して外部に露出することにより、アスベストが大気中に飛散するおそれがあります。また、多数の被災した建築物等の解体・補修や、大量の廃棄物の処理が行われることが予想され、これらに伴うアスベストの飛散が懸念されます。

さらに、本県は、京葉臨海部に大規模なコンビナートを有していることなどから、災害時に有害化学物質が飛散・漏えいし、深刻な環境汚染が懸念されます。

災害時においては混乱が予想されますが、アスベストの飛散や有害化学物質の飛散・漏えいによる人の健康や生態系への影響を最小限にとどめるよう、情報を整理し、体制を整える必要があります。

【目指す環境の姿】

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための対策や有害物質の飛散・漏えい対策など、災害に備えた対策が強化され、県民の生活環境の早期復旧・復興のための体制が確立しています。

【主な取組】

(1) 災害廃棄物対策の推進

■協力体制の構築

県内市町村等の相互協力体制の運営に係る助言を行うとともに、関係団体等との協力体制を構築していきます。

また、広域処理に係る国（環境省、環境省関東地方環境事務所）、他都道府

県との協力体制を構築していきます。

■市町村等における災害廃棄物対策の強化

市町村が災害廃棄物処理計画の策定や見直しを行う際に技術的な支援を行います。また、一般廃棄物処理施設の強靭化や整備に係る助言を行います。

■人材の育成・確保

災害廃棄物処理を担う市町村等職員に対する教育・訓練を実施するなど、災害廃棄物対策のための人材の育成・確保に取り組みます。

(2) 災害時の有害物質飛散・漏えい対策

■アスベストの飛散防止対策

アスベスト含有建材を使用している建物等の情報を収集し、災害発生時に適切に情報提供が行える体制づくりを推進します。

■有害化学物質の汚染防止対策

PRTR制度や水質汚濁防止法等に基づく届出情報を基に、関係機関へ必要な情報提供を行うとともに、環境汚染防止体制を整えます。

また、事業者に対して漏えい防止構造の採用、保守点検の実施など、災害に備えた漏えい防止対策を指導します。

【関連する個別計画】

○千葉県国土強靭化地域計画（2017年1月策定）

大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧、復興が可能な千葉県を、市町村、民間事業者、県民等、各主体の参画・連携の下、県土の健康診断に当たる脆弱性評価を踏まえて、作り上げるため策定した計画です。

○千葉県地域防災計画（2017年8月修正）

様々な災害に備えて、自衛隊、ライフライン関係機関などそれぞれの防災関係機関がその全機能を発揮して、県民の生命や身体、財産を守るための各防災対策を総括的な計画としてまとめたものです。

○千葉県廃棄物処理計画（2016年3月策定）

廃棄物処理法に基づき、廃棄物の減量化や適正処理に関する基本的な事項などを定める計画です。

○千葉県災害廃棄物処理計画（2018年3月策定）

「千葉県廃棄物処理計画」に基づき、非常災害時における災害廃棄物の処理に関する県の基本的な考え方を示したものです。

【計画の進捗を表す指標】

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
災害廃棄物処理計画の策定 市町村数	3 市町村 (2017 年度)	全市町村 (2020 年度)

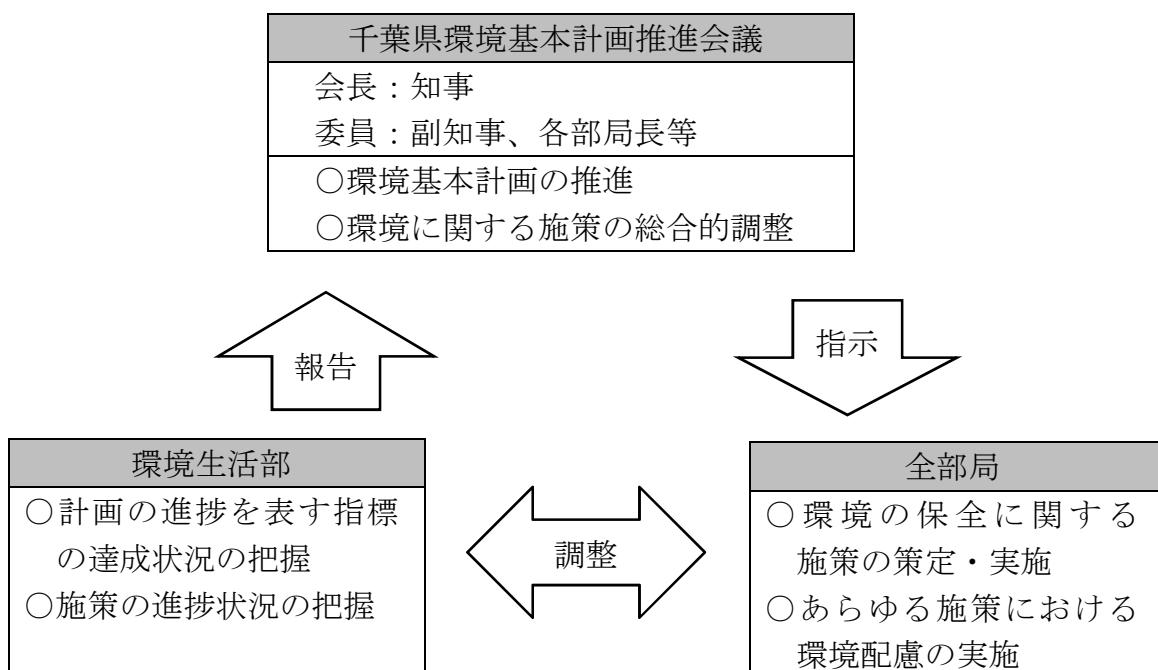
第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

県は、計画を総合的に推進する体制を整備するとともに、具体的な施策の展開に当たっては、県民、事業者、市町村など各主体との連携、協働の下で進めています。

1 県における推進体制

県は、関係する部局等の連携と調整を行い、効率的にこの計画に掲げる各種施策を推進するため、「千葉県環境基本計画推進会議」を設置します。



2 各主体との連携、協働

この計画の実効性を高めるためには、県民、事業者、行政などの各主体が第2節で示す役割分担の下、それぞれの立場に応じて自主的かつ積極的に取り組むとともに、相互の連携、協働を促進することが重要です。

このため、県は、広く計画内容の周知と本県の環境に関する情報の提供を行うとともに、各主体が行う自主的な環境保全活動に対する支援の実施、各主体との環境に関する情報の共有を図るなど、各主体との連携・協働を進めます。特に、市町村は地域における環境保全の取組の中核となることから、県・市町村それぞれの役割分担の下、連携・協働を図っていきます。

また、広域的な環境問題や本県単独で解決できない問題について、国や他の地方

公共団体と連携を図るとともに、地球環境の保全に貢献するため、国際協力・国際交流を推進します。

第2節 各主体に求められる役割

本計画を着実に推進するため、各主体に期待される基本的な役割と各主体に求められる具体的な取組例を示します。

1 県民の役割

県民は、環境問題と一人ひとりの行動が密接に関係していることを十分に理解するとともに、自らのライフスタイルを見直し、日常生活において環境に配慮した行動に取り組むことが期待されます。また、環境学習や地域の環境活動に積極的に参加することが期待されます。

県民や事業者などにより組織される市民活動団体は、専門的な知識や技術を生かして、地域において環境保全のための多様な取組を展開するとともに、地域での積極的な情報発信や環境保全活動を通じて、各主体間の連携・協働を促進する役割が期待されます。

2 事業者の役割

事業者は、あらゆる事業活動に際して、環境に関する法令等の遵守を徹底することに加えて、資源・エネルギーの効率的利用や廃棄物の削減などを進めることにより、環境負荷の低減に努めなければなりません。

また、事業者には、環境保全のための新たな技術の開発や、環境配慮型商品の生産・販売、環境保全サービスの提供などにより、消費や廃棄の段階における環境負荷の軽減にも寄与することが望まれます。

さらに、地域コミュニティーの一員として、他の主体との連携を図りながら、地域の環境を守り育てる活動に積極的に協力・参加するとともに、従業員一人ひとりの環境保全意識の向上に努めることも重要です。

3 市町村の役割

本計画を推進するためには、地域における取組が重要です。市町村は、地域の実情を十分把握している住民に最も身近な行政機関であり、様々な主体と直接ふれあう多くの機会を有していることから、地域における環境保全・再生の取組の中核としての役割が期待されます。

そのため、各主体との幅広い連携の下に、地域の特性に応じた環境施策を、自ら策定し、自ら推進していくことが求められます。特に、地域に根ざした住民参加型の施策を積極的に推進することが期待されます。

また、市町村自らが、地域の経済活動において大きな事業者・消費者としての立場

にあることから、環境を守り育てる取組を自ら率先して実行するとともに、職員一人ひとりの環境意識の向上に努めることが重要です。

4 県の役割

県は、本計画に掲げる「目指す将来の姿」、「基本目標」を実現するため、県民、事業者、市町村等の各主体との連携の下、環境基本計画の示す方向性に沿って、総合的・計画的な環境施策を推進します。

また、県域を越えた広域的な取組を必要とする課題には、社会的・経済的にも関係の強い首都圏や同じ環境問題を抱える地域などと県域を越えて連携し、広域的に協調した施策を展開していきます。

さらに、県民、事業者、市町村など各主体の役割を明らかにするとともに、それぞれの積極的な行動を促進するためのシステムづくりや環境の保全・再生に資する社会資本の整備、保有する環境情報の積極的な提供、環境学習や普及啓発の実施など、環境を守り育てる活動の基盤づくりを行います。

一方、県自らが本県の経済活動において大きな事業者・消費者としての立場にあることから、環境を守り育てる取組を自ら率先して実行するとともに、職員一人ひとりの環境意識の向上に努めます。

5 各主体に求められる取組

(1) 県民

【地球温暖化対策の推進】

○家にいるとき

- ・冷暖房温度の設定を控えめにし、クールビズ、ウォームビズを実践する。
- ・節電に努める。
- ・節水に努める。

○買い物のとき

- ・マイバックの持参などによりレジ袋の使用を控える。
- ・環境負荷が少ない製品を購入する。
- ・県内で生産されたもの（食料品など）を積極的に購入する。

○移動するとき

- ・公共交通機関等の利用により自家用車の走行を減らす。
- ・自動車を運転するときは、アイドリング・ストップの励行や急発進・急加速をしないなど、エコドライブを実践する。

○住宅・設備の購入等を行うとき

- ・家庭の省エネ診断を実施する。
- ・住宅の新築や建替え時に年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）など低炭素な住宅を選択する。
- ・照明のLED化や省エネルギー性能の高い家電製品への買替えを行う。
- ・住宅の断熱改修や高効率給湯器、HEMS、蓄電池などの省エネルギー設備等を

導入する。

- ・太陽光発電設備や太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギーを導入する。
- ・次世代自動車や低公害・低燃費車などを選択する。

○地球温暖化問題を理解し、その解決に向けた行動に参加・協力したいとき

- ・自治会や市民活動団体、行政が行う地域の地球温暖化対策のイベントなどへ参加する。
- ・地球温暖化対策に取り組む市民活動団体に参加する。
- ・自ら地域や団体のリーダーとなり活動を推進する。
- ・気候変動への適応の重要性に対する関心・理解を深める。

【循環型社会の構築】

○家にいるとき

- ・ものを大事にし、できるだけごみを出さないライフスタイルを実践する。
- ・調理をするとき、食事をするとき、一人ひとりが、生ごみなどバイオマスの発生者であることを認識し、食べ残しなどの食品ロスをできるだけ少なくする。

○買い物のとき

- ・無駄な購入をせず、廃棄する食品等を無くす。
- ・マイバックの持参などにより、レジ袋の使用を控える。
- ・過剰包装を避け、詰め替えできる製品などを利用する。
- ・再生品やリサイクルしやすい材料を使用した商品を購入する。
- ・バイオマス製品に関心を持つ。

○ごみを捨てるとき

- ・地域で決められたルールを守る。
- ・ごみは決められた分別方法に従って、回収場所に出す。
- ・資源のリサイクルに協力する。
- ・地域が行っている集団回収に参加する。

○地域で活動するとき

- ・地域ぐるみの清掃等に積極的に参加する。
- ・市民活動団体などによる地域での資源循環型社会づくり活動に参加、協力する。
- ・地域活動を支える担い手として積極的に資源のリサイクルに取り組む。
- ・フリーマーケットや不用品の再利用を地域に広げる。
- ・バイオマスの活用の取組に参加、またはサポートする。
- ・ごみのポイ捨てはせず、環境美化に努める。
- ・廃棄物の不適正処理や不法投棄を目撃した場合には、速やかに行政に通報する。

【豊かな自然環境の保全と自然との共生】

- ・自然観察会等への参加や、自然公園をはじめとした豊かな自然の中で日頃から野外活動を楽しむことで、地域の自然に親しむ。
- ・自然公園を利用する場合や山登り、ハイキング、海水浴等では、ゴミを持ち帰る、動植物を捕まえたり採集したりしない、車両の乗り入れ規制を守るなど、

マナーを守る。

- ・エコラベルの商品等の環境に配慮したものを購入する。
- ・行政や市民活動団体等が実施する地域の自然環境の保全活動に参加する。

【野生生物の保護と適正管理】

- ・ペットを飼う前に、成長後の大きさ、寿命、特性等を確認し、飼う場合は最期まで責任を持って飼い、決して野外に放すことはしない。
- ・外来種被害防止三原則、「入れない、捨てない、拡げない」を遵守する。
- ・県が運営する「生命（いのち）のにぎわい調査団」に参加等し、身近な生物のモニタリングを行う。
- ・傷ついた鳥獣を見つけたときは、救護に協力する。
- ・有害鳥獣の捕獲の担い手になる。

【安全で安心な生活環境の保全】

○大気環境の保全

- ・ハイブリッド自動車、電気自動車等の低公害車の利用に努める。
- ・公共交通機関や自転車の利用により、マイカーの使用を抑える。
- ・可燃性と書かれていないスプレーなど、できるだけ揮発性有機化合物が少ない製品を選ぶ。
- ・家庭のエアコン、ピアノ等の楽器、ペットの鳴き声などの音が、近隣への騒音とならないよう配慮する。
- ・日常生活において、殺虫剤、除草剤等の化学製品を適正に使用する。
- ・ダイオキシン類の発生防止のため、違法なごみの野外焼却を行わない。

○水環境の保全

- ・流しではろ紙袋等を使用したり、皿や鍋の汚れを拭き取るなどして、調理くずや油分を流さないように努める。
- ・洗剤は適正量を使用する。
- ・下水道処理区域内の未接続の家庭は下水道に接続し、単独処理浄化槽等を設置している家庭は、合併処理浄化槽へ転換する。
- ・浄化槽を設置する場合は、高度処理型合併処理浄化槽の設置に努める。
- ・浄化槽を適正に維持管理する。
- ・戸建の家庭においては、雨水が浸透する面積の確保に努める。
- ・雨水浸透施設の設置に協力する。
- ・河川・海岸等の美化などの環境保全活動に参加する。
- ・節水に努める。
- ・湧水の保全やその周辺の環境保全を呼びかける。
- ・庭や家庭菜園で肥料を過剰に使用しない。

【環境学習の推進と環境保全活動の促進】

○家庭

- ・学校や地域等での環境学習や環境保全活動に積極的に取り組む。
- ・環境学習で得られた知見を家庭に還元し、日常生活の中で実践する。
- ・日常生活の中で、家族で環境について考え学ぶ。

○地域団体

- ・地域特性や世代の多様性等の特徴を生かした活動を展開する。
- ・N P Oは、その専門性を生かし、地域活動の指導者や、各主体間の連携のコーディネーターとして、地域住民の意識を高め、活動への参加を促す。

(2) 事業者

【地球温暖化対策の推進】

- ・省エネ診断を実施する。
- ・エネルギー管理システムを導入する。
- ・製品の製造過程において、効率化に向けたより高度な技術の開発や、燃料を二酸化炭素の排出が少ないものに変更するなど、生産設備の省エネルギー化を進める。
- ・排熱などの未利用エネルギーの活用やコーチェネレーションシステムの導入など、エネルギーの有効活用によりエネルギー消費量を削減する取組を進める。
- ・省エネ技術や省エネルギー型製品の開発など、他の業種への波及効果が見込まれる取組を進める。
- ・事務所等において、高効率照明の使用や照明センサーや高効率空調などの省エネルギー機器を導入する。
- ・建築物、設備の省エネルギー性能の向上を図る。
- ・太陽光発電設備や太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギーを導入する。
- ・エコアクション21など環境マネジメントシステムを導入する。
- ・次世代自動車や低公害・低燃費車などを選択する。
- ・節電、節水やクールビズ、ウォームビズなど省エネ行動を実践する。
- ・環境負荷が少ない製品を購入する。
- ・外出時の公共交通機関の利用などによる社用車の利用を削減する。
- ・エコドライブを実践する。
- ・自らの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気候変動への適応に努める。

【循環型社会の構築】

- ・廃棄物を適正に処理する。
- ・製品の製造方法や販売方法などの工夫により廃棄物の排出の抑制を図る。
- ・リサイクルしやすい製品づくり、環境に配慮した商品の販売、リースやレンタルによるサービスの提供などを進める。
- ・梱包材や包装材の削減を進める。

- ・廃棄物の適正処理に関する社内の研修体制やチェック体制を整える。
- ・廃棄物の適正処理について、排出事業者としての責任を果たす。
- ・積極的に廃棄物の処理に関する情報を開示する。
- ・事業所や周辺において、ごみの適正排出等を通じた環境意識の普及啓発を行う。
- ・地域の環境保全活動に積極的に参加する。
- ・廃棄物として発生するバイオマスの有効活用に努める。

【豊かな自然環境の保全と自然との共生】

- ・CSR・SDGs等に関する担当部署を設置する。
- ・生物多様性保全に関する指針・宣言等を策定する。
- ・生物多様性に関する地域貢献活動を行う。
- ・生物多様性保全に貢献する商品開発を行う。
- ・事業活動による環境への負荷を把握し、その軽減を図る。
- ・工場・事業所内の生物調査を主体的に行う。
- ・県主催の「企業と生物多様性セミナー」に積極的に参加する。
- ・県が設置した生物多様性ちば企業ネットワークに積極的に参加する。
- ・生物多様性保全に関する社員研修を実施する。
- ・自然保護活動、自然観察会等に積極的に参加・協力する。
- ・毎年、環境報告書を作成し、取組を公表する。
- ・生物多様性サテライトを設置して、生物多様性に関する自社の取組の周知を図る。
- ・一定規模の土地を開発する際は、自治体と自然環境保全協定や緑化協定を締結する。

【野生生物の保護と適正管理】

- ・行政・専門家等と連携して絶滅危惧種の生息域外保全を行う。
- ・敷地内における外来生物への適切な対応を行う。

【安全で安心な生活環境の保全】

○大気環境の保全

- ・大気汚染防止法等の定める基準を遵守し、大気汚染物質の排出ができる限り削減する。
- ・光化学スモッグやPM2.5の原因物質の1つとされる揮発性有機化合物の排出削減について、自主的に取り組む。
- ・ディーゼル条例による運行規制や燃料規制を遵守する。
- ・ハイブリッド自動車、電気自動車等の低公害車の導入に努める。
- ・自動車の使用をできるだけ控えるとともに、エコドライブやアイドリング・ストップを実践する。
- ・モーダルシフトや共同輸配送など、環境に配慮した物流の実現に努める。
- ・騒音規制法等の規制基準を遵守し、騒音、振動、悪臭の発生をできる限り防止

する。

- ・建設作業等の実施に当たっては、工法の改良や使用機器の低騒音化により、騒音、振動が低減されるよう努める。
- ・畜産農業に起因する悪臭を防止するため、家畜排せつ物は適正に処理する。
- ・P R T R 制度により、対象となる化学物質の環境への排出量等を把握して届け出るとともに、環境リスクを評価し、排出抑制に取り組むなど、自主的に環境影響の軽減に努める。
- ・住民との化学物質に係るリスクコミュニケーションを図るため、環境対話集会の開催などに努める。
- ・殺虫剤、除草剤等を適正に使用する。
- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、排出ガス、排出水等の基準を遵守するとともに、自主測定をする。
- ・化学物質を使用する施設等について、事故、災害、過失等による化学物質の漏えいを防止しうる施設構造を採用し、万一漏えいした際には、早期に発見し、漏えいの抑制及び環境中での拡散を防止するための必要な措置を講じる。

○水環境の保全

- ・水質汚濁防止法等に定める基準を遵守し、水質汚濁物質の排出をできる限り削減する。
- ・排水管理状況の公開を進める。
- ・浄化槽を適正に維持管理する。
- ・節水に努める。
- ・事業活動の中で、低水質でも良い用途（水洗トイレ洗浄水等）については、生活排水や雨水などの再生利用の促進や下水処理水の利用を図る。
- ・肥料を適正に使用する。

○土壤環境・地盤環境の保全

- ・原材料や廃棄物の適正管理などにより土壤汚染の防止を徹底する。
- ・有害物質を使用する施設においては敷地内の土壤汚染状況調査を行い、有害物質による土壤、地下水汚染があった場合には健康被害の防止措置を速やかに実施する。
- ・法・条例及び環境保全協定を遵守し、地盤沈下を起こさないよう揚水を行うとともに、揚水量等を公開する。
- ・地盤沈下防止協定に基づき、天然ガスかん水について、揚水量の削減や汲み上げたかん水を地下へ戻すことによる地上への排水量の削減を図る。

【環境学習の推進と環境保全活動の促進】

- ・社会貢献活動として、地域の環境保全活動等に積極的に参画する。
- ・専門的ノウハウや人材を生かし、従業員への環境学習を実施する。
- ・見学の受入等による、学習の場や機会の提供、学校や地域への講師派遣等による連携・協働に取り組む。

(3) 市町村

【地球温暖化対策の推進】

- ・住民や事業者、市民活動団体の自主的取組を促進する。
- ・自らの事務事業に関する実行計画を策定し、目標を掲げて、その達成に責任を持って取り組む。
- ・住民の自主的な取組がより活性化するよう、市民活動団体や千葉県地球温暖化防止活動推進員と連携した事業の実施や活動の支援、住民への活動紹介などに取り組む。
- ・地域における地球温暖化に関する情報を収集、提供することや、その区域における地球温暖化対策実行計画を策定し、推進する。
- ・コンパクトシティの実現や交通流の整備などにより、低炭素なまちづくりを推進する。
- ・地域における再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの取組を推進する。
- ・気候変動適応法に基づき、気候変動への適応に関する計画を策定するよう努める。

【循環型社会の構築】

- ・住民の協力を得ながら分別回収を徹底し、集団回収を促進する。
- ・ごみの排出抑制に向けて、普及啓発や環境学習を推進する。
- ・一般廃棄物について、必要に応じ近隣市町村と連携した広域処理体制を構築するなど、効率的な処理・処分を進める。
- ・ポイ捨てや廃家電の不法投棄を未然に防止するため、監視を行うとともに、普及啓発を進める。
- ・自ら排出する廃棄物を適正に処理する。
- ・バイオマス製品等の利用を推進する。

【豊かな自然環境の保全と自然との共生】

- ・生物多様性地域戦略を策定する。
- ・自然環境調査を実施して、地域特性、保護上重要な地域、自然資源等を把握する。
- ・環境フェアや市民講座の開催により、自然環境保全の普及啓発を行う。
- ・県民・学校・企業・市民活動団体等と連携して自然環境の保全を推進する。

【野生生物の保護と適正管理】

- ・生物モニタリングを実施する。
- ・絶滅危惧種の保護・回復を図る。
- ・特定外来生物の防除を行う。
- ・有害鳥獣の捕獲に取り組むとともに、地域住民が主体となった防護・捕獲体制の構築に取り組む。

【安全で安心な生活環境の保全】

○大気環境の保全

- ・事業者に対し、環境保全協定に基づき、汚染物質の排出削減対策を指導する。
- ・大気汚染防止法政令市等では、大気汚染の状況を把握するため、大気環境常時監視測定局により、常時監視を行う。
- ・光化学スモッグ注意報発令等の緊急時には、住民、学校等へ周知を図るなど、健康被害の防止に努める。また、PM2.5が高濃度になるおそれがある日には、光化学スモッグ注意報発令時に準じて、関係機関に連絡するとともに、住民に注意を呼びかける。
- ・ハイブリッド自動車、電気自動車等の低公害車を率先導入する。
- ・住民に対し、エコドライブの実践を呼びかける。
- ・工場、事業場や建設作業から発生する騒音、振動、悪臭について、調査測定を行い、事業者を指導する。
- ・必要に応じて市町村独自の環境保全条例(公害防止条例)により、法規制対象とならない工場、事業場や建設作業、悪臭物質について規制を行う。
- ・住民に対し、エアコン、ピアノ等の楽器、ペットの鳴き声など、近隣への騒音に配慮するよう呼びかける。
- ・道路の植栽帯や公共施設の敷地においては、できるだけ殺虫剤、除草剤等に頼らない管理に努め、やむを得ずこれらを散布する場合は、必要最小限の部位や区域にとどめる。
- ・日常生活における殺虫剤、除草剤等や化学製品の適正な使用を住民へ呼びかける。

○水環境の保全

- ・環境保全協定に基づく汚染物質の排出抑制対策の徹底を図る。
- ・下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの整備を進める。
- ・合併処理浄化槽については、単独処理浄化槽からの転換の促進と、高度処理型合併処理浄化槽の普及に努める。
- ・環境学習などを通じて水質保全のための啓発を実施する。
- ・地下水汚染の機構解明を行い、原因者による浄化対策を指導する。
- ・環境への負荷の少ない施肥技術の普及を図る。
- ・水源地の保全、地下水の涵養のため、雨水浸透施設の設置など地域からの取組を推進する。
- ・揚水ばっ氣やガス吸引等により、地下水汚染の浄化対策を実施する。

○土壤環境・地盤環境の保全

- ・環境保全協定に基づき、採取状況報告等により地下水の採取抑制の徹底を図る。
- ・揚水量削減の指導を行う。

【環境学習の推進と環境保全活動の促進】

- ・国や県とも連携し、学校教育等における環境学習の在り方を追求し、「環境を守り育てる人」を育てる場としての価値を高める。

- ・住民のニーズを機敏に把握し、地域特性に応じた環境学習の推進を図る。
- ・身近な場における講座や学習会等による機会づくり、拠点となる場や情報の提供、地域活動への協力や支援等を行う。

第3節 計画の進行管理

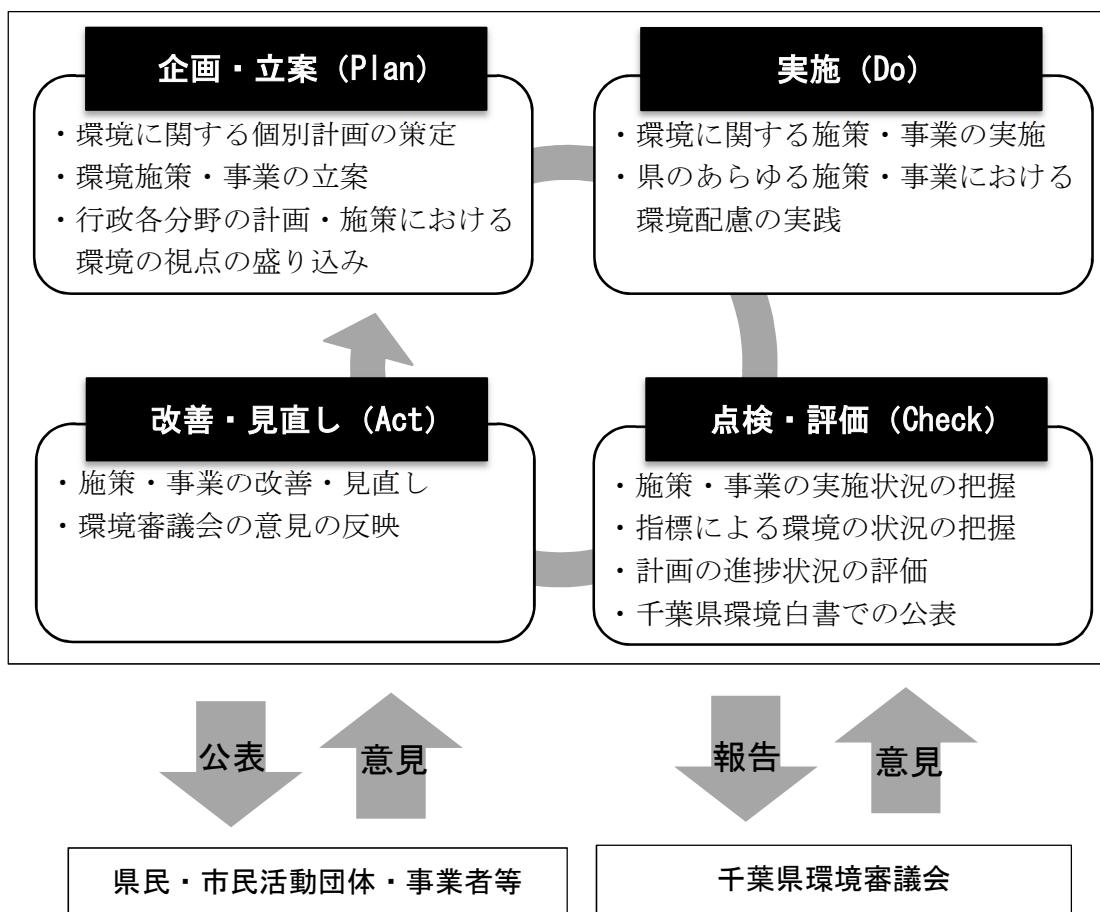
この計画を着実に推進し、「目指す環境の姿」の実現を図るために、施策及び事業の成果について定期的に把握してその評価を行い、継続的に見直しを行っていくことが必要です。

このため、本計画に掲げる県の施策の進行管理については、「千葉県環境基本計画推進会議」においてマネジメントサイクル（P D C Aサイクル）の考え方に基づき、企画・立案（P L A N）⇒実施（D O）⇒点検・評価（C H E C K）⇒改善（A C T）という一連の手続きに沿って、毎年度実施していきます。

本県の環境の状況及び各種施策の進捗状況を把握し評価するため、第4章に提示した「計画の進捗を表す指標」を活用します。

指標の設定に当たっては、可能な限り定量的な指標を設定しますが、施策等の性質によっては指標の定量化が困難であったり、適切ではない場合には、定性的な評価を行います。

進捗状況等の点検・評価の結果については、学識経験者や住民の代表者等で組織される「千葉県環境審議会」へ報告し意見を伺うとともに、千葉県のホームページや千葉県環境白書などで広く公開し、県民・事業者など各主体からの意見や提言を求め、改善に反映させます。



指標の活用

本県の環境の状況及び各種施策の進捗状況を把握し評価するため、第4章で設定した「計画の進捗を表す指標」を活用します。

1 地球温暖化対策の推進

施策名	項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
1 再生可能エネルギー等の活用	再生可能エネルギー導入量	10,864 TJ (2017年度)	21,500 TJ (2028年度)
	発電設備導入量	2,267MW	4,000MW
	太陽光発電による再生可能エネルギー導入量	8,969 TJ (2017年度)	15,000 TJ (2028年度)
	発電設備導入量	2,138MW	3,600MW
	太陽光発電以外の再生可能エネルギー導入量	1,895 TJ (2017年度)	6,500 TJ (2028年度)
	発電設備導入量	129MW	400MW
2 省エネルギーの促進	家庭の世帯当たりエネルギー消費量	37.0GJ/世帯 (2013年度)	25.9GJ/世帯 (2030年度)
	事務所・店舗等の延床面積1m ² 当たりエネルギー消費量	1.78GJ/m ² (2013年度)	1.07GJ/m ² (2030年度)
	製造業の生産量当たりエネルギー消費量	5.36PJ/指数 (2013年度)	4.82PJ/指数 (2030年度)
	自動車1台当たり燃料消費量	30.7GJ/台 (2013年度)	22.9 GJ/台 (2030年度)
	貨物自動車の輸送トンキロ当たり燃料消費量	5.63GJ/トンキロ (2013年度)	4.17GJ/トンキロ (2030年度)
	日常生活における取組状況（アンケート調査により実施している人の割合）		
	節電に努める	81.0% (2018年度)	94% (2028年度)
	冷暖房の設定温度を控えめにする	81.8% (2018年度)	90% (2028年度)
	省エネルギー性能の高い家電製品を選ぶ	68.1% (2018年度)	80% (2028年度)
	レジ袋（ポリ袋やビニール袋）をもらわない	69.5% (2018年度)	80% (2028年度)
3 温暖化対策に資する都市・地域づくり等の促進	車の運転時は、急発進・急加速をしない	68.3% (2018年度)	80% (2028年度)
	ISO14001またはエコアクション21の認証取得事業件数	620件 (2017年度)	650件 (2028年度)
	森林吸収源対策としての間伐実施面積	573ha/年 (2016年度)	900ha/年 (2021年度)
4 気候変動への適応	都市公園箇所数	6,974 箇所 (2016年度)	7,040 箇所 (2025年度)
	気候変動による影響への適応について知っている人の割合 (県政に関する世論調査)	〔参考〕国による調査 47.5% (2016年度)	100% (2028年度)
	気候変動への適応に関する計画の策定市町村数	0 市町村 (2018年度)	増加を目指します (2028年度)

2 循環型社会の構築

施策名	項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
1 3 R（リデュー ス・リユース・リ サイクル）の推進	一般廃棄物の排出量	209万t (2016年度)	181万t以下 (2028年度)
	一人1日当たりの家庭系 ごみ排出量	517g (2016年度)	440g以下 (2028年度)
	一般廃棄物の再生利用率	22.7% (2016年度)	30%以上 (2028年度)
	一般廃棄物の最終処分量	15.4万t (2016年度)	12万t以下 (2028年度)
	産業廃棄物の排出量	1,970万t (2016年度)	2,072万t以下 (2028年度)
	産業廃棄物の再生利用率	51.9% (2016年度)	61%以上 (2028年度)
	産業廃棄物の最終処分量	27.6万t (2016年度)	29万t以下 (2028年度)
	バイオマス資源の利用率	71% (2016年度)	80%以上 (2028年度)
2 廃棄物等の適正 処理の推進と 不法投棄の防止	新たな不法投棄量 (投棄量10t以上の 不法投棄箇所における 投棄量の総量)	8,731t (2016年度)	新たな不法投棄量 ゼロを目指します (早期実現)
3 残土の適正管理	無許可埋立面積	8,953m ² (2017年度)	無くします (早期実現)
4 再生土への対策 の推進	無届埋立て件数	— (2019年度) ※2020年6月頃 判明	0件 (毎年度)

3 豊かな自然環境の保全と自然との共生

施策名	項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
1 生物多様性の保全に向けた総合的施策の展開	市町村における生物多様性地域戦略の策定	7 市町村 (2017 年度)	全市町村で策定 (2028 年度)
2 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用	自然公園面積	10 地域 28, 537ha (2017 年度)	維持します (2028 年度)
	自然環境保全地域の面積	28 地域 1, 956ha (2017 年度)	維持します (2028 年度)
	自然公園センター等利用者数	59 万人 (2017 年度)	維持します (2028 年度)
3 地域の特性に応じた環境の保全	森林整備面積	974ha/年 (2016 年度)	1, 600ha/年 (2021 年度)
	農用地面積	126, 900ha (2015 年)	121, 500ha 以上 (2025 年)
	東京湾の環境基準達成率 (COD) 【再掲】	45. 5% (2017 年度) [11 水域中 5 水域で達成]	72. 7% (2028 年度) [11 水域中 8 水域で達成]
	都市公園箇所数【再掲】	6, 974 箇所 (2016 年度)	7, 040 箇所 (2025 年度)

4 野生生物の保護と適正管理

施策名	項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
1 希少野生生物の保護・回復	希少野生生物の保護回復計画の策定	3 市町村 (2017 年度)	全市町村で策定 (2028 年度)
	「生命のにぎわい調査団」の団員からのモニタリング件数	累計 95, 256 件 (2017 年度)	累計 205, 300 件 (2028 年度)
2 特定外来生物の早期防除	特定外来生物の捕獲数	アカゲザル 89 頭 アライグマ 4, 176 頭 キヨン 3, 475 頭 カミツキガメ 1, 429 頭 (2017 年度)	根絶に向けて捕獲します (2028 年度)
3 有害鳥獣対策の強化	有害鳥獣の捕獲数	イノシシ 19, 562 頭 ニホンジカ 6, 248 頭 (2017 年度)	被害状況を勘案しながら捕獲を進めます (2028 年度)
	有害鳥獣による農作物被害軽減	372 百万円 (2017 年度)	農作物被害額の減少を目指します (2028 年度)

5 安全で安心な生活環境の保全

施策名	項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
1 良好的な大気環境の確保	光化学スモッグ注意報の年間発令日数	11.6 日 (2013～2017 年度の平均)	注意報発令日数の半減 (2024～2028 年度の平均)
	浮遊粒子状物質の環境基準達成率(一般局・自排局の合計)	100% (2017 年度)	100% (毎年度)
	二酸化硫黄の環境基準達成率(一般局・自排局の合計)	100% (2017 年度)	
	一酸化炭素の環境基準達成率(一般局・自排局の合計)	100% (2017 年度)	
	二酸化窒素の環境基準達成率(一般局・自排局の合計)	100% (2017 年度)	
	二酸化窒素の県環境目標値達成率(一般局・自排局の合計)	89.4% (2017 年度)	100% (2028 年度)
	微小粒子状物質の環境基準達成率(一般局・自排局の合計)	92.3% (2017 年度)	
	大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査の実施率	全施設数の 39% (2017 年度)	全施設数の 33%以上 (毎年度)
	揮発性有機化合物の排出量	10,801 t (2016 年度)	前年度より減少させます (毎年度)
	エコドライブ実践事業者の割合	91% (2016 年度)	100% (2028 年度)
2 良好的な水環境の保全	河川の環境基準達成率(BOD)	77.1% (2017 年度) [70 水域中 54 水域で達成]	91.4% (2028 年度) [70 水域中 64 水域で達成]
	印旛沼の水質(COD)	13mg/L (2017 年度 COD75% 値)	5 年ごとに策定する湖沼水質保全計画の水質目標値を達成しつつ、環境基準をできるだけ早期に達成します (2030 年度) 〔参考〕第 7 期湖沼水質保全計画の水質目標値は現況 14mg/L(2015 年度)に対し 13mg/L(2020 年度) 環境基準 3mg/L 以下 : 75% 値

施策名	項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
2 良好的な水環境の保全	手賀沼の水質（COD）	9.7mg/L (2017年度 COD75%値)	5年ごとに策定する湖沼水質保全計画の水質目標値を達成しつつ、環境基準をできるだけ早期に達成します (2030年度) [参考] 第7期湖沼水質保全計画の水質目標値は現況9.3mg/L(2015年度)に対し9.0mg/L(2020年度) 環境基準5mg/L以下:75%値
	東京湾の環境基準達成率（COD）	45.5% (2017年度) [11水域中5水域で達成]	72.7% (2028年度) [11水域中8水域で達成]
	県全域の汚水処理人口普及率	88.0% (2017年度)	93.3% (2024年度)
	地下水の環境基準達成率	85.9% (2017年度) [参考]全国値93.9%(2016年度)	全国値並みの達成率を確保します (2028年度)
3 良好的な土壤環境・地盤環境の保全	2cm以上の地盤沈下面積	10.2k m ² (2016年度)	0k m ² (毎年度)
4 騒音・振動・悪臭の防止	自動車騒音の環境基準達成率	91.3% (2016年度)	達成率を向上させます (毎年度)
	航空機騒音の環境基準達成率	成田空港周辺 58% 羽田空港周辺 100% 下総飛行場周辺 91% 木更津飛行場周辺 100% (2016年度)	成田空港周辺 達成率を向上させます (毎年度) 羽田空港周辺 100% (毎年度) 下総飛行場周辺 100% (2028年度) 木更津飛行場周辺 100% (毎年度)
	騒音・振動・悪臭の苦情件数	1,746件 (2016年度)	減少させます (毎年度)
5 化学物質・放射性物質への対策	ベンゼン、トリクロロエチレン等の環境基準達成率	ベンゼン、トリクロロエチレン等(計4物質) 100% (2017年度)	100% (毎年度)
	アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー等の指針値達成率	アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー等(計9物質) 100% (2017年度)	100% (毎年度)

施策名	項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
5 化学物質・放射性物質への対策	ダイオキシン類の環境基準達成率	ダイオキシン類 (一般大気環境 100%) (公共用水域水質 93.7%) (公共用水域底質、 地下水、土壤 100%) (2017 年度)	100% (毎年度)
	有害化学物質の排出量 (P R T R 制度による 届出排出量)	5,587 t (2016 年度)	前年度より 減少させます (毎年度)

6 環境保全のための基盤的、横断的な施策の推進

施策名	項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
1 環境学習の推進と環境保全活動の促進	県が主催・共催する環境学習に関する行事の参加者数	24,590人 (2017年度)	25,000人 (毎年度)
	日常生活活動の中で、環境に配慮して行動を心掛けている人の割合	79.7% (2018年度)	90.0% (2028年度)
2 環境保全の基盤となる施策の推進	ちば環境再生基金による助成事業の実施件数	64件 (2017年度)	累計700件 (2019～2028年度)
3 環境と経済の好循環の創出	最終エネルギー消費量当たり県内総生産	22.5百万円/TJ (2015年度) [参考] 県内総生産 194,470億円 最終エネルギー消費量 865,443TJ (2015年度)	増加させます (2028年度)
	バイオマス資源の利用率 【再掲】	71% (2016年度)	80%以上 (2028年度)
	再生可能エネルギー導入量【再掲】	10,864TJ (2017年度)	21,500TJ (2028年度)
	発電整備導入量	2,267MW	4,000MW
	事務所・店舗等の延床面積1m ² 当たりエネルギー消費量【再掲】	1.78GJ/m ² (2013年度)	1.07GJ/m ² (2030年度)
4 災害時等における環境問題への対応	製造業の生産量当たりエネルギー消費量 【再掲】	5.36PJ/指標 (2013年度)	4.82PJ/指標 (2030年度)
	災害廃棄物処理計画の策定市町村数	3市町村 (2017年度)	全市町村 (2020年度)

第五次環境基本計画の概要

2018年4月
環 境 省



未来のために、いま選ぼう。



限りある資源を未来につなぐ。
今、僕らにできること。



第五次環境基本計画の全体構成

環境基本計画について

- ・環境基本計画とは、環境基本法第15条に基づき、**環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等**を定めるもの。
- ・計画は**約6年ごとに見直し**（第四次計画は平成24年4月に閣議決定）。
- ・平成29年2月に環境大臣から**計画見直しの諮問**を受け、中央環境審議会における審議を経て、平成30年4月9日に**答申**。
- ・答申を踏まえ、平成30年4月17日に**第五次環境基本計画を閣議決定**。

第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向

- 現状と課題認識（我が国が抱える課題は相互に連関・複雑化。SDGs、パリ協定などの国際的な潮流）。
- 今後の環境政策の展開の基本的考え方（イノベーションの創出、経済・社会的課題との同時解決）。

第2部 環境政策の具体的な展開

- ①分野横断的な6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定。
- ※重点戦略の展開にあたっては、パートナーシップ（あらゆる関係者との連携）を重視。
- ※各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指す。
- ②環境リスク管理等の環境保全の取組は、「重点戦略を支える環境政策」として搖るぎなく着実に推進。

第3部 計画の効果的実施

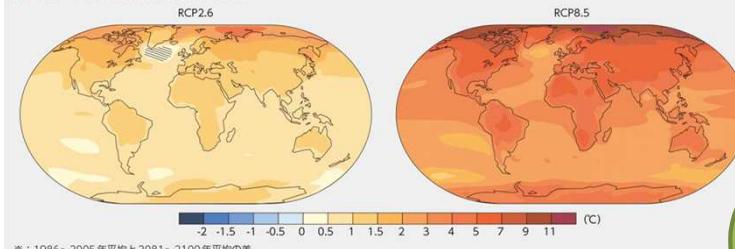
- 国及び各主体による取組の推進、計画の点検・指標の活用、計画の見直しについて記載。
- 「重点戦略」に係る点検は、優良事例のヒアリングを中心に実施。

第4部 環境保全施策の体系

- 環境保全施策の全体像を体系的に記載。

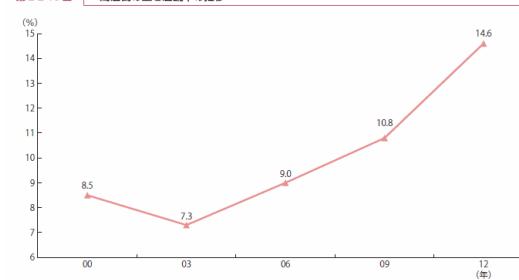
我が国が抱える環境・経済・社会の課題

図1-1-3 平均地上気温変化分布^aの変化



平均地上気温変化分布の変化(H29環境白書より)

第2-2-18図 商店街の空き店舗率の推移



商店街の空き店舗率の推移
(中企庁HPより)

経済の課題

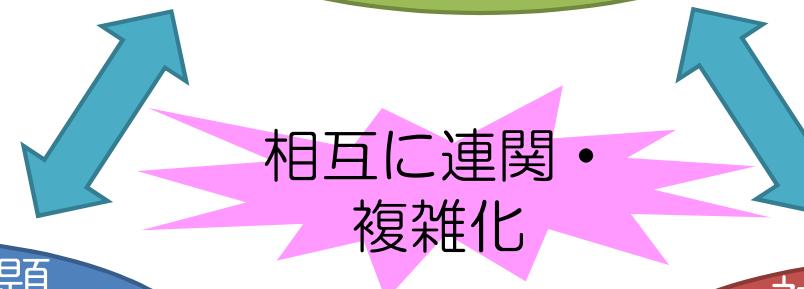
- 地域経済の疲弊
- 新興国との国際競争
- AI、IoT等の技術革新への対応
など

環境の課題

- 温室効果ガスの大幅排出削減
- 資源の有効利用
- 森林・里地里山の荒廃、野生鳥獣被害
- 生物多様性の保全 など



ニホンジカによる被害
(環境省HPより)



社会の課題

- 少子高齢化・人口減少
- 働き方改革
- 大規模災害への備え など

我が国人口の長期的推移
(国交省HPより)



H29年7月九州北部豪雨
(国交省HPより)

環境・経済・社会の
統合的向上が求められる！



人工知能のイメージ(産総研HPより)

持続可能な社会に向けた国際的な潮流

- 2015年9月 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択
※ 複数の課題の統合的解決を目指すSDGsを含む。
- 2015年12月 「パリ協定」採択
※ 2°C目標達成のため、21世紀後半には温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す。



パリ協定が採択されたCOP21の首脳会合でスピーチする安倍総理
(写真:首相官邸HPより)

新たな文明社会を目指し、大きく考え方を転換(パラダイムシフト)していくことが必要。

第五次環境基本計画の基本的方向性

目指すべき社会の姿

1. 「地域循環共生圏」の創造。
2. 「世界の範となる日本」の確立。

※ ① 公害を克服した歴史
 ② 優れた環境技術
 ③ 「もったいない」など循環の精神や
 自然と共生する伝統
 を有する我が国だからこそできことがある。

3. これらを通じた、持続可能な循環共生型
 の社会（「環境・生命文明社会」）の実現。

本計画のアプローチ

1. SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化。

- 環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーションを創出
 → 経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決を図る。
 → 将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていく。

2. 地域資源を持続可能な形で最大限活用し、経済・社会活動をも向上。

- 地方部の維持・発展にもフォーカス → 環境で地方を元気に！

3. より幅広い関係者と連携。

- 幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化



地域循環共生圏

○ 各地域がその特性を生かした強みを発揮
 → 地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成
 → 地域の特性に応じて補完し、支え合う

第五次環境基本計画における施策の展開

- 分野横断的な6つの重点戦略を設定。

→ パートナーシップの下、環境・経済・社会の 統合的向上を具体化。

→ 経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からイノベーションを創出。

6つの重点戦略

①持続可能な生産と消費を実現する

グリーンな経済システムの構築

- ESG投資、グリーンボンド等の普及・拡大
- 税制全体のグリーン化の推進
- サービサイジング、シェアリング・エコノミー
- 再エネ水素、水素サプライチェーン
- 都市鉱山の活用 等



②国土のストックとしての価値の向上

- 気候変動への適応も含めた強靭な社会づくり
- 生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)
- 森林環境税の活用も含めた森林整備・保全
- コンパクトシティ・小さな拠点 + 再エネ・省エネ
- マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等



③地域資源を活用した持続可能な地域づくり

- 地域における「人づくり」
- 地域における環境金融の拡大
- 地域資源・エネルギーを活かした収支改善
- 国立公園を軸とした地方創生
- 都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用
- 都市と農山漁村の共生・対流 等



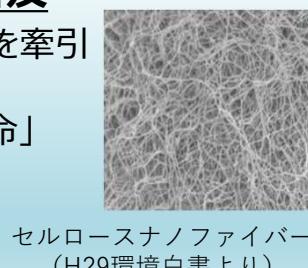
④健康で心豊かな暮らしの実現

- 持続可能な消費行動への転換
(倫理的消費、COOL CHOICEなど)
- 食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進
- 低炭素で健康な住まいの普及
- テレワークなど働き方改革 + CO2・資源の削減
- 地方移住・二地域居住の推進 + 森・里・川・海の管理
- 良好な生活環境の保全 等



⑤持続可能性を支える技術の開発・普及

- 福島イノベーション・コーズ構想→脱炭素化を牽引
(再エネ由来水素、浮体式洋上風力等)
- 自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」
- バイオマス由来の 化成品創出
(セルロースナノファイバー等)
- AI等の活用による生産最適化 等



⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と 戦略的パートナーシップの構築

- 環境インフラの輸出
- 適応プラットフォームを通じた適応支援
- 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ
- 「課題解決先進国」として海外における
「持続可能な社会」の構築支援 等



重点戦略を支える環境政策

環境政策の根幹となる環境保全の取組は、揺るぎなく着実に推進

○気候変動対策

パリ協定を踏まえ、地球温暖化対策計画に掲げられた各種施策等を実施

長期大幅削減に向けた火力発電（石炭火力等）を含む電力部門の低炭素化を推進

気候変動の影響への適応計画に掲げられた各種施策を実施



フロンガス回収
(環境省HPより)

○循環型社会の形成

循環型社会形成推進基本計画に掲げられた各種施策を実施



廃棄物分別作業
(環境省HPより)

○生物多様性の確保・自然共生

生物多様性国家戦略2012-2020に掲げられた各種施策を実施



絶滅危惧種
(イタセンパラ)

○環境リスクの管理

水・大気・土壤の環境保全、化学物質管理、環境保健対策



水環境保全
(環境省HPより)

○基盤となる施策

環境影響評価、環境研究・技術開発、環境教育・環境学習、環境情報 等



環境教育
(環境省HPより)

○東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応

中間貯蔵施設の整備等、帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備、

放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策、資源循環を通じた被災地の復興、

災害廃棄物の処理、被災地の環境保全対策等 等



中間貯蔵施設
土壤貯蔵施設

(参考資料)
重点戦略の概要

重点戦略①：持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築

- 持続可能な生産と消費のパターンを確保するため、経済社会システムのイノベーションを実現し、**資源生産性**や**炭素生産性**の向上を目指す。
- **再生可能エネルギー**や**省エネルギー**は、地球温暖化対策の柱であると同時に、エネルギー安全保障や産業競争力の強化にも寄与。
- **金融・税制**を活用して経済システムのグリーン化を進めていく。



燃料電池自動車と水素ステーション
(九州大学HPより)

(1) 企業戦略における 環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化

○ 環境ビジネスの拡大

- ・環境ビジネスの市場規模の把握、優良事例の水平展開

○ バリューチェーン全体での環境経営の促進

- ・企業別中長期削減目標の策定、バリューチェーン排出量の算定・削減の取組の促進、環境マネジメントシステムの導入促進

○ サービサイジング、シェアリング・エコノミー

- ・新たなビジネス形態の低炭素化、省資源への貢献の見える化



サイクルポート（環境省HPより）

○ グリーン購入・環境配慮契約

○ グリーン製品・サービス・

環境インフラの輸出促進

- ・二国間政策対話、

地域内フォーラム等の活用 等

(3) 金融を通じたグリーンな経済システムの構築

○ ESG投資の普及・拡大

- ・環境情報に基づく投資家と企業の対話を活性化するプラットフォームの整備等

○ グリーンプロジェクトへの投融資の促進

- ・低炭素化プロジェクトへの支援、グリーンボンドの発行・投資支援

(2) 国内資源の最大限の活用による 国際収支の改善・産業競争力の強化

○ 徹底した省エネルギーの推進

- ・温対法の地方公共団体実行計画、省エネ法

○ 再生可能エネルギーの最大限の導入

- ・送電網の広域運用、自立分散型の再生可能エネルギー導入

○ 水素利用の拡大

- ・定置用燃料電池、燃料電池自動車の技術開発・普及促進、CO₂フリー水素の技術開発・実証

○ バイオマス利活用

- ・木質バイオマスやバイオガスの活用による発電・熱利用の拡大

○ 循環資源の利活用、都市鉱山

- ・小型家電リサイクルの推進

(4) グリーンな経済システムの基盤となる**税制**

○ 税制全体のグリーン化の推進



風力発電（環境省HPより）

重点戦略②：国土のストックとしての価値の向上

- 環境に配慮するとともに、経済・社会的な課題にも対応するような国土づくりを行う。
- 都市のコンパクト化やストックの適切な維持管理・有効活用による持続可能で魅力あるまちづくりを推進する。
- 自然環境が有する多様な機能を有効に活用した防災・減災力の強化等、環境インフラやグリーンインフラ等を活用し、強靭性（レジリエンス）を向上させる。

(1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持

○自然資本の維持・充実・活用

- ・ストックとしての自然資本の持続可能な利用の推進、環境に配慮するとともに経済・社会的な課題にも対応する国土利用の推進

○森林環境税の活用も含めた森林の整備・保全

- ・多様で健全な森林づくり

○生態系ネットワークの構築

○海洋ごみ対策等の海洋環境の保全

○健全な水循環の維持又は回復

○人口減少下における土地の適切な管理と自然環境を保全・再生・活用する国土利用

○侵略的外来生物への対策



里地里山の保全再生

○平時から事故・災害時まで一貫した安全の確保

- ・廃棄物処理システムの強靭化、国土強靭化と低炭素化で整合的な取組を推進

(2) 持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり

○コンパクトで身近な自然のある都市空間の実現

- ・コンパクトシティの形成

○「小さな拠点」の形成

- ・「集落生活圏」の維持、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入支援

○交通網の維持・活用等

- ・複数の公共交通機関の事業者間の連携、自転車の利用促進



富山ライトレール
(環境省HPより)

○ストックの適切な維持管理・有効活用

- ・既存のインフラにおける長寿命化、防災機能の向上、省エネルギー化の推進等のストックの価値向上

(3) 環境インフラやグリーンインフラ等を活用したレジリエンスの向上

○グリーンインフラやEco-DRRの推進

- ・生態系を活用した防災・減災



○気候変動の影響への適応の推進

- ・農業や防災など、各分野における適応の推進 等

湿地再生による洪水緩和 (環境省HPより)

- 地域資源の質を向上させ、地域における自然資本、人工資本、人的資本を持続可能な形で最大限活用する。
- 循環資源や再生可能資源の活用により地域循環共生圏の主要な部分の形成に貢献する。

(1) 地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用

○ 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入

- ・地域のエネルギー収支の改善、災害時のレジリエンスの向上



ソーラーシェアリング
(環境省HPより)

○ 地域新電力の推進

○ 営農型太陽光発電の推進

○ 未利用系バイオマス資源を活用した地域づくり

- ・木質バイオマス資源を自立分散型エネルギーとして活用

○ 廃棄物系バイオマスの活用をはじめとした地域における資源循環

- ・リユース、リサイクルなどの循環資源、再生可能資源を地域で循環利用

(2) 地域の自然資源・観光資源の最大限の活用

○ 国立公園等を軸とした地方創生

- ・世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化 地域経済の活性化と自然環境保全の好循環の創出

○ エコツーリズムなど各種ツーリズムの推進

- ・地域固有の自然資源などを活かした持続的な地域づくりの推進、グリーンツーリズムやブルーツーリズム等の取組の推進



阿寒摩周国立公園
(環境省HPより)

○ 自然に育まれた多様な文化的資源の活用

- ・地域の自然に根ざした風土、地域固有の多様な歴史や文化の継承・活用

○ 環境保全や持続可能性に着目した地域産業の付加価値向上

- ・自然資本を活用した6次産業化の促進

○ 抜本的な鳥獣捕獲強化対策

- ・捕獲従事者の育成・確保、獣種の特性に応じた捕獲対策の推進

(3) 都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり

○ 森・里・川・海をつなぎ、支える取組

- ・森・里・川・海の地域資源の持続的な活用

○ 都市と農山漁村の共生・対流

- ・都市と農山漁村の相互貢献による共生

○ 人づくりによる地域づくり

- ・多様なステークホルダーとの連携を図りながら、持続可能な地域づくりを担う人づくりを行う

○ 地域における環境金融の拡大

- ・地域金融機関等における環境金融に係る理解の促進



自然体験行事の様子
(環境省HPより)

重点戦略④：健康で心豊かな暮らしの実現

- **ライフスタイルのイノベーション**を創出し、環境にやさしく、健康で質の高いライフスタイル・ワークスタイルへの転換を図る。
- **森・里・川・海などの自然の価値**を再認識し、人と自然、人と人のつながりを再構築する。
- 人々の健康と心豊かな暮らしを脅かす**環境リスク**を評価し、予防的取組を推進する。

(1) 環境にやさしく健康で**質の高い生活**への転換

○持続可能なライフスタイルと消費への転換

- ・人・社会・環境に配慮した消費行動の促進 等



○食品ロスの削減

- ・食品ロス削減に関する目標の設定、
食品ロスの発生量の把握等の推進 等

○低炭素で健康な住まい

- ・ZEHの普及の推進、高齢者向け
住宅等の高断熱・高気密化の推進 等

○徒歩・自転車移動等による健康寿命の延伸

- ・温室効果ガスの削減、健康増進や混雑緩和への貢献 等

○テレワークなど働き方改革等の推進

- ・通勤交通に伴うCO₂排出や紙の使用量の削減、
環境面における効果の「見える化」 等

(2) **森・里・川・海**とつながるライフスタイルの変革

○自然体験活動、農山漁村体験等の推進

- ・自然体験のための社会的なシステムを構築 等

○森・里・川・海の管理に貢献する地方移住、 二地域居住等の促進

- ・二地域生活・二地域居住や地方移住に
必要となる一元的な情報提供や相談支援
の充実の推進 等



「つなげよう、支えよう森里川海アンバサダー」任命式（環境省HPより）

○新たな木材需要の創出及び 消費者等の理解の醸成の推進

- ・CLTなど木材の利用拡大、
「木づかい運動」や「木育」の推進 等

(3) 安全・安心な暮らしの基盤となる**良好な生活環境**の保全

○健全で豊かな水環境の維持・回復

- ・生物の生息・生育環境の評価、維持・回復 等

○国内外の総合的な対策等

○廃棄物の適正処理の推進

- ・廃棄物処理施設の高度化、広域化・集約化、長寿命化
排出事業者責任の徹底、高齢化社会対応 等

○化学物質のライフサイクル全体での包括的管理

- ・化学物質の適正な利用の推進 等

○マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の推進

- ・実態把握調査、回収処理・発生抑制対策、国際連携の推進 等

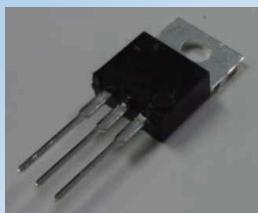
○ヒートアイランド対策

重点戦略⑤：持続可能性を支える技術の開発・普及

- 我が国の課題の解決にも資する**環境技術の開発・普及**を推進。
- 人工知能等のICTも活用しつつ、**Society 5.0の実現**を目指す。
- 課題解決先進国として、優れた環境技術で**世界の環境問題の改善**にも貢献。

(1) 持続可能な社会の実現を支える最先端技術開発

- エネルギー利用の効率化とエネルギーの安定的な確保
 - ・省エネ技術（窒化ガリウムデバイス等）
 - ・再エネの高効率・低成本化
 - ・福島イノベーション・コート構想・脱炭素化を牽引（再エネ由来水素、浮体式洋上風力等）
- 気候変動への対応
 - ・二酸化炭素を分離・固定化・有効利用する技術等の温室効果ガスの抜本削減に資する技術
- 資源の安定的な確保と循環的な利用
 - ・省資源化技術、より安全な代替素材技術
- AI、IoT等のICTの活用
 - ・AIなどの活用による生産最適化
- 新たな技術の活用による「物流革命」等
 - ・自動運転、ドローンの活用による物流全体の低炭素化



エネルギー消費を大幅に削減できる
窒化ガリウムデバイス
(環境省HPより)



二酸化炭素
分離回収施設
(環境省HPより)

(3) 技術の早期の社会実装の推進

- 標準化推進や規制の合理化等による普及・展開の加速
 - ・技術を社会実装し、普及・展開を加速するため、標準化推進や規制の合理化等を政府一丸となって推進

(2) 生物・自然の摂理を応用する技術の開発

- バイオマスからの高付加価値な化成品の生産
 - ・セルロースナノファイバー、バイオマスプラスチック等
バイオマス由来の化成品創出
- 革新的なバイオ技術の強化・活用
 - ・ICTとの融合により潜在的な生物機能を最大限活用
- 自然の摂理により近い技術の活用
 - ・生物の優れた機能等を模倣する技術（バイオミメティクス）等を活用した低環境負荷技術
- 生物多様性の保全・回復
 - ・生態系サービス等の持続可能な管理・利用技術
- 生態系を活用した防災・減災等
 - ・工法、維持管理手法、機能評価手法の確立



潮害防備保安林（沖縄県石垣市）
(環境省HPより)

○ 技術の評価・実証に関する支援等

重点戦略⑥：国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

- 国際的なルール作りへの積極的関与・貢献と、途上国における持続可能な社会の構築を支援。
- 国内で実現した地域循環共生圏のモデルをパッケージとして世界に展開し、持続可能な地域づくりに貢献する。

(1) 国際的なルール作りへの積極的関与・貢献

○国際的なルール作りの議論への積極的関与

- ・国際交渉に積極参加
- ・我が国の強みを活かせるルールの構築を目指し、国際的な合意形成に貢献

○国際的なルールの基盤となる科学的知見の充実・積極的提供

- ・IPCC、IPBES等に対するインプット・支援、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズによる継続的な観測体制の確立を通じた科学的知見の充実・積極的提供



温室効果ガス観測技術衛星2号「GOSAT-2」
(JAXA HPより)

(2) 海外における持続可能な社会の構築支援

○我が国の優れたインフラの輸出

- ・JCM等の活用による環境インフラの輸出



JCM合同委員会の開催
(環境省HPより)

○途上国の緩和策の支援

- ・制度・技術・資金のパッケージ化を通じて基盤整備を行う

○途上国における適応支援、我が国の優良事例の国際展開

- ・「SATOYAMAイニシアティブ」の推進



「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ」発足式典 (環境省HPより)

○途上国における制度構築・能力開発支援、意識啓発

- ・途上国と協働してイノベーションを創出

袖ヶ浦市が目指す環境像及び基本目標の検討状況について

1 袖ヶ浦市が目指す環境像の考え方について

(1) 現在、パブリックコメントを行っている袖ヶ浦市基本構想（案）では、市が目指す将来の姿を、「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦」としています。（1ページ）

また、環境面においては、豊かな大地や里山など緑が広がる住みやすい環境を守るとともに、市民一人ひとりのライフステージに応じて、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けるまちを目指すこととしています。（1ページ）

(2) 袖ヶ浦市基本構想（案）の参考資料2「前期基本計画の検討状況について」では、「環境保全」と「廃棄物・リサイクル」の2項目を定めています。（3ページ）

また、目指すまちの姿については、以下のように検討しており、参考に掲載します。

項目	目指すまちの姿【参考】
環境保全	市民の力により豊かな自然環境が保全されるとともに、地球にやさしい持続可能な社会がつくりだされています。
廃棄物・リサイクル	ごみの減量化・資源化の促進や不法投棄の減少により、環境にやさしい循環型社会が形成されています。

(3) 平成31年3月に実施した袖ヶ浦市環境基本計画改定準備アンケート調査報告書（以下「市民・事業者アンケート」という。）においては、「袖ヶ浦市の望ましい環境としてイメージされる言葉」について、市民や事業者から多く寄せられたキーワードとして、次のものが挙げられます。

「豊かな」、「自然」、「緑」、「安心」、「安全」、「未来」、「やさしい」、「美しい」、「共存」、「調和」、「快適」、「工業」、「共生」、「里山」、「環境都市」、「地球環境」、「協働」、「環境」

(4) 袖ヶ浦市環境条例第3条では、基本理念を次のように定めています。下線部分については、環境像を例として設定するに当たって検討した事項となります。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。

3 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

(5) 環境像の例について

骨子案における環境像の例の設定に際しては、袖ヶ浦市基本構想（案）、市民・事業者アンケートや袖ヶ浦市環境条例の基本理念を基に、袖ヶ浦市の市民や事業者等にとって、「市が目指す将来の姿」を環境面から実現していくため、本計画の環境像を例として挙げています。

例 1) みんなでつくる 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦

例 2) 豊かな自然と産業を次世代へつなぐまち 袖ヶ浦

例 1)

○「みんなでつくる」

- ・市民参加型の計画であることを示しています。
- ・市民、事業者及び市のそれぞれの主体が連携して、環境問題に取り組んでいくことを表しています。

○「豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち」

市の豊かな自然環境や生き物を大切にし、環境問題に積極的に取り組むことで、経済のほか、健康や福祉などの社会的課題も同時に解決していくまちの姿を表しています。

例 2)

○「豊かな自然と産業」

市の豊かな自然環境や生き物を大切にし、環境問題に積極的に取り組むことや、産業面としては、臨海部の日本を代表する重化学コンビナートである京葉臨海工業地帯の一部を担っていることを表しています。

○「次世代へつなぐ」

大人や子どもが、環境意識を持って積極的に参加し、袖ヶ浦市環境条例第3条の基本理念で示している「環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう」にするということを表しています。

2 基本目標の考え方について

「環境像」を実現するために、本市では様々な環境施策を実施します。骨子案では、基本目標の設定に際し、袖ヶ浦市基本構想（案）の参考資料「次期総合計画策定におけるこれまでの取組みについて」、「前期基本計画の検討状況について」、市民・事業者アンケートや千葉県環境基本計画を基にして、「環境像」を実現していくための案として掲げています。

(1) 袖ヶ浦市基本構想（案）の参考資料1の「次期総合計画策定におけるこれまでの取組みについて」では、次のように記載しています。下線部分については、（仮称）第2次袖ヶ浦市環境基本計画骨子案（以下「骨子案」という。）における基本目標と整合を図っています。

- ・時代の潮流（11頁）
 - (5) 環境問題に対する意識の高まり 地球規模での気候変動や環境問題が深刻化する中で、温室効果ガスの排出の抑制をはじめとした「低炭素社会」の構築や、限りある資源を有効活用し環境負荷の低減を図る「資源循環型社会」の形成が重要となっています。また、日常生活においても、再生可能エネルギーの活用や消費電力が少ない電化製品への転換、エコバッグの普及やリサイクルの実践などの取組みが浸透してきており、環境問題への意識はますます高まっています。

- ・今後のまちづくりに向けた課題（24頁）
 - (7) 豊かな自然の継承と環境問題への対応本市の豊かな自然環境と美しい田園風景は、本市が誇るべき大きな魅力の一つとなっています。これらを次世代に引き継いでいくためには、市民と協力しながら環境美化活動や里山等の保全活動などにより、住宅地と自然との調和を図り、自然と共生するまちづくりを進めていく必要があります。

また、世界的な環境問題が深刻化する中で、これまで本市で取り組んできた大気・水質等の監視や、資源循環型社会の形成に向けたごみの減量化やリサイクルの推進、地球温暖化対策に向けた温室効果ガスの排出量削減の取組みなどについて、さらなる充実が求められています。

(2) 袖ヶ浦市基本構想（案）の参考資料2の「前期基本計画の検討状況について」（6頁）における「取組みの方向性」について、骨子案における基本目標と次のとおり整合を図っています。

「前期基本計画の検討状況について」		(仮称) 第2次袖ヶ浦市環境基本計画 骨子案
項目	取組みの方向性	基本目標
環境保全	<ul style="list-style-type: none">(1) 自然環境の保全と共生(2) 快適で安全に生活できる環境の維持(3) 市民参加による環境美化活動の推進	<ul style="list-style-type: none">← 自然環境、地球環境「(1) 豊かな自然と共生するまち」「(3) 地球環境を思いやるまち」 <ul style="list-style-type: none">← 生活環境「(2) 快適で安全に生活できるまち」 <ul style="list-style-type: none">← 環境意識と行動「(5) 市民参加による環境保全活動を推進するまち」
廃棄物・リサイクル	<ul style="list-style-type: none">(1) ごみの減量化・再資源化の推進(2) ごみ処理体制の整備(3) し尿処理の適正化(4) 廃棄物不法投棄の防止	<p>】</p> <p>循環型社会の構築</p> <p>「(4) 環境にやさしい循環型社会を形成するまち」</p>

(3) 千葉県環境基本計画

千葉県環境基本計画における取組の展開方向として、次のように掲げられています。骨子案における基本目標と、次のとおり整合を図っています。

千葉県環境基本計画（平成31年3月策定）	(仮称) 第2次袖ヶ浦市環境基本計画 骨子案
取組の展開方向	基本目標
政策1 地球温暖化対策の推進	← 地球環境 「(3) 地球環境を思いやるまち」
1 再生可能エネルギー等の活用 2 省エネルギーの促進 3 温暖化対策に資する都市・地域づくり等の促進 4 気候変動への適応	
政策2 循環型社会の構築	← 循環型社会の構築 「(4) 環境にやさしい循環型社会を形成するまち」
1 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進 2 廃棄物等の適正処理の推進と不法投棄の防止 3 残土の適正管理 4 再生土への対策の推進	
政策3 豊かな自然環境の保全と自然との共生	← 自然環境 「(1) 豊かな自然と共生するまち」
1 生物多様性の保全に向けた総合的施策の展開 2 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用 3 地域の特性に応じた環境の保全	
政策4 野生生物の保護と適正管理	← 自然環境 「(1) 豊かな自然と共生するまち」
1 希少野生生物の保護・回復 2 特定外来生物の早期防除 3 有害鳥獣対策の強化	
政策5 安全で安心な生活環境の保全	← 生活環境 「(2) 快適で安全に生活できるまち」
1 良好的な大気環境の確保 2 良好的な水環境の保全 3 良好的な土壤環境・地盤環境の保全 4 騒音・振動・悪臭の防止 5 化学物質・放射性物質への対策	
政策6 環境保全のための基盤的、横断的な施策	← 環境意識と行動 「(5) 市民参加による環境保全活動を推進するまち」
の推進	
1 環境学習の推進と環境保全活動の促進 2 環境保全の基盤となる施策の推進 3 環境と経済の好循環の創出 4 災害時等における環境問題への対応	

(4) 基本目標（案）について

基本目標（案）の設定に際しては、袖ヶ浦市基本構想（案）、市民・事業者アンケートや千葉県環境基本計画との整合を図り、本計画の基本目標を骨子案において掲げています。